令和４年２月改訂

石川の学校安全指針

－かけがえのない子どもたちの命を守ろう－



石川県教育委員会

はじめに

本県では、児童生徒が安全な生活を送る基盤を育むため、平成１３年１１月、国が「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を策定したことを受け、平成１４年３月に「石川の学校安全管理指針」を策定し、各学校における安全体制の整備をはじめ、学校や家庭・地域・関係機関等が連携を図りながら、安全に関する教育の充実に取り組んできました。

その後、平成２１年４月の学校保健安全法の施行により、学校安全の分野が明確に規定されたことに伴い、国では、平成２２年３月に「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を改訂し、これまで以上に学校安全の充実を図ることが求められることとなりました。

こうしたことから、本県では、平成２３年８月に「石川の学校安全指針（暫定版）」を策定し、生活安全・交通安全・災害安全の３領域における児童生徒への安全指導や教職員の安全管理の充実を図り、学校保健安全法や学習指導要領に即した内容を盛り込むとともに、平成２５年８月には、東日本大震災を踏まえた災害安全の内容を拡充して「石川の学校安全指針（確定版）」を作成（平成３０年４月一部改訂）し、学校安全の充実に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、不審者が児童生徒に危害を及ぼす事件、登下校中の交通事故、さらには、地震や津波、台風などの自然災害等、児童生徒を取り巻く環境には、多くの危険が潜んでおり、安全を確保することは、継続して取り組むべき課題となっております。

今回の「石川の学校安全指針」の改訂では、平成３１年３月に改訂された、国の「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」や令和２年以降、国が作成し、既に各学校へ通知した、アレルギー疾患、熱中症対策、危機管理マニュアルの見直しに関するガイドライン等の内容を盛り込んでおり、各学校においては、引き続き、児童生徒等の安全確保と安全管理に万全を期すため、本指針が十分に活用されるよう期待します。

令和４年２月

石川県教育委員会　教育長　徳田　博

目　次

第１章【総説】

第１節　学校安全の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

１　安全教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２　安全管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

３　組織活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

４　学校安全の３領域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第２節　学校安全計画の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

１　学校安全計画の内容【必須の記載事項】 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

２　学校安全計画の策定・実施にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

第３節　危機管理マニュアルの作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

１　危機管理マニュアル作成にあたってのポイント ・・・・・・・・・・・・・ ６

２　危機管理マニュアル見直しの考え方・手順 ・・・・・・・・・・・・・・・ ７

第４節　安全教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

１　安全教育の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

２　各段階等における安全教育の重点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

３　教育課程における安全教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

４　安全教育の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

第５節　安全管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

１　安全管理の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

２　学校環境の安全管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

３　学校環境における安全管理の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２

４　通学路の安全管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４

第６節　学校安全の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８

１　安全教育の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８

２　安全管理の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９

３　安全管理の評価の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０

第２章【生活安全】

第１節　生活安全に関する安全教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

１　生活安全に関する安全教育の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

２　生活安全に関する安全教育の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

第２節　学校生活に関する安全管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３

１　学校生活の安全管理の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３

２　学校生活の安全管理の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４

３　不審者侵入防止に関する安全管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３６

４　事故等発生時の危機管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３８

第３節　生活安全に関する評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５４

１　校内事故に関する安全管理の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５４

２　不審者侵入防止に関する安全管理の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ５４

３　不審者侵入の未然防止や侵入時の対応ポイント　・・・・・・・・・・・・・・　５５

第３章【交通安全】

第１節　交通安全に関する安全教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

１　交通安全に関する安全教育の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

２　交通安全に関する安全教育の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

３　交通安全指導（ 参考資料 ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

第２節　交通安全に関する安全管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

１　校外学習中の交通事故に対する日頃からの備え　・・・・・・・・・・・・・・　６２

２　校外学習中における交通事故発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

第３節　交通安全に関する評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５

１　通学路の安全管理に関する評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５

２　校外学習時の安全確保に関する評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

第４章【災害安全】

第１節　災害安全に関する安全教育（防災教育）　・・・・・・・・・・・・　６８

１　災害安全の構造図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

２　防災教育のねらい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９

３　防災教育推進上の留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１

４　家庭、地域社会と連携した指導の機会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１

５　防災教育に関する指導計画の作成にあたっての配慮事項　・・・・・・・・・　７２

６　避難訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

第２節　災害安全に関する安全管理（防災管理）　・・・・・・・・・・・・　７７

１　災害発生に備えた安全管理（事前の危機管理）　・・・・・・・・・・・・・・　７７

２　災害発生時の対応（発生時の危機管理）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０

３　災害別の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２

（１）火災発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２

（２）地震、津波発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３

（３）風水害への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

（４）土砂災害への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５

（５）火山災害への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０６

（６）原子力災害への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７

（７）弾道ミサイル発射に係る対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５

（８）学校への犯罪予告・テロへの対応について　・・・・・・・・・・・・・・１１９

４　災害発生後の対応（事後の危機管理）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１

５　特別支援学校・特別支援学級における事故等発生時の留意点　・・・・・・・・１２４

６　災害発生時の通信手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２７

第３節　災害安全に関する評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９

１　防災教育の評価の観点と内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９

２　地震・津波災害に備えたチェック項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

３　原子力災害に備えたチェック項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１

第５章【心のケア】

第１節　事故等発生時における心のケア　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

１　事故等発生時における心のケアの意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

２　事故等発生時における心のケアの基本的理解　・・・・・・・・・・・・・・・１３２

３　事故等発生時におけるストレス症状への対応　・・・・・・・・・・・・・・・１３５

４　事故等発生時における心のケアの留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

第２節　事故等発生時における心のケアの実践　・・・・・・・・・・・・・・・１３８

１　組織的な心のケア対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８

２　学校における心のケアの基本的な体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８

３　災害時における心のケアの進め方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

４　危機発生時における健康観察のポイント　・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１

５　平常時の心の健康づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１

６　心の健康状態の把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２

７　児童生徒等の心のケアに関する対応の方法【学校種別の対応例】　・・・・・１４２

第６章【組織活動】

第１節　学校における体制整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４

１　校内の協力体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４

２　教職員研修　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５

第２節　家庭・地域・関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

１　家庭、地域等との連携・協働　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

２　ＰＴＡとの協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７

３　児童生徒等や保護者との合同研修　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７

４　地域の住民やボランティア等との連携方策　・・・・・・・・・・・・・・・・１４７

５　内容別の地域関係機関・団体との連携先　・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

６　地域に根ざした安全教育と関係機関・団体との連携　・・・・・・・・・・・・１５０

７　教育委員会・設置者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１

第３節　地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動　・・・・・・・・・１５２

１　地域学校安全委員会とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

２　地域学校安全委員会の効果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

３　地域学校安全委員会の設置方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

４　地域学校安全委員会の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

５　効果的な活動例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５３

目　次

【 資　料 】

◇　学校安全計画（例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６
◇　学校安全に関する基本的指導事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６
◇　学校行事における安全上の配慮事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６９
◇　学校における転落事故防止のために　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７１
◇　安全点検実施要領（例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２
◇　安全点検表（例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
◇　学校保健安全法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４
◇　学校保健安全法施行規則（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７５
◇　幼稚園教育要領（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７５
◇　防災を含む安全に関する教育（小学校）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
◇　防災を含む安全に関する教育（中学校）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８
◇　防災を含む安全に関する教育（高等学校　学習指導要領（抄））　・・・・・・・１８２
◇　防災を含む安全に関する教育（特別支援学校　学習指導要領（抄））　・・・・・１８４
◇　子ども１１０番の家　活動マニュアル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８７
◇　文部科学省　防犯教材「大切ないのちとあんぜん」　・・・・・・・・・・・・・１８８
◇　気象庁　「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」　・・・・・・・・・・・・・１８９
◇　気象庁　「キキクルのうす紫は警戒レベル４相当！自ら避難の判断を！」　・・１９０
◇　第九管区海上保安本部　「離岸流に注意しましょう！」　・・・・・・・・・・・１９１
◇　金沢海上保安部/七尾海上保安部　「離岸流にご注意ください！」　・・・・・・１９２
◇　石川県環境部自然環境課　「クマにご注意!!」　・・・・・・・・・・・・・・・１９３
◇　気象庁　「緊急地震速報」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９４
◇　警察署　一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９５
◇　石川県警察ＩＰ防犯ネットワーク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９６
◇　関係機関　一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９７
◇　児童生徒の事故ならびに非行問題行動等の報告について　・・・・・・・・・・２０１
◇　児童生徒の事故報告（様式例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０２
◇　学校での救急事例の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０３
◇　ＤＭＡＴ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４
◇　一次救命処置の手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０５
◇　心肺蘇生法の手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６

第１章　　総　　説

第１節　学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の３領域の１つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成など様々な分野との連携も必要となる。

学校安全の活動は、

○児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育

○児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理

○両者の活動を円滑に進めるための組織活動

という３つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。また、校内組織、家庭・地域社会と連携を図る組織などの活動との関連付けも図るべきである。

１　安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

また、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒等独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる。

２　安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

安全管理は、

○児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理

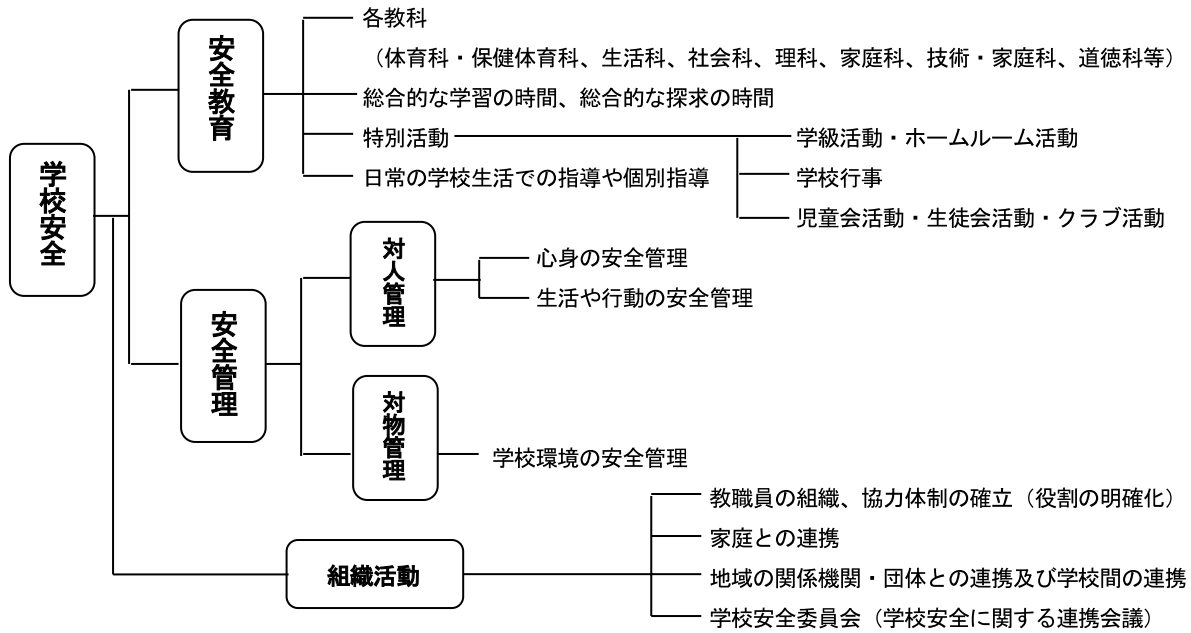
○学校の環境の管理である対物管理

から構成される。

３　組織活動　参照 P144

安全教育や安全管理は、内容、対象となる場、行われる機会などが多様であることから、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

学校安全の体系



４　学校安全の３領域

学校安全の領域としては「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の３つの領域が挙げられる。

○「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

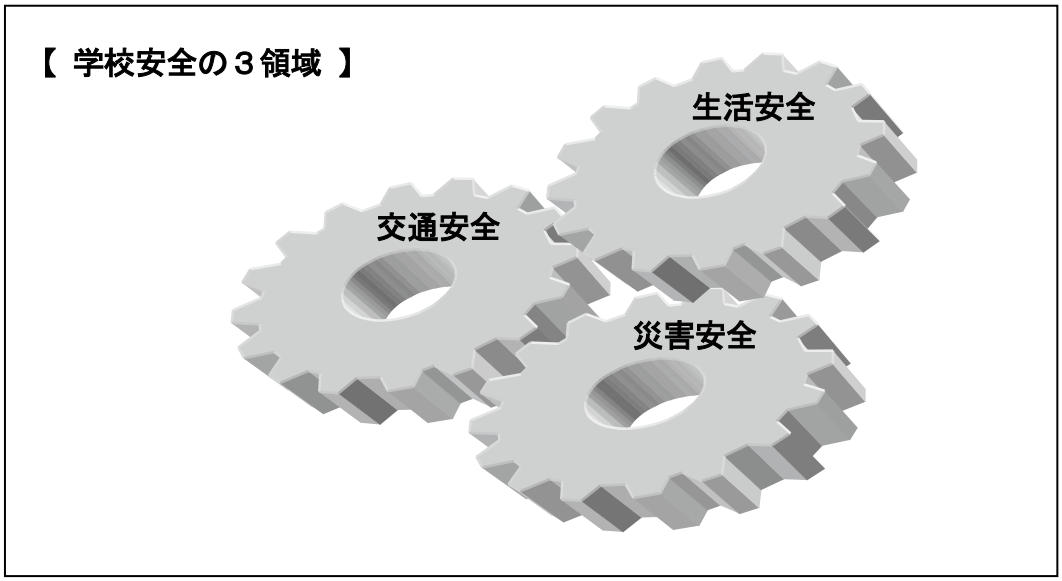
○「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

○「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやＳＮＳの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

なお、水泳事故、学校給食における食中毒・アレルギー事故の詳細、薬物乱用、児童生徒等間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校体育、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うことが適切であると考えられることから、本指針では詳細には取

り扱わない。ただし、事故等への対応の基本的な考え方は共通するところも多いことから、危機管理マニュアルに記載して同様に対応することも考えられる。また、事故等を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて学校保健や生徒指導等の関連領域と連携し、学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要がある。



第２節　学校安全計画の作成

資料 P156～P168

学校安全計画は、学校保健安全法第２７条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

学校安全計画は、①安全管理そのものの計画的、合理的かつ円滑な実施のために必要であること、②安全教育の目標や各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するために必要であること、③安全教育、安全管理、組織活動と調整を図り、一体的かつ効果的に実施するために必要であること等の趣旨を踏まえて立案する。

また、学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である。（学校保健安全法第２７条）

1　学校安全計画の内容【必須の記載事項】

1　安全教育に関する事項

（1）学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

（2）学年別・月別の指導事項

①　特別活動における指導事項

- 学級（ホームルーム）活動における指導事項
 （生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- 部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

②　課外における指導事項

③　個別指導に関する事項

（3）その他必要な事項

2　安全管理に関する事項

（1）生活安全

- 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- 各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
- 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- その他必要な事項

（2）交通安全

- 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- その他必要な事項

（3）災害安全

- 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- その他必要な事項

※　災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

※　危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

（4）通学の安全

- 通学路の設定と安全点検
- 通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※　交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

３　安全に関する職員研修等の組織活動

- 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- 保護者対象の安全に関する啓発事項
- 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- その他必要な事項

２　学校安全計画の策定・実施にあたって

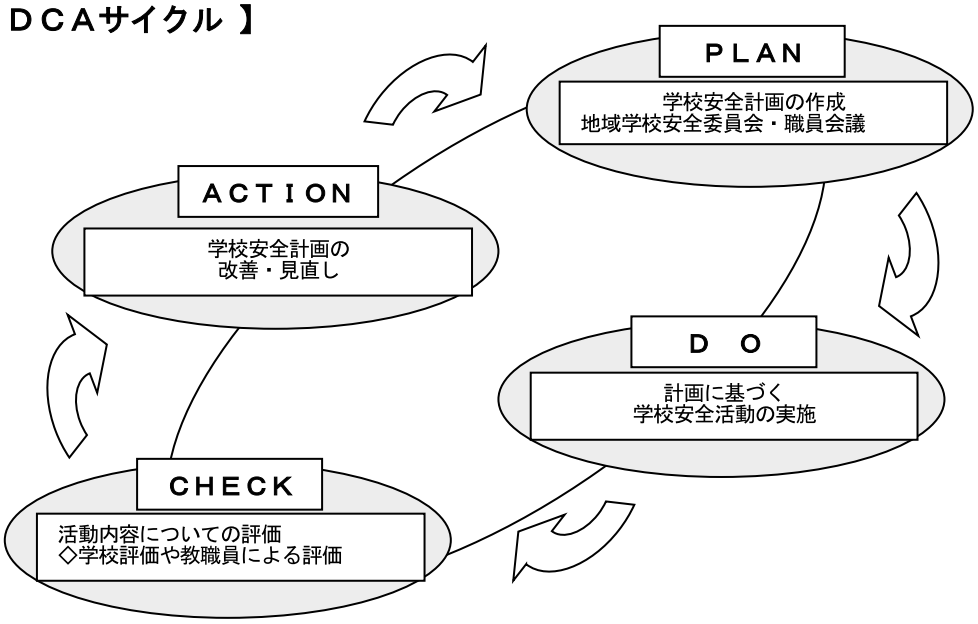
学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることが求められていることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図ることが重要であることから、各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地域住民と共有し、学校安全計画の内容について、協議への参画を要請したり、周知したりすることが必要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、

計画（ＰＬＡＮ）ー実施（ＤＯ）ー評価（ＣＨＥＣＫ）ー改善（ＡＣＴＩＯＮ）

のＰＤＣＡサイクルの中で、指導や訓練等計画に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

【 ＰＤＣＡサイクル 】



第３節　危機管理マニュアルの作成

学校保健安全法第２９条（資料Ｐ１７４）において、学校は「危機管理マニュアル」を作成するものとされている。

危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。このため、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。また、新年度のできる限り早期に、全教職員が危機管理マニュアルにおける必要な事項を共通に理解しておくことが必要である。また、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しを実施することが必要である。併せて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

危機管理マニュアルは、各学校の実情を踏まえて作成する。また、学校は、一度作成した後もＰＤＣＡサイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要であるが、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。

なお、危機管理マニュアルの作成にあたっては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）」を参考にすること。

１　危機管理マニュアル作成にあたってのポイント

作成に当たってのポイント
○各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や身体を守るための具体的な対応について検討する。 ※　学校の立地等によっては、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させることが必要。また、教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応する。 ○事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。 ※　危機管理マニュアルは、危機管理の三つの段階に応じて対応が必要な事項を具体的に検討し、作成する。 ※　事故等の発生時は、行動中にマニュアルを見る時間的余裕はないことから、役割分担や対応の優先順位を考え、単純で分かりやすいマニュアルにしておくことが重要である。

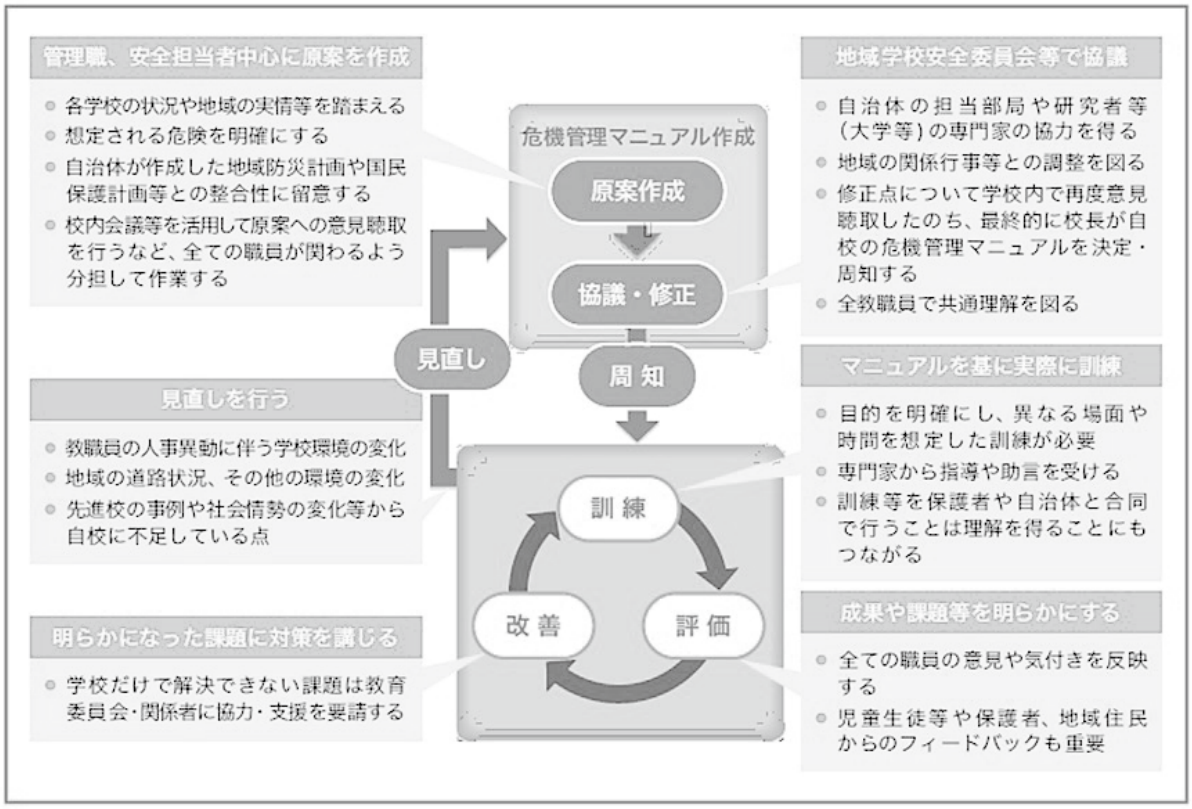
※　事後の危機管理においては、発生原因の究明や従来の安全対策の検証に加えて、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められる。

〇全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。

〇家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。

2　危機管理マニュアル見直しの考え方・手順

見直し・改善のポイント
〇人事異動等による分担や組織の変更はないか。 〇施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。 〇地域や関係機関との連携に変更はないか。 〇防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。 〇他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。



（出典：「学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）」）

第４節　安全教育

１　安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することである。具体的には以下の３つの資質・能力が挙げられる。

（１）　様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識・技能）
（２）　自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）
（３）　安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）

２　各段階における安全教育の重点

（１）幼稚園　資料 P156・P175

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に伝えることができるようにする。

（２）小学校　資料 P158・P176

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

（３）中学校　資料 P160・P178

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

（４）高等学校　資料 P162・P182

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

（５）特別支援学校及び特別支援学級　資料 P164・P184

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

３　教育課程における安全教育

（１）幼稚園　資料 P156・P175

幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」ことがねらいとして示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」こと、内容の取扱いにおいては「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」が挙げられている。

（２）小学校　資料 P158・P176

小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）総則第１の２の（３）において、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

（３）中学校　資料 P160・P178

中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）総則第１の２（３）において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

（４）高等学校　資料 P162・P182

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）総則第１款の２（３）において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探求の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校・中学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

（５）特別支援学校　資料 P164・P184

①幼稚部

特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年文部科学省告示第72号）において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、健康な心と体「幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」こととしている。

②小学部・中学部

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）総則第２節の２（３）において「学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における

食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は教科等横断的な視点で学校の教育活動全体を通じて行われなければならない。

特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校小学部の生活科において、１段階「身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること。」「安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。」、２段階「身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。」「安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。」、３段階「日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心掛けること。」「安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」「避難訓練」などを取り扱い、「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実際の生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活を送る上での基本的な事項であり、直接、生命に関わることであるため、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、その状況に合わせて指導する必要がある。そのほか、避難訓練の重要性を知るとともに、教師等の指示に従って避難することなどを身に付けて、災害時に適切な行動ができるようにすることなども取り扱う必要がある。

4　安全教育の進め方

（1）安全教育の基本的な進め方

①学校教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うものである。

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。

なお、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなど、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。さらに、校内における安全教育と家庭や地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。

②安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することを目指すが、個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を関連付けて進めることは日常生活での事故を減らす上で欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

ア　安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
イ　継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
ウ　日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。

（２）各教科等における指導

資料 P156～168・P175～186

安全に関する指導については、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとしている。特に、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童生徒等を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要であるとしている。その際、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（「カリキュラム・マネジメント」）に努めることが重要である。

特に、事故等の原因や防止の仕方、事故発生時の応急手当の方法に関する理解や、危険予測と回避の方法については、体育科・保健体育科において計画的に実施されることが必要である。また、他の教科等においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する指導を行う。

（３）特別活動における指導

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

特別活動の各活動・学校行事は、一人一人の児童生徒等の学級（ホームルーム）や学校の生活の向上・充実に向け、諸問題への対応や課題解決の仕方などを自主的、実践的に学ぶ活動内容によって構成されている。

特別活動では、各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の生活上の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活や実社会で活用できるものにする役割を果たすものである。例えば「防災」に関しては、社会科で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び、理科で自然災害につながる自然の事物・現象の働きや規則性などを学んだりしたことを生かしながら災害に対してどのように身を守ったらよいのか、実際に訓練しながら学

ぶ。こうしたことを通して、各教科等で学んだ知識や技能などの資質・能力が、実生活において活用可能なものとなっていく。安全教育についても、各教科等の特質に応じて育まれた資質・能力を、実践的な集団活動を通して、統合的で汎用的な力に変え、実生活や実社会で活用できるようにすることが求められる。

①学級（ホームルーム活動）における安全に関する指導

学級活動（ホームルーム活動）は、生活や学習に共に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級（ホームルーム）」で行われる活動である。学級（ホームルーム）生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことを協働して実践したり、個々の児童生徒が直面する諸課題などについて自己を深く見つめ、意思決定したことを実践したりすることを自主的、実践的に取り組む活動を通して、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものである。

（小学校）

小学校においては、学級・学校生活における安全に関する問題に自ら気付き、必要な情報を進んで収集し、よりよい解決方法を考えて、安全を保持増進するために的確な意思決定や行動選択を行うなどの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力については、例えば、防災を含め、日常及び災害時の安全確保には正しい知識が大切であることを理解することなどが考えられる。

安全に関する指導としては、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する内容が挙げられるほか、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。

なお、安全に関する指導については、関係団体や外部講師等の協力を得て実施される健康教室、防災教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。また、防犯や交通安全、防災の指導を行うに当たっては、保護者や地域と連携するなどして作成した安全マップを活用するなど、日常生活で具体的な実践ができるよう工夫することが大切である。

（中学校）

中学校においては、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、例えば、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることな

どが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること等の題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果を基にした話合い、危険を感じた体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通した学習、ロールプレイングなど様々な方法に活動が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める活動が考えられる。

なお、安全に関する指導については、小学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

（高等学校）

高等学校においては、中学校と同様に、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、中学校において記載した指導上の工夫に加え、地域の安全や防災に関わる活動において、既に高校生が力を発揮している事例を取り上げることも有効である。

なお、安全に関する指導については、小・中学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

②学校行事における安全に関する指導　資料 P169～P171

学校行事は、全校又は学年（高等学校においては全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団）を単位として行うものである。学校行事における様々な体験は、児童生徒等の心を育て、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育む機会になるとともに、学級（ホームルーム）集団はもとより学年や全校の集団を育成し、よりよい人間関係を形成する上で効果的な場である。

学校行事は、（１）儀式的行事、（２）文化的行事、（３）健康安全・体育的行事、（４）遠足・集団宿泊的行事、（中・高等学校においては「旅行・集団宿泊的行事」）（５）勤労生産・奉仕的行事から構成されており、全ての学年においてこの５つの種類の学校行事を行うものとしている。

このうち、（３）健康安全・体育的行事については、学習指導要領において、「心身の

健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること」と示されている。

小・中・高等学校において行われる健康安全・体育的行事における安全に関する指導としては、交通安全教室、避難訓練や防災訓練、防犯等の安全に関する訓練等が考えられる。

事件や事故、災害等の非常時から身を守ることなどについてその意義を理解し、必要な行動の仕方などを身に付ける等の資質・能力の育成を目指すため、健康安全・体育的行事における安全に関する指導においては、下記のような点に留意しつつ、家庭や地域との結び付きの強いもの、他校や他機関との関連において実施するものなどの機会を通して、相互の理解や連携を促進することはもとより、積極的に改善を図るなど、学校行事として、また児童生徒の集団活動としての教育的価値を高めるようにすることが重要である。

（小学校）

避難訓練など安全や防災に関する学校行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。特に、交通安全指導や防犯指導については、学年当初より日常の安全な登下校ができるよう継続して適切な指導を行うようにする。さらに、遠足・集団宿泊的行事における宿泊施設等からの避難の仕方や地理的条件を考慮した安全の確保などについて適宜指導しておくことも大切である。

地域の環境や地形、自然災害等に応じた避難訓練や地域住民と共同して実施する防災訓練などは、特に重視して行うようにする。

（中学校）

自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

（高等学校）

最近の事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの緊急事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けさせること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

③児童（生徒）会活動における安全に関する指導

児童（生徒）会活動は、異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指すものである。児童（生徒）会活動において、安全に関わる内容を取り扱う場合、教師の適切な指導の下、児童生徒の自発的、自治的な活動によって、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の諸問題を解決しながら、学校生活の改善・充実を図る活動が考えられる。具体的には、例えば、委員会や代表委員会において、児童生徒が学校の実態に即し、廊下歩行など、児童生徒が学校生活の中で当面している安全に関する問題を取り上げて話し合い、学校生活の向上につなげ、児童生徒の安全意識や実践意識を高めることが考えられる。

安全に関する問題を取り上げて話し合い、解決する活動においては、単に安全に対するきまりや禁止事項をつくることにならないように配慮する必要がある。問題の現状と原因の把握、問題解決のための方法、実践化を促す活動などについて話し合い、児童生徒が自主的に安全で楽しい学校生活を創造することができるような指導を行うことが大切である。

また、ボランティア活動や地域の人々との交流など社会貢献や社会参画に関する行動は、児童生徒が地域や社会の一員であるということの自覚と役割意識を高め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を育むとともに、自己実現を図る上で大切な活動である。防災や交通安全などの地域ボランティアに参加することで、自らの安全だけでなく地域社会の安全に視野を広げ、地域や社会の形成者として、地域や社会生活をよりよくしようとする態度を育むことができる。

（4）日常の学校生活における安全に関する指導

これまで述べてきた教科や特別活動等における安全に関する指導のほかにも「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」「休み時間」等の日常の学校生活における指導も考えられる。学級活動（ホームルーム活動）における指導とは異なるが、１単位時間の指導内容や学校行事等の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。

①「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」等の指導

「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」の時間を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

ア　児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示や表現の仕方を工夫する。

イ　１単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るように工夫する。

ウ　学校行事等における指導内容との関連に配慮する。

エ　児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

②休み時間等の指導

休み時間等を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

ア　児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指導する。

イ　児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

③安全に関する個別指導の配慮

児童生徒等において、多動と注意力不足等がみられる場合には、その実態をよく把握するとともに、個別の児童計画を作成し安全上の指導が必要である。特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

ア　障害のある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や援助を活用する。

イ　個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的､組織的に行う。

（５）幼稚園における安全に関する指導

幼稚園においては、安定した情緒の下で、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開される必要がある。特に、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての安全指導を中心とし､幼稚園教育のねらいが総合的に達成されるようにすることが大切である。したがって、幼稚園における安全に関する指導は、遊びや園生活を通して、幼児一人一人の実態に即して日常的、重点的に行われるものである。具体的には、幼児が自分で状況に応じ機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かし遊ぶことを通して、危険な場所、事物、状況などが分かり、そのときにとるべき最善の行動について体験を通して学び取っていくことが大切である。

また、交通安全の習慣を身に付けるために、日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに､家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要である。さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から

身を守る対処の仕方を身に付けるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して幼児の安全を図る必要がある。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、学校安全計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要である。なお、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが必要である。

第５節　安全管理

１　安全管理の目的

学校における安全管理の目的
児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすること。

安全管理には、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠である。例えば、学校環境については、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことに十分留意することが必要である。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。さらに、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、できる限り、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実する面もある。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（第５条２）
「学校の管理下における災害の範囲」

●学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

例
- **・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中**
- **・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除）**

●学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

例
- **・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導**

●休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

例
- **・始業前、業間休み、昼休み、放課後**

●通常の経路及び方法により通学する場合

例
- **・登校（登園）中、下校（降園）中**

●その他、これらの場合に準ずる場合（文部科学省令で定める場合）

例
- **・学校の寄宿舎にあるとき**
- **・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中**
- **・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき**

２　学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

（１）安全点検の種類と対象　資料 P172～P174

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。**学校保健安全法施行規則**（以下「規則」という。）に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に例えば次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対　象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期１回以上 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期１回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない **（規則２８条第１項）**

	毎月１回 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記規則に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う **（規則２８条第２項）**
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない **（規則２９条）**

定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行われなければならない。日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。また、臨時の安全点検については、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

（２）安全点検の方法

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせることとなる。

目視による点検	**地面の凹凸や、ゆがみ、亀裂、ささくれ、金具・鎖等の摩耗、器械等の作動、外柵の破損等を様々な角度から注視して点検する。**
打音による点検	**ハンマー等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等がないかを点検する。**
振動・負荷・作動等による点検	**揺り動かす、ぶら下がる、押す、引く、捻る、実際に動かしてみる等、負荷を加えて点検する。**
専門家による点検	**遊具や固定施設の構造上、確認しにくい破損、老朽化、金属疲労、腐食、亀裂等の状態等について、定期的又は臨時に点検を依頼する。**

（３）安全点検の留意事項

①点検表の工夫

安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする。

また、安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善することが必要である。

②安全点検の体制

対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、学校の教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合もある。判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を行う必要がある。

③安全点検後の改善措置

学校環境の安全の確保については、

> **学校保健安全法第２８条**
>
> **「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」**

と規定されている。

学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要があり、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

３　学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を次表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要がある。

（１）校舎内等の安全管理

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館（遊戯室）等が考えられる。これらは、児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行う。

教室（保育室）	□床や腰板などの状態	□釘、びょう等の危険の有無
	□教室の窓枠	□窓からの転落の危険性
	□窓ガラスの破損の危険性	□出入口の扉の危険性
	□机、戸棚、その他の備品の配置	□机、いすの破損の有無

廊下、階段、 昇降口、ベランダ	□廊下の窓枠の破損の有無 □フェンスの危険の有無 □廊下や階段、昇降口、ベランダ等に踏み台となるような物の有無 □額等掲示物の固定不全
便所、水飲み場	□周囲の危険物や昇降口との関係 □水飲み場、洗口場、手洗い場等の床の状態（滑らないように）
屋上	【 常時児童生徒等が使用している場合 】 □金網の高さ □天窓の管理 □床やフェンスなどの破損の有無 【 使用しない場合 】 □屋上への出入口の施錠等
給食室	□調理器具の保管状態 □ねずみや害虫等の駆除 □防虫網の整備 □刃物類の始末 □火気の後始末や電気・ガス使用の管理 □運送用のコンテナの取扱い
特別教室等	【 理科室、技術室、家庭科室、図画工作室等 】 □薬品戸棚の管理 □電源・ガスなどの安全装置 □刃物類の管理 □危険標識等の整備 □実験用の危険薬品や保健室の薬品の管理
体育館（遊戯室）	□床板や壁面の破損状況 □電源等の安全 □体育施設や体育用具の破損の有無 □取付け口や固定口の破損の有無
校舎等の外壁	□校舎・園舎の外壁の亀裂 □表面仕上げ材の浮きによる剥落等の危険の有無

（2）校舎外等の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要である。

運動場・園庭等	□地面の勾配 □凹凸の状態 □排水の状態、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去　など
遊具、体育等の固定施設、移動施設	【 固定施設 】 □遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔などの塔の状態 【 移動施設 】 □サッカー、ハンドボールのゴール等の固定の状態、破損の有無等
運動用具倉庫 用具室	□整理・整とん状況 □施錠状況 □用器具等の保管状態や取扱い □児童生徒等の出入状況
プール	□浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか □プールの中に危険物や異物混入はないか □排水口、プールサイドが安全な状態に保たれているか
足洗い場	□周囲の危険物の有無 □排水の状態 □周囲が滑りやすくなっていないか　など

4　通学路の安全管理

参照 P65

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理が主な対象となる。

（1）通学路の設定

通学路の設定とその安全確保に当たっては、教育委員会・学校、保護者等は、警察やボランティア等からの情報提供や実際に通学路の状況を把握して、次表のとおり交通事情等、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、土砂崩れや河川の氾濫など防災の観点について考慮し、関係者等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定する。

交通事情等を考慮する	□できるだけ歩車道の区別がある □区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる □遮断機のない無人踏切を避ける □見通しの悪い危険箇所がない □横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている
誘拐や傷害などの犯罪被害等を考慮する	□不審者に遭遇しやすい危険箇所（入りやすく見えにくい場所）を避ける □落書き、散乱ゴミ、放置自転車など管理が行き届いていない場所や、地域の関心が薄い場所を避ける

（２）通学路の安全確保

学校は、児童生徒等が充実した学校生活を送るためにも、保護者や警察、道路管理者等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、次表を参考に通学路の安全を確保することが重要である。

特に、通学路の交通安全を確保するためには、教育委員会、学校、ＰＴＡ、警察、道路管理者その他必要な者で構成される推進体制を確実に構築し、その下で地域ごとに策定された基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく取組を実施することが重要である。

通学路の合同点検等の結果を踏まえ、学校においては、児童生徒等に対し、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにすること等が求められる。

安全確保のための指導	□児童生徒等一人一人の通学方法を把握し、危険な箇所については通学路の変更や安全確保のための指導を行う □通学路の安全マップを作成し、要注意箇所や「子ども１１０番の家」等の緊急避難場所、緊急時の対処法の指導などを児童生徒等に周知する □部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方を指導する □集団登下校の方法や留意事項（道路事情、交通事情、規律ある行動等）について指導を行う □安全教育を計画的に実施し、危険予測・回避能力を身に付けさせる
家庭・地域・関係機関と連携した安全確保の対策	□保護者や警察、道路管理者等の関係機関との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立し、定期的に通学路の合同点検を行う □通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する □場所や状況により交通規制を要請する □特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する □障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する □保護者・関係機関等との連携を円滑に行い、地域全体で児童生徒等の登下校を見守る体制を整備する □自然災害発生時には、臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更、保護者の同伴登下校、教職員の引率等を行い適切に対処する

（３）通学の手段に応じた安全管理

通学手段（交通手段）に応じた安全管理では、次の事項に配慮する必要がある。

徒歩通学	□悪天候時等の状況における安全確保の検討
自転車通学	□通学における使用のきまりの遵守 □自転車に関する道路交通法等の規則の遵守とマナーの徹底 参照 P57～P61 □ヘルメット・雨具の着用（傘さし運転の禁止） □車両点検、保険加入、防犯登録 □駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 □歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
バス・電車等による通学	□乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動等の注意 □歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
二輪車・自動車による通学	□通学における使用のきまりの遵守 □車両点検、保険加入 □駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 □歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 ※歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意する。 参照 P59

（４）地域全体で見守る体制の整備等

登下校時の、交通事故や災害、不審者等から児童生徒等の大切な生命を守り、安全を確保するためには、集団登下校や保護者の同伴等による安全な登下校方策の策定、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等を進める必要がある。

そのため、学校と保護者、教育委員会、警察や道路管理者、自治体の安全安心まちづくり担当部局等の関係機関、地域の関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、学校周辺、通学路での安全を確保するなどの組織的な活動が必要である。

また、情報の収集・共有化を進めるため、迅速性・確実性に配慮し、学校、家庭、地域関係団体等が電子メール・ＳＮＳ等を活用することや、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した防犯の取組を検討すること等も登下校時の安全を確保するために有効である。

◆通学路安全点検表（例）

点検事項		評定
1	関係機関、保護者などとの協議によって選定（指定）されているか。	A　B　C
2	集団登校等、学校や地域の実態に応じた通学方法が選定されているか。	A　B　C
3	通学路の安全マップが作成されているか。	A　B　C
4	必要なスクールゾーンが検討・設置されているか。	A　B　C
5	必要な横断歩道や信号機・遮断機が設置されているか。	A　B　C
6	ガードレール・カーブミラーや標識などに破損等の不備はないか。	A　B　C
7	道路標示が薄れて見えにくくなっていないか。	A　B　C
8	橋梁の高欄の高さが十分か、また、隙間から落ちる危険性はないか。	A　B　C
9	側溝への転落の危険性や蓋の間に隙間・段差はないか。	A　B　C
10	歩行者用信号機の青時間の長さは短くないか。	A　B　C
11	児童等が安全に歩行できるように、車道と歩道の区別がされているか。	A　B　C
12	道路工事の箇所については、児童等の通学の安全が確保されているか。	A　B　C
13	横断歩道橋や通路の破損や不備はないか。	A　B　C
14	歩道上に危険物や放置自転車など通行の妨げとなるものはないか。	A　B　C
15	人通りが極端に少なく、寂しい箇所はないか。	A　B　C
16	地下道の照明の不備などがないか。	A　B　C
17	通学路上の「こども110番の家」など地域の安全確保の取組が周知されているか。	A　B　C
18	雑草や植樹が通行の支障や周りからの死角となっていないか。	A　B　C
19	不審者出没の情報が学校に入るシステムが構築されており、通報と同時に対応・点検する体制がとれているか。	A　B　C
20	通学地域別に、通学・防犯についての指導が定期的に実施されているか。	A　B　C
21	登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロール等の協力を得ているか。	A　B　C
22	学校行事等により登下校が不規則になる場合には、前もって保護者や地域住民等のボランティアに連絡するなどの対策を講じているか。	A　B　C
23	定期的に点検を実施したり、必要に応じて随時点検を実施しているか。	A　B　C
24	点検により、好ましくない状況が発見された場合は、教育委員会への連絡、関係機関への要請等を行い、通学路の環境整備を行っているか。	A　B　C

評定の基準　A：良好　　B：校内で要検討　　C：関係機関へ問い合わせまたは要望

第６節　学校安全の評価

１　安全教育の評価

（１）安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意義の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。

安全教育の評価においては、事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。例えば、安全に関する知識・技能、態度等は、安全教育を評価する上で基本的かつ重要な内容である。また、児童生徒等の行動が事故防止に直接つながることが期待できる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善する上で貴重な資料となる。

また、学校安全計画に盛り込まれたことが（１）適切に実施されていたか、（２）内容や方法が適切であったか、（３）指導体制が確立していたか、（４）日程や時間に問題がなかったか、（５）活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか、（６）安全教育に関する活動の連携が図れていたかなどは学校安全計画の検証・改善の視点として非常に重要である。こうした視点をもって、児童生徒等の状況、事故等に関する客観的数値と実際の取組を合わせて検証し、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることが安全教育の質的向上の観点からも非常に重要である。

（２）安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。また、ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることもできる。質問紙法や面接法は、安全教育によって児童生徒等が身に付けた知識や態度を把握する上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は児童生徒等の主観的なものになりがちである。一方観察法は、特に児童生徒等の実際の行動等を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その児童生徒等の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方

法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。安全教育の評価項目としては、生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して、次のような内容を挙げることができる。

1	日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
2	現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
3	日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
4	自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

また、学校教育の評価とあわせ、指導計画についても見直していく必要がある。その際、評価を行う項目としては次のような内容が挙げられる。

1	全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
2	訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
3	安全管理との連携が図れているか。
4	児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
5	指導の内容や方法に問題はないか。
6	指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
7	保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

2　安全管理の評価

（1）安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改

善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

（2）安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

	評価の観点	評価の内容
1	安全管理計画の評価	○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか ○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか ○計画されたことが実行され、明確に記録されたか
2	安全点検の評価	○点検項目は適切であったか ○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか ○全教職員の共通理解の下に実施されたか
3	事件・事故災害情報管理の評価	○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

3　安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検証すべきである。評価の担当者は、項目への関わりを考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員が評価に関わることもある。

また、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も、適宜検討されるべきである。安全管理評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的な方法の検討の際には、以下のような情報が有用である。

ア　計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
イ　計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
ウ　安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
エ　児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
オ　事件や事故・災害の発生状況

このほか、事前の安全管理の事項として、体制整備、教職員研修、避難訓練、などが挙げられる。

第２章　　生活安全

第１節　生活安全に関する安全教育

１　生活安全に関する安全教育の目標

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

２　生活安全に関する安全教育の内容

区　　分	ね ら い	内　　容
教科学習時・総合的な学習時の安全	各教科・総合的な学習時・児童（生徒）会活動時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする。	施設・設備と学習用具の安全
		施設・設備と学習用具の点検と整備
		運動や実習・実験・校外学習のときの安全
児童（生徒）会活動等 の安全		児童（生徒）会活動の安全
		クラブ活動等の安全
		活動計画の立て方と活動の安全
学校行事における安全	学校行事等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	運動会、校内競技大会等の安全
		遠足・旅行・集団宿泊時の事故とその防止
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全
		服装や健康の状態と事故の防止
始業前や放課後等、休み時間、清掃活動の安全	始業前や放課後等、休み時間、清掃活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動
		学校生活での事故と安全な行動
		清掃活動の安全
		給食時の安全
登下校や家庭生活の安全	登下校のときに起こる事故や家庭の内外で起こる事故について理解し、安全な行動ができるようにする。	登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止
		家庭の内外で起こる事故、犯罪被害とその防止
野外活動等の安全	野外の活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする。	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動
事件・事故災害発生時の安全・応急手当	事件・事故災害発生時の避難や通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動できるようにする。	不審者侵入時の対応
		けが人に対する介助の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置
		熱中症・光化学スモッグ発生等の措置と応急手当の仕方
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	地域での犯罪被害の現状と安全な行動
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動
		地域・社会における責任と役割

～事件・事故に遭ったり、目撃したりした時 ～

１１０番のかけ方



心構え
- ◆冷静に１１０番通報する。
- ◆負傷者がいる場合は１１９番通報（救急車等）を優先する。
- ◆緊急でない場合は、地域の警察署へ通報する。

資料 P195





1 事件ですか？事故ですか？

◆「交通事故」、「連れ去り」、「暴行」など、**通報内容を簡単に話して下さい。**

2 場所はどこですか？

◆地名や近くにある交差点名、建物など、**目標となる場所を話して下さい。**

3 いつのことですか？

◆発生した時間を話して下さい。
（例）「今から３分位前です。」

4 犯人の特徴と逃走方向を教えて下さい。

◆犯人の特徴を話して下さい。
- ◇性別（男・女） ◇年齢（何歳位）
- ◇体格（身長） ◇体型（太・中・細）
- ◇髪型（長さ、色）◇顔の特徴（メガネ等も）
- ◇服装（色、帽子等）

◆逃走方向を話して下さい。
- ◇どちらの方面に逃げたか

◆逃走方法を話して下さい。
- ◇自動車、自転車、徒歩等
- ◇ナンバー、色、車種



5 被害の程度や現場の様子を教えて下さい。

◆負傷者の有無や被害の程度を話して下さい。
◆事件・事故の状況を話して下さい。

6 あなたのことを教えて下さい。

◆あなたの住所、名前等を伝えて下さい。
（個人情報は保護されます。）

第２節　学校生活に関する安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校の教職員で共通に理解を図る必要がある。

１　学校生活の安全管理の方法

（１）事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、

①運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査

②学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録

③健康観察や保健室来室状況等の記録

④教職員による行動観察

などの情報を活用する。

国内外の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例等を活用する。以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが望まれる。

（２）行動や場所の規制

行動や場所の規制は、休み時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。

例えば、立入りを禁止する場合には、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について教職員が共通に理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。さらに、規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底させなければならない。

（３）情緒の安定及び良好な健康状態の把握

児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全性に影響を与える。よって、心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要である。なお、個別の対応が必要な児童生徒等は、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認することも大切である。

（４）安全管理と安全教育との関連

学校生活における安全管理は、事故防止を直接的な目的としていることから、指示的、規制的になりやすい。もちろん、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識形成のために遵守させるべき対象と捉えるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の１つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。すなわち、安全管理と安全教育は相互に充実を図る関係にあることに留意する。

また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、教職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。

なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとるなど、けがをしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達の段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

２　学校生活の安全管理の対象

（１）各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくない。また、総合的な学習の時間等では、校外で活動することも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠である。

これらの教科に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

□始業前や授業前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。
□施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。
□情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科等の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

（２）休み時間

休み時間等の安全管理は、始業前の時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後などが

その対象となる。このような時間には、児童生徒等は解放感から、とかく無意識のうちに危険な行動をとる場合があり、事故の発生も多く、児童生徒間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後等それぞれ時間の特徴に応じて、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置をとるようにする。

校舎内で 活動している場合	□屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。 □校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。 □庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。
運動場、体育館等で活動している場合	□運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。 □運動や遊びの種類と場所に危険はないか。 □休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。 □人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。 □新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。
運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合	□遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。 □利用の仕方に無理はないか。 □利用している者の行動に危険はないか。 □固定施設の近くにいる者に危険はないか。

（3）特別活動（部活動、クラブ活動、学校行事等）の活動時

部活動、クラブ活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたる。よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となる。

部活動、クラブ活動や学校行事など、児童生徒等が自主的に行ったり学年や学校全体など集団で行ったりする諸活動については、慎重な安全管理の配慮が必要である。このために共通した観点を次に挙げる。

□参加する人員は完全に確認されているか。
□異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
□場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。 また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
□参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
□活動をしている者同士の間に危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが必要である。

特に、放課後等に行われる部活動での事故が多いので、部活動に参加する者の自己管理を徹底するとともに、直接指導を充実するなど教職員の共通理解を図るようにする。また、歯等の障害が著しく多いことから、種目や運動内容によっては、マウスガードを活用することなども考慮する必要がある。

（4）学校給食の時間

学校給食では、配膳室からの食缶等の受渡し時、運搬時、教室内での配膳時等の様々な段階がある。この段階に際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点に留意した安全管理が必要となる。

□学校給食の配膳室の窓口前に危険はないか。 また、食缶、食器等の受渡しの方法等に危険はないか。
□食事や食器を運搬する方法、運搬する通路などに危険はないか。
□食事を配膳するときの取扱いに危険はないか。

また、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が在籍していることや、既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例もあることから、アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要がある。このため、特に、食物アレルギーへの対応については、各学校の対応マニュアルに記載された取組が確実に行われていることについても併せて確認が必要である。

（食物アレルギー対応に関しては、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、適切に行う。）

（5）清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点に留意して、安全管理に当たることが大切である。

□道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか。
□肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
□作業している場所及びその周辺に危険はないか。
□作業活動が周辺の者に危険を及ぼすことはないか。

3　不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動においての基礎となり、また、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

（１）日常の安全確保

①教職員の共通理解と校内体制の整備

日ごろから、児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、「危機管理マニュアル」の作成・改善などにより、校内体制を整備する。

②来訪者の確認

学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

（２）学校施設面における安全確保

校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡、通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

（３）不審者情報にかかわる関係機関との連携 資料 P195

日ごろから、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。

（４）始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

（５）安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者やＰＴＡ等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施する。

（６）「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立 参照 P146

「地域に開かれた学校づくり」については、家庭や地域社会とともに児童生徒等を育てていく観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。
したがって、「地域に開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた外部からの不審者等の侵入防止の対策を継続的に実施し、児童生徒等の安全確保を図ることが絶対の条件である。

その際、地域学校安全委員会（Ｐ１３５参照）や学校評議会、ＰＴＡ、地域住民、スクールガード・リーダー、学校安全ボランティア等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

４　事故等発生時の危機管理

（１）事故等発生時の対応

校内で事故等が発生した場合、原則として、

・その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行う。

・必要に応じて救急車等の手配や警察への連絡をする。

・直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求める。

・役割を分担して、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。

・保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。

事後措置としては、

・引き続き保護者等との連絡・対応を行う。

・教職員間の共通の理解、児童生徒等への指導を行う。

・状況に応じて、ＰＴＡ、警察、消防、報道機関等への対応を行う。

侵入者による校内外における犯罪発生の際には、

・児童生徒等の生命や身体の安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。

校外学習や学校行事については、

・綿密な計画の作成と安全の確認

・児童生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担

・緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

・あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておく。

・引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。

・特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門的能力が高い者を同行させることが望ましい。

・校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、ＡＥＤを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するとともに、ＡＥＤの使用方法等について教職員間で確認しておく。

・万が一、事故等が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。

・児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度で的確な指示を与える。

・引率責任者は、事故等発生の状況及び対処の概要を学校へ急報する。

・学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。

・事故等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

①被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

○被害児童生徒等の保護者に対し、事故等の発生（第１報）を可能な限り早く連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。

○被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第２報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努める。

※　緊急の際の連絡方法を複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先を記録しておく。

②応急手当を行う際の留意点

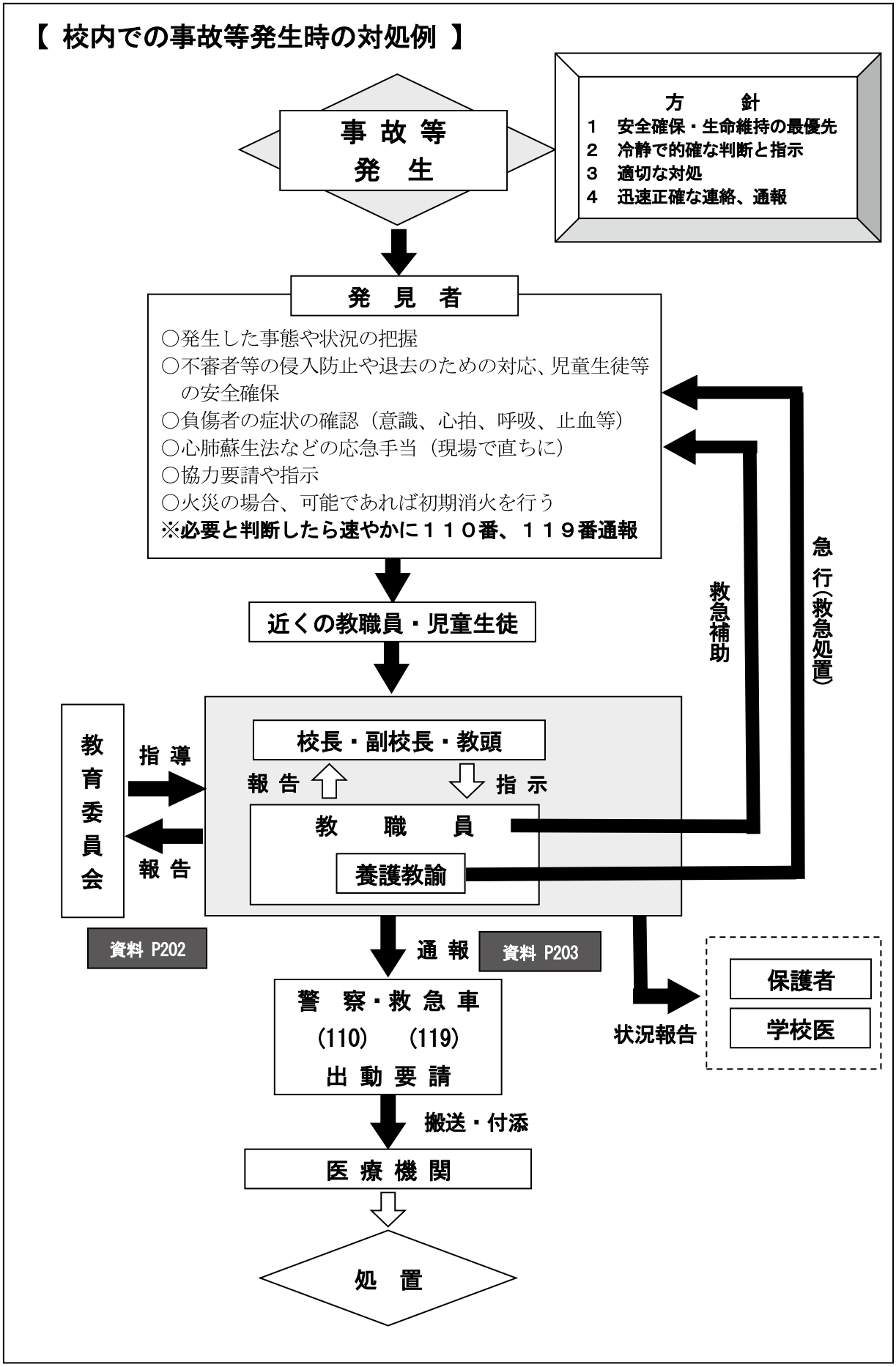
突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければならない。

○被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。

○教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。

○応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）。

【 校内での事故等発生時の対処例 】



（２）学校への不審者侵入時の緊急対応

学校における不審者侵入時の緊急対応として、３つのチェック、５つの対応が考えられる。この場合、状況に応じて、チェックや対応が同時になされる場合がある。

チェック１　『不審者かどうか』

対応１　退去を求める

正当な理由のない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求めるとともに、速やかに「１１０番通報」をする。

退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうか速やかに判断する必要がある。

チェック２　『危害を加えるおそれはないか』

対応２　隔離・通報する

凶器や不自然な持ち物を持っている、また、暴力的な言動があるなど、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内して児童生徒等から隔離するとともに、他の教職員の応援を得て、速やかに「１１０番」に通報するなどの対応を迅速に行う。

危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。

対応３　児童生徒等の安全を守る（隔離できない場合）

隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。

教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。

また、全校に周知して、児童生徒等に被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにする必要がある。児童生徒等を掌握して安全を守り、避難の誘導をすることになる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や、児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。

チェック３　『負傷者がいるか』

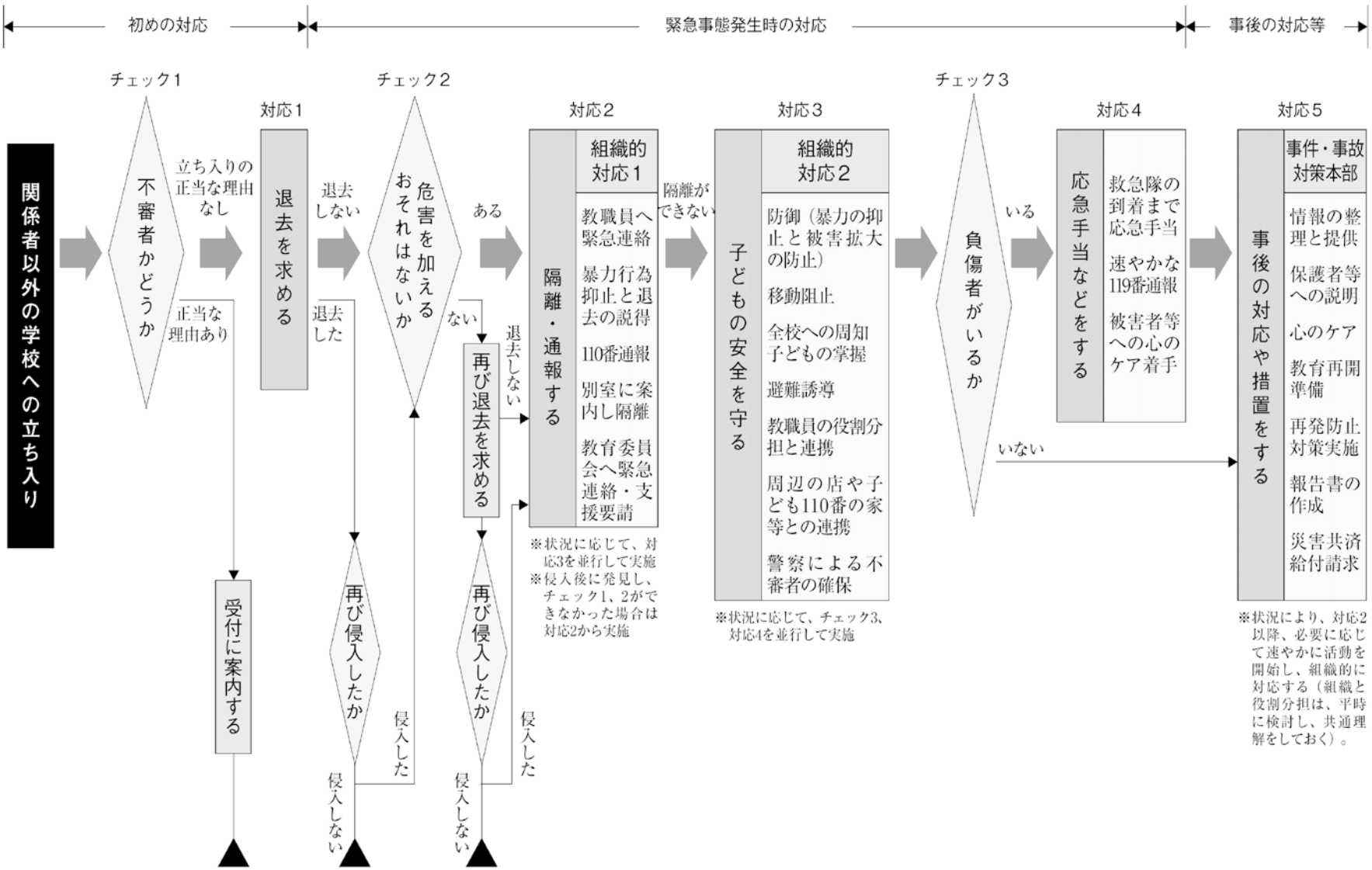
対応４　応急手当等を行う

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられる。負傷者がいるかどうか把握し、負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する。同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。また、全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には養護教諭を中心に心のケアに着手する。

対応５　事後の対応措置をとる

事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成等が必要となる。事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

学校における不審者への緊急対応の例



（３）登下校時における不審者等、緊急事態への対応

登下校時において、無抵抗の児童生徒等を対象とした極めて悪質な手口により犯罪が敢行される事態を防止するため、下記の点について学校、保護者、地域等が連携し、児童生徒等の危険を回避するよう適切な対応をとることが重要である。

①児童生徒に対する注意喚起について

下校時における不審者等による犯罪被害に遭わないための対策として、できるだけ複数での下校を心掛けるようにし、暗い道や人通りの少ない裏道等は、極力通らないようにする。また、声かけや誘いには応じないようにし、相手を刺激しないように対処することが重要である。

不審者や車両が後をつけ、待ち伏せしているような場合は、安全第一を考え、商店や民家、子ども１１０番の家など安全な場所に避難すること、直ちに１１０番通報をする等の指導を行うことが重要である。

②家族等の迎えを待つ場合の待ち合わせ場所について

特に部活動終了時等夕刻に保護者が迎えに来る場合は、学校内で待機することや、学校内で待機できない場合は、暗い場所を避け明るい人通りの多い場所を選ぶ等、学校の実情に応じた安全な場所で待ち合わせをするといった安全な対応を講じることが重要である。（学校敷地内への車両の乗り入れは必要に応じて検討する。）

③学校周辺の安全点検について

各校においては、下校時における安全の確保について、定期的に防犯の観点で、学校から児童生徒等が利用する最寄りのバス停等まで、及び、保護者が迎えに来る際の待ち合わせ場所（学校敷地内含む）の状況を点検すること。また、異常等が見られた場合には、早急に対応し児童生徒等の安全確保に努めることが重要である。

児童生徒等の通学途中で、事故等が発生した場合の緊急対応として、２つのチェック、３つの対応が考えられる。

学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関連機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにする必要がある。その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。

そのため、日頃から警察や学校安全ボランティア等の関係機関と連携し、防犯教室の実施や不審者に関する情報共有を図るとともに、前もって事件・事故等発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。

また、登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組

の両面から対応を行うことが大切である。

以下に、不審者等による緊急事態発生時の対応例を参考として示す。

チェック１　『緊急対応が必要か』

学校に登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

対応１　被害者等の安全確保

緊急対応が必要と判断した場合には、児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う必要がある。その際、最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、緊急事態の発生現場付近にいる地域の人たちであるため、日ごろから学校安全ボランティアをはじめとした地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく必要がある。

学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危機管理マニュアルに基づき、近くのボランティア等への支援要請、現場（病院等含む）への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う。

チェック２　『不審者が確保されているか』

被害者等の安全確保を行った後、不審者が確保されているかをチェックする。

対応２　登下校の安全確保

不審者が確保されていない状況が続き、登下校時の児童生徒等に被害が及ぶ危険性がある場合は、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保しなければならない。また、警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・学校安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う。

対応３　事後対応・措置

事態の収束後、事態への対応を見直し、日ごろの対策と緊急対応を改善する。また、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し教育委員会等への報告書を作成し、報告する。また、必要に応じて、あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を行う。

※学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成 30 年 2 月文部科学省発行）
Ｐ３２、３３「登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応」も参考にすること。

（４）様々な事故（頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギー）への対応

体育授業及び部活動では様々な事故が起こりやすいため、事前の対策や事故が起こった際の迅速な対応について、十分に理解しておくことが重要である。

頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、転倒や投げ技で投げられて、地面や畳に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすること（加速損傷）により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。また、部活動においては、競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすいことが明らかになっている。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことはもとより、無理な練習や施設設備の不備等がないように注意が必要である。

事故発生後の対応について

決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等のチェックを行う。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。

また、脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要である。頭部打撲の場合、その後、６時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則である。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらうようにする。

熱中症への対応

学校の管理下での熱中症事故は、ほとんどが体育やスポーツ活動によるものであるが、屋内での授業中、登下校中においても発生している。また、それほど高くない気温（25 ～ 30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあり、注意が必要である。

熱中症の予防措置

（１）暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童生徒等の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数（ＷＢＧＴ）に応じた注意事項等

暑さ指数（ＷＢＧＴ）	湿球温度	乾球温度（※３）	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項（※１）	熱中症予防運動指針（※２）
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20 分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人（※４）は運動を軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では 30 分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（※１）日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013) より
（※２）公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019) より
同指針補足：熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
（※３）乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、１ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
（※４）暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

暑さ指数（ＷＢＧＴ）は、暑さ指数（ＷＢＧＴ）計で測定する。暑さ指数（ＷＢＧＴ）は値が変動するため、活動場所ごと、活動時間ごとに測定し、記録する。

また、暑さ指数（ＷＢＧＴ）計がない場合には、「熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/」（環境省）を活用して、実測値・予測値を確認する。

暑さ指数（ＷＢＧＴ）や熱中症警戒アラート情報などの暑さ情報を、誰もが見やすい場所に設置し、暑さ情報を児童生徒等を含め学校全体で共有する。

（２）熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	●直射日光、風の有無	直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。
	●急激な暑さ	梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	●体力、体格の個人差	肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。
	●健康状態、体調、疲労の状態	運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。
	●暑さへの慣れ	久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。
	●衣服の状況など	衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	●運動の強度、内容、継続時間	部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくいが実際には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。
	●水分補給	0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。
	●休憩の取り方	激しい運動では 30 分に１回の休憩が望ましい。

（3）児童生徒等に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童生徒等に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取ること。

・暑い日の運動前には、「体調チェック表」などを用いて、自らの体調を確認すること。

・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

・感染予防のためのマスクの取り外しについては、熱中症への対応を優先し、暑さで息苦しいと感じた時などは、自身の判断でマスクを外すなどすること。また、体育の授業においては、マスクの着用は必要ないこと。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

体調チェック表（例）

運動前の体調チェック

下記の項目を確認し、当てはまる場合はチェック欄に✓印を記入の上、指導担当の先生に提出すること。

氏名		記入日	年　月　日（　）

ﾁｪｯｸ欄	確認項目
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）
	朝食を抜くなど、食事を取れていない
	疲れがたまっている
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある
	腹痛がある、下痢をしている
	胸の痛み、息苦しさがある
	手・足（関節など）に痛みがある
	その他、身体に痛みがある
	暑さの中での運動は久しぶりになる
その他、体調等に関して気になること等（記入してください）	

（出典：「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」
サンプル編-17）



部活動チェック表【屋外用】

JAPAN SPORT

月　日（　）部活動名			天候			
			測定時刻	WBGT ℃	気温 ℃	湿度 %
参加状況	1年生	名	気候			
	2年生	名				
	3年生	名				

生徒が行う部活動場所等の安全確認　（○…異状なし　×…異状あり→状況・措置等を記入する。）

	項　目	確認結果（○・×）	状況・措置等
活動前	グラウンドの状態はよいですか。（凹凸、ガラス片などの有無）		
	練習の障害となるものが置かれていないですか。		
	用具や施設はきちんと使用できますか。		
	他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について相談をしましたか。		
	救急箱（応急処置等）や氷（アイスパック）等の準備はしていますか。		
	けが・体調不良者は、いましたか。	有　無	
活動後	グラウンドの整備はしましたか。（凹凸、ガラス片などの有無）		
	使用した用具の後片付けはしましたか。		
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったですか。		
	けが・体調不良者は、いましたか。	有　無	

活動中の取組状況の確認

項　目	確認結果（○・×）		状況・措置の状況や改善すべき点等
WBGTの指針を確認しましたか。	実施	未実施	
必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施	未実施	
ウォーミングアップをしましたか。	実施	未実施	
クーリングダウンをしましたか。	実施	未実施	

記載者：□キャプテン　□マネージャー　□その他の部員（　　）

（出典：学校安全Ｗｅｂ「熱中症を予防しよう－啓発資料－」
健康自己チェック表・部活動チェック表）

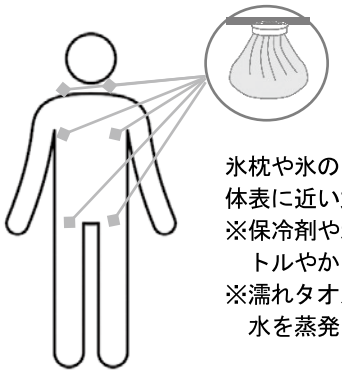
事故発生時の対応について

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識し、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければならない。

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状である。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当（P.205 参照）を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。必ず、誰かが付き添うようにし、症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要である。（意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考えられる。）

重症度（救急搬送の必要性）を判断するポイント
- 意識がしっかりしているか？
- 水を自分で飲めるか？
- 症状が改善したか？

搬送時、応急処置の際は、必ず誰かが付き添う。
熱中症の症状があったら、涼しい場所へ移し、すぐに体を冷やす。



身体冷却の方法

氷枕や氷のうを首の両脇、腋の下、大腿の付け根に置き、体表に近い太い血管内を流れている血液を冷やす。
※保冷剤や氷枕（なければ自販機で買った冷えたペットボトルやかち割り氷）をタオルでくるんで当てる。
※濡れタオルを体にあて、扇風機やうちわ等で風を当て、水を蒸発させ体を冷やす方法もある。

「氷水浴／冷水浴法」
現場での身体冷却法としては氷水に全身を浸して冷却する方法「氷水浴／冷水浴法」が最も効果的とされている。水道につないだホースで全身に水をかけ続ける「水道水散布法」が次に推奨されている。

※参考：公益財団法人日本スポーツ協会
啓発動画 ttps://youtu.be/g2FZVArhb48

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
軽症 （応急処置と見守り）	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り） 意識障害を認めない（JCS＝0）		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、経口的に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神
中等症 （医療機関へ）	頭痛、嘔吐 倦怠感、虚脱感 集中力や判断力の低下（JCS≦1）		医療機関での診察が必要 →体温管理、安静、十分な水分とNaの補給（経口摂取が困難なときには点滴にて）	熱疲労
重症 （入院加療）	下記の３つのうちいずれかを含む （C）中枢神経症状（意識障害 JCS≧2、手足の運動障害、痙攣発作） （H/K）肝・腎機能障害（入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害）		入院加療（場合により集中治療）が必要 →体温管理（体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加）呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病
	（D）血液凝固異常（急性期DIC診断基準（日本救急医学会）にてDICと診断）⇒Ⅲ度の中でも重症型			

軽症の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでＯＫ

中等症の症状が現れたり、軽症にすぐに改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送（周囲の人が判断）

重症かどうかは救急隊員や病院到着後の診察・検査により診断される

※日本救急医学会熱中症分類（出典：日本救急医学会「熱中症診察ガイドライン 2015」を改変）

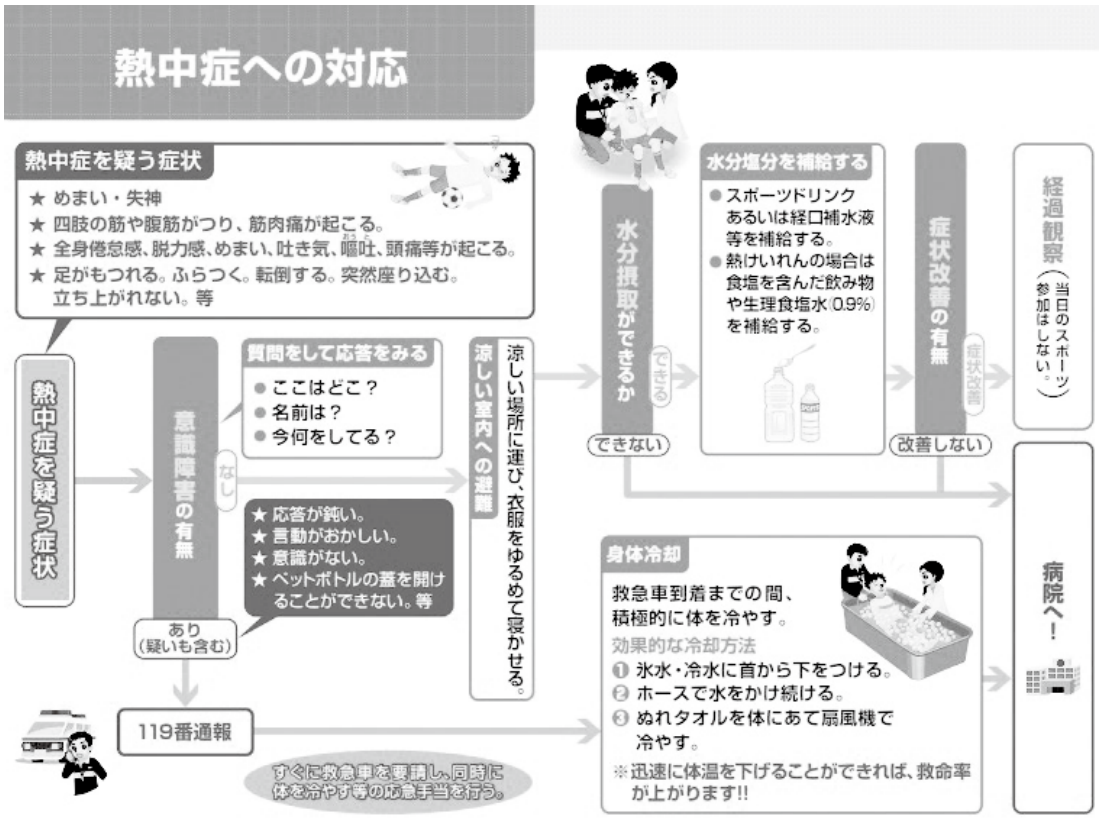
事故発生後の対応について

（１）被害児童生徒等、保護者への対応：誠意ある対応、災害共済給付の手続き、ＰＴＡ等への説明等

（２）再発防止への取組：発生原因を究明し、再発防止への取組、未然防止について児童生徒等への指導

（３）報告書（救急搬送時）：救急搬送した場合は、報告書作成

熱中症対応フロー（例）



（出典：令和２年度スポーツ庁委託事業「スポーツ事故対応ハンドブック」）

医療機関への情報提供（発症時状況の伝達内容）（例）　※詳細については、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン-解説編-」参照

①様子がおかしくなるまでの状況	・食事や飲水の摂取 ・その環境下での活動時間 ・服装、帽子	・活動場所の環境（屋内・屋外、暑さ指数等） ・活動内容 ・一緒に活動していて通常と異なる点
②不具合になった時の状況	・失神・立ちくらみ ・めまい（目が回る） ・吐き気・嘔吐 ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） ・行動の異常 ・体温 ・呼吸の数 ・現場での緊急措置の有無と方法	・頭痛 ・のどの乾き（口渇感） ・倦怠感 ・発汗の程度 ・脈の数 ・意識の状態
③最近の状況	・今シーズンの活動開始時期 ・睡眠	・体調（コンディション・疲労） ・風邪
④その他	・身長、体重 ・既往症（特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他） ・現在服用中の薬	・熱中症の既往

≪参考資料≫

- 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」－体育活動における頭頚部外傷事故防止の留意点－（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」（独立行政法人日本スポーツ振興センター　平成 30 年スポーツ庁委託事業）
- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）
- 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（環境省）
- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（環境省・文部科学省）
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）

食物アレルギーへの対応

アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が多数在籍している。既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例も少なからずある。アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要がある。また、医療機関や消防機関等とも相互に連携し、組織的に対応することが不可欠である。

アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

（１）アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。対応委員会では、校内の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン＜令和元年度改訂＞」（公益財団法人日本学校保健会）を参考に話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

【委員構成と主たる役割】（例）

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	副校長・教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応　※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭補佐、校内連携、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学校における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

〇各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。
〇必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加える。

（出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省）

（2）「ガイドライン」と「学校生活管理指導表」の活用

各疾患の特徴を理解し児童生徒等の状態を把握するためには、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の理解と「学校生活管理指導表」の活用の徹底が重要である。日頃から配慮や管理が必要な児童生徒等を把握し、原則として、対象となる児童生徒等の保護者からの、医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を必須とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有する。

【学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を用いた情報のながれ】

学校・教育委員会	・アレルギー疾患があり、学校での対応を希望する児童生徒等の保護者への管理指導表の提出依頼（症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。） ・管理指導表に基づく、具体的取組に関する保護者との協議 ・児童生徒等に対する取組の実施 ・緊急時に備えた体制の整備　など
保護者	・主治医への管理指導表の記載の依頼、学校への提出 ・管理指導表に基づく、学校との具体的取組に関する協議　など
主治医・学校医	・管理指導表の記載 ・専門的観点からの指導 ・急性発作時の相談　など

→ 医師の指示に基づく保護者と学校の共通理解の得られた取組の推進

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）



（出典：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」
公益財団法人日本学校保健会）

日常の取組と事故予防

（１）学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

給食、食物・食材を扱う授業・活動、運動（体育・部活動等）、宿泊を伴う校外活動、原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なものなど、学校生活管理指導表における「学校生活上の留意点」に基づく取組を行う。

（２）献立の作成と検討

安全性を最優先とし、原因物質の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

（３）給食時間における配慮（教室での対応）

日々の給食の受け取り、内容確認、配膳、おかわり等のルールを決定する。相互に連携し、組織的に対応することが不可欠である。

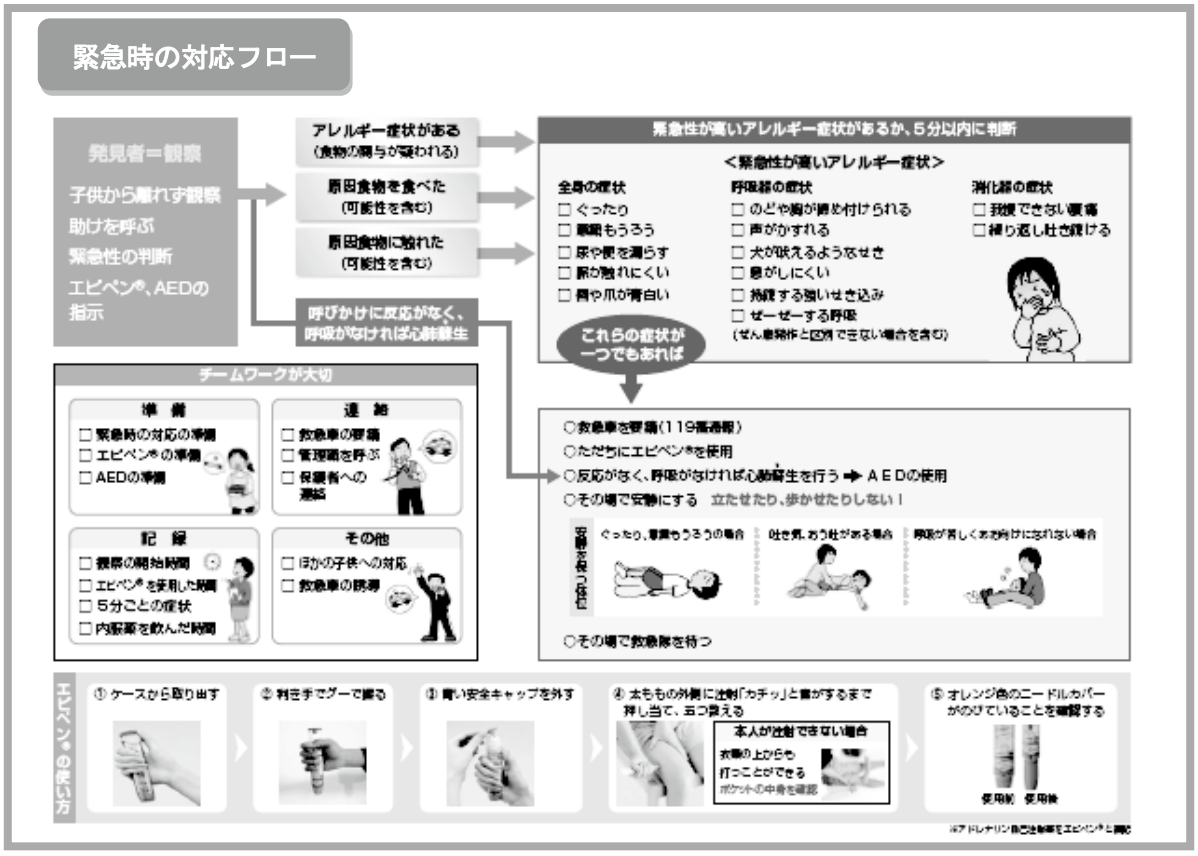
（４）緊急時対応体制の整備及び研修

緊急時の対応の充実をはかるためには、事前に学校医、主治医、地域の消防機関等

との体制づくりが重要である。

さらに、緊急時に教職員が組織的に対応できるように、全教職員がアレルギー疾患やアナフィラキシーの正しい知識を持ち、緊急時に備えて、校内全体で定期的な研修と訓練を継続して行い、学校全体として取り組む体制を構築する必要がある。研修には全教職員が参加して対応可能な知識と技術の習得を目指し、エピペン®の使用の徹底、心肺蘇生法・ＡＥＤ等の適切な救急処置の実施に向け、アクションカードを用いるなど、より実践的な訓練が必要である。

緊急時の対応



（出典：令和２年度スポーツ庁委託事業「スポーツ事故対応ハンドブック」）

学校の管理下において事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められる。

すべての事故及びヒヤリハット事例について、学校は、状況や問題となった原因、改善方法について管理職に報告し、情報を共有し、アレルギー対応委員会で対策を検討して事故予防の徹底に努めることが重要である。また、その内容を校長は教育委員会へ報告する。

≪参考資料≫

- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月 文部科学省）
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（令和 2 年 3 月 公益財団法人日本学校保健会）
- 文部科学省ウェブサイトーアレルギー疾患対策
 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm
- 「エピペン®」ウェブサイト
 https://www.epipen.jp/
- 「学校における食物アレルギー対応指針－石川県版－」（平成 28 年 2 月 石川県教育委員会）
- 「事例から学ぶ 学校における食物アレルギー対応 ヒヤリハット事例集」（平成 29 年 2 月 石川県教育委員会）
- 「学校における食物アレルギー対応 校内研修事例集」（平成 30 年 2 月 石川県教育委員会）
- 「学校における食物アレルギー対応リーフレット 誤食を防ぐルーティンづくり」（令和 2 年 2 月 石川県教育委員会）

第３節　生活安全に関する評価

１　校内事故に関する安全管理の評価

	評価の観点	評価の内容
1	児童生徒等の評価	○児童生徒等の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか ○様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
2	教職員の評価	○教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ教職員が安全に留意して授業を行っているか ○児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
3	安全管理と安全指導の評価	○学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

２　不審者侵入防止に関する安全管理の評価

	評価の観点	評価の内容
1	施設・設備整備の評価	○施設・設備の防犯対策は十分に行われたか ○防犯システムの点検は計画的に実施されたか ○学校施設の開放等はＰＴＡ等の協力により必要な対策がとられたか
2	不審者対応の評価	○日常の安全確保のための対策はとられていたか ○関係諸機関との連携は十分とられていたか

3　不審者侵入の未然防止や侵入時の対応ポイント

施設・設備	**不審者侵入を未然に防ぐための必要な対策を講じている**	
	1	学校の出入り口やその他の門以外に、不審者が侵入しやすい場所はないか点検し、必要な対策をとっている
	2	校内への出入り口を１か所に限定している
	3	登下校時には、児童生徒等の使用する門には必ず教職員が立ち、登校安全指導をするなどの安全管理体制をとっている
	4	校門、玄関等には、防犯カメラ、インターホン、オートロック等を整備している
	5	校門、玄関等は常に施錠し管理している
	6	来校者には必ず受付してもらっている
	7	来校者に受付済みが確認できる入校証等を身につけてもらっている
	8	防犯上の安全管理で死角になる場所に防犯カメラ設置等の対策を講じている
	9	防犯上の安全管理のために樹木等のせん定を行っている
組織・体制	**不審者対応マニュアルは学校独自のものになっている**	
	1	マニュアルには事前対策、緊急時対策、事後対策ができている
	2	不審者侵入の想定を始業前・授業中・休憩時間・放課後・行事日等および侵入場所など、さまざまな場合を想定している
	3	マニュアルに職員の役割が明確になっている
	不審者侵入を未然に防ぐための教職員の行動を確認している	
	1	教職員が、来校者に必ずあいさつや声かけをしている
	2	意識的組織的な校内巡回をしている
	3	緊急通報ボタン、防犯ブザー、笛等を携帯している
	4	不審者に対じするときの防護盾、さすまた等の用具を確認している
	不審者侵入防止に対する保護者・地域との連携はとれている	
	1	不審者侵入防止のための学校の体制を保護者に周知する機会を設定している
	2	不審者侵入防止のための学校の体制を地域の方に周知する機会を設定している
	3	地域の方や警察官に日常的校内巡回の協力を得ている
	4	外部者が来校する学校行事等で保護者等に受付や校内巡回等を依頼し協力を得ている
	5	外部者が来校する学校行事等に際し、児童生徒に挨拶等も含めて安全指導をしている
	6	保護者や地域の方等に巡回の協力を依頼する際、万一の場合の対応を簡単なマニュアル等により説明している
	学校外での不審者に対する体制はとられている	
	1	学区域内の安全確保のため、保護者・地域・警察等関係機関に協力を依頼している
	2	近隣に不審者があった場合、その情報が速やかに学校にもたらされるよう保護者・地域・警察等関係機関・近隣の学校等と連携している、教職員や子どもに指導している
	3	学校外で万一の事態が生じたときの対処について、児童生徒に指導している
	4	近隣に不審者の情報があった場合、児童生徒等の安全確保、保護者への緊急連絡、登下校時の対応等の対策ができている
	5	犯行予告や脅迫電話への児童生徒等の安全確保の対策ができている
	学校安全対策・管理委員会を定期的に開催している	
教育・訓練	**不審者対応マニュアルに沿って、防犯訓練を実施している**	
	1	校内でマニュアルの理解を図るための防犯訓練を実施している
	2	警察と連携した防犯訓練を実施している
	3	さまざまな場合を想定して、全校態勢での防犯訓練を実施している

第３章　　交通安全

第１節　交通安全に関する安全教育

１　交通安全に関する安全教育の目標

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

２　交通安全に関する安全教育の内容

区　　分	ね ら い	内　　容
安全な道路利用の基本と交通への参加	道路交通環境および交通ルールに基づく道路利用の決まり事について理解し、安全な歩行ができるようになる	道路の構造・施設・通行区分
		交通法規
		通学路の安全
		交差点での歩行や道路の横断
		気象や交通環境の変化と安全
		踏切など鉄道に対する安全
	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通ルール・約束等を守って安全な乗車ができるようになる	道路の構造・施設・通行区分
		交通法規
		交差点の通行や道路の横断
		気象や交通環境の変化と安全
		自転車の安全な利用とヘルメットの着用自転車の点検・整備
		自転車の点検・整備
		適切な駐輪の仕方
	公共交通機関を安全にかつ適切に利用できるようになる	電車・バスの利用
道路交通環境への適応	様々な道路環境や時々刻々と変化する交通環境において、適切な危険予測と危険回避ができるようになる（自転車乗車時を含む）	交差点での通行や道路の横断
		道路の死角と安全確認
		車両の動きと安全確認
		危険箇所と交通事故
		心理と行動（集団での行動を含む）
		雨天や夜間の危険
		原付・二輪車・自動車の特性・種類・構造・機能
地域の安全への貢献と責任	交通社会の一員として、地域の安全に貢献するとともに、責任ある行動がとれるようになる	幼児・高齢者・障害のある人々の保護と共生
		危機管理
		救急施設と救急体制
		安全な交通社会づくりにおける役割
		交通安全に関する機関や団体の活動
		運転免許制度

３　交通安全指導（ 参考資料 ）

（１）【 自転車安全利用 】

自転車の安全利用を推進しよう!

◎携帯電話等の使用禁止



携帯電話等を使用しながらの自転車の運転禁止
（５万円以下の罰金）

携帯電話等での通話・メールの送受信、画像を見ながら自転車を運転しない。

◎イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止

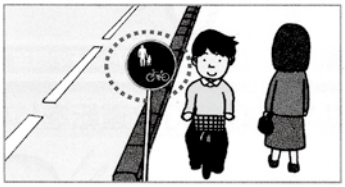


安全な運転に必要な音声が聞こえない状態で、カーラジオ等を聴き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止
（５万円以下の罰金）



普通自転車の歩道通行（道路交通法第63条の4第1項、道路交通法施行令第26条）

普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができます。



◎ この標識があるとき



普通自転車歩道通行可の標識

◎ 自転車を運転する人が次のいずれかの場合

- 子ども（13歳未満）
- 70歳以上の高齢者
- 身体の不自由な人

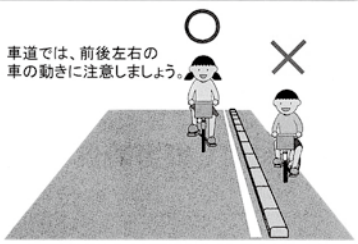
◎ 通行の安全のため、やむを得ない場合

- ※ 道路工事や駐車車両などのため車道の左側部分を通行することが難しい場合
- ※ 交通量が多く、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

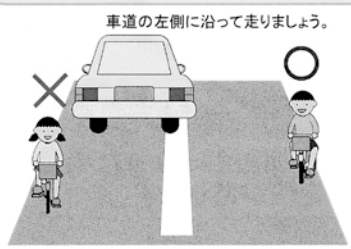
※このような場合でも、歩道は歩行者が優先です。

自転車安全利用 五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

5 子どもはヘルメットを着用

（２）【 自転車の交通安全の主なルール 】（道路交通法より）

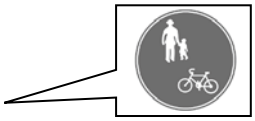
①自転車は、車道が原則

●道路交通法では、自転車は軽車両と位置付けられている。

したがって、歩道と車道の区別のある道路では、原則として車道を通行しなければならない。【罰則：３ヶ月以下の懲役または５万円以下の罰金】

※自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

※自転車が歩道を通行できるのは、



「『自転車の歩道通行可』の標識がある場合」

「運転者が13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な方の場合」

「車道または交通の状況から見てもやむを得ない場合」　の３ケース。

②車道は左側を通行

●自転車は、道路の左側に寄って通行しなければならない。

【罰則：３ヶ月以下の懲役または５万円以下の罰金】

※自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや白の二本線の表示（歩行者用路側帯）のあるところを除き、路側帯を通ることができる。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

●自転車が歩道を通行する場合は、車道よりの部分を徐行しなければならない。

歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができる。

自転車の進行が歩行者の妨げとなる場合は、一時停止しなければならない。

【罰則：２万円以下の罰金または科料】

④安全ルールを守る

●二人乗りの禁止【罰則：２万円以下の罰金または科料】

●並進の禁止【罰則：２万円以下の罰金または科料】

※『並進可』（２台まで）の標識がある場合を除き、自転車で並んで走ることはできない。

●夜間はライトを点灯【罰則：５万円以下の罰金】

※夜間に運転する際は、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければならない。

●信号の遵守、一時停止と安全確認【罰則：３ヶ月以下の懲役または５万円以下の罰金】

●飲酒運転は禁止【罰則：５年以下の懲役または１００万円以下の罰金】

●携帯電話等を使用しながらの自転車の運転禁止

【罰則：５万円以下の罰金】（石川県道路交通法施行細則より）

●イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止

【罰則：５万円以下の罰金】（石川県道路交通法施行細則より）

⑤安全運転の義務

●道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。【罰則：３ヶ月以下の懲役または５万円以下の罰金】

ルールとマナー、違いを知って安全運転！ ルール違反は、絶対厳禁！

自転車の安全指導については、交通ルールの遵守だけではなく、障害のある人、高齢者、幼児等の歩行者にも配慮するよう、マナーや心遣い等も含めた指導を積極的に進めること。

また、保護者や地域の人たちにも連携・協力を求め、安全で安心な交通社会を築くための体制作りに取り組む必要がある。

（３）【 自転車が加害者となった事例 】 ～ 賠償責任を問われた事例 ～

人身事故の場合、真っ先にしなければならないのは、負傷者の救護と119番、110番への連絡です。

＜ケース１＞ 歩道上での自転車と歩行者の接触
歩道を走ってきた自転車が歩行者とすれ違う際に、ハンドルが歩行者のショルダーバッグの肩ひもにひっかかって歩行者が転倒・負傷 （賠償金額 １，７４３万円）

＜ケース２＞ 信号待ちしていた歩行者と衝突
信号待ちの歩行者の前を自転車がすり抜けようとした際、歩き出した歩行者と衝突し、歩行者が転倒・負傷 （賠償金額 １，７８０万円）

＜ケース３＞ 無灯火・傘さし運転で歩行者と衝突
傘をさして自転車に乗っていた少年が、駐車車両を避けて走行。車両の前にいた歩行者と接触、歩行者が転倒 （賠償金額 ２２９万円）

参考：自転車保険（ＴＳマーク付帯保険）

ＴＳマーク付帯保険とは、自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示すＴＳマークに付帯した保険。ＴＳマークは、自転車を購入したときや、点検・整備を受けたとき、点検・整備料を払って貼付してもらうことができる。

保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のＴＳマーク貼付自転車に搭乗中の人が対象となり、保険の有効期間は、ＴＳマークに記載されている点検日から１年間。



＝ ＴＳマーク付帯保険の補償内容 ＝

ＴＳマーク付帯保険は、自転車搭乗者が交通事故により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」と、自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任補償」とがある。

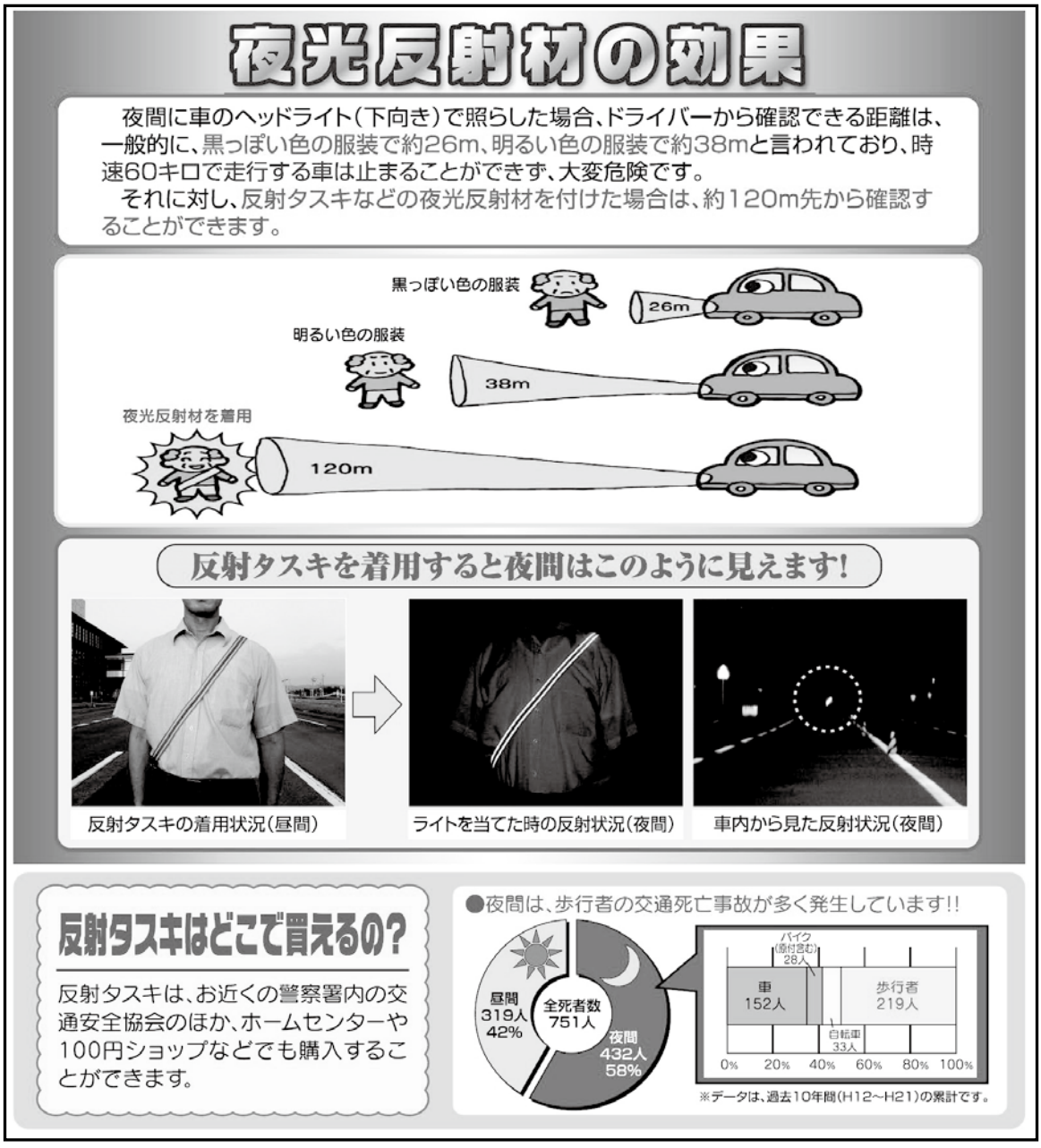
○傷害補償

種別	死亡若しくは重度後遺障害	入院（１５日以上）
青色ＴＳマーク	３０万円	１万円
赤色ＴＳマーク	１００万円	１０万円

○賠償責任補償

種別	青色ＴＳマーク	赤色ＴＳマーク
死亡若しくは 重度後遺障害 （１～７級）	１，０００万円	２，０００万円

（４）【 夜光反射材の効果 】



（５）【 自転車運転者講習制度 】

自転車運転者講習制度

1 信号無視



2 通行禁止道路の通行（歩行者用道路等）

3 歩行者用道路での徐行違反



4 通行区分違反（右側通行等）



5 自転車が通行できる路側帯通行時の歩行者の通行妨害



危険行為 講習の対象となる15項目

悪質な自転車運転者に対する、自転車運転者講習制度の講習対象となる危険行為に、**妨害運転（あおり運転）**が規定され、**15項目**になりました。
（令和2年6月30日施行 道路交通法施行令の一部改正）

6 遮断機が下りた踏切への進入等



7 信号のない交差点での左方車・優先車妨害等



8 交差点を右折する時の直進車・左折車の進行妨害



9 環状交差点での安全進行義務違反等

10 指定場所一時不停止



11 歩道通行時の通行方法違反



12 ブレーキのない自転車の運転



13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反



15 妨害運転（あおり運転）

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反となるような行為（幅寄せ、ベルをしつこく鳴らす等）をして、交通の危険のおそれ又は著しい交通の危険を生じさせる行為をすること。



自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令違反5万円以下の罰金

危険行為を反復（3年以内2回以上摘発） → 受講命令 → 講習の受講

- 自転車のルール違反は、周囲の車や歩行者に迷惑がかかるだけでなく、自転車利用者自身の生命にもかかわる危険な行為です。
- 交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。



石川県警察本部交通企画課

第２節　交通安全に関する安全管理

１　校外学習中の交通事故に対する日頃からの備え

校外学習中の事故を防止するため、各学校において校外学習における安全確保の手引きを作成するとともに、不測の事態が生じた場合を想定し、迅速かつ正確に全校体制で緊急対応がとれる組織づくりと指示系統の確立を行っておくことが重要である。

	チェック項目	担当者(例)
1	地域の交通安全（危険箇所）マップが作成されている	安全担当
2	事故発生時の教職員の連絡網が整備されている	教頭
3	事故発生時の教職員の役割分担が明確化されている	教頭
4	警察等の関係機関、保護者、地域住民等と連携して、交通安全にかかわる情報を把握している	校長・教頭 安全担当
5	学校安全計画に基づき、交通安全教育を行っている	全職員
6	学校の実態に見合った学校安全計画を作成している	校長・教頭 安全担当
7	事故報告書の書式を作成している	教頭

２　校外学習中における交通事故発生時の対応

「総合的な学習の時間」や「生活科」の学習で、子どもたちの思いや願いを大切にした知的体験や自己課題を追究する活動をとおして、自立の基礎を培うことは重要である。

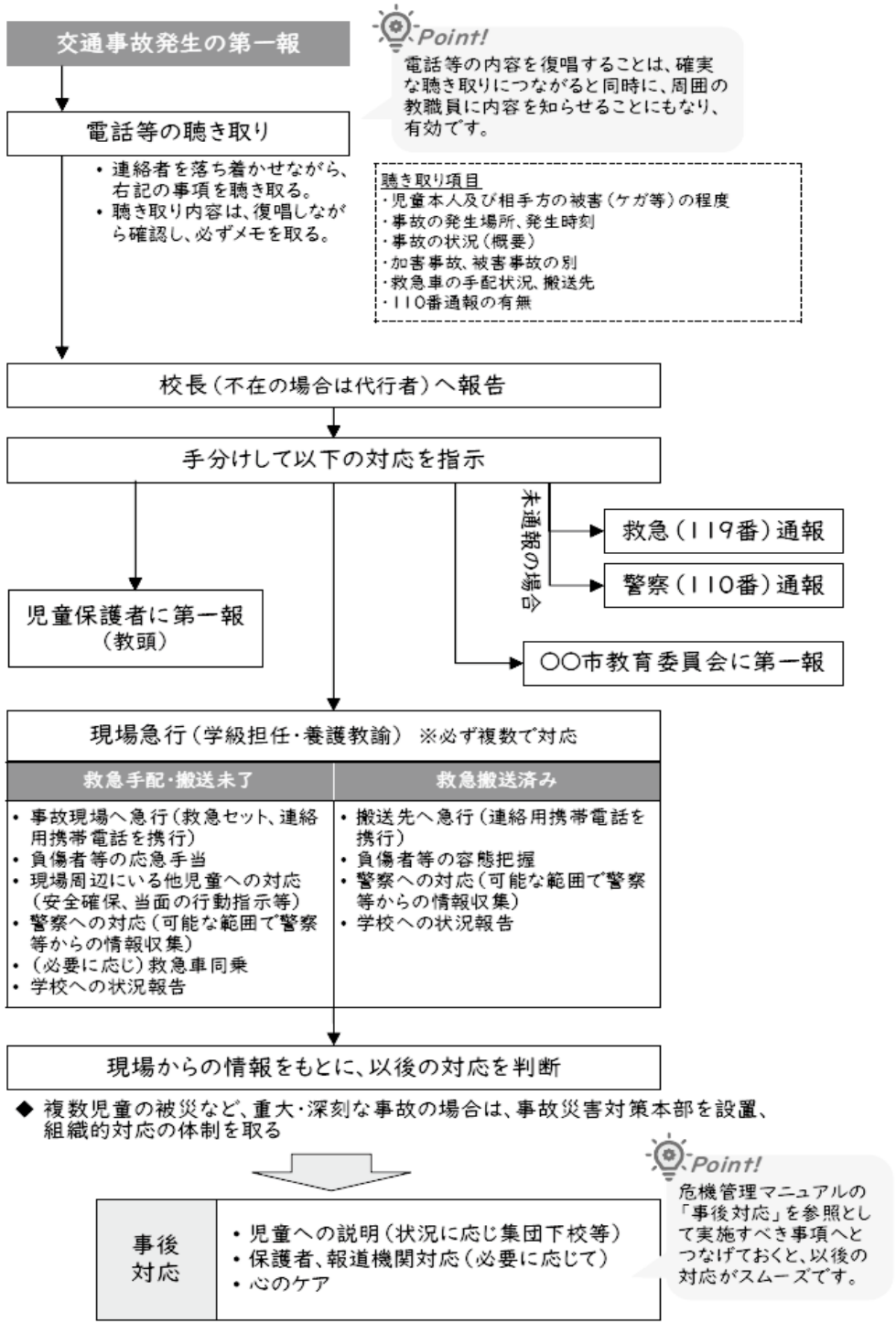
また、「地域」は、自分の地域の人々、自分と社会および自然とのかかわりを具体的に体験できる教材であるため、「地域」に関する学習が頻繁に行われている。それだけに、校外学習中の交通事故という学校の管理下における不測の事故に直面する危険性は高い。

（１）交通事故発生直後の対応

校外学習における事故では、学校側の事前の安全指導および事故発生直後の適切な対応が問われる。

求められる対応		担当者(例)
1	状況や加害者の把握、被害にあった子どもの保護や応急手当を行っているか	引率教員
2	119 番・110 番通報、学校への連絡、応援職員の派遣要請をしているか	引率教員
3	校外学習へ出ている他の子どもたちの掌握と安全な帰校のための引率をしているか	引率教員
4	同じ活動中の子どもの動揺の沈静および安全な帰校（帰宅）を行っているか	校長 引率教員
5	被害にあった子どもの保護者への連絡・説明をしているか	校長・教頭
6	教育委員会への第一報・支援要請をしているか	教頭
7	救急車搬送の場合の教職員の付き添いをしている	引率教員

◆ 交通事故発生時の対応フロー



（出典：学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインーサンプル編　文部科学省）

なお、子どもの被害の状況が悪い場合には、保護者からの訴えがあったり、学校に対する信頼が失われたりする恐れがある。起こった事故にどう対処したかによって学校が非難されたり、大きな問題に発展したりする可能性があることを十分に認識し、対応にあたっては、保護者に誠意が伝わるよう、次の事項に留意することが必要である。

①負傷した子どもの保護者の立場に立って対応する。
②保護者の悲しみ・怒り等の気持ちを十分理解し、連絡・説明する。
③電話での保護者への連絡等は客観的な事実のみを伝える。
④詳細な説明は、事故の発生状況等の詳しい事実の把握ができた後に行う。
⑤保護者への説明と謝罪はなるべく迅速に行う。（遅い説明は評価されない。）
⑥保護者の疑問や意見には、真摯に耳を傾け、途中で話をさえぎることなく、「聞く姿勢」に徹する。
⑦保護者の納得がいくまで、誠心誠意、説明するよう心がける。

（２）交通事故発生後の不安や混乱への対応

校外学習中に子どもが交通事故に遭い、重大な被害が出た場合、不安を抱く保護者やマスコミ関係者が事故の状況についての情報を得ようと混乱する可能性が高い。そうした状況の中で根拠のない情報が流れ、保護者や地域の人々が不信感を抱くこともある。
そうした事態を招かないためには、以下の対応が求められる。

	求められる対応	担当者（例）
1	事故の発生状況や経過を把握・整理し、記録しているか	教頭･教員
2	緊急職員会議等を開催し、情報の共有を図っているか	校長
3	深刻な事故の場合、保護者への説明と協力要請をしているか	教頭
4	事故が発生した授業担当者への支援をしているか	教頭
5	報道機関等への対応窓口を一本化しているか	教頭
6	病院等に付き添った教職員の継続的な連絡をしているか	教頭

なお、マスコミ対応の際には、以下の点に配慮する。

①学校に取材要請があった場合は、教育委員会へ必ず連絡し、連携を図った対応をする。
②情報提供の窓口を一本化し、マスコミへの対応は管理職が行う。
　その際には、子どもや関係者のプライバシー保護の視点を大切にし、誠意ある対応をする。
③電話取材に対しては、会社名・記者名・連絡先の確認と説明内容および質問に対する回答を記録する。また事実を簡潔・明瞭に告げ、決して憶測による情報を提供しない。
④個別の対応が困難になった場合には、共同記者会見を実施することも考えられる。
　その際には、会見場所・予定時刻を関係の記者に伝えるとともに、管理職は確実な情報からコメント等を用意し、正確な情報を伝えるようにする。

（３）緊急事態収束後の対応

緊急事態収束後の対応については、以下のとおりである。

	求められる対応	担当者（例）
１	被害にあった子ども並びに他の子ども、教職員の継続的な現況の把握をしているか	教頭
２	教育委員会への報告、支援要請をしているか	教頭
３	深刻な事故の場合に、心のケアを行っているか	養護教諭
４	加害者と保護者、学校が話し合いを行っているか	校長
５	事故報告書等を作成し教育委員会に提出したか	校長
６	災害共済給付の申請を行ったか	養護教諭

第３節　交通安全に関する評価

１　通学路の安全管理に関する評価

	評価の観点	評価の内容
１	通学路設定の評価	○通学路の設定と安全確保にあたり、教育委員会をはじめ、保護者や警察、道路管理者等の関係機関と連携した定期的な安全点検・整備はできているか ○交通手段の違いによる安全確保はできているか
２	通学方法の評価	○利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか
３	関係諸機関との連携	○地域ぐるみで通学路を見守りの体制はできているか ○保護者や地域を含めた交通安全指導を行っているか
４	事故発生時の対処と研修	○危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか ○全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
５	事故発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	○校内での救急・緊急連絡体制はできているか ○校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか

２　校外学習時の安全確保に関する評価

	評価の観点		評価の内容
事前の計画	1	指導計画の整備	年間指導計画に基づき、校外学習の目的が明確になっているか。
			指導のねらいに沿って、教員の指導法や役割を具体的に示しているか。
	2	校外学習当日の計画の作成と管理職の指導	事前に実地踏査を実施し、往復の経路や活動場所の危険箇所等について確認できているか。
			実地踏査を基に、安全に配慮（交通の状況、活動場所の状況、活動形態等）した適切な計画を立てているか。
			当日の実施計画を作成し、校長の指導及び承認を受けているか。 （教育委員会へ事前届出が必要な校外学習の届出を行っている。）
	3	活動場所と活動単位	適切な活動場所と活動の範囲を予め設定しているか。 （学習のねらい、これまでの校外学習の経験、児童生徒を掌握できる範囲等）
			これまでの校外学習や集団行動の経験等の実態に基づき、安全を優先した適切な活動単位（学級、グループ）が編成できているか。
	4	安全確保及び緊急対応の手立て	緊急時の連絡先と連絡方法について、カードに記入したり、プリントしたりして、すぐ使用できるようになっているか。
			電話等の連絡手段の確保をしているか。
			活動や活動場所に応じた適切な教員の役割分担や配置ができているか。
			補助者としてのボランティアの役割が明確になっているか。
			配慮を要する児童生徒の対応方法について、事前に確認できているか。
	5	引率教員やボランティアの共通理解	往復の経路や活動場所の危険箇所について、引率教員や保護者、ボランティアに、共通理解を図るための資料を作成し、周知を図っているか。
			危険箇所の状況に応じて、その場の指導教員、移動して指導する教員、付き添うボランティア等の役割を明確にし、人員配置を行っているか。
	6	事故が発生した際の対応方法の確認	事故発生時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、指導者全員が携行し、いつでも確認できるようになっているか。
			緊急時を想定し、当該児童生徒の看護体制や他の児童生徒の指導について計画が立てられているか。
	7	保護者等のボランティアとの連携	ボランティアを募集する際に、児童生徒の活動内容とボランティアへの依頼内容を明確に示し、周知しているか。
			ボランティアと事前打ち合せを行い、役割や留意点、危険箇所を確認しているか。
	8	児童生徒への事前指導	学習の目的や活動の内容等について確認するとともに、道路歩行時や横断時の約束事、活動時の約束事等、安全指導を行っているか。
			グループ単位で行動するときには、各グループが安全な計画を立てることができるよう、指導を行っているか。
	9	保護者への連絡及び情報収集	事前に、校外学習の目的、活動内容、活動場所、時間等について通知しているか。
			保護者から児童生徒の健康状態等、必要な事項について情報を得ているか。

実施時	10	出発前の確認	児童生徒の健康観察を行ったか。
			目的地、行動予定時刻、緊急時の対応等について、保護者等のボランティアを含めた引率者で最終確認を行ったか。
			連絡手段、緊急連絡網、救急バック等、必要な物品を準備したか。
			当日の予定、活動時や移動時の約束事、危険箇所、事故発生時の対処方法、引率者等について確認したか。
	11	当日の児童生徒への指導	活動場所に到着したとき、活動時の約束事、危険箇所、事故発生時の対処方法等について、再確認したか。
			活動中の児童生徒の状況を常に掌握し、安全を最優先に指導を行ったか。
まとめ	12	事後の児童生徒への指導	事前の約束事を守り、安全に行動することができたかを話し合わせたり自己評価させたりするなどして、その後の校外学習時の指導や日常の安全指導に役立てたか。
	13	次年度への引継	実施した活動内容・指導体制・連絡体制等について評価するとともに、危険箇所の情報や課題について、次年度に引き継ぐための記録を作成したか。

第４章　　災害安全

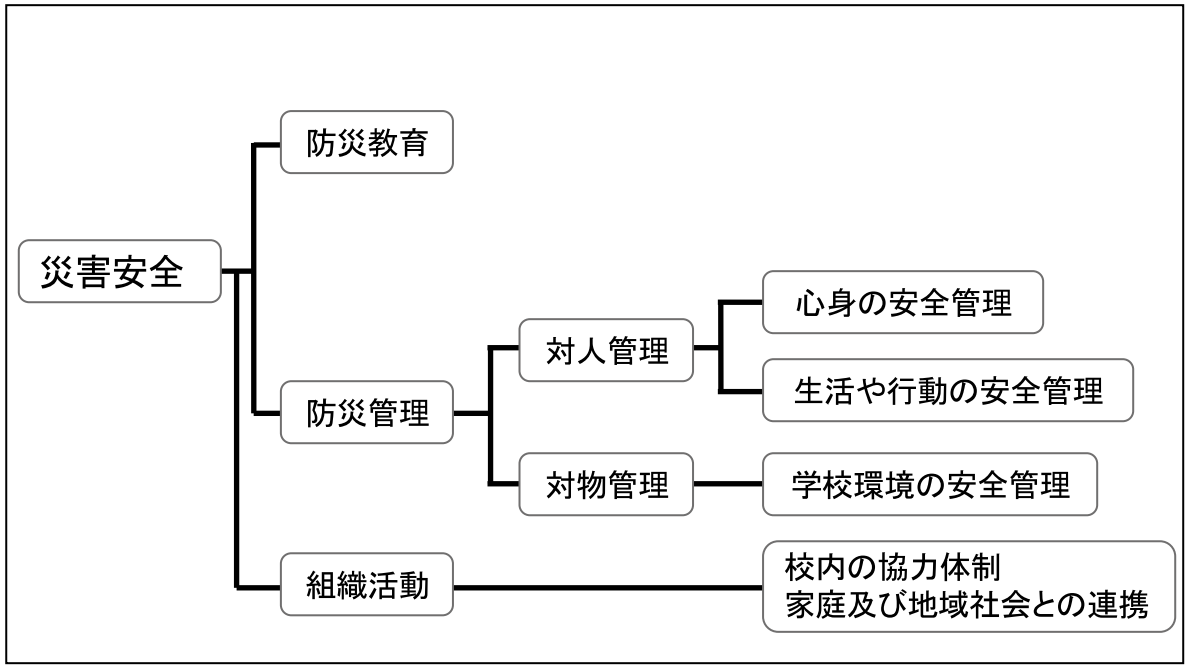
第１節　災害安全に関する安全教育（防災教育）

学校における防災教育は災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育の意味も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この２つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校づくりや家庭や地域社会と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進することも重要である。

１　災害安全の構造図



２　防災教育のねらい

防災教育は様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものであり、防災教育のねらいは、次のような３つにまとめられる。

（学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（H25 年３月）より）

ア　自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ　地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童生徒等が迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中や在宅中に被害に遭った児童生徒等がいた。

自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を一人一人に身に付けさせることが極めて重要である。その際には、人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性（正常化の偏見（バイアス））があることにも注意が必要である。

また、自然災害が多い我が国においては、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。より良い社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されており、このことは、学校における安全教育の目標の一つである、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することにつながるのである。

これらの防災教育として必要な知識や能力等を児童生徒等に身に付けさせるためには、その発達の段階に応じた系統的な指導が必要である。

【発達の段階に応じた防災教育】

ア　自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。（知識、思考・判断）

イ　地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。（危険予測、主体的な行動）

ウ　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。（社会貢献、支援者の基盤）

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア　知識、思考・判断
・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ　危険予測・主体的な行動
・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ　社会貢献、支援者の基盤
・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア　知識、思考・判断
・災害発生のメカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ　危険予測・主体的な行動
・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ　社会貢献、支援者の基盤
・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア　知識、思考・判断
・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ　危険予測・主体的な行動
・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ　社会貢献、支援者の基盤
・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア　知識、思考・判断
・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ　危険予測・主体的な行動
・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見付けた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ　社会貢献、支援者の基盤
・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

３　防災教育推進上の留意点

防災教育には災害の直接の原因となる自然について知ることが必要であるが、自然は人間に対して多くの恩恵を与えていることも忘れてはならない。

自然と人間との関わりは、体験型学習や問題解決型学習と連動した教科学習や総合的な学習の時間、修学旅行などの学校行事、その他の特別活動など、様々な教育活動を通して学ぶことができる。このような機会を利用して、自然は人間にとっていつも都合よくできているわけではなく、自然には恩恵と災害の二面性があることを児童生徒等が意識するようになることを期待したい。

自然災害についての教育は自然と人間との関係を考える点で環境教育とも大いに関連している。また、自然災害による被害は発展途上国で大きくなりやすく、国際理解教育等とも関連して取り扱うことも考えられる。例えば、治水・利水等については、日本だけでなく、稲作農業を中心とする東アジア全体の課題でもある。また、地震、津波や火山活動によって生じる災害は環太平洋の国々にとっても共通の関心事である。日本は戦後、膨大なエネルギーと費用をかけ、治水事業に取り組んできた。その成果として洪水による被害は激減することになった。しかし、逆に、これが、大人も含めて水害の危険性を有する河川に対する認識の弱さにつながる可能性もある。自然災害や防災を考えるためには、自然科学の知識を社会的文脈や日常生活との関連から考えた教育の展開も望まれる。

また、道徳教育とも関連して、中等教育段階で自然に対する「美しさ」、「感動」さらには「畏れ」を知ることは、人間の環境へのはたらきかけとともに、自分の生き方を考えるきっかけになるとも言える。

４　家庭、地域社会と連携した指導の機会

学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、計画的・組織的に進めることが必要である。しかしながら、生涯にわたり災害に適切に対応できる能力を育て、生きる力を育むためには、家庭や地域における実践的な教育が重要である。

そこで、学校で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要がある。

活動例

- 家庭における家族会議
- 緊急地震速報放送時の訓練
- 災害時伝言ダイヤルの利用体験
- 防災センター等における体験学習の実施
- 地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験学習
- 地域と学校の合同防災避難訓練の実施等

さらに、児童生徒等が地域の一員として役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要である。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき児童生徒等の災害に適切に対応する能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられる。

５　防災教育に関する指導計画の作成にあたっての配慮事項

（１）防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。

（２）学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を相互に関連付けるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。

例えば、各教科等の知識、思考・判断や態度を習得する学習を、道徳の時間、特別活動の自主的、実践的な学習、総合的な学習の時間の教科等の枠を超えた学習と関連付けたりするなどが考えられる。

（３）防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための指導計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性をもたせることが必要である。その際には、「朝の会」や「帰りの会」などにおける指導を活用することも考えられる。

（４）避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、津波など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるように配慮する。

また、学級（ホームルーム）活動等との関連を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生のメカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。

なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。

（５）防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心をもって積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピュータや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。

（６）児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。

（７）障害のある児童生徒等について、個々の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど、地域と一体となった防災教育を検討する。

（８）防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。

（９）学校は保護者参観等の機会をとらえ、学校安全（防災）に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するよう促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。

(10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し、実施する。

(11) 学校は防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力が身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。

また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用することも考えられる。

６　避難訓練

避難訓練は、災害発生時に児童生徒等が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行われるよう、次のような点に留意する必要がある。

（１）「揺れたら」（初期対応）の訓練

地震発生時の基本行動

どこにいても、どのような状況でも

「上からものが落ちてこない」

「横からものが倒れてこない」

「ものが移動してこない」　場所に素早く身を寄せて安全を確保する

教師の指示を待たずに、

児童生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練することが大切

発達段階に応じ、何が危ないのか具体的な指導を行うためには、教師自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものなのか校舎内の非構造部材について把握しておくことが必要である。突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられ、身の回りを見渡して近い場所から探す訓練から始めることが大切である。また、耐震化が図られている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低く、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険である。

緊急地震速報の報知音を利用した訓練でも基本行動は同様である。緊急地震速報は、テレビ、携帯電話、公共施設、公共交通機関などでの導入が進んでおり、児童生徒等が学校管理外にいる場合でも避難行動に有効であることから、訓練に取り入れることを考えることが必要である。

（２）「揺れが収まったら」（二次対応）の訓練

各学校では、考えられる二次災害について洗い出し、その対応に応じた訓練が必要である。

特に、津波の危険がある地域では、地震動を感知した場合はもとより、地震動を感知しなくても津波が到達することもあり得ることから、校内高所、校外高台等への避難訓練が必要である。

この場合、地震動による避難経路の破損、交通状況によりあらかじめ定めておいた避難経路が使えなくなる可能性もあり、複数の経路を設定しておくことが必要である。

地域によっては、地震発生後から津波が到達するまでの時間が短いところもあり、訓練によって避難が完了するまでの時間を測定し、データとすることはとても重要である。

また訓練によって明らかになった課題は、改善・改良を図ることによって実践的なマニュ

アルとなる。

さらに、東日本大震災では、貯水池が決壊したり土砂災害が発生した例もあり、津波以外でも学校周辺の立地状況に注意し、二次災害を想定した訓練が必要である。

（３）避難訓練実施上の留意点

避難訓練の実施時期については、毎年同じになりがちである。実施の時期や回数は、年間を通して、季節や社会的行事等との関連、地域の実態を考慮して決定する。学校全体でなく、学級単位や部活動単位で実施することや、地域・家庭と連携して実施することも考えられる。

また、休憩時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせ、いかなる場合にも安全に対処できるようにすることが望まれる。

なお、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について、全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練が必要である。

■いろいろな避難訓練

地震に対する避難訓練	
緊急地震速報に対応する訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。 ※担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要である。
地震動を感知し、身の安全を守る訓練	わずかな揺れを感知した時点で緊急地震速報受信時と同じように、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。 ※教室では「机の下にもぐって、机の脚をしっかりつかむ」行動訓練ができるが、机がない場所にいる場合（移動教室時）や、休み時間なども想定した訓練が必要である。
地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練	耐震化された校舎では、地震動直後に倒壊する危険性が低いと考えられる。 しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられる。 これらを想定し、より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練。 ※屋外の運動場等に集合する訓練だけでなく、運動場が液状化で使用不能な状況や、津波の被害を想定した集合場所を設定して、訓練を行うことも重要である。また、季節や天候による適切な場所の設定についても考えておくことが必要である。

保護者への 引き渡し訓練	児童生徒等が在校中に災害が発生、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。 保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練をしたり、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられる。
地震後の災害に対する避難訓練	
津波に対する 避難訓練	津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行うことが必要である。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければならない。 一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切である。学校付近の高台、津波避難ビルまでの避難が完了するまでの時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうか判断しておくことも必要である。 また、学校付近に適切な場所がない場合には、学校の設置者とその対策について協議し、対応策を決めておくことが求められる。 さらに、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した例があったことから、教師の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動をとるための態度をはぐくむ指導も重要である。
火災に対する 避難訓練	地震発生後の二次災害としては、火災も考えられる。消防署への通報、避難誘導、初期消火、非常時持ち出し品の搬出等、同時に行わなければならない対応が考えられ、児童生徒等の避難訓練と併せ、教職員の訓練も必要である。 避難時には、出火場所や風向き、校舎の構造などにより、安全な避難経路を素早く判断することが求められる。地震による危険物も考慮しなければならない。単に、火災の避難訓練として行うのではなく、地震後の発生を想定し、避難経路や集合場所について検討しておくことが必要である。

（4）教科・領域と関連させた避難訓練

学級(ホームルーム)活動や体育・保健体育等との関連を図って事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練実施後には、反省事項等についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮することが大切である。

第２節　災害安全に関する安全管理（防災管理）

自然災害等発生に備えた防災管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。

なお、防災管理を行うに当たっては、学校が所在する市町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の指定避難所に指定されている場合の対応等（使用場所についての優先順位や衛生管理にも配慮した安全管理等）についても十分協議・検討し対策を講じておく必要がある。

一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防災扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等が発生した場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織を確立する。

安全措置では、児童生徒等の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保する。また、教職員は、避難方法に習熟し、自然災害等発生時には、冷静に的確に指示を行う。

特に、津波発生に備え、あらかじめ複数の避難先及び避難経路を設定し、また、発生時に状況に応じて冷静に的確な指示を行うことができるよう、対策を講じておく必要がある。

なお、災害発生に備えるためには、防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。

１　災害発生に備えた安全管理（事前の危機管理）

（１）学校の立地環境と予測される災害

起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もある。

各自治体がハザードマップなどを作成し、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、火山などに分けて、過去に発生した災害状況、河川の氾濫や高潮、津波による浸水想定区域、土砂崩れの危険箇所、火砕流等の災害に関する資料を備えているところもあり、学校においても積極的に利用することが望まれる。その際、資料はあくまでも過去のデータに基づいたものであり、それを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならない。

（２）施設・設備等の安全点検及び改善措置

学校等は、児童生徒等の学習の場として、また、集団生活の場として常に安全な環境でなければならない。そのために、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

東日本大震災では、天井や照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながるおそれが大きく、同震災では天井材等の落下により生徒が負傷する事態が生じたことなどから、文部科学省では、平成25年に「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」を作成し、全国の教育委員会等に配布することとしている。点検チェック項目等を踏まえて教育委員会等が実施した点検結果を学校も共有し、施設の安全性について校内で共有しておくことが必要である。

学校安全計画に基づいて毎学期１回以上実施する定期の安全点検では、対象が多岐にわたるため、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。また、災害発生が予測されるような場合には、臨時的に点検を行うことも考えられる。さらに、児童生徒等が日常的に使用する箇所についてはその使用前に点検を行い安全な環境の確保に努めなければならない。

（３）情報連絡体制の整備

災害時又は災害が発生する恐れがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話などの通信手段が利用できなくなることがあるため、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。

なお、電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われている。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備しておくことが必要である。その際、保護者、職員、関係団体の担当者のメールアドレス等を事前に登録しておくことが望ましい。

特に児童生徒等の下校や引き渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中（休日・夜間等）に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、もしくは避難勧告等が発令された場合の登校についても同様に基本パターンを決めて保護者に周知する。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、危機管理マニュアルに連絡先と連絡内容等を盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

（４）非常用物資の備蓄管理

学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。

また、児童生徒等が学校に待機する場合の食料等の物資は、それらとは別に備蓄または

調達する方法を考えておく必要がある。

（５）災害発生時の緊急措置を講じる体制等の整備

各学校においては、災害の発生、又は発生のおそれがある場合において、学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危機管理マニュアル」を作成することとされている。

学校及び周辺で起こりうる様々な災害について、様々な場面・状況（授業中、休憩時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保、防火・防災体制および保護者への連絡体制を整えると共に、その内容を保護者に対しても周知しておくことが必要である。

災害発生時には、学校防災本部等を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。

教職員の出張や休日中の非常配備の場合などでは、あらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、当初人数が少ない場合には複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておくことが必要である。

避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日ごろから自治体や自主防災組織等と話し合い、避難所となる場合の運営方策（運営体制、初動体制、施設の使用制限について等）に関して確認しておく。その際、学校に教職員が不在の時間帯に起こる災害に対しては、地域住民が避難所を開設できる体制を整備しておく必要がある。

実際に災害が起こっている最中に「危機管理マニュアル」を確認する余裕はない。

事前に「危機管理マニュアル」に基づいた訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。

避難の際に必要となる物品等（関係機関連絡一覧表、ハンドマイク、児童生徒等の名簿・連絡先、救急セットやＡＥＤ、その他の非常持ち出し物等）は、すぐに携行できるようにカゴ等に入れて準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に周知できるよう体制を整えておく。

２　災害発生時の対応（発生時の危機管理）

自然災害などが発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関係機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置する。

災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。

なお、大規模災害や傷病者が多数出た場合は、必要に応じて、災害発生直後の事故現場に、急性期（概ね４８時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が派遣される。参照 P204

また、緊急に搬送しなければならない傷病者に対しては、防災ヘリが出動する場合もある。

（１）基本的な対応例

① 初期対応（児童生徒等の安全確保、災害初期情報収集、安全確認、避難指示）

・火災や地震などは突然起こることから事前の対応は難しいが、風水害や火山災害では事前の予測がある程度可能な場合があり、気象情報等や噴火警報を確認することによって、早めに対策を講じることができる。

・災害の種類に応じて、身を守るための適切な指示を行い、児童生徒等の安全を確保する。

> →授業中においては、教職員が児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。
> （火気使用中であれば消火の指示、実験中であれば危険回避の指示）
> → 休憩中や放課後など教職員と児童生徒等が別々にいる場合は、教職員が手分けして児童生徒等の状況や周囲の安全確認を行う。

・ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する（災害の内容や規模、地域の被害状況等）。

・避難経路の安全確認を行い、避難が必要な場合は避難指示を出す。

② 避難（安全な避難、人員確認、携行物品）

・集団で素早い行動がとれるよう全体を掌握する。

・教職員の誘導により児童生徒等を安全な場所に避難させる。
その際、防災ずきんやヘルメット、防寒具等、避難時に身に付けるものについて指示を出し、落ち着いて、素早く安全に避難できるように配慮する。

・非常持出し物（避難先で必要となる物品等）を運搬する。

・校内を巡回して残留者の有無を確認する。

・避難場所で人員確認と安否確認（残留者の有無確認）を行い、行方不明者がいる場合は捜索や救出救助を行う。

・避難場所や周囲の安全点検を行い、必要があれば二次避難、三次避難を行う。

③ 応急手当（けがへの対応、心肺蘇生とＡＥＤ、心理的なケア）

・災害時には、負傷者の確認と応急手当を行う。

負傷者が多数いる場合は、養護教諭を中心に、複数の職員で対応にあたる。
・心停止の場合、すぐに心肺蘇生を行うとともにＡＥＤがある場合には速やかに使用し、救急車を手配する。
・児童生徒等の不安への対応を行う。

④ 二次対応（災害情報収集、二次避難、被災状況把握、管理下外の児童生徒等の安否確認）

・引き続きラジオ、テレビ、インターネット等、また関係機関からの情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる。
・校舎や校地等の被害状況を把握する。校舎の使用が可能かなど安全を確認し、児童生徒等の校舎内外への移動が可能か判断する。
・学校管理下外の児童生徒等の安否確認を行う。（欠席、早退、休日・夜間等）

⑤ 事後対応（報告・連絡、下校・引き渡し、避難所対応）

(ｱ) 報告・連絡

・教育委員会への連絡を行う。
（被害の状況、学校内外の状況、指導事項の確認、その情報収集、状況に応じて臨時休校の措置）
・消防、警察、医療機関等への連絡を行う。（関係機関連絡一覧表を作成し、発生時に携行する）
・外部との連絡窓口を一本化して対応する。（保護者等からの問い合わせ、マスコミ対応など）

(ｲ) 下校・引き渡し 参照 P92・P93

・大規模な災害発生時には、通信手段が途絶したり、交通機関が麻痺する場合がある。保護者と連絡が取れない場合や通学路の安全が確認できない場合などについて、引き渡しや待機の判断に関し、学校と保護者との間で事前にルールを決めておく。

(ｳ) 避難所対応 参照 P122・P123

・避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域住民と施設管理者の協力を得て行われる。休日・夜間等に災害が発生した場合は、教職員等が学校に到着する前に被災者が学校に避難してくることも考えられ、地域住民の主体的な開設や運営ができる体制作りが求められる。

⑥ 留意点（児童生徒等への事前指導など）

・情報収集に当たっては、情報の正確性に留意する。
・災害時に、教職員や保護者が必ず児童生徒等の身近にいられるとは限らないので、災害時に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるように、事前に指導しておくことが大切である。その際は、例えば家で地震に遭ったらどこに隠れるか、通学路上で竜巻が起こったらどこに避難するかなど、具体的に指導していくことが求められる。
・校外学習中は教職員の指示や人員の把握がしにくい状況もあること、また、児童生徒等が個人又はグループで分散していることなどを踏まえ、児童生徒等があらかじめ示された対応や主体的な判断による避難行動ができるよう事前学習の中で指導しておくことが必要である。

（２）生活の場面ごとの対応例

① 登下校中（徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関、ほか）

・学校に避難してきた児童生徒等を保護し、安全を確保する。

・教職員は、災害の状況を把握して安全を確認した上で、できるだけ早く登下校中の児童生徒等の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。通学路の途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携して当たる。

② 校外活動中（遠足、修学旅行、臨海学校、林間学校、キャンプ等屋外での活動）

・携帯ラジオ等で災害の情報収集を行う。（災害が起こったとき、又は起こりそうなとき）

・あらかじめ決めていた最寄りの安全な場所に、児童生徒等を避難させる。（早めの判断）

・公共の交通機関や施設内では、係員等の指示に従って行動するよう指導しておく。

・負傷者の確認と応急手当、医療機関等への搬送等の対応を行う。

・児童生徒等の不安に対する対応を行う。

・学校と連絡を取り、児童生徒等及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。

③ 休日・夜間

・配備基準に基づき学校へ参集する。

・参集した教職員で役割を分担し、学校の被害状況確認、児童生徒等及びその家族、教職員等の安否確認等を行う。

・翌日以降の予定と留意事項等について児童生徒等に連絡する。

３　災害別の対応

（１）火災発生時の対応

・学校又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や児童生徒等に声や火災報知器で周囲に火災発生を伝えるとともに、出火場所と状況を職員室（本部）に連絡する。

・可能ならば初期消火を試み、併せて、消防署(119番)・警察署(110番)へも通報する。

・児童生徒等に対して、動揺を抑え、安全に避難させる。

・負傷者がいれば、直ちに火災場所から搬出し、応急手当を行う。

・防火体制としては、例えば、防災本部を設け、初期消火、通報連絡、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしておく。

・避難は、火災の状況に応じて「水に濡らしたタオルで口を押さえながら、低い姿勢で逃げる」など的確な指示を行い、迅速かつ安全に行う。

・避難に際しては、校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。

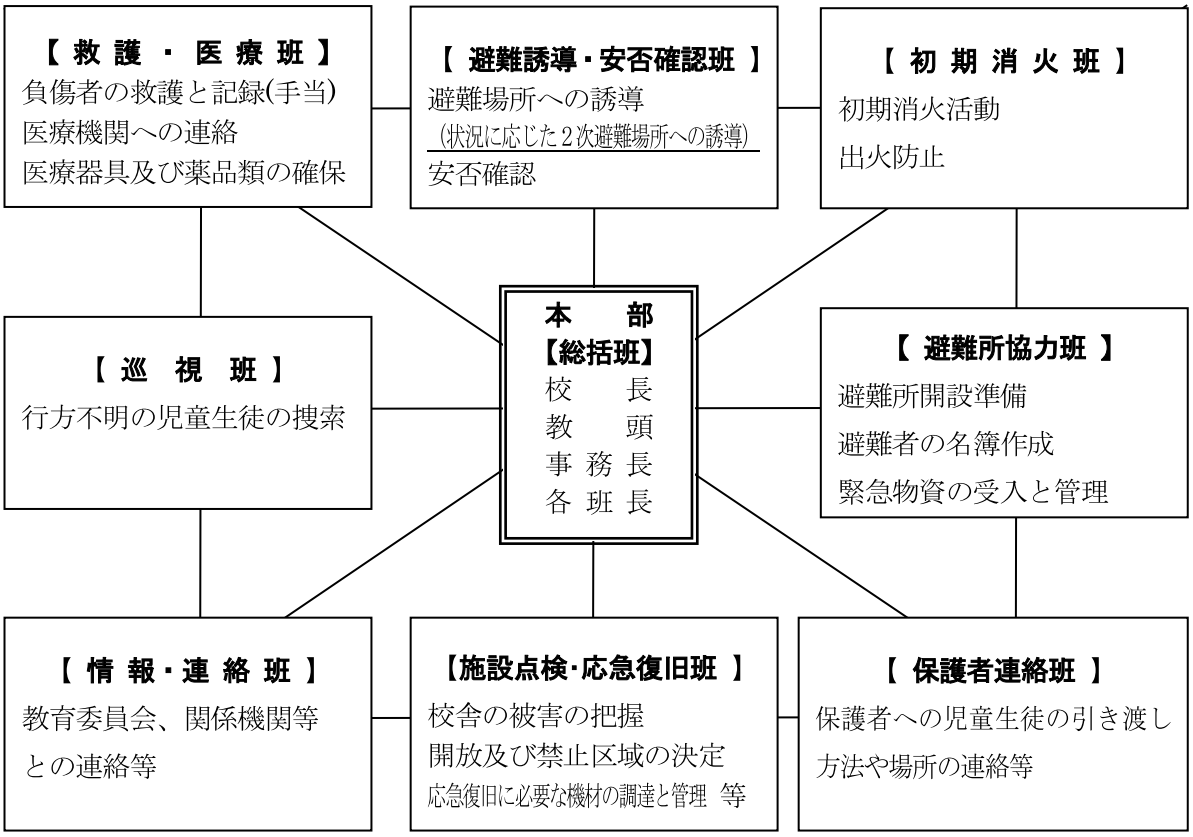
・校内の防災本部では、刻々変化する状況を正確に把握し、混乱のないよう、的確に指示を行う。

（２）　地震、津波発生時の対応

① 地震災害に係る体制例

	県（市町）内に地震が発生した場合		
基準	○震度３の地震発生 又は ○津波注意報の発表	○震度４～５弱の地震発生 又は ○津波警報の発表	○震度５強以上の地震発生 又は ○津波災害の発生
	↓	↓	↓
体制	注　意　配　備 （情報収集、諸連絡に備える）	警　戒　配　備 （学校災害対策本部設置に備える）	学校災害対策本部 （学校災害対策本部の設置）
動員	校長、教頭、事務長　等	校長、教頭、事務長、主任、学校安全委員　等	全教職員

② 学校災害対策本部の設置例



【 学校が避難所に指定されている場合 】

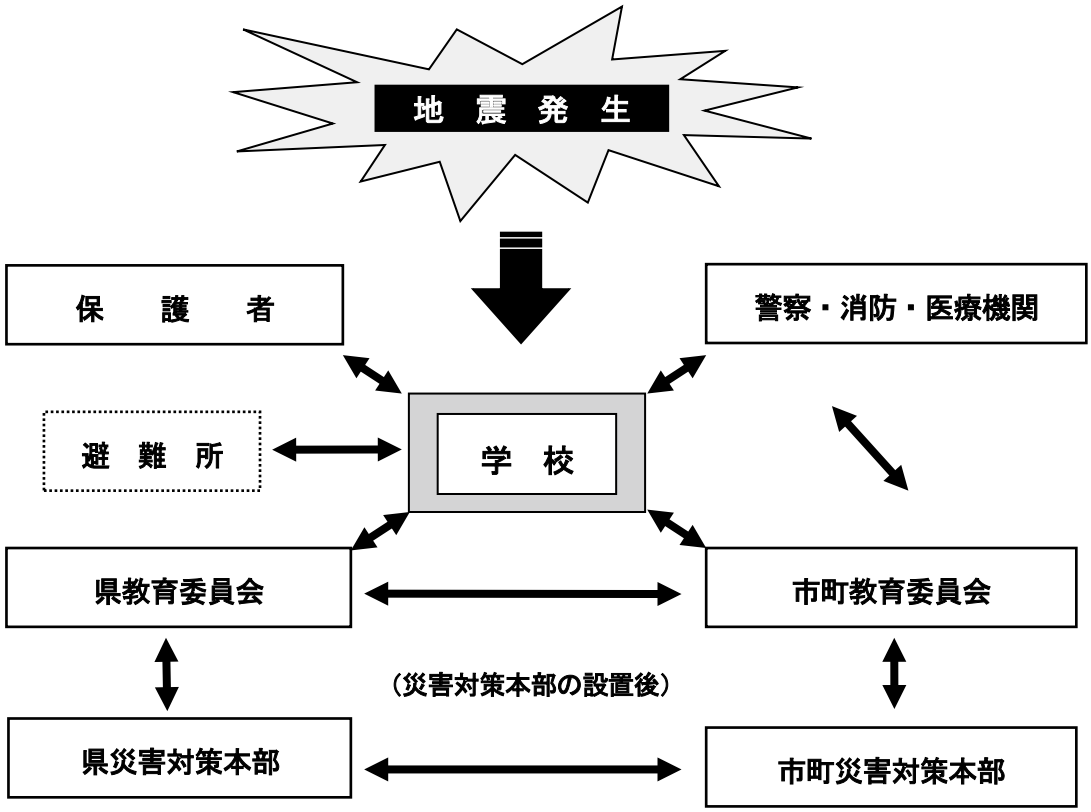
児童生徒の安否確認を最優先とするが、学校に避難してきた住民の誘導や案内等を行う担当を決めておく。

③ 学校災害対策本部の具体的対応例

【 班 】	【 対 応 例 】	【準備物】
総　　括	○各班との連絡　○非常持ち出し書類の搬出保管 ○児童生徒の安否情報　　○校舎の被災状況の把握 ○記録日誌・報告書の作成 ○校内放送等による連絡・指示 ○教育委員会や関係機関との連絡調整　　○応急対策の決定 ○保護者、親類、知人等からの照会に対する対応 ○外部対応（対応窓口の一本化）　○情報収集	緊急マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話 パソコン　等
救護・医療	○児童生徒等及び教職員の救出・救命 ○負傷者の保護・応急手当 ○応急処置等の記録 ○医療機関への連絡 ○医療器具・薬品類の確保 ○学校施設内のチェック	応急手当備品 健康カード 水　毛布　防災マスク ヘルメット　　スコップ 毛布　革手袋　のこぎり バール　斧　担架 ＡＥＤ　等
避難誘導 安否確認	○児童生徒等及び教職員の安否確認　　○避難の必要性を判断 ○安全な避難経路で避難場所への誘導 ○下校指導及び待機児童生徒等の掌握・記録 ○津波が予想される場合の再避難 ○救護・医療班との連携（負傷者がいる場合）	クラスの出席簿 学校敷地図 学校周辺図 携帯電話 パソコン　等
初期消火	○初期消火　○出火防止　○避難、救助活動等の支援	消火器　手袋 ヘルメット　等
巡　　視	○行方不明の児童生徒等の捜索、本部への報告	行方不明者記入用紙　等
保護者連絡	○児童生徒の引き渡し方法・引き渡し場所等についての連絡 ○学校で児童生徒を保護する場合の連絡	引き渡しカード 集合場所クラス配置図 出席簿　等
情報・連絡	○マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、津波などの 二次災害の危険性情報の把握 ○地　　域：危険箇所･本部等関係機関との連絡 ○被害の状況、指導事項の確認、その他の情報収集	被害調査票 携帯電話 パソコン　等
施設点検 応急復旧	○校舎内避難、避難所開設等のための外観上の被害状況の把握と 安全確認 【 外観上の安全確認の基準として考えられる内容 】 □建物全体の傾斜　□柱の座屈　□壁の崩壊やX字の亀裂 □窓や窓ガラスの破損状況　□渡り廊下本体の損傷 □仕切り壁・掲示板・建具、天井板・蛍光灯などの落下物 □校舎との接続部分の損傷　□運動場の地割れの状況 □石垣の崩れ　□コンクリート塀の倒壊や亀裂 （施設等の構造的な被害程度を調査､本部への連絡､電気､ガス､水道､電話の被害確認） ○危険箇所の周知、立ち入り禁止等の措置 ○応急復旧に必要な機材の調達と管理 ○避難場所の安全確認	ヘルメット ラジオ スコップ バール のこぎり 手袋 構内図 ロープ 標識 バリケード 被害調査票 携帯電話　等
避難所協力	○避難者の名簿作成 ○緊急物資の受入と管理 ○ボランティアの受入 ○市町及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	マスターキー バリケード ラジオ ロープ　テープ 校内配置図 パソコン バッテリー(蓄電池)　等

④ 地震発生時の関係機関への連絡体制

(ｱ) 連絡体制

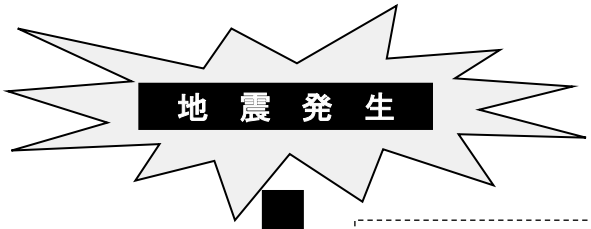


(ｲ) 関係機関等への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容	方 法
県教育委員会 市町教育委員会 教育事務所	児童生徒の避難状況 児童生徒及び職員の被災状況 学校の被災状況	電話 インターネット ＩＰ電話 メール 防災無線 文書 有線放送 伝令 （自転車・自動二輪車など） 等
警察署	通学路の安全確保、 盗難に対する警戒警備等の要請、 校舎の被害状況や児童生徒の負傷状況	
消防署	救急救助の要請、火災発生状況、消火要請	
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保護者、ＰＴＡ	残留児童生徒の保護方法、児童生徒の引き渡し方法、 児童生徒の引き渡し場所、帰宅方法、緊急連絡事項、 通学路安全確保への協力要請	
医療機関	受け入れ要請、児童生徒の被災状況、治療状況の確認	

⑤ 地震発生時の対応（ 校内活動時 の対応例 ）

⑺ 基本的対応



【対応事項】

児童生徒の安全確保	**○安全確保の対応と指示** ○火災など二次災害の防止 ○人員・負傷者の確認
校舎外等への避難決定	○避難経路の選択、安全確認 ○全校児童生徒への避難指示 ○避難先の選択 （学校長または代行者）
校舎外等への避難	○情報の収集と再避難の必要性の判断 ○的確な指示 （頭部の保護、あわてない等） ○教職員の連携 （避難誘導、負傷者運搬） ○児童生徒名簿の携帯
避難後の対応	○人員と安否の確認 ○負傷者の確認と応急処置 ○児童生徒の不安に対する対処 ○教育委員会への報告 ○警察・消防・医療機関・保護者へ連絡

以下は、震度５強以上の地震が発生した場合

学校災害対策本部の設置	○教職員各自の役割確認 **○学校災害対策本部の具体的対応**
保護者への連絡	○児童生徒を保護者に引き渡す方法、引き渡し場所の確認 ○学校で避難を継続する場合の連絡

保護者への引き渡し（校内）

①引き渡しカードの活用　②連絡先の確認　③名簿にチェック　④災害対策本部への報告
⑤残った児童生徒の保護

※　津波などの限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや、避難行動を促す。

㈠ 安全確保の対応と指示

ものが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保する。
　教師の指示を待たずに児童生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練をすることが大切である。

場　所	教職員の対応	児童生徒への指示
普通教室	○児童生徒の安全を確保するよう的確に指示する （頭部の保護） （窓や壁から離れる） ○児童生徒の人員を確認する ○周囲の安全を確認する ○児童生徒を落ち着かせる ○余震に備える （避難経路の確認及び避難指示は職員室で待機中の教職員が行う）	○机の下にもぐり、机の足を持つ
理科室		○薬品棚等の倒壊に備えて机の下にもぐる ○火気使用中であれば、消火の指示 ○有毒ガス発生の恐れがある場合はハンカチを鼻や口にあてる
調理実習室		○用具棚や冷蔵庫等の倒壊に備えて机の下にもぐる ○火気使用中であれば、消火 ○ガスへの引火に留意し、速やかに避難する
コンピュータ室		○ディスプレー等の倒壊や飛び出しに留意し、机の下にもぐる
体育館		○天井や窓、壁からの落下物に注意しながら、体を低くする
運動場		○建物から離れ、中央に集合させ、体を低くする
プール		○速やかにプールのふちに移動させ、ふちをつかむ ○揺れがおさまれば、すばやくプールから出る ○安全な場所へ避難する （靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

㈡ 教職員と児童生徒が離れている場合の対応（休み時間、放課後、部活動　等）

○分散して校舎内を巡回し、児童生徒の安全を確保する
○校舎外にいる児童生徒の人員を確認する
○本部の避難指示を受け、児童生徒をより安全な場所へ誘導する
○負傷者がいる場合は、応急手当を施す

⑥ 地震発生時の対応（ 校外活動時 の対応例 ）

(ｱ) 基本的対応

見学施設等の下見時
活動場所・移動経路上での
避難経路･避難場所の確認

地 震 発 生

【対応事項】	【留 意 点】
児童生徒の安全確保	○正確な状況の把握 ○的確な指示 （落下物、倒壊物への注意） ○電車、バス等に乗車中は、乗務員の指示に従う
近くの避難場所へ避難	○避難場所、救護施設がない場合、関係機関から情報を入手し対応 （複数の避難経路、避難場所の確保） ○施設管理者等の指示に従う ○海岸での津波、山中での崖崩れ、落石に注意 ○人員の確認 ○負傷者への応急手当 ○児童生徒の不安への対処 ○活動地の関係機関へ救援要請
学校等への連絡	○学校へ状況報告と学校長の指示を受けての対応 ○教育委員会へ連絡・報告（学校） ○保護者へ連絡（学校） ○活動地の関係機関へ救援要請

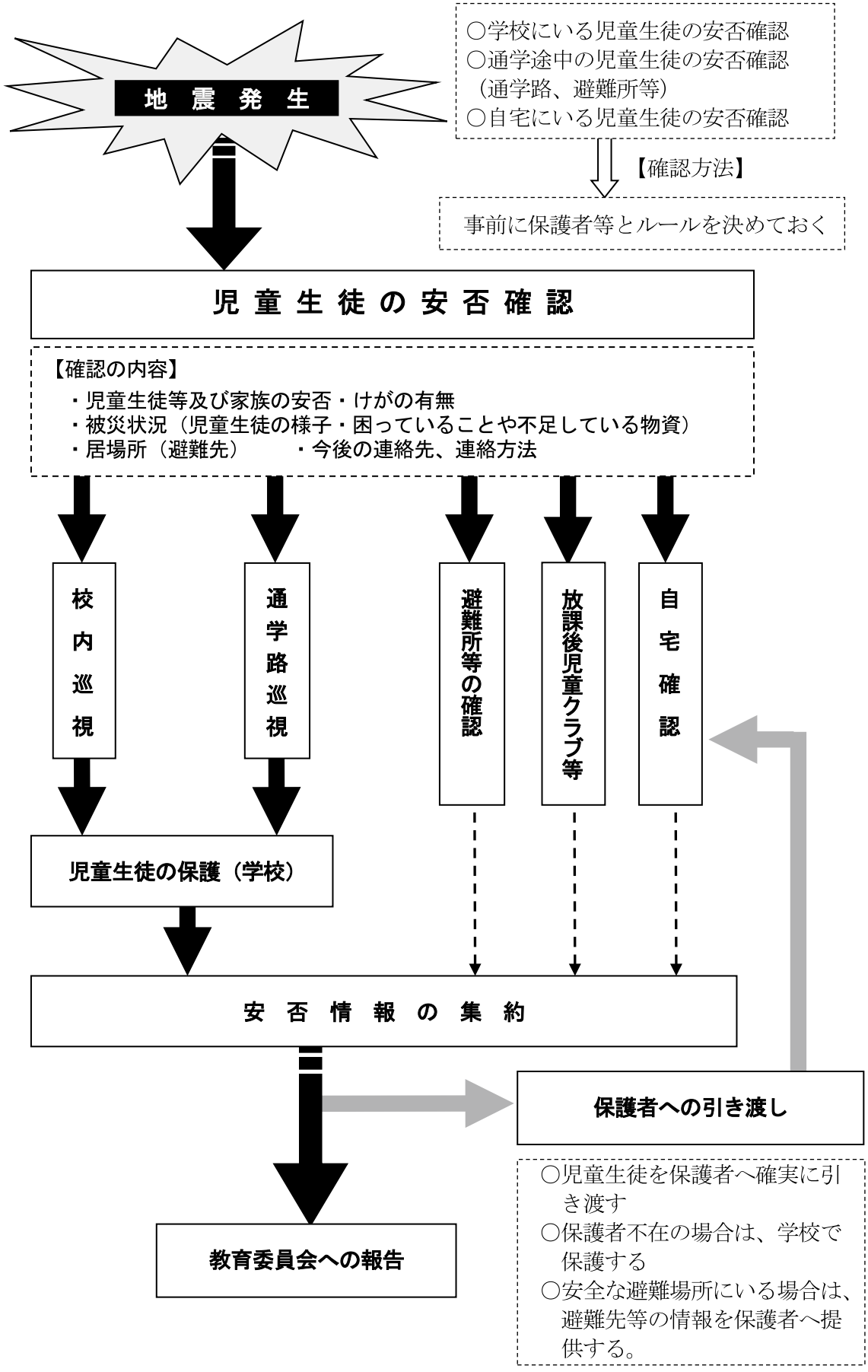
避 難 後 の 対 応

・地震の規模、被害状況等の情報収集
・学校または教育委員会へ連絡し、指示を受けて対応
・活動地の関係機関との連携
・児童生徒の不安に対する対処（状況、今後の対応等の説明）

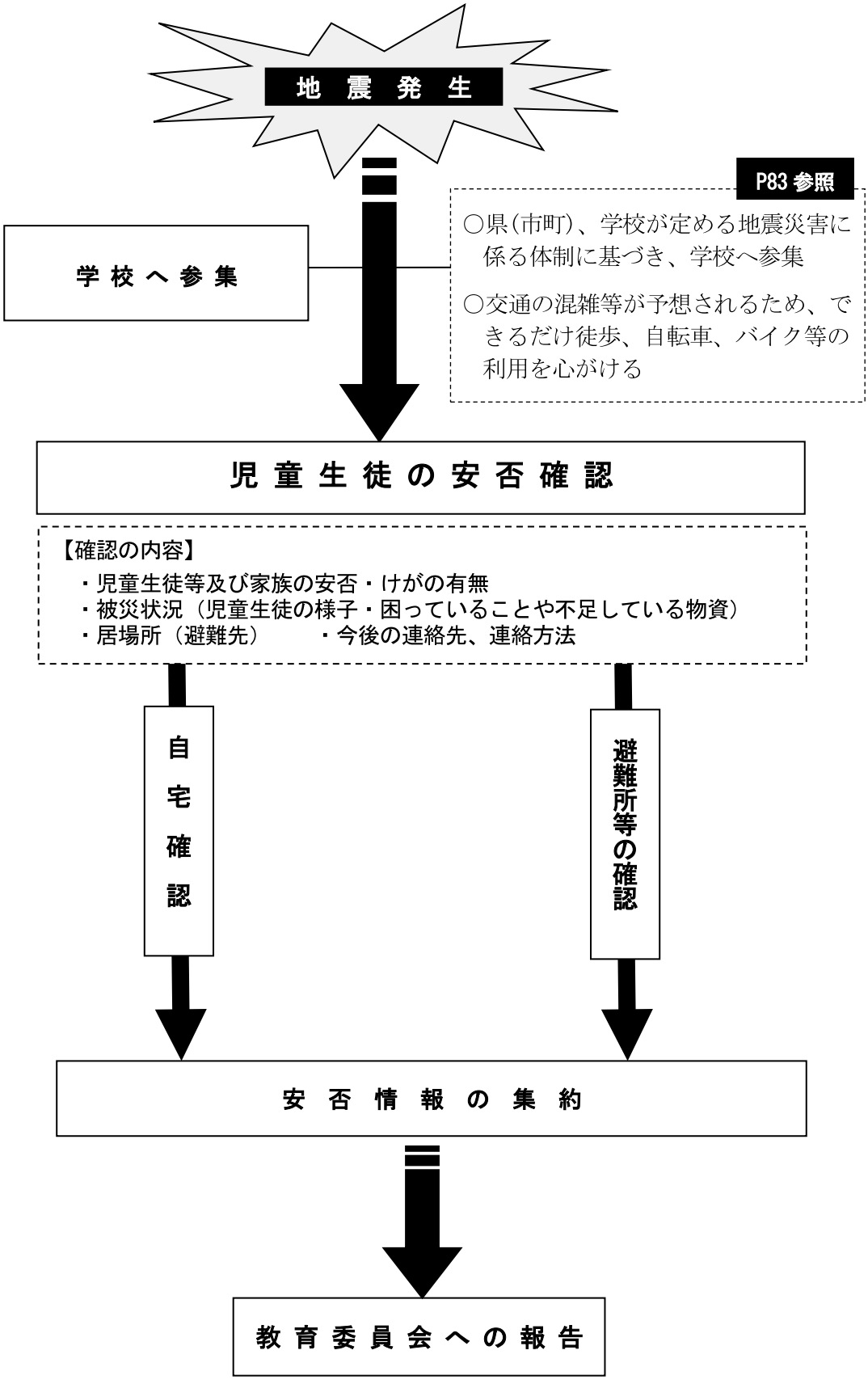
保護者への引き渡し（校外）

① 引き渡しが可能かどうか判断（二次災害の危険の有無）
② 学校に戻って引き渡す場合と、現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する
③ 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りにきてもらう
（方法は、校内の引き渡しと同様にする）

⑦ 地震発生時の対応（ 登下校中 の対応例 ）



⑧ 地震発生時の対応（ 在宅時 の対応例 ）



⑨ 地震発生時の心構え



(ｱ) まず気持ちを落ち着け　冷静に！　　【 地震発生０分 】

あわてず、大きな揺れに備える。

⇩

(ｲ) 安全確保が最優先！　　【 地震発生０分～２分 】

大きな揺れを感じたら、児童・生徒と自身の安全を確保する。

ものが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保する。

○机の下等に入る。
○クッション、本などで頭を保護する。
○落下物や転倒物から身を守る。
○ロッカーや棚から離れる。
○ガラス面から離れる。

⇩

(ｳ) 火の始末　　【 地震発生２分～３分 】

火を使っていれば、しっかり始末をする。ガスの元栓も切る。

⇩

(ｴ) 周囲の安全確認　　【 地震発生３分～５分 】

児童生徒の安全、周囲の被害状況を確認し、避難可能な出口を確保する。

⇩

(ｵ) 情報収集　　【 地震発生５分～１０分 】

すぐ避難せず、地震や津波に関する正確な情報を収集する。

⇩

(ｶ) 避　　難 ①　　【 地震発生１０分～ 】

基本行動は「しゃがむ」、「身をかくす」、「頭を守る」（裸足は禁物）

⇩

(ｷ) 避　　難 ②　　【 津波発生 】

津波に関する正確な情報を収集し、必要に応じて再避難（二次避難場所）を行う。

⑩ 引き渡しと待機

引き渡しについては、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要である。

(ｱ) 引き渡しの判断

・津波などの限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に対する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや避難行動を促す等の対応も必要である。
・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要である。
・校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要である。

(ｲ) 学校に待機させる場合の留意点

・近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。
・不安を訴える児童生徒等のために心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。

(ｳ) 引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

(ｴ) 校外で引き渡す場合の流れ

・引き渡しが可能かどうか判断する。（二次災害の危険の有無等）

⇩

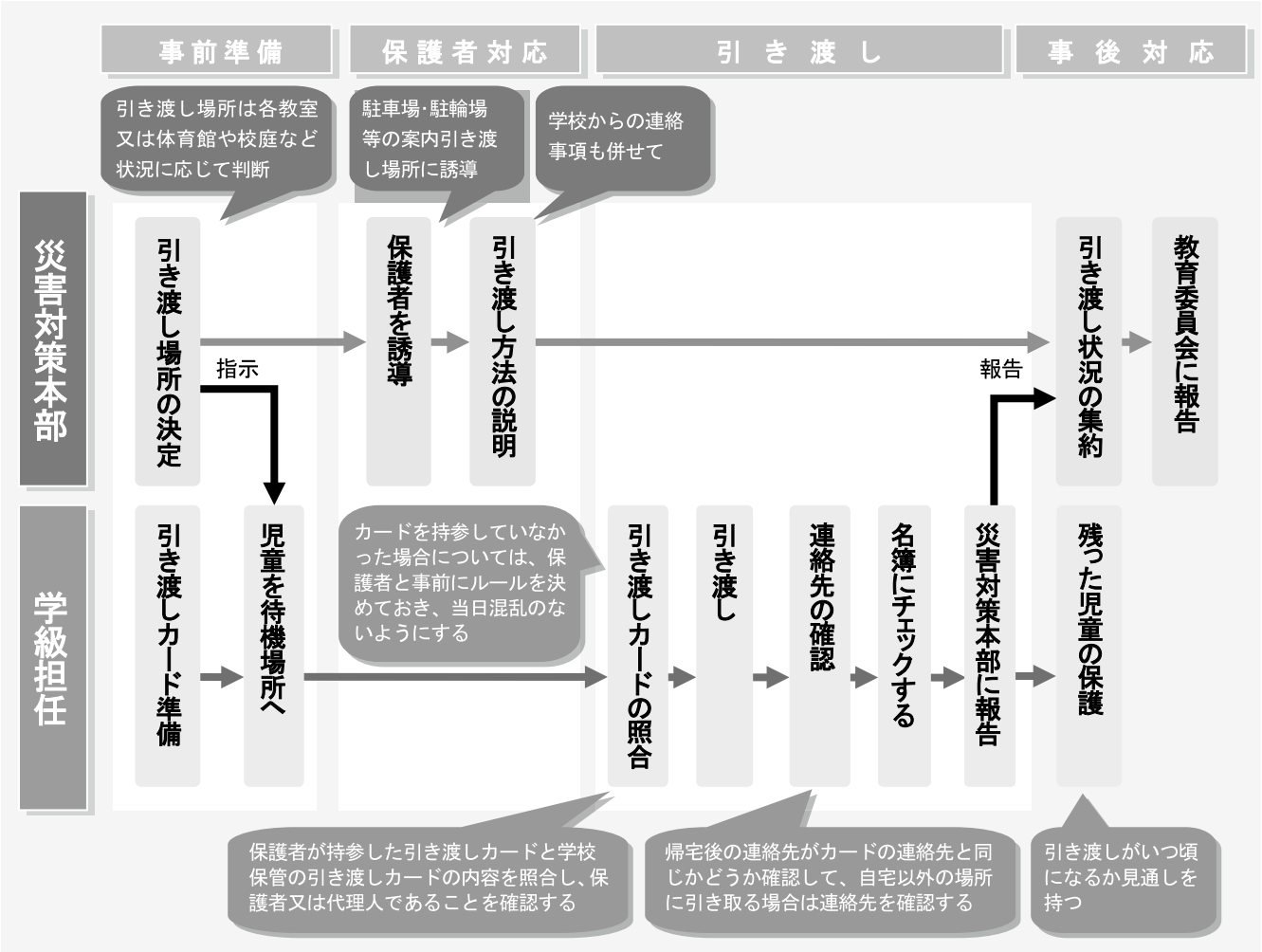
・学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全か判断する。

⇩

・現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。
方法は、校内引き渡しと同様にする。

（※校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておくとよい。）

■校内における引き渡しの手順（小学校の例）

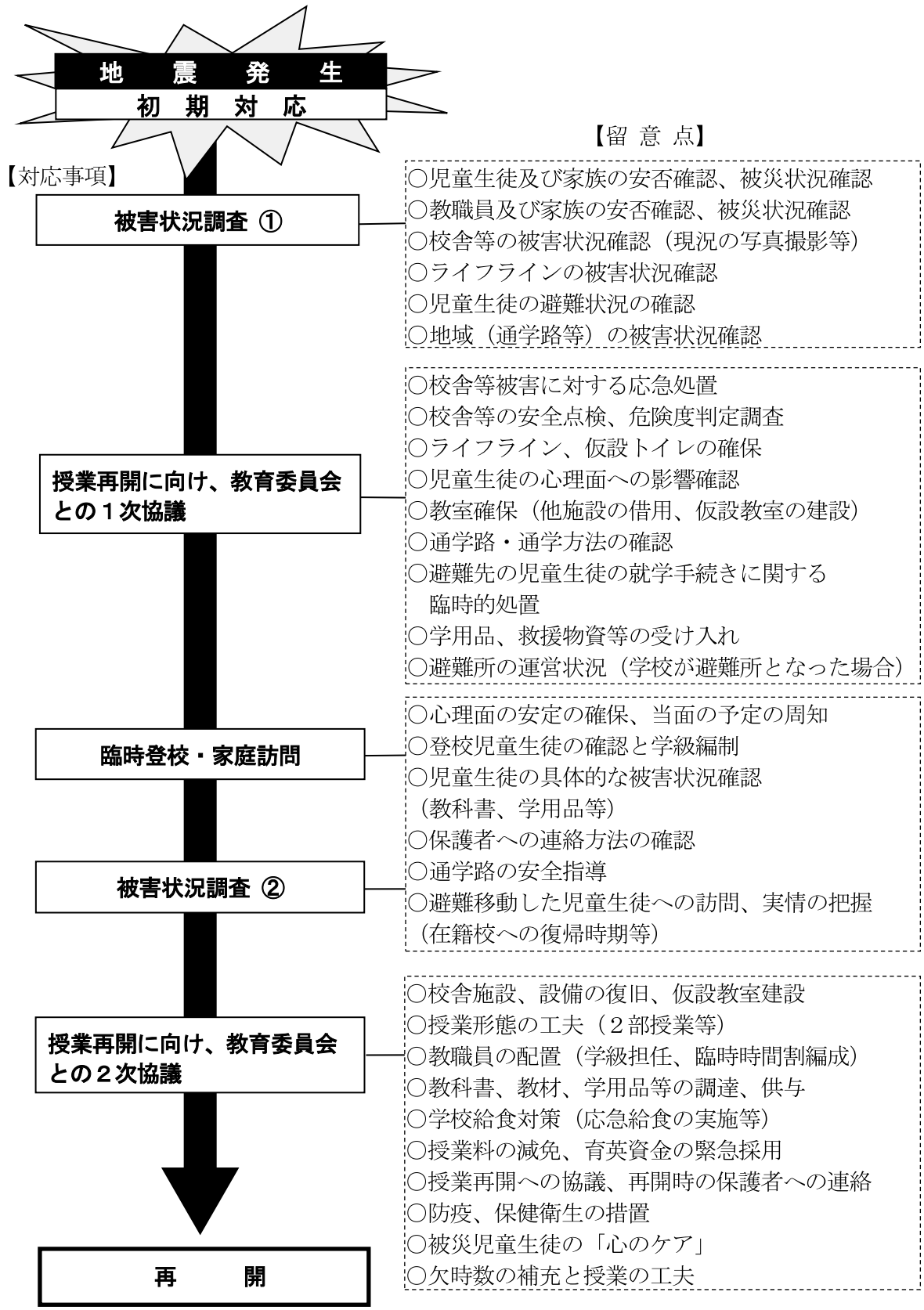


出典：〈文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」〉

■緊急時引き渡しカード（小学校の例）

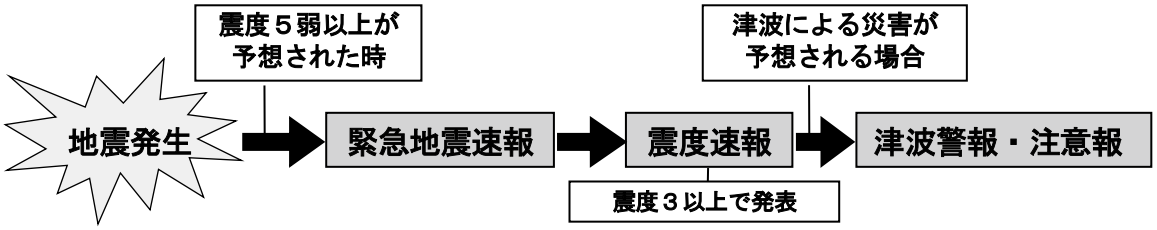
緊急時引き渡しカード（例）					
（児童名） 年　組			（きょうだい） 年　組 年　組		
番号	引き取り者氏名		連絡先（電話、住所）	児童との関係	チェック欄
1	保護者		電話[　－　－　] 携帯[　－　－　] 住所[　]		
2					
3					
震度４以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。 待機を希望する場合は、右の欄に〇をして下さい。					

⑪ 地震発生時の学校再開に向けた対応



⑫ 地震及び津波に関する情報

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、**津波警報・注意報、津波情報**を発表しています。



津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後、約３分で大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されます。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報が発表されます。

	発表基準	予想される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合。	１０ｍ超 （10m＜高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		１０ｍ （5m＜高さ≦10m）		
		５ｍ （3m＜高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合。	３ｍ （1m＜高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで０．２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	１ｍ （20cm＜高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

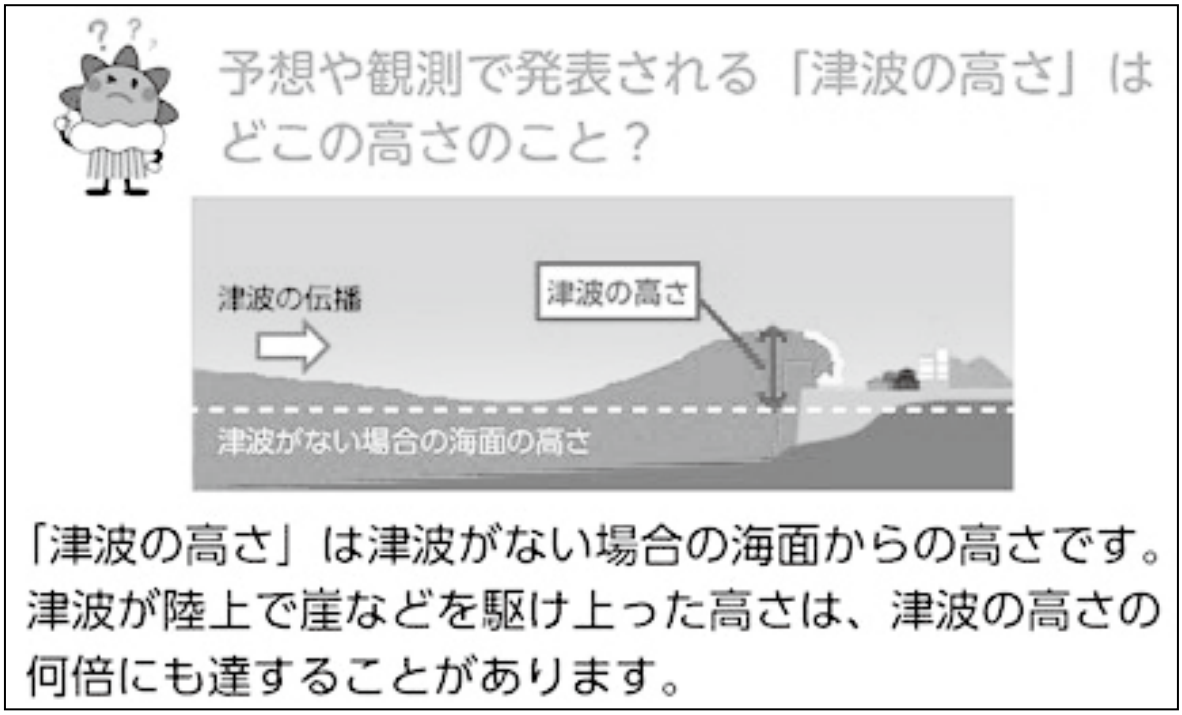
・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
・津波は沿岸の地形などの影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

津波情報

津波警報・注意報が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報で発表されます。

種　　類	内　　容
津波到達予想時刻・ 予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

出典：〈気象庁ＨＰ〉



「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来ると思って、ただちにより高い場所に避難しましょう！

出典：〈気象庁 H25.3 発行のリーフレット〉

⑬ 津波発生と伝播のしくみ　　（参考：気象庁ＨＰ）

津波の発生

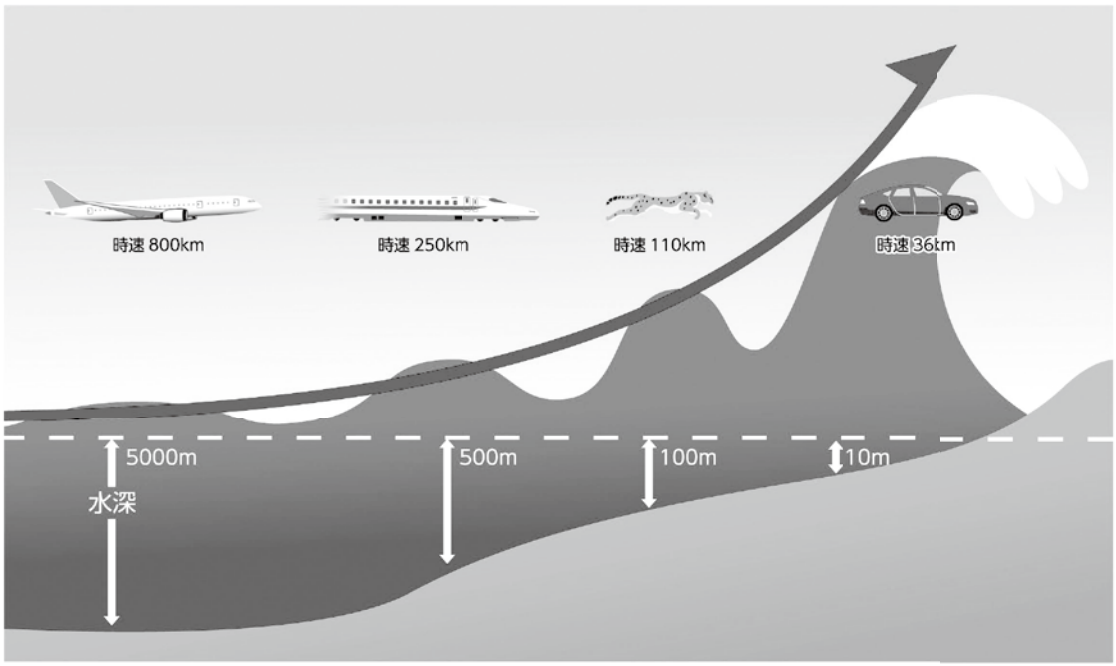
海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

津波の伝わる速さ

「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。 津波は引き波で始まるとは限らないのです。

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ減速した波の前方部に後方部が追いつくことで、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



（３）　風水害への対応

地震に比べて、台風や低気圧などがもたらす大雨による水害や土砂災害、暴風、高潮などの危険度は、徐々に高まってくる。激しい風雨の中では、屋外での活動や移動が危険となることから、大雨警報、暴風警報等の気象情報を活用し、現象が激しくなる前に児童生徒等の安全を確保すること、川、用水路、崖、海岸などの危険な場所に近付かないことが大切となる。状況によっては、次善の策として安全な建物に留まることや屋内の２階以上に移動することも有効である。

発達した積乱雲がもたらす急な大雨、雷、竜巻等の激しい突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が難しく、台風や低気圧による風水害とは対応が異なる部分がある。竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の様子に注意し、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷鳴が聞こえるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとる必要がある。発達した積乱雲がもたらす竜巻等突風以外にも、局地的な前線の通過や塵旋風（晴天時に校庭等で見られるつむじ風）などにより、突風が吹くことがある。このため、天気にかかわらず、テントなどの飛ばされやすいものは常にしっかりと固定することが必要である。

※大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

①**初期対応**

・気象情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集する。

・大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された場合、これら警報が発表される可能性がある場合、また、避難指示等が発令された場合、注意報・警報の内容、気象情報、気象レーダー、キキクル等を確認した上で、児童生徒等の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。

・下校時間や方法については、河川等の状況や天候、交通機関の運行状況などを把握し、教育委員会と相談の上、集団下校、保護者への引渡しなど児童生徒等の安全を考え決定する。早めの対応を心がけ、時機を逸して危険な状況の中を下校させることにならないように注意する。

・始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。

・強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置を行う。

②**避難**

・大雨による土砂崩れ、洪水、高潮による浸水などの危険が迫ったと判断される場合（避難指示等の連絡があった場合）は、児童生徒等を安全な場所へ避難させる。

・すでに道路が浸水しているなど、学校の上層階に滞在する方が安全と判断される場合は、次善の策として待避や垂直移動を検討する。

③ **留意点**

・情報収集に当たっては、大雨、洪水、暴風の各注意報の中で警報の可能性に言及している場合や、時間的余裕を持って警報等が発表される場合があることに留意する。

・校外活動を行う場合、出発前に現地の気象情報（天気予報、注意報、警報、都道府県の気象情報等）を確認し、状況によっては、計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずる。

④ **校外活動中の対応**

・大雨や強風が予想される場合、出発前のみならず現地でも最新の気象情報の入手に努めるとともに、警報等の発表時には、現地の防災関係機関（気象台や市町等）からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。

・風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き現地の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。

・波浪注意報、波浪警報が発表されている状況では海岸での活動は行わない。
また、天気予報で「うねりを伴う※」との表現がある場合は、うねりにより浅瀬で急に波が高くなるので注意が必要である。

※うねり…遠くの台風などにより作られた波が伝わってきたもので、滑らかな波面を持ち、波長の長い規則的な波。

災害のおそれがあるときに発表される「特別警報」「警報」「注意報」

＜特別警報の種類と内容＞

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

＜警報の種類と内容＞

大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。

洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表します。
波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

＜主な注意報の種類と内容＞

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。

出典：〈気象庁ＨＰ〉

◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

Point!
近年では、警報の発表に至る前の段階で、これらの情報が発表される場合があります。気象庁・気象台のウェブサイトなどを確認し、こうした情報を活用しましょう。

(1)防災気象情報等の収集

校長は、毎日（翌日が休業日の場合を除く）17時時点において、①翌日までの「早期警戒情報（警報級の可能性）」又は②「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、以下の対応を取るものとする。

- 担当教職員に対し、下記の気象庁ウェブサイトを用いた今後の防災気象情報の確認及び(2)の判断基準に示す情報が発表された場合の連絡を指示する。

 気象庁 気象警報・注意報（図表形式）（○○市）
 https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_00000000.html

- ○○市教育委員会及び下記の近隣学校等と連絡を取り、今後の対応を確認する。

 ○○市立△△小学校　Tel.000-000-0000, e-mail：aaaa@aaaa.aa.or.jp
 ○○市立□□小学校　Tel.000-000-0000, e-mail：bbbb@bbbb.aa.or.jp
 ○○市立○○中学校　Tel.000-000-0000, e-mail：cccc@cccc.aa.or.jp
 ○○○放課後児童クラブ　Tel.000-000-0000

Point!
警報が発表されるレベルではなくとも、過去に校区内で発生した災害などを参考に、雨量等の具体的な数値基準を決めることも大切です。

(2)臨時休業等の判断基準

校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、○○市教育委員会及び上記近隣学校等と連絡・協議した上で、臨時休業等の判断を下すものとする。

判断基準		対応
登校前	午前○時の時点で以下のいずれかの情報が発表されている場合： ＊特別警報（大雨、洪水、・・・・・　　） ＊警報　（　　同上　　） ＊予想される１時間最大雨量が○○mm以上	自宅待機
	午前○時の時点で　上記の特別警報・警報等が継続	当日は臨時休業
	午前○時の時点で　上記の特別警報・警報等がすべて解除	午後から授業を実施
在校中	＊上記の特別警報・警報が発表された場合 ＊「警報に切り替える可能性が高い注意報」が発表された場合	授業打ち切り、集団下校又は引渡し

(3)臨時休業等の連絡

臨時休業等を判断した際には、速やかに一斉メール配信及び本校ウェブサイトを用いて保護者等へ連絡するとともに、○○市教育委員会へ報告する。

Point!
下校中の安全確保のため、今後の見通し情報などを把握して判断します。

(4)授業打ち切り後の集団下校・引渡しの基準

授業打ち切り後の集団下校・引渡し等は、以下の基準により判断する。

＊気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後○時間以内に予想される最大雨量が○○mm以下 ＊○○川で氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報が出ていない ：	集団下校
＊気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後○時間以内に予想される最大雨量が○○mm以上 ＊○○川で氾濫警戒情報が発表 ：	引渡し
＊校区内に避難情報（高齢者等避難、避難指示）発表 ：	待機

出典：〈学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン　文部科学省〉

⑤ 発達した積乱雲がもたらす風水害への対応（雷・竜巻・急な大雨）

竜巻、ダウンバースト、ガストフロントなどの激しい突風（以下「竜巻等突風」という）や雷は、発達した積乱雲に伴って発生する局所的・突発的な現象であり、場所と時間を特定して事前に予測することは現状では困難である。

これまでも、校舎外での学校行事実施中など、学校管理下における落雷事故が発生している。また、雷や竜巻等突風を発生させるような発達した積乱雲は、急な大雨をもたらすことが多く、小河川や用水路等が急に増水したり一時的に溢れたりすることにより、川原に取り残されたり水に流されたりするなどの事故も発生している。

屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保することが大切である。

(ｱ) 初期対応

・テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を入手する。その際、気象情報に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」という表現が使われていないか、雷注意報や竜巻注意情報が発表されていないか確認する。

・積乱雲は急に発達することが多いため、雷や竜巻等突風の発生が予測される場合は、屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、気象情報を入手して状況把握に努める。

・河川敷など川沿いで活動する場合は、急な増水に備えて、すみやかに川から離れられるよう、あらかじめ避難経路を確認する。橋の下での雨宿りは厳禁である。
また、自分のいる場所では雨が降っていなくても、上流の雨で増水することがあることにも注意する必要がある。上流にダムがある場合はダム放流を通知するサイレン等にも注意する。

(ｲ) 避　難

・急に厚い雲が広がり周囲が暗くなる、雷鳴が聞こえる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降り出す等の、積乱雲（雷雲）が近づく兆しがあるときは、落雷や竜巻等突風の危険性があるため、児童生徒等をすぐに安全な場所に避難させる必要がある。

・落雷の場合、建物の中、自動車、バス、列車等の中等への素早い避難が求められる。その際、雨が降っていなくても落雷はあること、軒先や外壁は雷の通り道になること等に注意する。
また、樹木の下や近くは樹木からの側撃雷のおそれがあるため、絶対に避難先としない。
校庭やプールでの活動、平地でのハイキング等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に退避することが大切である。
雷鳴が止んでから２０分程度は落雷の危険があることから安全な場所で待機を続け

る。
次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に常に注意する必要がある。
その後は、気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する。

・竜巻注意情報が発表されたときは、空の様子に注意し、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合は、早めに安全な建物に移動させる。ろうと状の雲、ジェット機のような轟音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化などは竜巻が間近に迫ったときの特徴である。
竜巻が間近に迫っている時は、近くの丈夫な建物の中に避難する、窓から離れカーテンを閉めるなど直ちに身を守る行動をとるように指導する。
竜巻が発生、または、接近を認知したときには、竜巻を見続けることなく直ちに安全確保の措置を講じる。

㈣ 竜巻が予想される場合の対処行動

【屋内にいる場合】

・窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる
・雨戸やシャッターを閉じる
・地下室や建物の最下階に移動する
・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
・部屋の隅やドア、外壁から離れる
・丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る
・上着や荷物で頭部を覆う

【屋外にいる場合】

・近くの丈夫な建物に避難する
・（丈夫な建物がない場合は）近くの水路やくぼみに身を伏せ、頭と首を守る
・車庫や物置、プレハブを避難場所にしない
・橋や陸橋の下に行かない
・飛来物に注意する

【留意点】

・１時間に２０ミリ以上の強い雨が降ると、側溝や下水、小さな川が激しい流れに変わり溢れることもある。都市部で地表がコンクリートで覆われているような場所では、１時間に５０ミリ以上の非常に激しい雨で、地下室に水が流れ込んだり、マンホールから水が噴き出しふたが外れることもある。このような短時間強雨の場合は、川や用水路などの危険なところから離れ、しばらく屋内に待避させる。むやみに外に出ないのが基本である。
・休日や登下校時等においても、児童生徒等が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、積乱雲がもたらす急な大雨、落雷、竜巻等突風、積乱雲の近づく兆しがある場合のとるべき行動、雷や竜巻等突風の特性、安全な避難場所について、十分理解させておく。
・校外活動中は、教職員の指示や人員の把握がしにくい状況であることを考え、早め

の避難開始を心がける。また、テントや樹木等が倒壊したり吹き飛ばされたりする可能性もあるため、飛来物の接近にも注意する。

・竜巻注意情報は１時間限りの情報であるが、竜巻が起こりやすい状況が続くときは再度発表される。

・下校時刻であっても、児童生徒を校舎内に避難させ、雷雲や竜巻等突風が通過するまで待機させる。

(ｴ) 落雷を回避する方法

【遠くの落雷・急発達した黒雲に注意】

・雷鳴が聞こえたら、たとえ遠くであっても避難した方がよい。
雷雲から１０ｋｍ離れた場所に落ちるケースもある。

・頭上で急に黒雲が発達したときも要注意！

【低い場所へ、低い姿勢で】

・運動場、海岸、山頂など、周囲にさえぎるものが何もない場所では、低い場所を探して（無ければその場で）、身を低くする。(※)

※ 校舎や体育館、校外ではバス・電車・鉄筋コンクリート建築も可

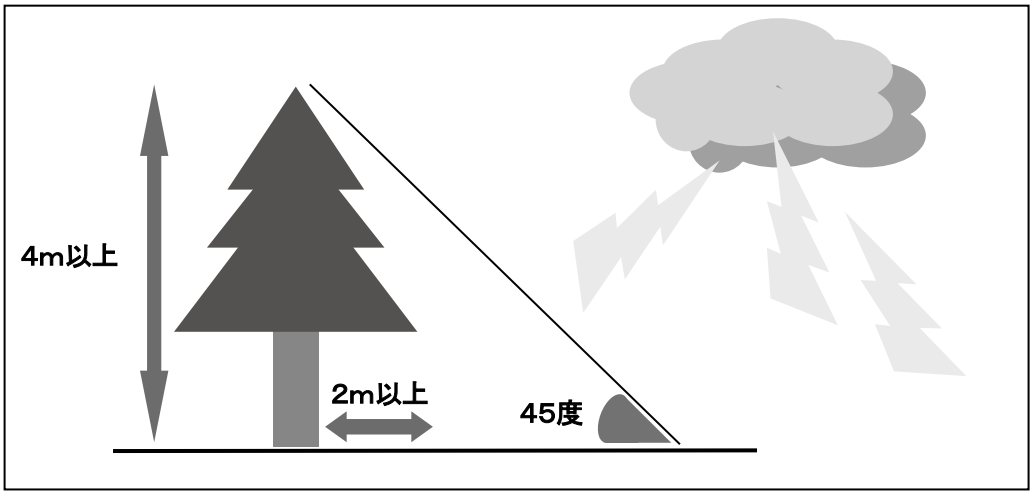
・複数の時は一ヵ所に集まらず、ばらばらで！

【低い姿勢をとるときは、両足を閉じて】

・足を開いていると、一方の脚から胴体を通って他方の脚へと電流が流れて感電する可能性が高くなる。脚は閉じて、身をできる限り小さくして座る。

【４ｍ以上の物体から２ｍ離れて避難する】

・側撃(※)を避けるためにも、４ｍ以上の高い木（電柱等）の根元から２～３ｍの場所で、一番高い部分を４５度の角度で見上げられる場所で低い姿勢をとる。



※ 測撃…落雷を受けた物体から放電を受けること。

【ラケット、クラブ、釣竿、傘等は手放す】

・雷は、伝導性に関係なく高く突き出たものに落ちる。金属非金属かどうかは無関係、人体も例外ではない。

（４）　土砂災害への対応

① 土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混ざり合った土や石が川から流れ出たりすることによって発生する災害である。

土砂災害の主なものとして、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」がある。

② 土砂災害の特徴と前兆

【土石流】



○特　徴

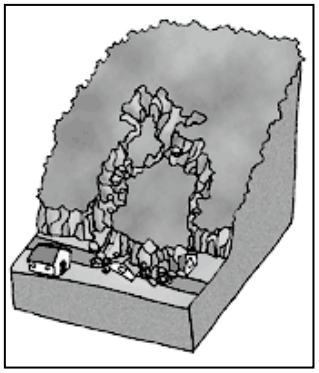
山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水といっしょになって、津波のようにおそってくるものを、土石流といいます。

その速さは、時速20～40ｋｍとすさまじい勢いであっという間に家や田畑をつぶし、押し流してしまう。

●前　兆

・「山鳴り」といって、山全体がうなるような音がする。
・川の流れが急に濁る。流木が混ざり始める。
・雨が降り続いているに、川の水かさが減り始める。

【地すべり】



○特　徴

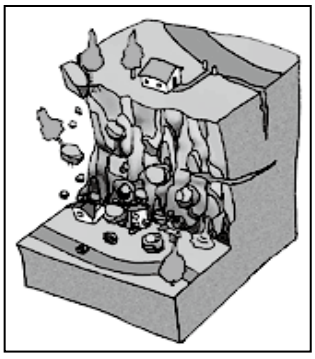
地下水が粘土等の滑りやすい地層に浸み込んでたまり、そこから上の地面が浮き上がって滑りだす。地すべりの動きは１日に数ミリメートルだが、突然スピードが増すことがある。

家や道路などの広い範囲で被害をもたらす。

●前　兆

・地面にひび割れができた。
・地面の一部が落ち込む、または、盛り上がる。
・池や沼の水かさが、急にかわった。
・井戸の水が濁った。
・斜面から水が噴き出す。

【がけ崩れ】



○特　徴

斜面が突然崩れ落ちる災害で、崩れた土砂は斜面の高さの２倍くらいの距離までとどくことがある。

がけ崩れは、地震や、大雨や長雨で地面に水がしみこんで起きるが、地すべりと違い突然起る。スピードが速いため、早期の避難が必要になる。

●前　兆

・がけから小石がパラパラと落ちてくる。
・がけに割れ目ができた。
・がけからの湧き水が濁ってきた。

③ 土砂災害への対応

(ｱ) 学校周辺に、県が指定する土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）等がないかを確認しておく。

(ｲ) 学校で避難マニュアル等を作成するとともに、「大雨警報」「土砂災害警戒情報」など避難行動の目安となる気象情報の収集に努める。

（５）　火山災害への対応

① 初期対応

・噴火警報等に応じて、また、自治体から発令される避難指示・避難勧告に応じて、児童生徒等の下校又は避難を速やかに検討する。テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集し、噴火警報等の火山防災情報等に基づき、避難開始時期・避難方法を判断する。

・火山の噴火等（溶岩流、噴石、火砕流、火山泥流、火山灰、火山ガス等）に伴う災害発生に対しては、教育委員会や関係機関等と連絡を取り合って、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。

② 避　難

・教育活動中に噴火が発生したときには、まず屋内の安全な場所に入るなどの避難行動をとることが必要である。

・噴火警報が発表された場合、「警報が必要な範囲」の内側においては、直ちに範囲外に避難することが基本であり、自治体から発令される避難指示・避難勧告に従い適切な避難行動等をとることが必要である。

・「警戒が必要な範囲」の外側であっても、風向きによっては遠方までこぶし大の噴石が飛んでくる場合があり、噴火に気づいたら、まずは屋内に退避するなどの行動をとることが必要である。

③ 留意点

・登山や温泉地への校外学習などでは、周囲の火山の活動状況や火山ガスの状況を確認する。火山ガスは噴火等の現象が見られなくても噴出している場合があり、登山や冬季の温泉地等で火山ガスによる事故が起こることがある。硫化水素は低濃度では卵の腐ったにおいがあるが、高濃度では臭気を感じなくなるため、においで判断するのは危険である。

（６）　原子力災害への対応

学校は、近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。また、学校は、地域の実情等を踏まえて、原子力災害に備えた学校災害対策本部の体制を整備するとともに、災害時の学校内における連絡体制や避難・屋内退避時における教職員の役割分担を明確にしておく。

①　原子力災害対策重点区域の範囲

区分（区域の範囲）		説　　明
ＰＡＺ	予防的防護措置を準備する区域 （発電所から概ね半径５㎞圏） 志賀町の一部	放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、緊急時活動レベル（ＥＡＬ）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。
ＵＰＺ	緊急防護措置を準備する区域 （発電所から概ね半径５～３０㎞圏） PAZを除く志賀町、七尾市、輪島市の一部、穴水町の一部、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市の一部	確率的影響のリスクを低減するため、ＥＡＬ及び緊急時モニタリングの結果等を踏まえた運用上の介入レベル（ＯＩＬ）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

②　緊急事態の区分と防護措置

(1)志賀原子力発電所の緊急時活動レベル（ＥＡＬ）に応じて避難等を実施

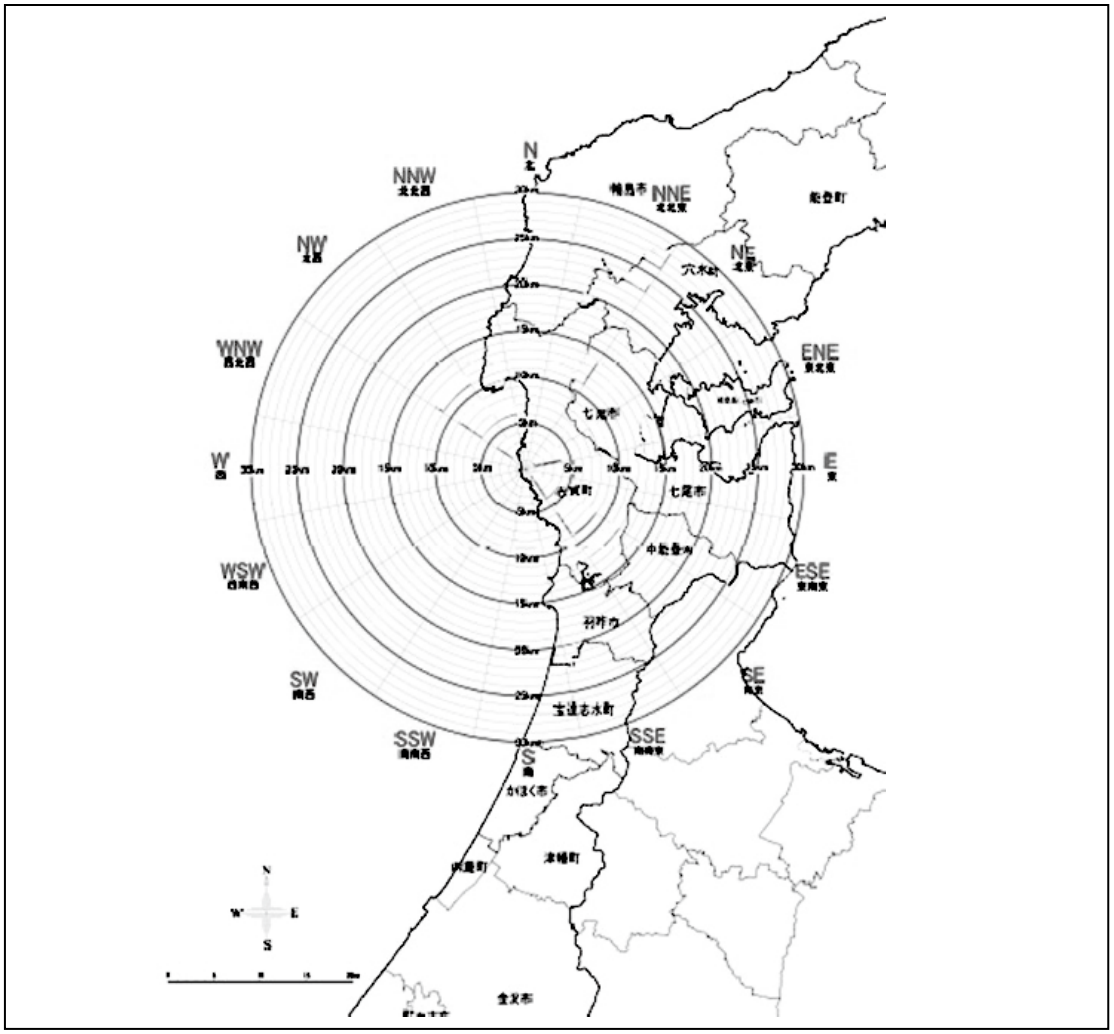
緊急事態区分	緊急時活動レベル（ＥＡＬ）	防護措置の内容	
		PAZ(5km圏内)	UPZ(5～30km圏内)
警戒事態（AL）	志賀町で震度６弱以上の地震発生 志賀町沿岸に大津波警報の発表　など	施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備	
施設敷地緊急事態（SE）	原災法第１０条の通報基準に達したとき ・原子炉注水機能の喪失のおそれ　等	施設敷地緊急事態要避難者※の避難 住民の避難準備	屋内退避の準備
全面緊急事態（GE）	原災法第１５条の原子力緊急事態宣言がなされたとき ・原子炉冷却機能の完全喪失　等	住民の避難	屋内退避 避難準備

※施設敷地緊急事態要避難者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者など

(2) 緊急時放射線モニタリングの結果を運用上の介入レベル（ＯＩＬ）の基準に照らし、避難等を実施（放射性物質の放出後）

ＯＩＬ	初期値	防護措置の内容
ＯＩＬ１	空間放射線量率 毎時　５００ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 （移動が困難な者の一時屋内避難を含む）
ＯＩＬ２	空間放射線量率 毎時　　２０ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ	１日内を目途に区域を特定し、１週間程度内に一時移転を実施

③ 志賀原子力発電所を中心としたＵＰＺ（３０ｋｍ圏の地域）



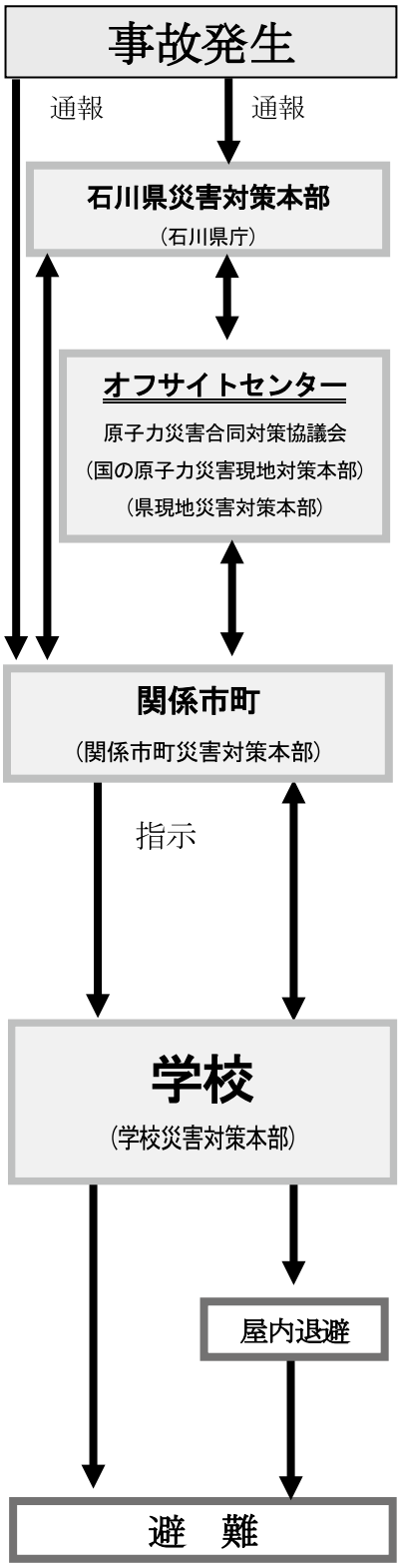
出典：〈石川県地域防災計画　原子力防災計画編〉

④ 災害発生時の情報収集

放射性物質は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。災害発生時には、国、県、市町などの災害対策本部からの指示や情報を積極的に収集し、対応することが重要である。

併せて、事前に、災害発生時における県や市町などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

⑤ 情報連絡体制

情報連絡体制	説　　明
	・原子力防災管理者（発電所長）は、特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、ただちに、知事・官邸・内閣府・原子力規制委員会・関係市町長、関係機関等に対して「特定事象発生通報」をファクシミリにより一斉に送信する。 ・オフサイトセンターは、原子力災害時に、国、県、関係市町、原子力事業者が一同に会し、災害対策を行う拠点施設である。 ・原子力災害発生時には、原子力災害合同対策協議会を設置し、テレビ会議システム等により情報共有、意思統一を図る。 ・関係市町は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報(児童生徒等含む)等を実施する。 ・学校は、独自の判断での行動を取らずに関係市町災害対策本部からの指示に従って行動すること。 ・なお、必要に応じて県教育委員会から該当する県立学校及び関係市町教育委員会あてに情報提供を行う。 ・屋内退避の場合、関係市町災害対策本部からの指示により、教室等の屋内に退避することにより放射線の防護を図ること。 この場合、一般的に遮へい効果や機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内への避難が有効である。 ・学校は、屋内退避の指示が出た場合、生徒等を速やかに教室等に避難させ、すべての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、次の指示が出るまで教室等にて待機させる体制をとる。 ・避難の場合、関係市町災害対策本部から避難指示が出た場合、学校は、避難指示の内容を正確に把握し、指示に基づき速やかに避難行動を開始する。 指定された避難所に向かうため，手配された車両に順序よく乗車させる。または，保護者への引き渡し準備を開始し、迎えに来た保護者に生徒等を安全かつ迅速に引き渡せる体制をとる。

⑥ 適切な避難と留意点

学校は、関係市町対策本部の対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。

屋内退避の場合、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。出入り口にはカーテンを付けて、外気と共に放射性物質が屋内に入らないようにする。さらに、防塵マスク等で放射性物質をできるだけ体内に取り込まないための措置をとる。

避難の際は、関係市町対策本部の指示に従うとともに様々な情報等を活用して、放出された放射性物質から、より遠くに離れる。

特に、５ｋｍ圏内、３０ｋｍ圏内の学校においては、関係市町と情報伝達や避難先、避難手段等について確認し、災害時に適切に対応できるよう避難計画を策定しておく必要がある。また、保護者との間で、原子力災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定め、児童生徒及び保護者に周知しておく。

なお、関係市町対策本部からの指示を受けた際、放射性物質による汚染が懸念される場合には、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等による全身の洗浄が必要な場合もある。また、季節によっては、外気を遮断したことによる室内空気環境（室温、二酸化炭素濃度等）の悪化とそれにともなう児童生徒等の体調変化に留意する。

⑦ 場面に応じた原子力災害への対応

学校は、原子力災害時の学校における児童生徒等の様々な場面を想定した対応策を講じておくとともに、保護者に対しても周知する。

場面	対応例
登校中	・登下校中に原子力災害が発生したときは、防災無線や広報車などの放送をしっかり聞いて、指示に従うよう児童生徒及び保護者に周知徹底を図っておく。
授業中等	・児童生徒が在校中（授業中・休み時間・放課後・部活動中）に原子力災害が発生したときのために、避難・屋内退避のための体制整備を講じておく。
校外活動中	・原子力施設のある地域で、大会参加や校外学習等の活動中に原子力災害が発生したときは、施設管理者や大会本部及びその地域の市町災害対策本部の指示に従って、児童生徒等の安全を確保する。 ・原子力施設のある地域に学校があり、大会参加や校外学習等で他の地域に行っている場合、原子力災害が発生したときは、学校は引率者に連絡をとり、安全な地域に待機させる体制を整える。
休日・夜間	・休業日の活動等で児童生徒等が登校している場合、市町災害対策本部からの指示に従って児童生徒等の安全を確保し、保護者に連絡する。 ・教職員は自宅が屋内退避対象地域でないときは、可能な限り避難所へ向かい、児童生徒等の所在を確認する。

⑧ 原子力災害が終息したら

	対応例
(1) 避難している場合	・市町災害対策本部から避難解除の指示を受ける。 ・解除の指示によって，学校へ戻る準備をさせる。 ・市町が手配する車両等で学校まで移動させる。 （または、自家用車により自宅へ帰る。） ・学校へ戻ったら，児童生徒の把握に努め，副本部長へ報告する。 ・本部長の指示により，児童生徒の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 ※保護者への引渡し ※教職員や保護者の引率による集団や複数による下校
	・連絡を受けた学校は健康状況を集約し，市町立学校は市町教育委員会へ，県立学校は県教育委員会へ報告する。
(2) 屋内退避している場合	・市町災害対策本部から屋内退避解除の指示を受ける。 ・本部長の指示により，児童生徒の状況や地域の実情を踏まえて帰宅させる。 ※保護者への引渡し ※教職員や保護者の引率による集団や複数による下校
	・連絡を受けた学校は健康状況を集約し，市町立学校は市町教育委員会へ，県立学校は県教育委員会へ報告する。

⑨ 放射能に関する基礎知識

(ｱ) 放射性物質・放射線・放射能とは

・**放射性物質** … 放射線を出す物質、または放射能を持つ物質

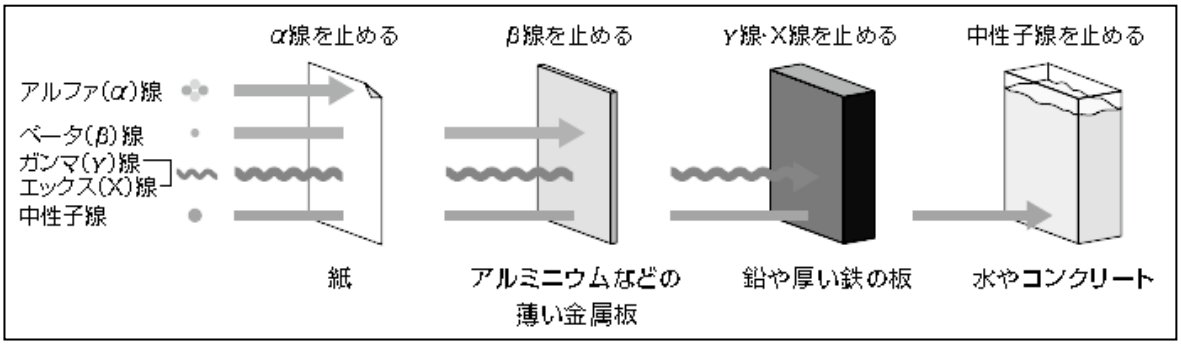
・**放　射　線** … 放射性物質から放出される粒子や電磁波のこと

・**放　射　能** … 放射線を出す能力

人は、大地や宇宙、食べ物や呼吸によって放射線を受けており、その「自然放射線」の量は年間約2.4ミリシーベルト（世界平均）と言われている。

(ｲ) 放射線の透過力

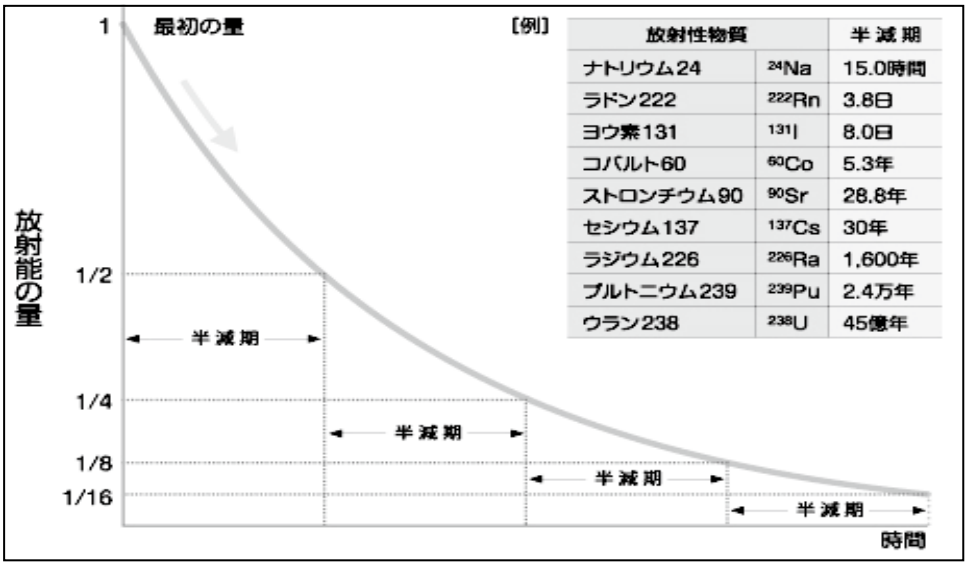
放射線には、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線、エックス（X)線、中性子線などの種類があり、どれも物質を透過する能力をもっているが、その能力は放射線の種類によって違う。アルファ（α）線は紙１枚、ベータ（β）線はアルミニウム板など、材料や厚さを選ぶことにより遮ることができる。放射線を遮ることを遮へいという。



出典：〈 文部科学省「放射線に関する副読本」H23.10〉

(ｳ) 放射能の減り方

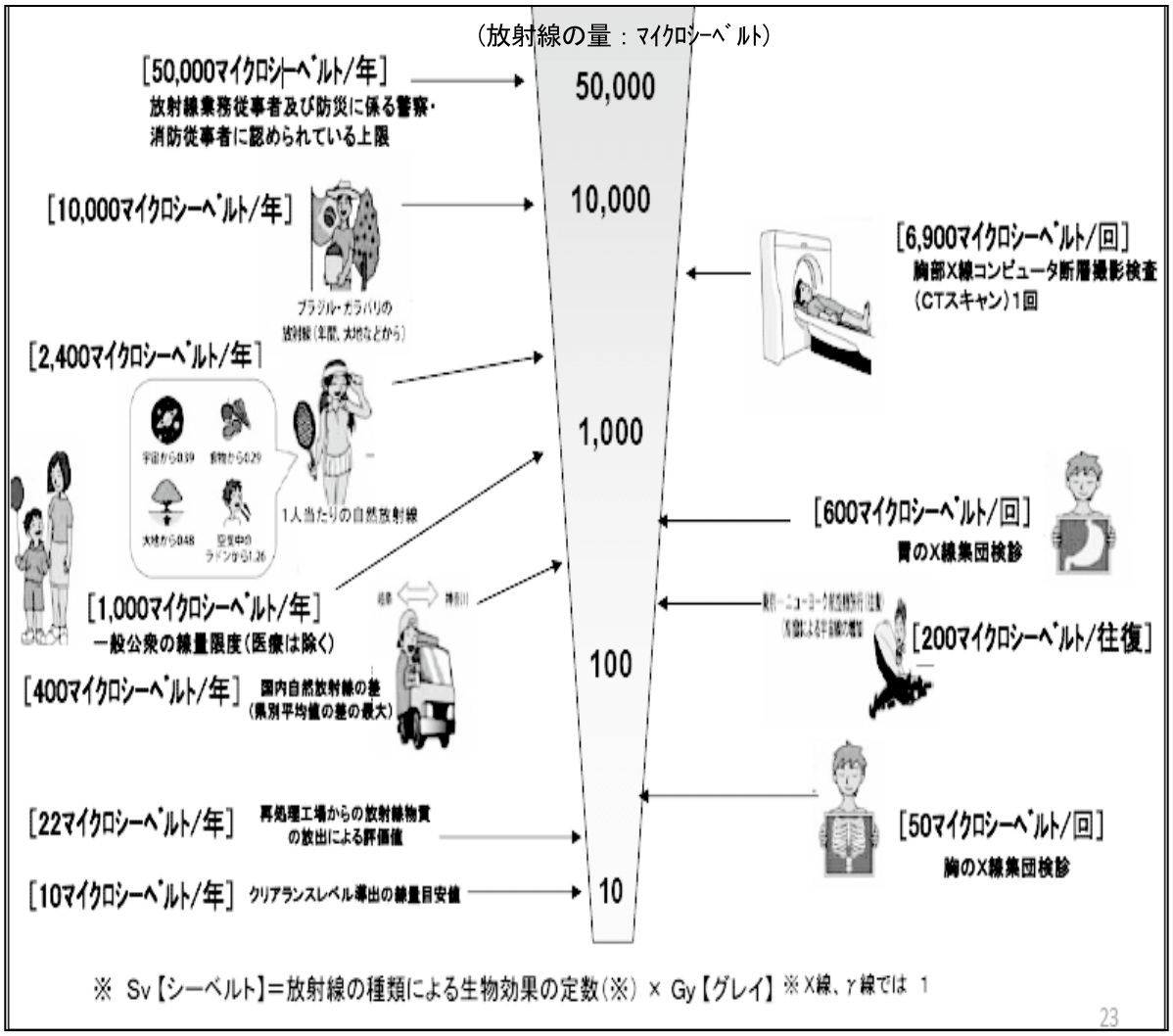
放射能は、時間の経過とともに減っていくという大きな特徴がある。放射能の量が半分に減るまでの時間を半減期といい、これは放射性物質の種類によって異なる。



放射性物質		半減期
ナトリウム24	^{24}Na	15.0時間
ラドン222	^{222}Rn	3.8日
ヨウ素131	^{131}I	8.0日
コバルト60	^{60}Co	5.3年
ストロンチウム90	^{90}Sr	28.8年
セシウム137	^{137}Cs	30年
ラジウム226	^{226}Ra	1,600年
プルトニウム239	^{239}Pu	2.4万年
ウラン238	^{238}U	45億年

出典：〈 電気事業連合会「原子力・エネルギー」図面集 2010 年版〉

(エ) 日常生活と放射線



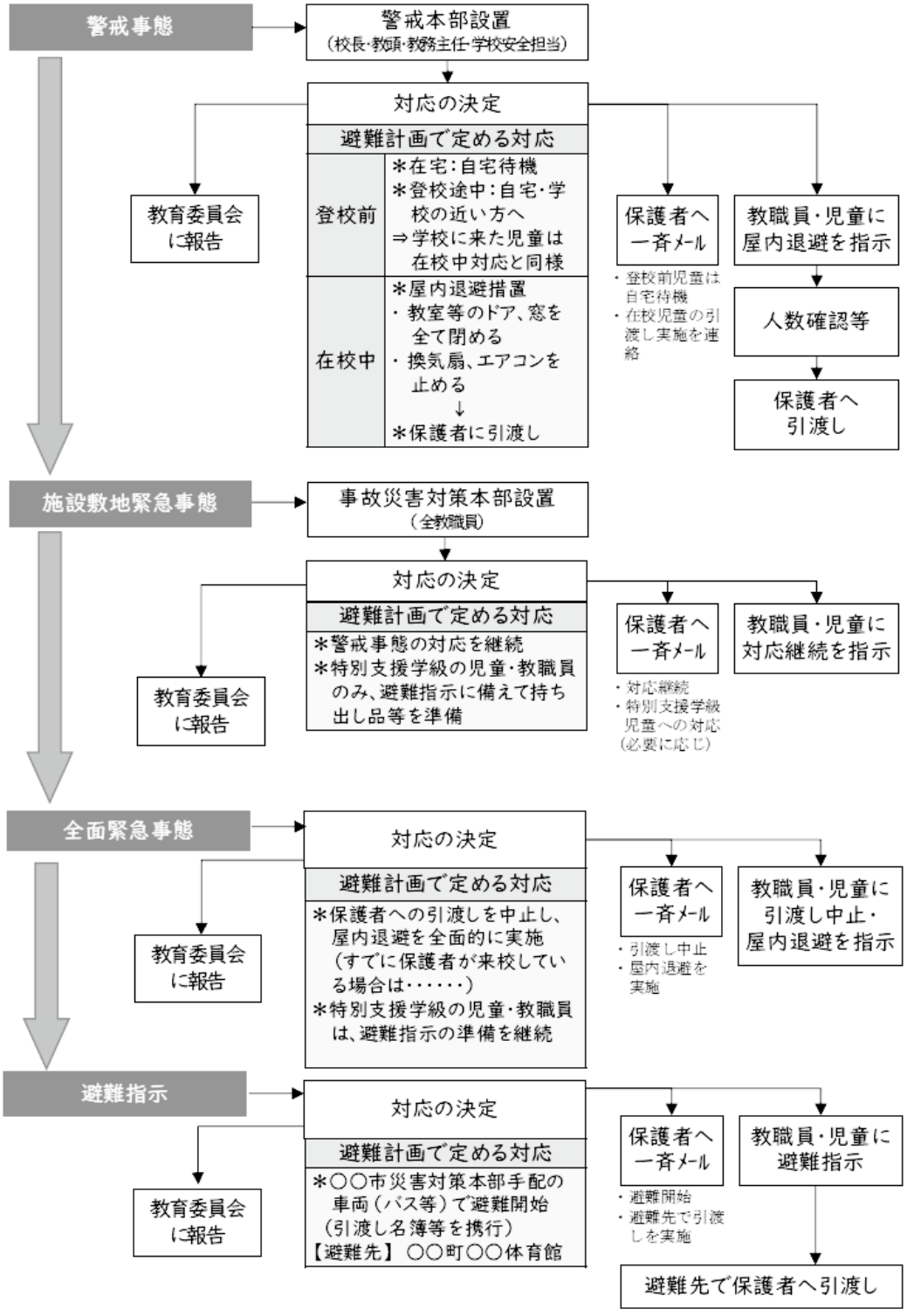
出典：〈文部科学省「放射能を正しく理解するために」〉

(オ) シーベルトとは

人の体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位・

（１シーベルト（Sv）＝１０００ミリシーベルト（mSv）
１ミリシーベルト（mSv）＝１０００マイクロシーベルト（μSv））

◆ 原子力災害対応フロー（UPZ内の場合）



出典：〈学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン　文部科学省〉

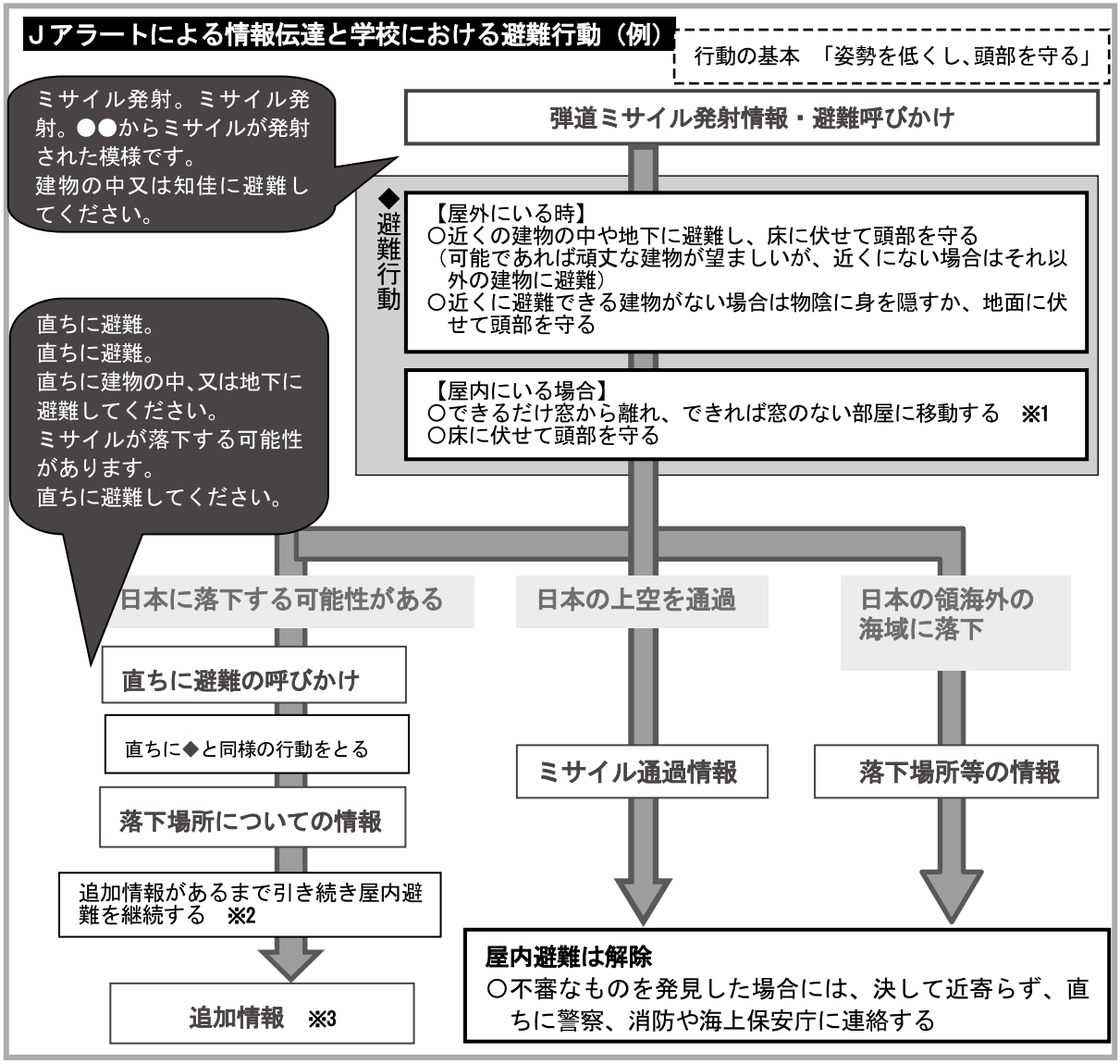
（７）　弾道ミサイル発射に係る対応について

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Ｊアラート等により情報伝達される。Ｊアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

Ｊアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。



※1「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちら避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
※2「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。
もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
● 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
● 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
※3その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

様々な場面における避難行動等の留意点

先に記した避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要である。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられる。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられる。

校外活動中の場合

●屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められる。

●校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められる。

活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要である。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められる。

●児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められる。

登下校中の場合

●登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められる。

●屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくない。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報とし

て携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切である。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられる。

電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切である。

【スクールバス等における留意点】

●自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。

●バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられる。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切である。

児童生徒等が自宅等にいる場合

●児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要である。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要である。

学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

●早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Ｊアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達される。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。

●交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切である。

●特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第６３条に基づき学校長の判断によることとなるが、Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要である。

体制整備

適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Ｊアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要である。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要である。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければならない。

自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできない。

各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要である。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するＪアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Ｊアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか（聞こえるか）を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的である。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能である。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切である。



Ｊアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類（緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か）によって判断することが求められる。

例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守る。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険（地震や弾道ミサイル等）によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要がある。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要である。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効である。

（8） 学校への犯罪予告･テロへの対応について

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められる。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なるが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要である。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められる。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一である。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっている。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められる。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要である。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切である。

国民保護とは

◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法（正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）です。
この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。



【第 42 条第１項】
指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。
【内閣官房　国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/
【総務省消防庁】
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）とは

◆全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。
また、Ｊアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



○ 以上の情報は、平成 30 年 1 月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

４　災害発生後の対応（事後の危機管理）

（１）教育活動の再開に向けた対応

学校は、事故等発生後における学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

① 児童生徒等、教職員の被災状況把握

- 児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- 学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集･伝達に当たる。

② 施設・設備等の確保

- 応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。

（ 応急危険度判定士）

「応急危険度判定」（地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること）を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

- ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- 事故等の発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討する。
- 校舎内の安全な場所で学習スペースが確保できない場合は他校を使用することも検討する。
- 被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

③ 教育活動再開の決定･連絡

- 教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

④ 教育環境の整備

- 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- 教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- 必要に応じて転出入の手続きを行う。

⑤ 給食提供の再開

- 学校薬剤師等の協力を得て、学校給食調理場の臨時検査を行う。
- 学校給食調理場の清掃や消毒方法、給食再開に向けた衛生管理状況について、保健所等の助言や援助を得る。
- 保健所等より、地域の感染症や食中毒の発生状況の情報を得る。

※ 計画の作成に当たっては、養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討すること。

（２）避難所としての対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。

避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定され、さらに、災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営ができる状況をつくっておくことが重要である。

① 児童生徒等が在校している場合の例

児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮の下、教職員は避難所の開設に協力するものとする。

② 児童生徒等が在校していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、又は、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。

なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。

東日本大震災では、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、避難所となった学校は最大で５８１校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例が多く見られた。

しかし、学校支援地域本部を設置するなど地域と日頃から連携していた学校では、地域の自治による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒等の安否確認や授業再開に向けた業務に専念することができたという事例も報告されている。

③ 教職員の協力体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス（一例）が考えられる。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる

内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要である。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切である。

また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要がある。

	災害状況	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	（直後～） 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震　等	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導　等
生命確保期	（数分後～） 消防・警察・自衛隊等の救助開始	避難所の開設 避難所の管理・運営	・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	（数日後～） 応急危険度判定士による安全点検	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力　等
学校機能再開期	（数週間後～） 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と学校機能の正常化	・学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

5　特別支援学校・特別支援学級における事故等発生時の留意点

事故等発生時、特別支援学校・特別支援学級においては、以下のような点についても留意すること。

・障害のある児童生徒等は、自分の身を守り、避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。
・学校においては、一人一人の予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う必要がある。
・障害種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する。

（1）障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障例	
情報の理解や意思表示	・情報の理解・判断に時間を要したり、できなかったりすることがある。 ・自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ・全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。 また、知的障害のある児童生徒等には、視覚的支援の活用や個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	・危険の認知が難しい場合がある。 ・臨機応変な対応が難しく、落下物等などから逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ・風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 ・危険回避しようと慌てて行動することがある。 ・けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。
避難行動	・落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある。（肢体不自由・視覚障害） ・エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある。（肢体不自由）
生活・生命維持	・薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ・避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	・経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 ・不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

（2）特別支援学校の特性に応じた防災マニュアル作成時の留意点

事前の危機管理	
体制整備と備蓄	**□障害に応じた情報伝達方法の整備** 例）聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法を検討しておく。 **□障害に応じた避難経路の整備、避難体制の検討** 例）車椅子利用をする場合の経路を確認しておく。 例）肢体不自由：エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておく。 **□障害特性に応じた災害時の使用物品の例** **・避難行動** 避難帯／担架や代用品（毛布等）／車椅子／避難車／誘導ロープ／メガホン／絵カード 等

	・**避難生活**［食事・排せつ・睡眠・コミュニケーション］ マッシャー・調理ばさみ・とろみ剤／紙おむつ・おしり拭き・ビニール袋・手袋／アルコール／筆談ボード／ラジオ　等 **□医療ニーズに応じた使用物品と備蓄品の例（生命維持）** ・**医療ニーズ** 呼吸管理（気管切開等）／経管栄養／アレルギー／てんかん（坐薬）／体温管理／服薬　等 ・**使用物品** 学校生活管理指導表／吸引・経管等の医療機器や医療器具／医療機器のバッテリー／毛布やカイロ･防寒着／扇風機／医療機関の指示書／発電機（複数台）と燃料／災害時預かり薬（３日分以上）／簡易コンロと鍋（経管栄養の加温用）等 ・**備蓄品** アレルギー対応食品／服薬のための水・コップ・ストロー／アルコール　等 ※生命維持に電源が必要な場合は、発電機を複数台用意して故障等に備える。 ※訪問教育のスクーリングで登校する児童生徒等の必要物品を備蓄する。 ※栄養士は備蓄食料を使った数日分の献立を作成してみる。 **□個人用の必要物品のリュック** ・個人用食料／安心グッズ／医療器具等／紙おむつ等／防寒着等／補聴器用ボタン電池 ※アレルギーや食のこだわりなどがある場合は食べられるものをリュックに詰める。 その他、避難生活で必要な物品をリュックにまとめて携行できるように準備すると、避難時に活用することができる。リュックの内容は定期的に点検する。 **□登下校中の地震発生や地震後の通信障害など様々な状況を想定した準備** ・児童生徒等の通学経路（登下校）と時間の目安（経路上の避難場所や交番等） ・津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの時間ごとの避難場所・経路 ・通信手段の途絶に備えた地区別担当者の設定：安否確認／学校からの連絡事項の伝達 ・災害用児童生徒等名簿：緊急連絡先／自宅以外の避難予定先（複数）／放課後ケア等の利用状況 **□保護者との連携** ・自力通学児童生徒等の保護者には、登下校中の発災時の探索保護の依頼。 ・訪問指導先の保護者と、地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等の話し合い。 ・居住地区で行われている地域行事・防災訓練等への参加の奨励（地域のネットワークづくり） ※居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながる。 **□登下校中の二次対応等について関係者間で共通理解を図る** ・通学バスの二次対応や引き渡し（通学バス業者・保護者） ・登下校中の自力通学生の保護や緊急時の行動についての教育（保護者・生徒） **□関係機関との事前の協議** ・関係医療機関（隣接する医療機関との連携）／通学バス業者／福祉サービス提供事業者（放課後ケア・移動支援等）／寄宿舎／訪問指導先施設等
施設設備等の点検	**□障害の状態等に応じた施設設備の点検**

避難訓練	**□実際の災害時に近い状況で訓練を行う** ・停電／エレベーター利用不可／緊急地震速報／津波等の二次災害の発生と避難／備蓄食料の試食 **□発電機を使った医療機器等の試運転** ※発電機等の点検にもなり、実際の震災場面での練習にもなる。

発生時の危機管理	
初期対応 二次対応	**□視覚的支援の活用や簡潔な言葉や手話などで今の状況（地震発生）の理解とこれからの見通しを持たせる** ・これからの見通し（保護者迎えまでみんなと過ごす、○○に避難する、余震があります 等） ・避難時の指示は肯定形で（押さない→ゆっくり、かけない→歩きます 等） ※避難訓練で見通しを持たせるための絵カード等の視覚的支援の活用、肯定形の指示などを用いて練習することが災害時にも生きてくる。 ※避難訓練を繰り返し実施することで、災害が起こったときにも見通しを持って行動できるようになる。

事後の危機管理	
引き渡しと待機	**□学校避難** ・児童生徒等の状況（パニックの有無、健康状態等）や自宅の被災状況、避難所の状況によっては、保護者に引き渡した後そのまま学校に待機させることも検討する。 ※自校の児童生徒等や家族が、学校に避難してくる状況も考えられる
安否確認	**□通学経路での自力通学児童生徒等の安否確認・保護** ・通学時間中の発災の場合、各経路に教職員を派遣し、通学経路に沿って生徒を探索し、保護する。
避難所協力	**□児童生徒等のいる避難所等への巡回** ・福祉避難所に指定される場合には、避難所のスタッフや周囲の避難者への協力要請：障害特性／支援方法／別室対応の必要性 等 **□避難所の開設への協力** ・要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）についての情報やアドバイスを地域及び関係市町からあらかじめ得ておく。

心のケア 学校再開前	**□家庭訪問と臨機応変な登校指導** ※家庭訪問や避難所の巡回により、児童生徒等の状況を把握し、心のケア等の支援を行うことが考えられる。家庭の状況によっては学校等の支援が必要になるケースも考えらる。学校再開まで時間がかかる場合には、臨機応変に登校可能日を設け、ＮＰＯ等の支援者の力を借りるなどして学校で過ごす時間を確保することも検討する。 ※東日本大震災では、震災後の避難生活で特別支援学校の児童生徒等に自傷・他傷、不眠などのストレス症状が見られたが、学校再開と共にそれらの症状の多くがなくなったという報告もある。
心のケア 学校再開後	**□安心・安全な生活環境を整える** ・大きな災害に遭遇し、状態が変化している児童生徒等に対しては、以下のような対応が考えられる。 ストレスの要因の低減：イヤーマフ／ついたて 等

６　災害発生時の通信手段の確保

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話輻輳（ふくそう））が続くことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておくことが必要である。

（１）被災地から被災地外への通話

災害時は、被災地への電話がつながりにくくなるため、被災地から被災地外へ、安否情報などの必要な報告をすることが望ましい。

（２）電子メールの活用

電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われている。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備しておくことが必要である。

その際、保護者、職員、関係団体の担当者のメールアドレス等を事前に登録しておくことが望ましい。

（３）公衆電話は災害時優先電話

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般回線の使用が制限されるが、公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

ただし、近年は携帯電話の普及によって公衆電話の数が減っているので、事前に学校周辺にある公衆電話の場所を再確認しておくことが大切である。

（４）ＮＴＴが災害発生時に提供するサービス

ＮＴＴは災害時に回線が混乱する状況の緩和を図るため、震度６弱以上の地震発生時に以下のサービスを提供している。

（※サービスの紹介　http://www.ntt.co.jp/saitai/index.html）

①災害用伝言ダイヤル「１７１」

～被災地内の電話番号をキーにして、安否情報等を音声により伝達するサービス～



※被災地域Ａ学校の電話番号が 076-123-4567 の場合
①**【差出人】**電話番号をキーに伝言を**録音**
171＋1＋076-1234567
②**【受取人】**電話番号をキーに伝言を**再生**
171＋2＋076-1234567

②災害用ブロードバンド伝言板「ｗｅｂ１７１」

～インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス～



①**【登録】**被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから https://www.web171.jp/にアクセスし、電話番号をキーに伝言を**登録**。
②**【閲覧】**https://www.web171.jp/にアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して**閲覧**。

③災害用伝言板サービス

（ＮＴＴ「ｉモード」、スマートフォン、ドコモケータイ（ｓｐモード）の場合）

～携帯電話の番号をキーにして、安否情報等を確認できるサービス～



①**【登録】**
ｉモード：ｉＭｅｎｕのトップに表示される「災害用安否確認」を選択。
スマートフォン：「ｄメニュー」トップの「災害用安否確認」または「災害用キット」アプリを選択。
ドコモケータイ（ｓｐモード）：メニューの「あんしん」を選択。
「災害用伝言板」の**「安否の登録」**を選択。状態(「無事です。」)等を選択。任意で 100 文字以内のコメントが入力可。コメントのみも可能。「登録」で伝言板への登録が完了。

②**【メッセージの確認】**
ｉモード：ｉＭｅｎｕのトップに表示される「災害用安否確認」を選択。
スマートフォン：「ｄメニュー」トップの「災害用安否確認」または「災害用キット」アプリを選択。
ドコモケータイ（ｓｐモード）：メニューの「あんしん」を選択。
「災害用伝言板」の**「安否の確認」**を選択。安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して「検索」を押す。

～　参　考　～

○災害時でなくても、以下の日に「災害用伝言ダイヤル」が体験（練習）できる。
毎月１日と１５日　　正月三が日　　防災週間（８月３０～９月５日）
防災とボランティア週間（１月１５日～１月２１日）

○ au by KDDI　SoftBank　Y!mobile　でも、同様のサービスを提供している。

総務省 HP「災害用伝言サービス」より

第３節　災害安全に関する評価

１　防災教育の評価の観点と内容

	評価の観点	評価の内容
１	防災教育に関する指導計画の評価	○防災教育を進めるための全校的な指導体制が確立されているか。 ○防災教育の特質を踏まえ、指導のねらいが明確になっているか。 ○防災教育を充実させるための指導時間が確保されているか。 ○各教科における防災教育にかかわる指導内容と学級（ホームルーム）活動や学校行事等における防災教育との有機的な関連が図られ、指導の成果が一層高められるように工夫されているか。 ○児童生徒等の行動や災害・事故の実態、地域の特性等に即して防災教育に関する適切で具体的な内容を取り上げているか。 ○指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。 ○障害のある児童生徒等に対して適切な配慮がなされているか。 ○家庭・地域や関係機関・団体等との有機的な連携が図られているか。
２	指導方法や指導過程の評価	○防災に関する知識の理解にとどまらず、児童生徒等が日常生活における様々な危険を予測し、的確な判断の下に安全に行動できるようにするために指導方法が工夫されているか。 ○児童生徒等の防災意識や行動の実態に即して、ねらいを明確にするとともに、指導内容の精選や重点的な取り扱いなどの工夫をしているか。 ○指導の効果を高めるために、ビデオ、ＤＶＤやＩＣＴ教材等を利用するなど、視聴覚教材等の活用について工夫されているか。 ○防災に関する体験学習や避難訓練などを指導過程の中に適切に位置付けるなど、主体的な学習となるよう工夫されているか。 ○児童生徒等の自主的、実践的な活動を助長し、自らの安全を守るのみならず、進んで他の人々や地域に対して役立つことができるような態度、能力を養えるよう指導方法を工夫しているか。 ○児童生徒等の自己評価・相互評価を積極的に取り入れ、児童生徒等が主体的に自己の行動を反省し、安全な行動ができるよう指導方法を工夫しているか。 ○児童生徒等の行動特性に即して、個に応じた行動目標を設定できるよう工夫されているか。 ○家庭や地域社会との連携・協力を図り、児童生徒等に自分の地域の自然環境や過去の災害の特性、地域防災の仕組み等について理解を深めさせるような工夫をしているか。
３	指導の成果の評価	○児童生徒等が日常生活を安全に営むために災害発生時の事故原因、安全な行動の仕方を理解して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようになったか。 ○児童生徒等が災害発生時の様々な危険を予測して、的確に判断して安全に行動できるようになったか。 ○児童生徒等が自分のみならず、幼児、高齢者、障害のある人など他の人の安全を考えて行動できるようになったか。 ○児童生徒等が学校、家庭及び地成社会の安全に進んで協力し貢献できるようになったか。

２　地震・津波災害に備えたチェック項目（例）

	チェック項目	Check
施設設備	施設設備や器具等の転倒防止対策を行っている	□
	天井、照明器具等の非構造部材の耐震対策及び点検を実施している	□
	ガラスの飛散対策等を行っている（窓ガラス、棚等）	□
	危険性の高い薬品類の砂箱等へ収納や、破損防止等の対策をとっている	□
	電気・ガス器具の発火防止策をとっている	□
	防災の視点からの安全点検を実施している	□
	消火器や避難誘導の設備点検を実施している	□
	避難の妨げとなる障害物を除去してある	□
組織体制	学校防災組織や教職員の役割（班）が明確になっている	□
	役割（班）ごとに、事前に準備や確認する内容の一覧表を作成している	□
	地震発生後の動員体制や配備体制が教職員に周知されている	□
	学校周辺の避難場所や留意事項が教職員に周知されている	□
	学校生活時、校外活動時等のケース別の避難誘導体制が明確になっている	□
	学校の所在地が津波や土砂崩れの予想される地域にある場合、状況に応じた避難場所や経路を複数決めている	□
	学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知している	□
教育訓練	定期的な避難訓練を計画している	□
	児童生徒への防災教育（地震・津波）を計画している	□
	地域と連携した地震防災訓練を計画している	□
	登下校中に地震、津波が発生した場合の避難の仕方について児童生徒に指導している	□
書類	重要書類や児童生徒の名簿、連絡先が直ぐに持ち出せる体制が整っている	□
	児童生徒の連絡先カードを作成している	□
	保護者へ児童生徒を引き渡す際のチェック表を作成している	□
	設備の日常点検表を作成している	□
児童生徒保護者	安全が確認された場合に、児童生徒等を引き渡す方法などについて保護者に周知している	□
	学校は保護者・児童生徒との連絡体制を整備している（可能な限り保護者や生徒の携帯メールアドレスを把握しておく等）	□
	電話が使えない場合、保護者は学校へ児童・生徒の安否を知らせる方法を理解している	□
	学校は児童生徒の通学路・通学方法を把握している（通学途中に地震が発生した場合、原則は帰宅、学校に近い場合は学校に避難）	□
	自宅が倒壊した場合の集合場所を家族で共通理解している	□
その他	関係機関との連絡体制を整備している	□
	津波災害対策をとっている（海岸付近の学校）	□
	土砂災害対策をとっている（山間部の学校）	□

3　原子力災害に備えたチェック項目（例）

	チェック項目	担当者（例示）	
施設・設備	災害時の情報を得る、防災行政無線、ラジオ、テレビ等を備えている	教頭 安全担当	□
	災害時に必要な物品（トランシーバー、ハンドマイク、懐中電灯、救急箱、毛布等）を備えている	教頭 安全担当	□
	災害時に避難の妨げとなる障害物を廊下、階段、非常口から撤去してある	教頭 安全担当	□
組織・体制	市町の防災担当者と連絡をとり、情報伝達や避難先、避難手段等について確認している	校長	□
	災害時に備えた学校災害対策本部の体制を整備し、教職員の役割分担を明確にしている	校長 教頭	□
	災害時における児童生徒、教職員、保護者への緊急連絡網を作成している	安全担当	□
	保護者に対して、災害時における学校の対応策や子どもの引き渡し方法等について周知している	安全担当	□
	災害時（屋内退避）の校内における避難誘導経路を定め、学校防災マニュアルに明記している	校長 安全担当	□
	災害時（避難）の避難場所、避難経路を定め、学校防災マニュアルに明記している	校長 安全担当	□
教育・訓練	災害発生時に備えた避難訓練等を行っている	保健主事 安全担当	□
	原子力防災教育を行っている	保健主事 安全担当	□
その他	避難所に指定されている学校は、避難者の使用場所や留意事項について教職員が周知している	校長 教頭	□
	避難所に指定されている学校は、避難時の住民の受け入れ方法等について市町や自主防災組織の代表と協議している	校長 教頭	□
書類	原子力災害に備えた学校安全計画 原子力災害への対応を明記した学校防災マニュアル	保健主事 安全担当	□

第５章　　心のケア

第１節　事故等発生時における心のケア

心のケアに関しては、

> **学校保健安全法第２９条３**
>
> 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第１０条の規定を準用する。

と規定されている。

１　事故等発生時における心のケアの意義

事故等の発生により、児童生徒等の心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」「事故を目撃する」「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、通常のストレスの場合、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、ストレスの大きさや種類によっては症状が長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日頃から児童生徒等の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

２　事故等発生時における心のケアの基本的理解

（１）児童生徒等のストレス症状の特徴

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが児童生徒等の特徴である。また、症状は心理的ストレスの種類・内容、ストレスを受けてからの時期によって変化する。そのようなストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、発達の段階によって異なる症状が含まれる。

幼稚園から小学校低学年までは、腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの児童生徒等の持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

小学校の高学年以降（中学校、高等学校を含む）になると、身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、ささいなことで驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

事故等発生時における児童生徒等のストレス反応は誰にでも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、生命に関わりかねない状況の体験や目撃、性被害などの激しいストレス（心的外傷あるいは

トラウマ）にさらされた場合は、次のような疾患を発症することがある。

（２）急性ストレス障害　Acute Stress Disorder（以下「ＡＳＤ」という）

ＡＳＤの主な症状は、次のようなものである。

○　再体験症状（侵入症状）

・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする

・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

○　陰性気分

・否定的、悲観的な感情に支配される

○　解離症状

・自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーっとする、時間の流れが遅い等）

・トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない

○　回避症状

・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする

・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる　等

○　過覚醒症状

・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く　等

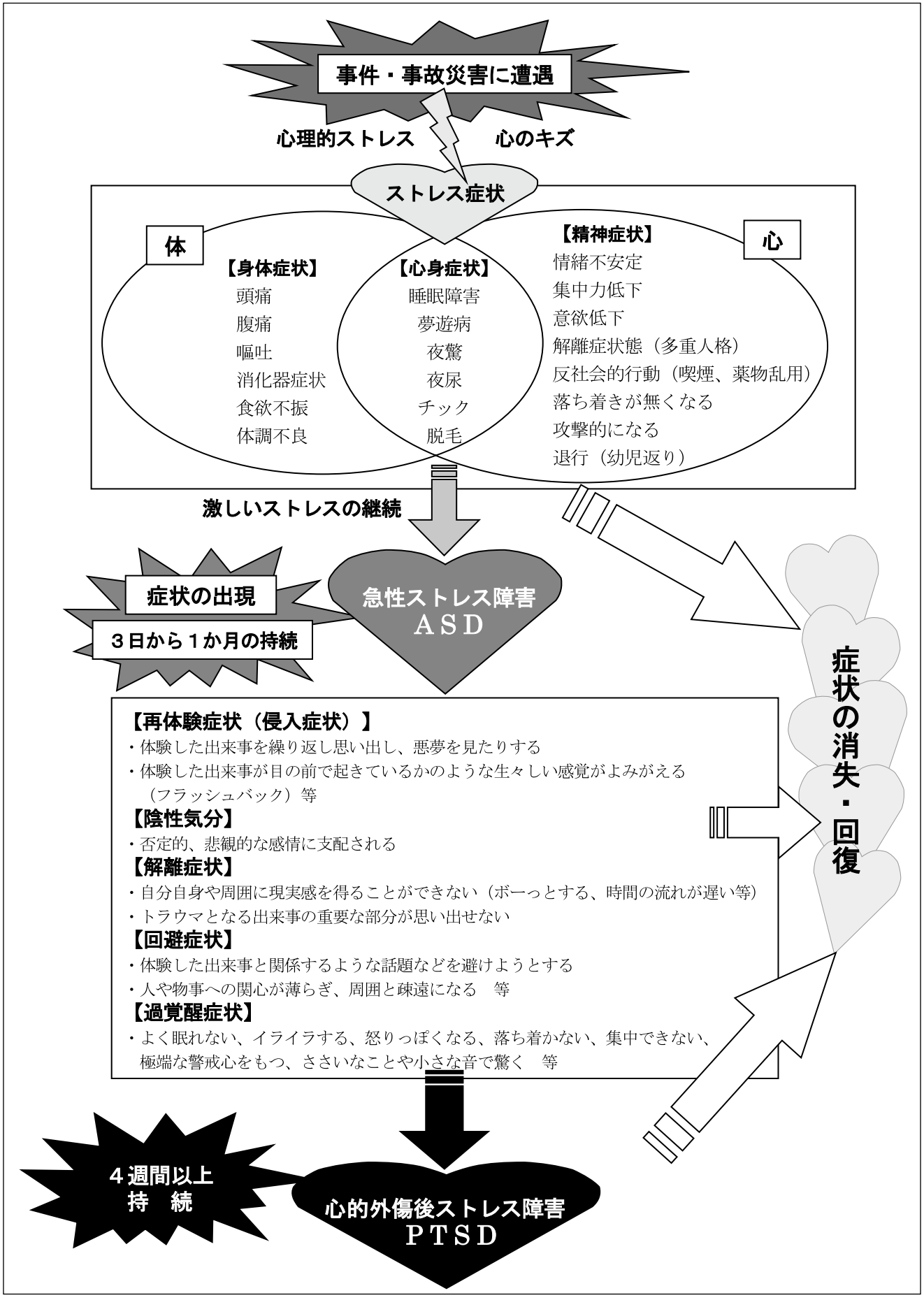
このような症状がトラウマ体験後に３日から１か月持続した場合をＡＳＤと呼ぶ。

（３）心的外傷後ストレス障害　Post Traumatic Stress Disorder（以下「ＰＴＳＤ」という）

事故等発生後に、ＡＳＤ で見られる再体験症状（侵入症状）、回避症状、認知と気分の陰性の変化、過覚醒症状などの強いストレス症状が１か月以上持続した場合はＰＴＳＤと呼ぶ。また、これらの症状は、事故等発生から半年以上も経過してから出現する場合があることを念頭に置く必要がある。ＰＴＳＤはＡＳＤと異なり、時間とともに自然治癒しないことが多い。そのため、周囲が早期に気付くことが重要である。

ＡＳＤでもＰＴＳＤでも、幼稚園から小学校低学年までは、典型的な再体験症状や回避症状ではなく、トラウマ（心的外傷）※　となる場面を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある点に注意を要する。

※「トラウマ」とは、もともとケガを意味する言葉であるが、それを現在の“心的外傷”の意味に用いたのは精神分析の創始者フロイトである。当初は、心因性の症状（歩けなくなる、失神するなど）を生み出すような情緒的にショッキングな出来事を指していたが、最近では、長く記憶にとどまる辛い体験を一般にトラウマと呼ぶことが多い。一方、PTSD におけるトラウマとは、事件や事故、災害など生命の危機や身体の保全が脅かされるような状況を体験するか目撃し、強い戦慄や恐怖を味わった場合に限定されている。一般的な意味でのトラウマは時間の経過とともに自然に解消することがあるが、PTSD の場合には治療が必要である。


事件・事故災害に遭遇
心理的ストレス
心のキズ
ストレス症状
体
【身体症状】
頭痛
腹痛
嘔吐
消化器症状
食欲不振
体調不良
【心身症状】
睡眠障害
夢遊病
夜驚
夜尿
チック
脱毛
心
【精神症状】
情緒不安定
集中力低下
意欲低下
解離症状態（多重人格）
反社会的行動（喫煙、薬物乱用）
落ち着きが無くなる
攻撃的になる
退行（幼児返り）
激しいストレスの継続
症状の出現
３日から１か月の持続
急性ストレス障害
ＡＳＤ
症状の消失・回復
【再体験症状（侵入症状）】
・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる
（フラッシュバック）等
【陰性気分】
・否定的、悲観的な感情に支配される
【解離症状】
・自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーっとする、時間の流れが遅い等）
・トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない
【回避症状】
・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる　等
【過覚醒症状】
・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、
極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く　等
４週間以上
持　続
心的外傷後ストレス障害
ＰＴＳＤ

３　事故等発生時におけるストレス症状への対応

ＰＴＳＤのように重いストレス症状を抱えた児童生徒等に対応する際、まず学校と医療機関の役割の違いをはっきりと理解しておく必要がある。原則として、医療機関が担うのは専門的治療（キュア）であり、いくつかの治療法がある。一方、事故等発生時におけるストレス症状のある児童生徒等に対するケアは、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気付き、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に図り、学級担任等や養護教諭を含む校内体制を整えて組織的に支援に当たることである。

健康観察では、事故等発生時における児童生徒等のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、児童生徒等が示す心身のサインを見過ごさないようにすることが重要である。

（１）基本的な対応

①　ストレス症状を示す児童生徒等に対しては、ふだんと変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声掛けをするなど本人に安心感を与える。

②　ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感をもったりしないようにする。

③　児童生徒等がなるべくふだんと変わりない環境で安心して学校生活が送れるようにすることで、児童生徒等に落ち着きと安全感を取り戻させる。

④　災害などの場合は、学級活動（ホームルーム活動）等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、身体を動かす等）等について発達の段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解できるようにする。

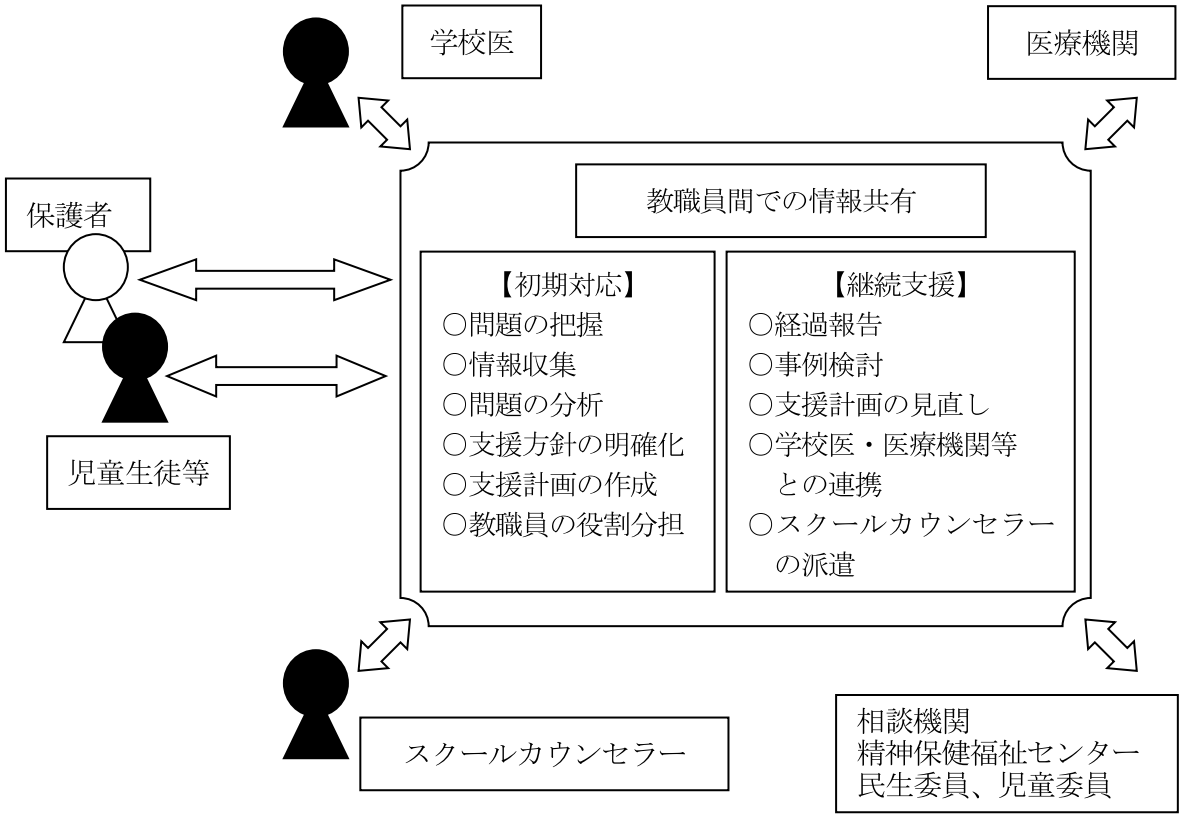
⑤　保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合う。

⑥　ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、回復過程の一段階として経過観察することが基本である。

⑦　症状からＡＳＤ やＰＴＳＤ が疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診を勧め、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。（ＡＳＤ やＰＴＳＤ と診断された場合は、専門医との連携が不可欠となる。）

ＡＳＤ やＰＴＳＤ を発症した児童生徒等は、自分は特殊で異常であると一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多い。このため、保護者だけでなく本人に、ショックの後に誰にでも起こり得る症状であることを説明し、安心感を与えることは重要である。

（２）組織的な対応方法



４　事故等発生時における心のケアの留意点

事故等発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事故等でも、児童生徒等、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、児童生徒等の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。

② 特に、災害の場合には、まず、児童生徒等に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となる。

③ 命に関わるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表はＡＳＤやＰＴＳＤであるが、事故等発生の直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。

④　通学路を含めた学校における事故等発生による児童生徒等の命に関わる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。

事態への対応に当たっては、児童生徒等に不要な動揺や風評が広まることのないように、児童生徒等や保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた児童生徒等の保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行えるようにすることが重要である。

日頃から応急手当等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。

⑤　障害や慢性疾患のある児童生徒等の場合、事故等発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。

⑥　事故等が契機としてＰＴＳＤ となった場合、それが発生した月日になると、一旦治まっていた症状が再燃することがあり、アニバーサリー反応やアニバーサリー効果と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。対応としては、事故等のあった日が近付くと、以前の症状が再び現れるかもしれないこと、その場合でも心配しなくてもよいことを保護者や児童生徒等に伝えることにより、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

⑦　事故等発生時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。児童生徒等の心の回復には、児童生徒等が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、児童生徒等の心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

以上、事故等発生時における心のケアの基本的な留意点について述べたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」「心のケアに関する教職員等の研修」「心身の健康に関する支援」「心身の健康に関する指導」「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。

さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切である。

第２節　事故等発生時における心のケアの実践

１　組織的な心のケア対策

児童生徒等の心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時からの指導の重要性に留意し、事故等発生時や事後の対応を適切に行うことが必要である。

事故等発生時の対応で重要なのは、支援を必要としている児童生徒等を早期に発見し、適時に対応することである。事後の対応では、長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画、立案、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策の継続が必要である。また、平素から心の健康について発達の段階に応じた指導がされているか、個々の児童生徒等の心をいかに理解しているかが重要である。

２　学校における心のケアの基本的な体制

（１）学校及び教育委員会の役割

ア　学校

学校は、児童生徒等の心のケアを安全管理の一環としてとらえ、危機管理マニュアルの中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事故等発生時の迅速な対応につながる。

イ　教育委員会

多くの心のケアに関する情報を平素から収集し、学校等に提供する。また、平素から教職員の研修を実施し、事故等発生時に備えておく。また、事故等発生時に適切に対応できるよう、学校へ専門家を派遣する等の支援体制を平常時から築いておくことが必要である。

（２）専門家・専門機関等の協力

学校においては、平素から、地域にどのような専門家・専門機関等があるかを把握しておき、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。

（３）保護者との連携

学校においては、平素から、保護者と連絡調整しながら、専門家、専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような連携を図っておく。

【心のケアの対応における教職員等の役割】

●校長・教頭等の役割のポイント

①メンタルヘルスの理解を深め、心の健康問題の対応へのリーダーシップをとる。
②メンタルヘルスの理解と対応に関する校内研修を実施する。
③教職員や保護者が管理職に相談しやすい、人間関係づくりに努める。
④教職員、保護者、学校医等との連携を図り、信頼関係の確立に努める。
⑤養護教諭がその役割を十分果たせるような校務分掌に位置付ける。
⑥校内組織（教育相談部等）が有効に機能できるように体制の整備を図る。
⑦教育委員会や地域の関係機関等と適切な連携が図れるネットワークづくりに努める。

●養護教諭の役割のポイント

①子どもの心身の健康問題の解決に向けて中核として校長を助け円滑な対応に努める。
②学級担任等と連携した組織的な健康観察、健康相談、保健指導を行う。
③子どもの心身の健康状態を日頃から的確に把握し、問題の早期発見・早期対応に努める。
④子どもが相談しやすい保健室の環境づくりに努める。
⑤子どもの訴えを受け止め、心の安定が図れるように配慮する。
⑥常に情報収集に心がけ、問題の背景要因の把握に努める。
⑦子どもの個別の支援計画の作成に参画し、学校が可能な対応の見立てを明確にする。
⑧校内関係者や関係機関等との連携調整等を行う。
⑨教職員等や地域の医療機関、相談機関等へ必要な情報を提供する。

●学級担任等の役割のポイント

①メンタルヘルスに関する基本的な知識の習得に努める。
②朝の会、授業中、休み時間、給食時間、放課後などで、子どもの表情、身体、言動、態度、人間関係等に現れたサインをきめ細かく観察し、心身の健康問題の早期発見に努める。
③問題のある子どもだけでなく、すべての子どもについて理解するよう努める。
④先入観にとらわれず、様々な視点から子どもを見るように心がける。
⑤保護者及び子どもが担任に相談しやすい人間関係づくりに努める。
⑥養護教諭や関係者と連携しながら組織的に対応する。
⑦養護教諭と相互に連携して健康相談、保健指導を行う。

●保健主事の役割のポイント

①学校保健活動が円滑に行えるように総合的な学校保健計画の策定を行う。
②学校保健と学校全体の活動に関する連結調整を行う。
③学校、家庭、地域の関係機関等との連携を深めるため、学校保健委員会の活性化を図る。

●学校医等の役割のポイント

①子どものメンタルヘルスについて医療的な見地から学校を支援する。
②学校と地域の医療機関等とのつなぎ役になる。
③専門的な立場から健康相談、保健指導を行う。
④学校保健委員会に参加し、専門的な立場から指導・助言を行う。

3　災害時における心のケアの進め方

自然災害時の心のケアに関する教職員の役割

	震災から学校再開まで 安否確認･健康状態の把握と組織体制の確立	学校再開から1週間 心身の健康状態の把握と支援活動
管理職	ア　子どもの安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示（家庭訪問・避難所訪問） イ　臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討 ウ　教職員間での情報の共有 エ　教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり オ　子どもの心のケアに向けての組織体制 ・役割分担の確認 カ　心のケアの対応方針の決定と共通理解 ・全体計画の作成 キ　地域の関係機関等との協力体制の確立 ク　保護者との連携・健康観察の強化等 ☆　報道関係機関への対応 ☆　障害や慢性疾患のある子どもへの対応	ア　子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の強化　・質問紙調査等 ・家庭での様子調査　・相談希望調査等 ・臨時の健康診断の検討　・個別面談 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等 イ　保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等 ウ　朝礼等で心のケアに関する講話の実施 エ　安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次的被害の防止 オ　教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ☆　障害や慢性疾患のある子どもへの対応
養護教諭	ア　安否の確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化 ・教職員間での情報の共有 ・担任等との連携等 イ　保健室の状況確認と整備 ウ　管理職との連携 エ　学校医、学校薬剤師との連携 オ　心のケアに関する啓発資料の準備 ☆　障害や慢性疾患のある子どもへの対応	ア　心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有 イ　保健だより等の啓発資料の配布 ウ　管理職との連携 エ　心のケアに関する保健指導の実施 オ　健康相談の実施 カ　学校医、スクールカウンセラー専門機関等との連携 キ　感染症の予防対策 ☆　障害や慢性疾患のある子どもへの対応
学級担任等	ア　安否の確認と心身の健康状態の把握 イ　家庭訪問、避難所訪問 ・子どもの家庭の被災状況の把握 ウ　学校再開へ向けての準備 ・学校内の被害状況、衛生状況の調査 ・安全の確保 エ　養護教諭との連携 ☆　障害や慢性疾患のある子どもへの対応	ア　心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 イ　教職員間での情報の共有 ウ　保護者との連携 ・啓発資料の配布 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導 エ　養護教諭との連携 ☆　障害や慢性疾患のある子どもへの対応
学校医とカウンセラー	ア　災害の概要把握と学校内の対応状況確認 イ　子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う ウ　教職員へのコンサルテーションを行う エ　子どもや保護者の個別面談準備 オ　養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備 カ　関係機関との連携に関するつなぎ役になる	〈子どもや保護者に対して〉 キ　①子どもや保護者の個別面談 ②必要に応じた地域の専門機関への紹介 〈教職員に対して〉 ク　①子ども対応への助言とストレス対応研修 ②校内関係委員会に参加し共通理解を図る ③教職員間での情報の共有 ④個別支援

継続支援

４　危機発生時における健康観察のポイント

事故等発生時における児童生徒等のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、児童生徒等が示す心身のサインを見過ごさないようにすることが大切である。

心の症状のみならず、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体症状にも注目して行う。

また、事故等発生時においては、日頃から抱えている心身の健康問題が表面化しやすいので、そのような児童生徒等に対しては状態の変化などに留意して健康観察を行う必要がある。

子どもの現れやすいストレス症状の健康観察のポイント	
体の健康状態	**心の健康状態**
・食欲の異常（拒食･過食）はないか	・心理的退行現象(幼児返り)が現れていないか
・睡眠はとれているか	・落ち着きのなさ(多弁・多動)はないか
・吐き気･嘔吐が続いていないか	・イライラ、ビクビクしていないか
・下痢・便秘が続いていないか	・攻撃的、乱暴になっていないか
・頭痛が持続していないか	・元気がなく、ぼんやりしていないか
・尿の回数が異常に増えていないか	・孤立や閉じこもりはないか
・体がだるくないか	・無表情になっていないか

自然災害などによるPTSDの症状は、最初は症状が目立たないケースや直後の症状が一度軽減した後の２～３カ月後に発症するケースがある。このため、被災後の健康観察はなるべく長期にわたって実施することが必要である。

※　急性ストレス障害（ASD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイントについてはP119を参照

５　平常時の心の健康づくり

児童生徒等に対しては、ふだんから自分自身の心の健康を保つことを心掛けるよう指導することが重要であり、発達の段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係のもち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。

また、発達の段階に応じ、児童生徒等に事故等発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、児童生徒等の心の健康づくりを図っていく必要がある。

児童生徒等の心のケアについては、教職員が児童生徒等の話を十分に聞いてやり、児童生徒等の体験や不安な感情を分かち合って児童生徒等の心に安心感を与えることが重要であり、平素から児童生徒等の心の動きを把握し、気になる児童生徒等に気を配るなどし、日ごろから児童生徒等との信頼関係を築いておくことが大切である。

６　心の健康状態の把握

事故等発生時及びその後に、児童生徒等の心身の健康状態を把握するには、健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題や対応の方法を明らかにする必要がある。また、把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図ることも考えておかなければならないし、適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平素から体制を整えておく必要がある。また、個別及び長期的ケアが必要な児童生徒等を見落としてはならない。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項の他に、イライラの有無、落ち着きのなさ等を追加して観察する。

保健調査は、各学校・地域などの事故等発生時の状況に応じて、適切な時期に実施することが望ましい。また、対象者に大きな負担をかけたり、心を傷つけたりすることのないよう、配慮が必要である。

７　児童生徒等の心のケアに関する対応の方法

事故等発生時及びその後は、心の不安から来る様々な行動の変化が現れることを配慮し、児童生徒等の理解の上に立った学級経営の一つとして心のケアに対応する必要がある。教職員は、児童生徒等が気軽に相談できる身近な存在として、平素から信頼関係を深めておくことが大切である。

心のケアの対応の内容や方法は、発達の段階や事故等の特性、心のケアが必要な症状の軽重等により異なるが、学校種別等に見た対応の例を次に挙げる。

【学校種別の対応例】

（１）幼児

ア　優しい言葉掛けを増やして安心させる。
イ　抱きしめるなど、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
ウ　温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
エ　一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

（２）小学生

ア　児童の言うことによく耳を傾ける。
イ　甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
ウ　遊びや身体活動の機会を与える。
エ　できるだけ言葉掛けし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。また、できるとほめて、自信をもたせる。
オ　例えば、震災の出来事を放映しているテレビを無理に見せるなど、児童が嫌がることは無理にさせない。

（３）中学生

ア　元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。

イ　勉強や手伝いができなくなっても、しばらくの間は静観し、温かく見守る。

ウ　友人と遊んだり、話し合ったりする機会を作る。

エ　家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。

オ　意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

（４）高校生

ア　勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、温かく見守る。

イ　災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。

ウ　家庭や地域の復興など、再建活動に積極的に参加させる。

エ　趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉掛けをする。

オ　アルコールや薬物等の依存が認められたり、うつ的となり自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携したりする。

（５）障害のある児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聞くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切である。次のような対応が一般に望まれるが、自閉症など発達障害をもつ児童生徒等の場合、感覚過敏等により身体的接触を嫌う場合があるため、児童生徒等の反応をよく確かめながら対応することが肝要である。

ア　周囲の大人（教職員や親）が注意深く観察し、児童生徒等の変化を読み取り、積極的に対応する。

イ　個別に言葉掛けや身体接触の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。

ウ　視覚障害や聴覚障害等のある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。

エ　自閉症のある児童生徒等は、不安により混乱しやすいため、見通しが持てるように、文字で書いて伝えたり、場の環境や予定を図や絵で示したりして、心理的な安定を図る。

オ　教職員や友達との関わりなどを多くして、心のケアを図る。

カ　地域社会の人たちとの関わりなどによって、ストレスを軽減する。

キ　個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。

ク　地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。

ケ　本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れる。

第６章　　組織活動

第１節　学校における体制整備

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って各自の適切な行動に結びつけられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが必要である。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校生活が送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

１　校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から教職員がそれぞれの特徴を理解し、統合できるようにしなければならない。

その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためには、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。特に、教科担任制である中学校や高等学校においては、教育課程を点検・評価しながら、地域・家庭と連携しつつ教科等横断的に安全教育を推進する体制を意識して構築することが重要である。

また、学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。

特に、事故等発生時及び事後には、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、それぞれ役割を分担し、児童生徒等の安全確保及び応急手当、心のケア等を実施しなければならない。このため、危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行うとともに、全教職員に周知する必要がある。また、各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められる。その際、特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮事項等についても全教職員で共通理解を図っておくことも必要である。

さらに、危機管理マニュアルの作成・改善、避難訓練等の企画・調整・評価や安全に関する情報や話題を教職員等へ提供するなど、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を

活用して、意図的に話合いが進められるようにし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚が図られるようにすることが大切である。

２　教職員研修

教職員は、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められる。また、危険等から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められる。したがって教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

（１）学校安全の中核となる教師の養成と研修体制

国や各地域において実施される各種研修では、学校安全に関する様々な情報が提供されている。

こうした研修で提供される最新の情報を各学校内で十分に伝達・活用し、全ての教職員が、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識をもつとともに、児童生徒等に対する指導内容・方法等に係る基本的な知識・技能、児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことを身に付けておかなければならない。

（２）最新の情報を取り入れた校内研修の充実

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修や安全教育の一層の改善・向上に必要な研修を行うことが求められる。その際、まずは、各学校で策定されている学校安全計画や危機管理マニュアルの周知徹底を前提としつつ、併せて、上記の研修で提供された最新の情報を全教職員が共有できるよう、校務分掌中に学校安全の中核となる教師を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要である。

校内での研修は、教職員が、事故等に対する知識を得て、素早く適切に対応できる力を身に付けさせるとともに、児童生徒等に対して効果的な指導を行うために実施される。学校の立地条件や地域の実態により、事故等発生時の対応は異なり、児童生徒等への指導についても学校独自の内容が求められる。そのためには、全教職員が参加し実施することが望ましい。

【研修例】

○　学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備など具体的な解決策を講じるための研修

○　地域の研究家や専門家による研修

○　「危機管理マニュアル」に基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練等の計画・実施に関する研修

○　総合防災訓練実施（備蓄倉庫の内容確認や防災器具の使用訓練を含む）に関する研修

○　事件・事故災害を経験した方々による体験談等の研修

○　ＡＥＤを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修

○　心のケアなどに関する研修

○　命の大切さや日本の災害の歴史を理解する研修

○　児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図る研修などが考えられる。

第２節　家庭・地域・関係機関との連携

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、教職員がそれら全てを担うことは困難である。また、事件・事故、自然災害などは、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要がある。これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。

１　家庭、地域等との連携・協働

学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針等を保護者や地域住民との間で具体的に共有し、協力を求めたり、保護者・地域住民の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。

学校運営協議会の場や、例えば、保護者参観日やＰＴＡ総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、学校は、安全に関する授業や避難訓練を実施するとともに、インターネットの利用に起因した被害の防止を含め、防犯・交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・地域住民への説明等を行うことによって、学校と目標を共有しながら家庭や地域でも安全

に関する取組が行われるようにすることが必要である。

特に、日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素であるが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が大きいことから、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有することが重要である。また、児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めることが重要である。

２　ＰＴＡとの協力

ＰＴＡ活動として、次のような事柄が例として考えられる。

（１）校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
（２）ＰＴＡ広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
（３）家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やＰＴＡ主催の研修会の実施
（４）水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
（５）道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
（６）通学路や遊び場など、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起
（７）地域での犯罪被害の防止のための、「こども110番の家」を周知する等の活動の促進
（８）予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の確立
（９）災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引き渡しについての了解
（10）避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び練習の促進等に関する啓発
（11）学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

３　児童生徒等や保護者との合同研修

東日本大震災においては、児童生徒等や保護者が日ごろ学んだ知識や体験により災害発生時、重要な役割を果たした例が多く認められている。

学校が、児童生徒等や保護者とともに実施する研修について工夫することも重要である。

【研修内容例】

○　事故等発生時の児童生徒等の引き渡し
○　避難所開設
○　防災マップ・通学路安全マップ作り
○　事故等を体験した人の体験談を聞く会
○　警察署・消防署等、地域で安全を守る人の業務内容を知る研修

４　地域の住民やボランティア等との連携方策

地域の住民や児童生徒等の安全を守るために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は、「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の２

つに大別され、前者では主に防犯パトロール活動、危険な場所の点検、防犯広報活動など、後者としては「子供110番の家」の活動や事故等発生時の通報等などが行われている。教育委員会・学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要である。

また、安全教育に関わる授業等において、例えば地域の住民やボランティアの方々をゲストティーチャーとして活用し、地域安全に対する思いや願いを直接聞き取ることで、自分たちにできることは何か、何をしなければならないか、児童生徒等は深く考えることができ、地域の取り組んでいる防犯・防災活動などの状況への理解が深まる。

その際、地域の実情に応じて、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携して地域学校協働活動を推進すること等が考えられるが、このほかにも、地域学校安全委員会等を通じた連携体制づくりについて、必要に応じて教育委員会の支援を受けながら進めていくことが必要である。

５　内容別の地域関係機関・団体との連携先

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を、普段から深めておくことが大切である。

学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意事項は、次のとおりである。

（１）安全指導

① 交通安全・防犯

ア　各地域の警察署

イ　自治体や民間の関係団体

ウ　保護者や地域の方々で組織する団体

【留意事項】

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。

② 防災

ア　各地域の消防署・市町村の防災担当部局

イ　自治体等の関係団体

ウ　防災ボランティアや消防団など地域の方々で組織する団体

【留意事項】

学校は、当該市町の「地域防災計画」を理解するとともに、行政機関の防災担当部局や教育委員会との連携を密にして、平常時からその管理体制を整えておくことが大切である。

消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状

況や対処法を知るよい機会であり有効であるとともに、学校は、警察署・消防署・保健所等の関係機関に連絡すべき事項、協力を要請する事項などについて、あらかじめ整理し、緊密な連携をとっておく。

学校は、「学校安全計画」や「防災マニュアル」における具体的対応について保護者や地域へ十分説明し、学校の安全管理体制に協力を得られるようにしておく。

【説明すべき内容例】

・災害発生時における学校の措置
・児童生徒等の避難場所、避難経路、避難方法
・児童生徒等の引き渡し方法
・災害時に児童生徒等が学校にいない場合の安否確認方法
・避難所となった場合の体制（鍵の管理、利用区域、開設、運営等）

③ 避難訓練

ア　各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）

イ　自治体等の関係団体

ウ　近隣の学校等

【留意事項】

学校の「危機管理マニュアル」に沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、訓練の検証・危機管理マニュアルの点検、改善につながる。大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。

近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

（2）安全確保

① 登下校時

ア　各地域の警察署・都道府県や市町村の関係部局

イ　スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体

ウ　近隣の学校等

【留意事項】

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。また、地震、津波、火山活動や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

② 校外で学校行事を行う場合

ア　実施先の各警察署

イ　実施先の各市町村関係部局

ウ　保護者等の協力者

【留意事項】

遠足・修学旅行・持久走大会等の校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、上記連携先に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。行事によっては各種届けが必要な場合もあるので確認すること。

③ 事件・事故災害発生時

ア　各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）

イ　近隣の学校等

【留意事項】

各学校の「危機管理マニュアル」を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。

④ 学校が避難所（避難場所）となった場合

ア　各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）

イ　自治体等の関係団体

【留意事項】

学校が避難所（避難場所）となった場合、速やかに運営が当該市町に移行され、地域の自治会等が自主的に避難生活を運営できるよう体制を整備しておくことが、早期の学校再開を実現させるために必要である。

6　地域に根ざした安全教育と関係機関・団体との連携

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければならない。

有効な連携体制は、どちらか一方が受け身でいる体制では構築されない。両者が協力して事故等への備えを主体的に行うことが大切である。地域との連携は、人間関係づくりから始まる。地域の行事への参加や、学校行事の公開など、出来ることから地域との絆を深めておくことが有効となる。

（1）　学校で行う安全教育や訓練に、地域の様子をよく知っている警察署・消防署等の専門家や気象台、防災専門家等の指導を活用する。

（2）　事故等を経験した方々の経験談や、地域にある安全に関する施設（防災館等）での体験学習、映像などの教材、事件・事故災害体制の整っている地域の先進的な事例を活用する。

（３）　地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。

（４）　地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする学習活動を計画実施する。

（５）　地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育て、非常時の場合も地域との絆が活かせるような基盤づくりを進める。

７　教育委員会・設置者の役割

教育委員会・設置者は、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも重要な役割を果たしている。校舎や体育館等の耐震工事の実施や学校施設等学校の整備のみならず、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務がある。また、緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても防災担当部局との連携や学校への指示などを含め訓練を積み重ねておくことも大切である。また、例えば、報道などへの対応について、状況によっては設置者に窓口を一本化したり、必要な人員を派遣したりすることなどが考えられる。

さらに、学校の所有者又は管理者には、災害関係の法令等において避難訓練の実施や避難確保計画の策定等が義務付けられているとともに、地域の防災計画や国民保護計画など、学校が地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題も存在する。こうした課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会・設置者は、積極的に地方公共団体の関係部局や関係機関等と連携を図り、学校の取組を支援することが必要である。

また、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも教育委員会は重要な役割を果たしている。

家庭・地域・関係機関等と学校との連携体制づくりに関しては、例えば、学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動推進員の委嘱等により地域学校協働活動を推進する中で、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要である。このとき、教育委員会・設置者はこうした体制整備等について、中心となって取り組むことが望まれる。

第３節　地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

１　地域学校安全委員会とは

平成２０年１月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」では、「ＰＴＡ、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。」としている。

「地域学校安全委員会」の目的は、日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的から「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置づけられる。

２　地域学校安全委員会の効果

地域学校安全委員会の効果は、次のことが考えられる。

（１）校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。

（２）地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。

（３）学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

３　地域学校安全委員会の設置方法等

「地域学校安全委員会」については、各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や、市町単位での設置も考えられる。

また、関係者の負担軽減等を考えると、新規に委員会を招集するのではなく、学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織をうまく活用することも可能である。

さらに、効果的な運用としては、必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催するなどの方法が可能である。

４　地域学校安全委員会の構成

各学校や地域の状況に合わせて構成されるが、基本的な構成員の例を挙げる。

（１）学校教職員

校長、副校長、教頭、学校安全担当（安全に関する校務分掌の担当）

（２）保護者

ＰＴＡ 会長等役員、関係担当者

（３）関係機関・関係団体等

警察署、消防署、市区町村の関係部局、町会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども１１０番の家等の協力者

（４）その他

その他、各学校が必要と認める者

５　効果的な活動例

（１）年度当初に委員会を開催し、その年度の組織体制や活動内容について情報交換を行う。

（２）基本的な開催計画を立てる（学期１回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。

（３）委員会の内容や公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

資　　料

学校安全計画例　（幼稚園）

月		4	5	6	7・8	9
安全教育	生活安全	○園内の安全な生活の仕方 ・遊びの場や遊具(固定遊具を含む)、用具の使い方・小動物のかかわり方 ・困ったときの対応の仕方 ※５歳児:新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子供１１０番の家	○園内の安全な生活の仕 ・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方(いす、はさみ、ステープラー、スコップ、箸等) ・けがや不調なときの対応 ・小動物の世話の仕方 ・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束 ○集団で行動するときの約束 ・　一人で行動しない	○雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下、室内は走らない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○家に帰ってから ・知らない人についていかない ・「いかのおすし」の約束を知る	○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○暑い日の過ごし方 ・熱中症予防の水分補給 ・遊び場や遊び方、休息 ○夏季休業中の生活について(安全で楽しい過ごし方) ・花火の遊び方 ・外出時の約束 ・一人で遊ばない	○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園時の約束、遊具・用具、固定遊具の安全な使い方 ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ ○集団で行動するときの約束 ・集合の合図・友達との歩行
	交通安全	○安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束(親子で手をつなぐ) ・自転車登降園での約束 ○園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等	○道路の安全な歩き方 ・標識、標示(とまれ等)の意味 ・安全確認(両足をそろえる、左右を見る)の仕方 ○親子路上安全教室	○雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方 ○乗り物に関する約束 ・車中での過ごし方	○交通安全に関する約束を再確認。 ・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束(保護者の付き添い) ・自動車の前後の横断	○遠足・園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	災害安全	○避難(防災)訓練の意味や必要性 ・教職員など大人の指示に従う ○避難の仕方 ・避難訓練の合図(サイレン、放送・緊急地震速報等) ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾のかぶり方	〈火災：サイレン、放送で伝達〉 ※３・４歳児：集合場面 ・火災時は靴を履きかえない ※５歳児:自由に活動している場面 ・教職員の指示を聞いての避難	〈地震：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達〉 ○地震のときの避難の仕方 ・頭を守る ・机の下に潜り、脚を持つ ・避難時は靴を履く（火災と同様に上履きでの避難） ○「おはしも」の徹底	〈火災：火災報知機、放送にて伝達〉 ○放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる、煙が発生した場合は低くして避難 ・持っているものは置いて避難	〈地震・警戒宣言発令〉 ○大地震が起きたときの避難の仕方(幼・小・中合同訓練) ・保育室にて保護者への引渡し訓練　(保護若は徒歩) ・家庭で地震が起こった場合の対処の仕方
行事		入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏祭り 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足
安全管理		○安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃	○園外保育・遠足等の目的地の実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練	○幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検	○熱中症予防のための冷房や換気の活用 ○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検	○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底 ○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底
学校安全に関する組織活動(研修を含む)		○保護者会、園だよりで周知 ・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡(登降園の仕方、園児引渡しの仕方、一斉メールによる連絡の仕方、出欠の連絡、けがや病気に関する連絡方法、災害時の対応) ・通園状況の把握 ○春の交通安全運動 ○遊具の安全点検の仕方に関する研修	○保護者会、園だよりで周知 ・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ・一斉メールを使った練習 ・路上での実際指導 ・光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方を連絡 ○心肺蘇生法（ＡＥＤを含む）の研修	○保護者会、園だよりで周知 ・水遊びのための健康管理 ○夏の生活で必要な安全(雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮) ・登降園時の落雷や集中豪雨等の自然災害への対応 ○幼児の交通事故の現状(警察署から講義)	○保護者会、園だよりで周知 ・警察署より交通安全及び防犯(誘拐)について講話 ・夏季休業中の過ごし方(健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認) ・地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 ○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方(警察署から実際指導)	○保護者会、園だよりで周知 ・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 ・避難に関する情報発令時の避難行動、引取り訓練 ・台風等の暴風雨時の対応について ○秋の交通安全運動

１０	１１	１２	１	２・３
○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール(蹴る、投げる等)の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※５歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○不審者対応 ・不審者が園に侵入したときの避難の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○冬季休業中の生活について(安全で楽しい過ごし方)	○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付き、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方	○自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する ・担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方
○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の乗り降りの仕方、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方	○登降園時、園外保育・遠足の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方	○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅しているときの行動の仕方など	○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断 ○寒い日の安全な歩き方 ・雪や凍結している道の安全な歩行 ・寒い日の安全な身支度	○交通安全のために、自分で判断して行動する ※５歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
〈火災：肉声で通報〉 ○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難	〈地震：サイレン、放送で伝達〉 ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※５歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作(親子で体験)	〈地震、火災発生：サイレン、放送緊急地震速報で伝達〉 ○第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾をかぶっての安全な歩行	〈火災：園児に予告なし〉 ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動	〈地震・火災：幼児・教職員ともに予告なし〉 ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
運動会・園外保育 ・園外保育・遠足(バス)	園外保育・遠足	終業式 冬季休業日	始業式 園外保育(凧上げ)	終業式
○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育・遠足を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導	○電車を使っての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査	○暖房設備の点検、使用するための準備	○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練(消防署の指導) ○積雪時の園庭・園舎の安全確認	○１年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の組織の防災組織等の再編成
○保護者会、園だよりで周知 ・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼(ノー自転車デー) ・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力 ・消火、通報訓練(消防署による指導)	○保護者会、園だよりで周知 ・消防署の指導(起震車での地震体験) ○不審者への対応に関する、実技研修	○保護者会、園だよりで周知 ・冬休み中の健康で安全な生活について ・年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える	○保護者会、園だよりで周知 ・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼	○保護者会、園だよりで周知 ・就学に向けての心構え(危険な道路、場所、安全な交通行動等に関する指導)休み中の生活 ○園内事故等発生状況と安全措置に関する研修

学校安全計画例（小学校）

※ 学級活動の欄　◎･･･１単位時間程度の指導　▪･･･短い時間の指導

項目 ＼ 月			4	5	6	7・8	9
月の重点			通学路正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう
道徳			規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実
安全教育	生活		・遊具の正しい使い方 ・校内探検 ・廊下の歩き方、安全な校内での過ごし方	・地域巡り、野外観察の交通安全 ・活動に使用する用具等の安全な使い方	・通学路の様子、安全を守っている人々の働き	・虫探し、お店探検時の交通安全	・はさみの使い方
	社会		・我が国の国土と自然環境（5）	・地域の安全を守る働き（消防署や警察署）（3）	・自然災害と人々を守る行政の働き（4）	・地域に起こる自然災害と日頃の備え（4）	・国土の保全と国民生活（自然条件と災害の種類や発生の位置や時期）（5）
	理科		・天気の変化 ・ガスバーナーの使い方など正しい加熱、燃焼や気体の発生実験	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコなどガラス実験器具の使い方	・雨水の行方と地面の様子 ・実験・観察器具の正しい使い方	・夜間観察の安全	・天気の変化と災害
	図工		・ハサミ・カッター・ナイフ・糸のこぎり・金づち・釘抜き・彫刻刀・ベンチ等の用具、針金・竹ひご・細木、				
	家庭		・針、はさみの使い方 ・用具の個数確認	・アイロン等の熱源用具の安全な取扱い	・食品の取扱い方	・包丁の使い方 ・調理台の整理整頓	・実習時の安全な服装
	体育		・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全
	総合的な学習の時間		「○○大好き～町たんけん」（3年）　「交通安全ポスターづくり」（4年）				
	学級活動	低学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子供 110 番の家の場所	・休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ・遠足時の安全 ・運動時の約束	・雨天時の約束 ◎プールの約束 ・誘拐から身を守る	・夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ・落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・運動時の約束
		中学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起こる場所	・休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ・遠足時の安全 ・運動時の約束 ◎防犯教室（3年生）	・雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ・防犯にかかわる人たち	・夏休みの安全な過ごし方 ・自転車乗車時のきまり ・落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・運動時の安全な服装
		高学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な委員会活動 ・交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪	・休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ・交通機関利用時の安全	・雨天時の事故とけが ◎教急法と着衣泳 ・自分自身で身を守る ◎防犯教室 （4、5、6年生）	・夏休みの事故と防止策 ・自転車の点検と整備の仕方 ・落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・運動時の事故とけが
	児童会活動等		・新1年生を迎える会	・児童総会 ・クラブ活動、委員会 ・活動開始		・児童集会 ・地域児童会集会	
	主な学校行事等		・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・避難訓練(不審者)	・自然教室 ・集団下校訓練(大雨等) ・プール開き		・交通安全運動 ・総合防災訓練(地震→引渡し)
安全管理	対人管理		・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・プールでの安全のきまりの確認	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
	対物管理		・通学路の安全確認 ・避難経路の確認 ・安全点検計画	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動（保護者、地域、関係機関等との連携）			・登下校時、春の交通安全運動期間の街頭指導(保護者との連携)	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール意見交換会	・登下校時、秋の交通安全運動期間の街頭指導地域パトロール(保護者等の連携)
	研修		・通学路の状況と安全上の課題 ・防犯に関する研修(緊急時の構内連携体制マニュアルの点検)	・熱中症予防と発生時の対応 ・安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの考え方	・応急手当(止血等、心肺蘇生法と AED を含む)研修(PTA と連携)	・遊具等の安全点検方法等	・防災に関する研修(訓練時)

１０	１１	１２	１	２	３
乗り物の乗リ降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標議を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度・節制	愛校心
・竹ひご、つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
			・自然災害からの復旧・復興（６）		
・薬品の正しい使用・管理・廃棄	・流れる水の働き ・河川の働きと水害 ・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・土地のつくりと変化 ・（地震・津波・火山活動と災害） ・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・夜間観察の安全	・試験官、ビーカー、フラスコ、ガラス管の使い方	
接着剤・ニス等の造形活動で使用する材料や用具等の安全な扱い方					
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」（５年）　「社会の一員として活動しよう」（６年）					
◎乗り物の安全な乗リ降りの仕方 ・廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ・安全な登下校	・安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ・危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・１年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ・校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ・凍結路の安全な歩き方	・「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標議 ・暖房器具の安全な使用	・１年間の反省 ・けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ・校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上でおこる事故の防止策 ・安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ・凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ・安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ・暖房器具の安全な使用	・１年間の長省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・修学旅行	・収穫祭、音楽発表会	・避難訓練(火災)	・学習発表会	・ありがとう集会（地域の見守り隊等） ・避難訓練(地震)	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・１年間の評価と反省
・駅、バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点険・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・学校安全における先進的な実践校の視察	・防災に関する研修(訓練時)	・各種訓練結果の検証と各マニュアルの見直し	・災害共済給付、交通事故の事例等から指導のポイント分析	・安全教育の指導計画作成に向けた考え方

学校安全計画例　（中学校）

※学級活動の欄　◎…1 単位時間程度の指導　▪…短い間の指導

項目　＼　月		4	5	6	7・8	9
月の重点		安全な登下校ができるようになろう	けがのない体育祭にしよう	梅雨期を安全に過ごそう	熱中症に気を付けよう	過去の災害を知り、災害に備えた生活をしよう
	道徳	生命の尊さ	よりよい学校生活、集団生活の充実	自主・自立、自由と責任	遵法精神、公徳心	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
安全教育	社会	日本の様々な地域（地域調査） ・防災を視点とした地域調査				
	理科	・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備	・薬品の保管・廃棄等	・薬品検査 ・野外調査・天体観察の留意点	・自主研究の実験場の注意 ・電気についての知識
	美術	・美術室の備品と安全な行動	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方
	体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施錠や用具の使い方	・自己の体力を知る（体力テストの実施）	・水泳の安全な行い方と事故防止		・陸上運動の適切な場所の使い方と安全な行い方
	保健分野		・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・熱中症予防		
	技術・家庭	・施設･設備の使用上の注意 ・作集場所の確保	・安全、適切な製作 ・金属材料の性質と切断	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用
		・実習室の使用上の注意	・ガスコンロの使い方 ・換気、ゴム管の点検	・調理実習における注意	・備品の点検整備	・電気機器の安全な利用 ・食生活と健康
	実験、実習を伴う教科	・実験に使用する加熱器具やガラス器具等の安全な使い方、薬品の安全な取扱いと適正な保管・廃棄 ・造形活動や加工、調理等の各種作業で使用する機械や工具、電気、ガス製品の安全な利用と整備点検				
	総合的な学習の時間	＜活動例＞　「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害とまちづくり・くにづくり」　など				
	学級活動 第１学年	・通学路の確認 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ・清掃方法を確認しよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ・校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	・落雷の危険や風水害 ・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険 ・市総合体育大会と安全
	学級活動 第２学年	・通学路の確認 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全
	学級活動 第３学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ・登下校の安全 ・自分でできる安全点検	・体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全
	生徒会活動	・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連壮行会	・球技大会	
	主な学校行事等	・学校説明会 ・交通安全運動 ・避難訓練(地震)	・新体力テスト ・体育祭	・修学旅行 ・避難訓練(不審者) ・心肺蘇生法講習会	・夏の交通安全運動	・避難訓練(地震→引渡し) ・秋の交通安全運動
	部活動	・活動ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導		
安全管理	対人管理	・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定（校則の確認・周知）	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全な活動	・自己点検のポイント ・救急体制の見直し ・夏季休集中の部活動での安全と対応	・身体の安全について及びけがの予防
	対物管理	・通学路の確認	・運動場など校舎外の整備 ・安全点検年間計画、点検方法の確認	・学校環境の安全点検及び整備(階段・廊下・プール)	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備
学校安全に関する組織活動（研修含む）		・春の交通安全運動期間の啓発活動、街頭指導 ・学区危険箇所点検 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・学校安全に関する協議会 ・心肺蘇生法（ＡＥＤ）研修・防犯に関する研修（マニュアルの確認）	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い等	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修(避難訓練)

１０	１１	１２	１	２	３
交通法規を理解し守れるようになろう	危険を予測し、安全な生活ができるようになろう	安全な地域づくりに貢献できるようになろう	厳冬期を安全に過ごそう	事故や災害を乗り越えた人の生き方について学ぼう	新生活に向けて安全な生活ができるようになろう
我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度	国際理解、国際貢献	社会参画、公共の精神	家族愛、家庭生活の充実	感動、畏敬の念	よりよく生きる喜び
日本の地域的特色と地域区分 ・地形や気候の特色、国土の特色 ・自然災害と防災への取組			現代日本の特色(情報化) ・災害時における防災情報の発信・活用		
・電気器具の使い方	大地の成り立ちと変化 ・火山活動と火成岩 ・火山災害	・地震の伝わり方と地球内部の働き （地震・津波発生のメカニズム等）	・自然の恵みと火山災害、地震災害	天気とその変化 ・気象観測 ・天気の変化 ・日本の天気と気象災害への備え	・自然の恵みと気象災害 ・地域の自然災害
・小型ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ（禁じ技など）	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方（ゴールの運搬や固定の仕方等）	・バスケットボールにおける適切なルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具、用具の点検 ・備品整理
	・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・交通事故などによる傷害の防止	・自然災害による傷害の防止	・応急手当	
・塗装時の喚気や火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・屋内配線と家庭電気の安全な利用	・電子機器の利用と安全（はんだ付けによる火傷の注意）	・加熱と漏電 ・電気製品製作上の安全配慮	・器具点検整備
・自然災害に備えた住空間の整え方	・幼児や高齢者等との交流についての注意	・衣服製作についての一般的注意 ・裁縫用具の適切な管理	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
※定期的な備品検査（台帳管理）					
・文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	・自分の健康チェック（持久走大会と安全）	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	・自転車の安全で正しい利用 ◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	・施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ・文化祭の準備と安全	・自分の健康チェック（持久走大会と安全）	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	・自分の健康チェック（持久走大会と安全）	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全 学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)
・文化祭 ・市総体壮行会	・市駅伝大会壮行会		・ボランティア活動などの社会参加	・生徒会総会	・球技大会 ・3年生を送る会
・文化祭	・持久走大会		・防災訓練と防災学習	・自然教室	
		・冬季に多い傷害予防			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話、パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい利用と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備(体育館)	・避難経路の確認 ・防火設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備(通学路)	・学校環境の安全点検及び整備(備品)	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・学校安全委員会 ・校内の点検	・津波防災の日に係る啓発活動 ・自転車の安全な利用に関する研修(指導方法)	・地域防災訓練の啓発 ・通学路の点検	・阪神・淡路大震災(17日)の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・学校評価委員会(学校安全の取組に関する評価) ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・地域交通安全パトロール ・東日本大震災の想起と防災の啓発活動

学校安全計画例　（高等学校）　※ホームルーム活動の欄　◎…1 単位時間程度の指導　▪…短い時間の指導

項目　＼　月			4	5	6	7・8	9
月の重点			安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全
安全教育	地理歴史・公民			・(地) 世界の地形・気候と自然災害	・(地) 地域の自然環境の特色と自然災害		・(地) ハザードマップと自然災害への備え
	理　科		・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・(科) 自然景観と自然災害 ・(地) 自然の恩恵と自然災害	・(地) 火山活動と地震		・(地) 日本に見られる気象現象の特徴、災害の予測と防災
	保健体育		・体育施設・用具の安全点検	・(保) 安全な交通行動と事故防止	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・(保) 応急手当		・(保) 犯罪被害の防止
	家　庭						
	実験・実習を伴う科目		・施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備　　熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備				
	総合的な探求の時間		＜学習活動例＞　テーマ「地域の安全と防災」 防災ホームページの閲覧、災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成）、東日本大震災について、ボランティア活				
	1　年 ホームルーム 活動		◎高校に入学して ・通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 部活勒や休憩時の安全 ・自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ・雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 （防犯を含む） ・野外活勧の安全 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎歩行者の安全と交通環境 ・通学路の安全
	2　年 ホームルーム 活動		◎2年生になって ・通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ・部活動と健康管理 ・自転車の安全な利用	◎地震と安全 ・雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全 （防犯を含む） ・野外活動の安全 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎交差点に潜む危険 ・通学路の安全
	3　年 ホームルーム 活動		◎３年生になって ・通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ・安全意識と行動 ・自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ・雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全 （防犯を含む） ・野外活動の安全 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎交通事故の対応と応急手当 ・通学路の安全
	主な学校行事		・交通安全運動への参加 ・定期健康診断 ・1年生オリエンテーション	・学校保健安全委員会 ・遠足 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・３年生生徒指導集会	・避難訓練(火災) ・高校総体 ・保健委員会 ・２年生生徒指導集会	・終業式 ・避難訓練(防犯) （防犯教室も実施） ・夏休みの諸注意	・始業式 ・避難訓練(地震) ・文化祭 ・文化祭実行委員会
	個別指導		・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導 ・生徒指導全体集会	・校外指導 ・自転車、バイクの実技指導 ・免許取得指導	・自転車、バイクの点検 ・新規免許取得者指導
	部活動		・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動部長会	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検・整備
	生徒会活動		・新入生オリエンテーション	・壮行会	・保健委員会 （交通安全アンケート）	・球技大会	・文化祭への準備 （交通安全実態調査）
安全管理	対人管理	学校生活の安全管理	・通学状況調査と登下校指導 ・救急体制の確立 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験・家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底	・長期休業前生活指導 ・大掃除の安全確認	・防災対策の徹底 ・通学路の見直し ・防災避難訓練の徹底 ・文化祭の安全対策 ・授業時の安全管理点検
	対物管理	学校環境の安全管理	・安全点検整備(施設設備、通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・自家用電気工作物保安点検	・安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・毒物劇物の適正な管理等について	・安全点検整備(プール、体育館、格技場、部室、運動器具) ・消火器、消火栓、火災報知器の点検	・安全点険整備（校庭、学校全般）	・安全点検整備(普通、特別教室、実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検整備
学校安全に関する組織活動（研修を含む）			・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員研修(危機管理体制、心肺蘇生とＡＥＤ)	・PTA総会(危機管理マニュアルの周知) ・保護者会 ・学校安全委員会 （安全に関する連携会議）	・保護者面談 ・PTA委員会 ・教職員研修 （熱中症の予防）	・生徒指導協議会(学校警察連絡協議会) ・校外指導・危険箇所巡視 ・教職員研修（ＳＮＳ、犯罪被害）	・国民防災の日の啓発活動への参加(総合防災訓練等) ・秋の交通安全運動 ・教職員研修（自然災害と避難所協力）

資料

１０	１１	１２	１	２	３
交通道徳の理解	安全な行動	事故災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
	・（公）防災情報の理解と活用	・（地）地球の内部・大気・海洋に関する正しい理解	・（地）持続可能な地域づくり		
	・（物）電気器具の取扱い上の注意	・（物）放射線に関する知識・理解		・（地）身近な自然環境と自然災害	
・（保）健康と運動 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全		・（保）交通事故の補償と責任	・体育施設・用具の安全点検
	・安全に配慮した衣生活（被服の管理、目的に応じた着装）		・防災などの安全に配慮した住居の機能、住生活や住環境の工夫		
化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
動体験、地域ハザードマップについて、災害時における応急救護実習、非常食の作り方実習、防災関連施設の見学、今年度総合学習のまとめ					
◎事故災害時の応急手当 ・体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ・火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ・危険の予測 ・地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ・今年度活動の評価とまとめ
◎修学旅行の安全 ・体育大会の安全	◎危険予測訓練 ・火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ・規律正しい生活 ・地域の安全活動	◎春みの生活と安全 ・今年度活動の評価とまとめ
◎事故災害時の応急手当 ・体育大会の安全 ・地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ・火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ・規律正しい生活	◎卒業に当たって ・今年度活動の評価とまとめ
・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室 ・避難訓練 （生徒の企画）	・校内マラソン大会 ・避難訓練(火災) ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・１、２年生(生徒指導集会) ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意
・校外巡視	・第２回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続 ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入杜前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の手続
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	
・体育大会 ・保健委員会 （避難訓練の企画）	・保健委員会	・球技大会	・保健委員会	・３年生を送る会	
・修学旅行の安全対策 ・体育大会の安全対策 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策 ・避難訓練の徹底	・校内マラソン大会の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策	・暖房の取扱い	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生のまとめ
・安全点検整備(体育館、部室、運動器具)	・安全点検整備(校庭) ・ストーブの取扱い ・毒物劇物危害防止対策総点検	・安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ・防災施設・設備の点検整備	・安全点検整備(体育館、部室、運動器具) ・火気器具の安全点検	・安全点検整備(施設、設備) ・火気器具の安全点検	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・生徒用机・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・中高連絡会 ・学校安全委員会 ・計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週間 ・安全に関する広報活動 ・交通安全に関する研修（法令等改正、自転車等安全利用に関する指導方法等）	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会(学校警察連絡協議会) ・年末の交通安全運動	・交通街頭指導 ・PTA委員会 ・学校安全委員会 ・教職員研修(防災)	・学校評価委員会（学校安全の取組に関する評価） ・校内、交通事故等発生状況の分析と対策の検討	・今年度活動の評価と次年度の計画立案

学校安全計画例（特別支援学校（知的障害）高等部）

項　目			4	5	6	7・8	9
月の重点			通学路の安全を確認しよう	交通安全に気をつけて通学しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう
安全教育	教科	保健体育	体育施設・用具の安全な使用	体カテスト用具の点検と使い方	プールにおける安全、救急法講習、心肺蘇生法、危険な動物・植物に近づかない		ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全
		理　科	ガラス製の実験器具、火気利用時、薬品等の注意（例）フラスコ、ビーカー、バーナー、凸レンズ、針金等の実験器具等の安全な使い方				
		美　術	・美術で使用するハサミやカッター、ナイフ、彫刻刀、木槌、土練機などの道具の安全な使い方　・竹ひご、銅板などの材料				
		家　庭	・調理で使用するガスコンロなどの安全な使い方　・ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの電気製品の安全な使い方 ・針やはさみなどの道具の安全な使い方				
	職　業		木工班 … ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方　・のこぎりなどの工具の使い方　・塗料の使い方と 園芸班 … 鍬や移植鏝（こて）、鎌などの道具の安全な使い方　・土櫛を使った安全な土のふるい方　・野菜や花など育てる 接客班 … 実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成　・トレイの持ち方、グラスの運び方、テーブルへの置き方な 事務班 … 印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方　・ハサミやカッターなどの道具の安全な使い方				
	自立活動		・健康の保持(アレルギー対応、緊急薬の保管、再調理の道具等の管理面の充実及び、変化への対応力の育成)、 心理的な安定(安心グッズの備えや落ち着ける場所の確保や把握)、人間関係の形成(集団生活におけるルール)、環境の把握、身体の動き(車椅子ごと運べない場合、避難時に抱えられる、背負われる姿勢や過敏の解消)、コミュニケーション(助けてと言える受援力の育成)				
	総合的な学習の時間		・学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促す中で、生徒の自発的な計画に基づき安全に対する意				
	生活安全		情緒の安定 日常生活における安全	集団行動の約束 友達との接し方	一人では行ってはいけない場所、人通りの少ない場所確認	夏休みの過ごし方	自分の身を守る登下校や交通機関の安全な利用方法
	交通安全		登下校時の安全(安全な歩行)	交通安全(警察署員による指導)	雨の日の交通安全(傘のさし方)	交通機関の利用方法	横断歩道の渡り方 自転車の乗り方
	災害安全		避難訓練(地震・津波)訓練の大切さ・落ち着いた行動	避難訓練(火災)煙体験、煙の怖さ・被害、ハンカチの大切さ・避難時の安全行動の徹底	避難訓練(地震から火災へ)頭を守る大切さ、落下物、倒壊物、移動物への注意	避難訓練(継送訓練) 大雨による出水・土砂災害等への対応	総合防災訓練(消防署)引渡し訓練
	ホームルーム活動		各月の避難訓練や安全指導に対して学級活動を活用して、事前学習や事後学習を行い児童生徒がより理解できるように繰り返				
	学校行事等		修学旅行（旅行中の安全）		プール開き 校外学習 現場実習	現場実習	宿泊訓練
			部活動･･･運動部(バスケット部、陸上部、サッカー部、バレー部、卓球部等)、文化部(演劇部、音楽部、美術部等)放課後や				
安全管理	対人管理		生徒の状況把握 通学経路の確認 避難経路確認 次月の避難訓練確認 火元責任者の表示	緊急体制の確認 健康観察 避難経路確認	水泳指導健康管理 健康観察 心肺蘇生法の確認	水泳指導健康管理 健康観察 AEDの使い方確認 夏季休業中の安全	水泳指導健康管理 健康観察
	対物管理		防災計画届け出 通学路確認 安全対策マニュアル	飲料水点検 防災設備点検 避難経路点検	プール施設・設備点検 水質検査		
			各教室、特別教室等の防火管理担当者による毎日の消防設備点検と閉鎖障害チェック、校内巡回指導				
学校安全に関する組織活動（研修含む）			学校安全衛生委員会(年３回)、PTA・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制				
			春の交通安全運動	職員防災研修	救急法講習会	AED講習会 安全点検	秋の交通安全運動

１０	１１	１２	１	２	３
体育祭を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
陸上大会の安全 体育祭練習や当日の安全	サッカー等の球技指導における安全	柔道等の武道における安全	バスケット等の球技指導における安全	マラソン大会	マット、跳び箱運動等の安全
・水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム等の実験で使用する薬品等の安全な使い方と点検・保管・廃棄、野外観察や野外での注意					
の安全な使い方　・写生や共同作品作製作時等の安全な設定					
・包丁、ピラー、調理バサミなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る　・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方					
換気　・材料の安全な取扱い 上での安全な作業 ど安全な接客					
識を高める					
不審者から自分を守る(防犯避難訓練)	「子供110番の家」の場所確認	冬休みの過ごし方	犯罪から身を守る携帯電話の使い方	暖房器具の近くの安全な過ごし方	春休みの過ごし方
交通安全指導(警察署)	交通機関の利用とマナー	自転車に関する基本的な交通法規を知る	交差点の危険について	雪の日の交通安全	踏切事故等鉄道での安全
抜き打ち避難訓練(地震・津波)の大切さ	避難訓練（地震・津波） 起震車訓練、避難経路の確認、ドア開放	避難訓練(火災) 避難経路の確認、火元を回避して避難	抜き打ち避難訓練(地震から火災へ) あわてない、放送をよく聞いて行動・緊急地震速報の利用	避難訓練(火災) 暖房器具の安全な使い方、身の回りの安全確認	避難訓練(地震) 落下物、ガラス等の危険、出入り口の確保、避難所体験
し指導する					
体育祭 現場実習		校外学習		マラソン大会 スキー合宿	
休日を活用した部活動において安全に配慮した指導を行う					
健康観察	健康観察	健康観察 避難経路確認	健康観察 冬期休業中の安全	健康観察 避難経路確認	健康観察 春期休業中の安全
防災設備点検	暖房器具の設備点検	室内有害物質検査 避難経路点検	照度検査	避難経路点検	
不審者対応訓練		安全点検	防災に関する研修		安全点検 校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

学校安全に関する基本的指導事項

（東京都教育委員会「安全教育プログラム」より抜粋）

1　生活安全

区分	目　標	内　容
登下校時の安全	登下校時に遭遇する犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	① 友達と一緒に登下校すること。 ② 防犯ブザーを鳴らし、点検すること。 ③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。 ④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。
校内での安全	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。	① 自分の身の回りを整えること。 ② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。 ③ 道具や遊具などを大切にし、正しい使い方を知ること。 ④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。 ⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。 ⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。 ⑦ 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加すること。
家庭生活での安全	家庭で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。	① 家に帰って玄関を開ける前に注意することについて確認すること。 ② 留守番をするときの約束を確認すること。 ③ エレベーターに乗る前と乗るときの**「は・さ・み」**の約束を確認すること。 ④ 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ること。 ⑤ 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校へ連絡すること。
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動するとともに、安全・安心なまちづくりを目指すことができるようにする。	① 一人で行ってはいけない場所を確認すること。 ② 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく、見えにくい」場所を確認すること。 ③ **「いかのおすし」**の約束を確認すること。 ④ 「子供１１０番の家」の場所を確認すること。 ⑤ 夜間の外出で注意することを確認すること。 ⑥ 事件や事故に遭ったら必ず保護者、警察、学校に連絡すること。 ⑦ 地域の犯罪防止活動を知り、自分にできることを考え、実行すること。 ⑧ 山や海・川に行くときに注意することを確認すること。
スマートフォン・携帯電話等使用時の安全	スマートフォン・携帯電話等を使用するときの危険、ＳＮＳに関するトラブルやサイバー犯罪について理解し、安全に利用できるようにする。	① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めること。 ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定すること。 ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返すこと。 ④ 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしないこと。 ⑤ ながらスマホ・携帯電話の使用は危険なのでやめること。

【いかのおすし】
- いか … ついていかない
- の　… 車にのらない
- お　… おお声をだす
- す　… すぐにげる
- し　… しらせる

【は・さ・み】
- は … はいる前は周りをよく見て
- さ … さっと乗って、ボタンの前へ
- み … みんなで乗ろう、エレベーター

2　交通安全

区分	目　標	内　容
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路における様々な危険や交通法規について理解し、安全な歩行ができるようにする。	① 道路における交通法規と安全な歩行の仕方を確認すること。 ② 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。 ③ 交差点を横断する際の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。 ④ 青信号で横断歩道を渡る際は、すぐに渡らず左右の安全を確認すること。 ⑤ 雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認すること。 ⑥ 明るい服装や反射材の効果を知ること。 ⑦ 安全な集団歩行の仕方を確認すること。 ⑧ 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ること。 ⑨ 幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えること。 ⑩ 公共交通機関の利用時に想定される危険について考えること。
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。	① 自転車の安全な利用の仕方を確認すること。 ② 雨天時や夜間の安全な走行の仕方を確認すること。 ③ 自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。 「自転車安全利用五則」 ④ 自転車の点検と整備をすること。 「ブタベルサハラ」、「ぶたはしゃべる」 ⑤ 加害事故の責任と自転車損害賠償保険等について知ること。 ⑥ 自転車乗用時のヘルメットの必要性について知ること。
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や走行ができるようにする。	① 車両事故の特徴を知り、安全な歩行や走行の仕方を確認すること。 ② ヘルメットやシートベルトの効果を知ること。 ③ 自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の二輪車・自動車の停止距離の違いなどを知ること。
交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。	① 地域の交通安全活動を知り、参加すること。 ② 交通事故が起こったときの通報や対応の仕方を知ること。 ③ 応急手当の仕方を確認すること。 ④ 自分たちにできる交通安全活動を考え実行すること。

自転車の点検・整備のポイント

【ブタベルサハラ】
- ブ　… ブレーキ
- タ　… タイヤ
- ベル … ベル
- サ　… サドル
- ハ　… ハンドル
- ラ　… ライト

【ぶたはしゃべる】
- ブ　… ブレーキ
- タ　… タイヤ
- ハ　… ハンドル
- シャ … 車体
- ベル … ベル

自転車安全利用五則
1　自転車は、車道が原則、歩道は例外
2　車道は左側を通行
3　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4　安全ルールの遵守
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5　自転車乗車時はヘルメットを着用

※傘を差したり、スマートフォン・携帯電話を使用したりしながらの運転の禁止
※ヘッドホンやイヤホンを付けたままの運転の禁止

資料

3　災害安全

区分	目　標	内　容
火災時の安全	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	①　**「おかしも」**の約束や、避難経路、避難場所を確認すること。 ②　火災の原因と危険について知ること。 ③　火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認すること。 ④　初期消火の方法を確認すること。
地震災害時の安全	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。	①　緊急地震速報の利用の心得を確認すること。 **「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」** ②　地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認すること。 ③　集団で避難するときの**「おかしも」**の約束を確認すること。 ④　避難経路、避難場所を確認すること。 ⑤　家庭での地震の備えについて考えること。
火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	①　安全な避難場所と避難の仕方を確認すること。 ②　火山活動による危険を知ること。
気象災害時の安全	風水害、雪害の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	①　風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認すること。 ②　落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること。 ③　竜巻発生時の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。 ④　降雪時の安全な登下校の仕方を確認すること。 ⑤　落雪が起こるしくみや雪害の影響について知ること。 ⑥　特別警報等、気象災害に関する情報について知り、活用すること。
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。	①　原子力災害による放射線放出と安全対策について知ること。 ②　放射線の身体への影響について知ること。
避難所の役割と貢献	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、自分にできることを実行できるようにする。	①　避難所の役割を知ること。 ②　避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。 ③　災害ボランティア活動に積極的に参加すること。 ④　避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知ること。
災害への備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、避難訓練・防災訓練等の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。	①　地域の避難訓練・防災訓練に積極的に参加すること。 ②　家庭での連絡方法を家族と相談し、決めること。 ③　家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。 ④　応急手当の仕方を確認すること。 ⑤　消防・警察・自治体等の公助の役割を理解すること。 ⑥　消防団や自主防災組織の役割について知ること。

【おかしも】

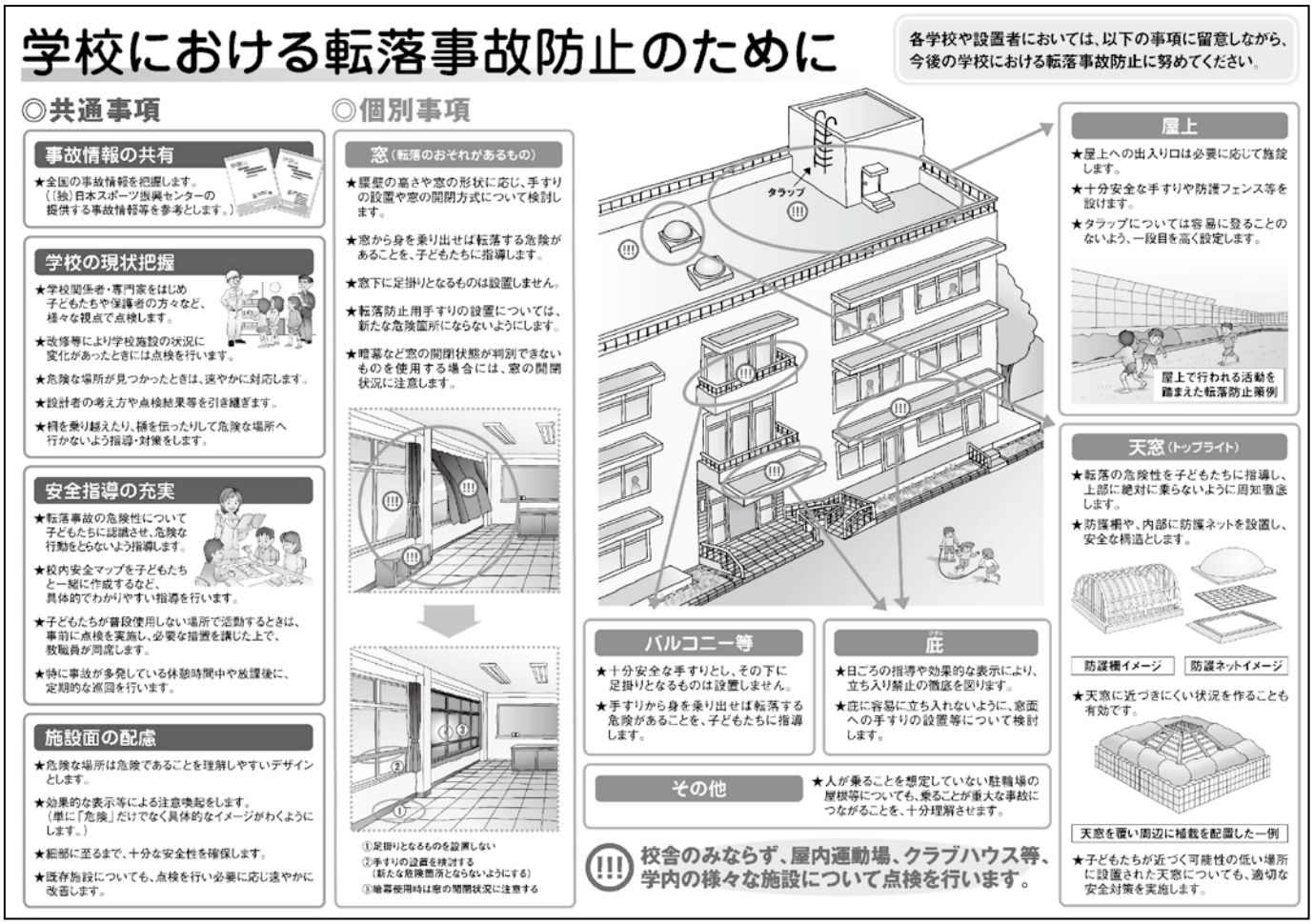
お … おさない　　か … かけない　　し … しゃべらない　　も … もどらない

学校行事における安全上の配慮事項

区　分	配　慮　事　項
儀式的行事 入学式 始業式 終業式 離着任式 終了式 卒業式 記念式典	1　児童生徒の発達の段階を考慮した時間や内容で計画を作成する。 2　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3　会場の通風、換気などの環境衛生に対処する。 4　会場の設備の安全を事前に確認する。 5　事故発生の場合の処理や連絡方法等救急体制を確立する。 6　非常災害発生時における安全対策を確立する。
学芸的行事 学習発表会 文化祭 音楽鑑賞会 演劇鑑賞会 映画鑑賞会	1　計画段階で時期、時間、内容と場所の適正等、安全上の対応をする。 2　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3　児童生徒の係活動の安全を確認する。 4　鑑賞態度の事前指導を徹底する。 5　文化祭等で火気を取り扱う場合、防災などの安全を確認する。 6　食べ物を扱う場合、保健所等に連絡をとり、衛生管理に留意する。 7　事故発生の場合の処理や連絡方法等救急体制を確立する。
健康安全・ **体育的行事** 避難訓練 防災訓練 防犯訓練	1　職員の役割分担や指揮系統を明確にする。 2　火災、地震、風水害など災害に適した安全行動がとれるよう訓練する。 3　児童生徒の避難経路、誘導組織などを具体的に示す。 4　避難場所は火災、地震などあらゆる場合を想定する。 5　救急体制や消防署との連絡など密接にしておく。 6　緊急事態時に危険を回避する基本的な行動がとれるよう訓練する。 7　場面の設定等で、児童生徒の恐怖心をあおりすぎないよう留意する。
交通安全教室 防犯教室	1　指導計画は、児童生徒の知識や技能など実態に即して作成する。 2　使用する場所や用具等の安全に留意する。 3　歩行練習や自転車等の安全な乗り方について指導を徹底する。 4　警察署等、関係機関と十分連携を図りながら指導を行う。
健康診断	1　検査場の配置や、順路についての安全を考慮する。 2　職員の役割分担を適切にする。 3　実施中の児童生徒の行動観察が十分行き届き、危険と思われる行動に対し、随時適切な指導をする。
校内競技会 球技大会 運動会 体育祭	1　指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成し、実施上のきまりを徹底し、守らせる。 2　健康診断や健康相談等を実施し､児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4　参加児童生徒の人数の確認をし、常に全体を掌握する。 5　児童生徒の行動観察が十分に行き届き、危険と思われる行動に対し随時適切な指導が行えるように対処する。 6　種目の練習、用具の取り扱いなど、安全に考慮する。 7　施設、用具等の構造、配置、保管について安全に十分留意する。 8　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
マラソン大会 駅伝大会	1　指導計画（運動内容、距離、時間等）は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2　健康診断や健康相談等を実施し､児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4　参加児童生徒の人数の確認をし、常に全体を掌握する。 5　気温や風雨など、天候状態にも十分気をつける。 6　コースや場所に危険な箇所や物などないようにする。 7　監視者を適切に配置する。 8　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。

区　分	配　慮　事　項
対外競技会	1　大会の開催方法や競技会への参加の仕方に無理のない日程で計画する。 2　出場者の健康状態を事前に十分把握する。 3　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4　会場への往復について、安全指導を徹底する。 5　出場者に勝敗や試合回数などで、過度の心理的、身体的要求をしないよう配慮する。 6　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
水泳大会	1　指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 実旋のきまりを徹底し、守らせる。 2　健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4　参加児童生徒の人数を確認し、監視人を適切に配置するなどして常に全体を掌握する。 5　水温、気温、水質、水量等環境条件に配慮する。 6　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
登山 スキー スケート	1　指導計画は、児童生徒の発進の段階を考慮して無理なく作成する。 2　参加する児童生徒の健康状態を事前に十分把握する。 3　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4　参加児童生徒の人数を確認し、全体を掌握する。 5　指導の過程で、けがの予防など健康安全に対する配慮をする。 6　使用施設、場所、コースの事前調査によって危険箇所を明確にする。 7　雪や氷の状態、天候による変化を考えて、危険防止の配慮をする。 8　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。 9　引率教職員の数は、必要にして十分なものとするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるように配慮すること。
野外活動、 キャンプ 林間学校 自然教室 体験学習	1　指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2　参加する児童生徒の健康状態を十分に把握する。 3　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に配慮する。 4　利用施設、場所、用具について事前に十分検討し、安全を確認する。 5　雨天時など天候によって計画が臨機応変に変更できるよう配慮する。 6　危険箇所への行動規制や集団生活のルールについて十分な指導をする. 7　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
臨海学校	1　指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2　参加する児童生徒の人数を確認し、健康状態を事前に十分把握する。 3　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4　使用施設、場所等について、事前調査で安全を確認する。 5　気温や潮の流れ、満干や天候状態にも十分留意する。 6　危険箇所への行動規制やルールについて十分な指導をする。 7　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 8　引率者や指導者の注意が全員に行き届く程度の人数で指導するとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるように配慮すること。
遠足（旅行） **集団宿泊的行事** 修学旅行 遠足	1　指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2　保護者と連絡をとり、事前に健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3　参加児童生徒の人数を確認し、常に全体を掌握する。 4　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 5　宿泊が計画されている場合、睡眠時間を十分確保する。 6　班（グループ）の構成について、人数・性別・身体条件等に留意し、係の分担等についても十分考慮する。 7　見学場所・経路・交通機関等について、事前に十分調査検討し、安全の確認をする。 8　関係機関へ旅館や見学地等の衛生状態の調査について協力を求める。 9　見学（目的）地の救急医療機関を事前に調査し、連絡をとる。 10　事故発生の場合の救急体制について引率職員の役割分担を適切にする。 11　宿泊施設の状況を調べ、非常災害発生時における安全対策を確立する。 12　車（船）の中の万一の事故に備えて、避難の方法を検討する。 13　救急用品の準備は、十分にする。

	14　班別（自主的）行動については、事前に十分コース等を検討し、無理のない計画を立てさせる。 15　班別（自主的）行動中の事故発生の場合の処理や連絡方法について、事前に指導し徹底する。 16　旅行中の健康状態について、常に的確に把握する。 17　引率教職員の数は、必要にして十分なものとするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるように配慮すること。
勤労生産・ 奉仕的行事	1　指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2　心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3　参加児童生徒の人数を確認し、常に全体を掌握する。 4　作業上、過労や精神的負担を感じさせないようにする。 5　児童生徒に作業上必要な安全に関する指導を行う。 6　使用する施設、用具、場所について実地検証などを事前に十分行い、安全を確認する。 7　活動時の気象状況の変化に対応できるようにする。 8　事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 9　非常災害発生時における安全対策を確立する。



安全点検実施要領（例）

1　安全点検の目的

学校環境の危険な状態の有無について点検し、危険箇所を早期に発見し整備することにより、児童生徒等の事故災害の防止を図る。

2　安全点検の時期

（1）　月例の安全点検日は、毎月 10 日とする。（学期ごとに行う定期の安全点検は、その学期の始めの 10 日とする。また、10 日が日曜・祝祭日の場合は 11 日とする）

（2）　その他、日常点検に加えて、必要に応じて臨時の安全点検日を設ける。

3　安全点検者

（1）　定期及び月例の安全点検は、学校の教職員全員により、点検者の負担軽減と点検の確実性を守るために場所別に、点検グループを編成して組織的に行う。なお、分担箇所は、各学期ごとに交替する。また、必要に応じて専門業者等に依頼する。

（2）　臨時の安全点検は、学校行事の前後や災害時にその都度必要に応じて関係職員を中心に行う。

（3）　日常の安全点検は、学校担任、教科担任が中心となって行うが、児童生徒等の安全に対する関心を一層高めるために、児童生徒の安全委員会も参加させる。

4　安全点検の方法

（1）　安全点検実施にあたっては、点検項目を明確にした安全点検表に点検結果を記入する。

（2）　結果の判定は、A、B、C で行う。（A は良好、B は校内の管理活動で措置可能、C は、校内の管理活動で措置不可能）

（3）　点検の実施にあたっては、形式に流れることなく、児童生徒等の目の高さや行動の特徴等に十分配慮しながら、さわったり、動かしてみたり、負荷をかけたりしてその都度新鮮な気持ちで確実に行う。

5　安全点検場所及び安全点検項目　　（略）

6　安全点検の事後措置

（1）　安全点検表の処理については、「安全点検集計表」により集計し、全体を把握する。この場合、関係各係の連携によって、全教職員が確認できるようにする。

（2）　安全点検の結果発見された危険箇所については、学校内で処理できるものは、速やかに処理し、その旨を点検表に明記する。学校内で処理できないものについては、校長の指示に基づいて専門業者等に処理を依頼する。

（3）　事後措置の内容としては、

○危険物の除去（小石、ガラス片、不要なくぎ等）

○修理または取り替え

○使用禁止

○使用上の注意や指示の明示

安全点検表の一例

① 教室等の安全点検表

場所　　○年○組教室　　点検実施日　　平成　　年　　月　　日
点検者

	点　検　の　観　点	点検の結果（○・×）	不良箇所とその程度
1	床板の異常、移動、破損はないか		
2	机・いすの破損はないか		
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障はないか		
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか		
5	窓下に足掛かりになるものはないか		
6	カーテン、カーテンレールに損傷はないか		
7	照明器具、スクリーン、時計、スピーカーなどが落ちそうになっていないか		
8	戸棚、ロッカーなどの転倒、移動の危険はないか		
9	戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか		
10	柱や内壁に剥離、亀裂はないか		
11	天井の破損、雨漏りはないか		
12	防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか		
13	階段や踊り場に、物が放置されていないか		
14			
	＊点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		
※「目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。			

② プールの安全点検表

場所　　プール　　点検実施日　　平成　　年　　月　　日
点検者

	点　検　の　観　点	点検の結果（○・×）	不良箇所とその程度
1	プール周りの柵やブロック塀の破損や腐食はないか		
2	出入口に損傷がなく、使用時以外は施錠されているか		
3	プールの附属施設の破損、異常はないか		
4	プール及びプールサイドの床に破損や滑りやすさはないか		
5	コースロープや止め金の破損はないか		
6	排（環）水口の蓋がネジ・ボルト等で固定されているか		
7	プールに危険物、異物が混入していないか		
8	プールサイドに危険なものは放置されていないか		
9	水量は適切に管理されているか		
10	消毒剤等の保管は適切になされているか		
11	救助用具、救急薬品の点検整備がなされているか		
12			
13			
14			
	＊点検の観点については、「学校環境衛生管理マニュアル［平成 30 年度改訂版］」（文部科学省）を参考にするなど、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う ＊「学校における水泳プールの保健衛生管理（平成 28 年度改訂）」（公益財団法人日本学校保健会）		
※「目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。			

③ 運動場・校地の安全点検表

場所　　運動場・校地　　点検実施日　　平成　　年　　月　　日
点検者

	点　検　の　観　点	点検の結果（○・×）	不良箇所とその程度
1	石、ガラス片、凹凸などによる危険はないか		
2	排水口や側溝につまりはないか		
3	水飲み場、足洗い場の破損はないか		
4	サッカーゴールは固定されているか		
5	サッカーゴールの溶接部分に破損はないか		
6	バックネットに破損、腐食はないか 転倒の恐れはないか		
7	掲揚塔等の腐食や転倒のおそれはないか		
8	樹木に邪魔な枝はないか		
9	校門、塀や柵に破損、ひび、腐食はないか		
10	訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損はないか		
11	登下校時以外は校門が閉められているか（校門が閉鎖できる場合）		
12	防犯カメラ、インターホンは正しく作動しているか		
13	死角の原因となる立木等の障害物はないか		
14			
	＊点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		
※「目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。			

④遊具等の安全点検表

場所　　運動場の遊具　　点検実施日　　平成　　年　　月　　日
点検者

点　検　の　観　点	点検の結果（○・×）	不良箇所とその程度
1 ブランコ		
・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
・着座部の破損、金具の摩耗・緩みはないか		
・吊り金具、チェーンの破損・摩耗はないか		
2 すべり台		
・支柱、登行部、落下防止柵などのぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
・滑降面に突起物などはないか		
・ひも等が引っ掛かりやすい隙間等はないか		
3 ジャングルジム		
・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
4		
＊点検の観点については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成 20 年 8 月国土交通省）を参考にするなど、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		
※「目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。		

⑤安全点検集計表

月　定期安全点検集計表			校長	教頭	事務担当	安全主任
場所	点検者	不良箇所とその程度	改善措置の状況			
1－2教室	○○	後ろの扉の戸が開きづらい	○月○日済　車輪部注油			
2－1教室	○○	テレビ用固定ベルトのプラスチックバックルの破損	○月○日済　ベルト交換			
3－2教室	○○	窓の転落防止手すりにがたつき	○月○日業者に連絡（○月○日修理済） 「危険」と表示し、窓を開けないよう指導			
中央階段	○○	2階～3階　雨漏りあり	○月○日　教育委員会に報告 修復まで雨天時ロープを張り立入禁止			
運動場の遊具	○○	ブランコの座板にささくれ	○月○日業者に連絡（○月○日修理済） 修理まで取り外し			
運動場の遊具	○○	ジャングルジムの上空に樹木の枝が伸びている	○月○日済　枝を切る			
運動場	○○	サッカーゴールの固定具（杭）の緩み	○月○日済　杭の打ち直し			

【学校保健安全法（抄）】

第一章　総　則

（目的）

第一条　この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2　この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3　地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第三章　学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条　学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章　雑則

（学校の設置者の事務の委任）

第三十一条　学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

（専修学校の保健管理等）

第三十二条　専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2　専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3　第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

【学校保健安全法施行規則（抄）】

第六章　安全点検等

（安全点検）

第二十八条　法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2　学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条　学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第七章　雑則

（専修学校）

第三十条　第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条（同条第六項については、大学に関する部分に限る。）、第八条、第九条（同条第一項については、学生に関する部分に限る。）、第十条、第十一条（大学に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内に」と、第七条第八項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2　第二十二条の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

【幼稚園教育要領（抄）】

第１章　総　則

第１　幼稚園教育の基本

幼児期の教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり，幼稚園教育は，学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため，幼児期の特性を踏まえ，環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は，幼児との信頼関係を十分に築き，幼児が身近な環境に主体的に関わり，環境との関わり方や意味に気付き，これらを取り込もうとして，試行錯誤したり，考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし，幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ，次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

1　幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して，幼児の主体的な活動を促し，幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

2　幼児の自発的な活動としての遊びは，心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して，遊びを通しての指導を中心として第２章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

3　幼児の発達は，心身の諸側面が相互に関連し合い，多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること，また，幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して，幼児一人一人の特性に応じ，発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際，教師は，幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき，計画的に環境を構成しなければならない。この場合において，教師は，幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ，教材を工夫し，物的・空間的環境を構成しなければならない。また，幼児一人一人の活動の場面に応じて，様々な役割を果たし，その活動を豊かにしなければならない。

第３　教育課程の役割と編成等

4　教育課程の編成上の留意事項

教育課程の編成に当たっては，次の事項に留意するものとする。

(3)　幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう，教職員による協力体制の下，幼児の主体的な活動を大切にしつつ，園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

第２章　ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て，自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1　ねらい

(1)　明るく伸び伸びと行動し，充実感を味わう。

(2)　自分の体を十分に動かし，進んで運動しようとする。

(3)　健康，安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け，見通しをもって行動する。

2　内容

(1)　先生や友達と触れ合い，安定感をもって行動する。

(2)　いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。

(3)　進んで戸外で遊ぶ。

(4)　様々な活動に親しみ，楽しんで取り組む。

(5)　先生や友達と食べることを楽しみ，食べ物への興味や関心をもつ。

(6)　健康な生活のリズムを身に付ける。

(7)　身の回りを清潔にし，衣服の着脱，食事，排泄などの生活に必要な活動を自分でする。

(8)　幼稚園における生活の仕方を知り，自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。

(9)　自分の健康に関心をもち，病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

(10)　危険な場所，危険な遊び方，災害時などの行動の仕方が分かり，安全に気を付けて行動する。

3　内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては，次の事項に留意する必要がある。

(1)　心と体の健康は，相互に密接な関連があるものであることを踏まえ，幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として，しなやかな心と体の発達を促すこと。特に，十分に体を動かす気持ちよさを体験し，自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

(2)　様々な遊びの中で，幼児が興味や関心，能力に応じて全身を使って活動することにより，体を動かす楽しさを味わい，自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際，多様な動きを経験する中で，体の動きを調整するようにすること。

(3)　自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより，体の諸機能の発達が促されることに留意し，幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際，幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。

(4)　健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ，幼児の食生活の実情に配慮し，和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり，様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし，食の大切さに気付き，進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5)　基本的な生活習慣の形成に当たっては，家庭での生活経験に配慮し，幼児の自立心を育て，幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で，生活に必要な習慣を身に付け，次第に見通しをもって行動できるようにすること。

(6)　安全に関する指導に当たっては，情緒の安定を図り，遊びを通して安全についての構えを身に付け，危険な場所や事物などが分かり，安全についての理解を深めるようにすること。また，交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに，避難訓練などを通して，災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は，小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち，主各学校におかれては，それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で，本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則

第２の２
(2) 各学校においては，児童や学校，地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し，豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成す編成を図るものとする。

総則

第１
２
(3) 学校における体育・健康に関する指導を，児童の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第５　学校運営上の留意事項
１　教育課程の改善と学校評価等
イ　教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第６　道徳教育に関する配慮事項
道徳教育を進めるに当たっては，道徳教育の特質を踏まえ，前項までに示す事項に加え，次の事項に配慮するものとする。
３　学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，集団宿泊活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，児童の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

体育科

〔第５学年及び第６学年〕
A　体つくり運動
(3) 運動に積極的に取り組み，約束を守り助け合って運動をしたり，仲間の考えや取組を認めたり，場や用具の安全に気を配ったりすること。
※「B　器械運動」，「C　陸上運動」，「D　水泳運動」，「Eボール運動」，「F　表現運動」及び第１学年及び第２学年，第３学年及び第４学年の同領域においても同様に記載。

D　水泳運動
水泳運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい，その行い方を理解するとともに，その技能を身に付けること。
ウ　安全確保につながる運動では，背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。

G　保健
(2) けがの防止について，課題を見付け，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　けがの防止に関する次の事項を理解するとともに，けがなどの簡単な手当をすること。
(ｱ) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には，周囲の危険に気付くこと，的確な判断の下に安全に行動すること，環境を安全に整えることが必要であること。
(ｲ) けがなどの簡単な手当は，速やかに行う必要があること。
イ　けがを防止するために，危険の予測や回避の方法を考え，それらを表現すること。

家庭科

〔第５学年及び第６学年〕
B　衣食住の生活
次の (1) から (6) までの項目について，課題をもって，健康・快適・安全で豊かな食生活，衣生活，住生活に向けて考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(2) 調理の基礎
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｱ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱用調理器具の安全な取扱いについて理解し，適切に使用できること。
(6) 快適な住まい方
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｱ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し，適切にできること。
イ　季節の変化に合わせた住まい方，整理・整頓や清掃の仕方を考え，快適な住まい方を工夫すること。

第３
３
(1) 施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，熱源や用具，機械などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底すること。
(2) 服装を整え，衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこと。
(3) 調理に用いる食品については，生の魚や肉は扱わないなど，安全・衛生に留意すること。また，食物アレルギーについても配慮すること。

特別活動

〔学級活動〕
(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
ウ　心身ともに健康で安全な生活態度の形成
現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや，事件や事故，災害等から身を守り安全に行動すること。
〔学校行事〕
(3) 健康安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進，事件や事故，災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するようにすること。

特別の教科　道徳

〔第１学年及び第２学年〕
A　主として自分自身に関すること
[節度，節制]
健康や安全に気を付け，物や金銭を大切にし，身の回りを整え，わがままをしないで，規則正しい生活をすること。
D　主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること
[生命の尊さ]
生きることのすばらしさを知り，生命を大切にすること。

〔第３学年及び第４学年〕
A　主として自分自身に関すること
[節度，節制]
自分でできることは自分でやり，安全に気を付け，よく考えて行動し，節度のある生活をすること。
D　主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること
[生命の尊さ]
生命の尊さを知り，生命あるものを大切にすること。

〔第５学年及び第６学年〕
A　主として自分自身に関すること
[節度，節制]
安全に気を付けることや，生活習慣の大切さについて理解し，自分の生活を見直し，節度を守り節制に心掛けること。
D　主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること
[生命の尊さ]
生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し，生命を尊重すること。

総合的な学習の時間

３
(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については，学校の実態に応じて，例えば，国際理解，情報，環境，福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題，児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

資料

小学校

要なものを抜粋し，通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた諸課題に対応して求められる資質・能力を，教科等横断的な視点で育成していくことができるよう，各学校の特色を生かした教育課程の

理科

〔第４学年〕
B　生命・地球
(3)　雨水の行方と地面の様子
　雨水の行方と地面の様子について，流れ方やしみ込み方に着目して，それらと地面の傾きや土の粒の大きさとを関係付けて調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。
　(ｱ)　水は，高い場所から低い場所へと流れて集まること。
イ　雨水の行方と地面の様子について追究する中で，既習の内容や生活経験を基に，雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について，根拠のある予想や仮説を発想し，表現すること。

〔第５学年〕
B　生命・地球
(3)　流れる水の働きと土地の変化
　流れる水の働きと土地の変化について，水の速さや量に着目して，それらの条件を制御しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。
　(ｱ)　雨の降り方によって，流れる水の速さや量は変わり，増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。［※自然災害についても触れること。］
イ　流れる水の働きについて追究する中で，流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に，解決の方法を発想し，表現すること。
(4)　天気の変化
　天気の変化の仕方について，雲の様子を観測したり，映像などの気象情報を活用したりする中で，雲の量や動きに着目して，それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。
　(ｲ)　天気の変化は，映像などの気象情報を用いて予想できること。
　［※台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。］
イ　天気の変化の仕方について追究する中で，天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に，解決の方法を発想し，表現すること。

〔第６学年〕
B　生命・地球
(4)　土地のつくりと変化
　土地のつくりと変化について，土地やその中に含まれる物に着目して，土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。
　(ｳ)　土地は，火山の噴火や地震によって変化すること。［※自然災害についても触れること。］
イ　土地のつくりと変化について追究する中で，土地のつくりやでき方について，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

第３
２
(4)　天気，川，土地などの指導に当たっては，災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。

社会科

〔第３学年〕
(3)　地域の安全を守る働きについて，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ)　消防署や警察署などの関係機関は，地域の安全を守るために，相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや，関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。
　［※火災と事故はいずれも取り上げること。その際，どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。］
　(ｲ)　見学・調査したり地図などの資料で調べたりして，まとめること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ)　施設・設備などの配置，緊急時への備えや対応などに着目して，関係機関や地域の人々の諸活動を捉え，相互の関連や従事する人々の働きを考え，表現すること。
　［※社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに，地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。］

〔第４学年〕
(2)　人々の健康や生活環境を支える事業について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ)　飲料水，電気，ガスを供給する事業は，安全で安定的に供給できるよう進められていることや，地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。
(3)　自然災害から人々を守る活動について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ)　地域の関係機関や人々は，自然災害に対し，様々な協力をして対処してきたことや，今後想定される災害に対し，様々な備えをしていることを理解すること。
　［※地震災害，津波災害，風水害，火山災害，雪害などの中から，過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。「関係機関」については，県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ，防災情報の発信，避難体制の確保などの働き，自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。］
　(ｲ)　聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして，まとめること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ)　過去に発生した地域の自然災害，関係機関の協力などに着目して，災害から人々を守る活動を捉え，その働きを考え，表現すること。
　［※地域で起こり得る災害を想定し，日頃から必要な備えをするなど，自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。］

〔第５学年〕
(5)　我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ)　自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや，自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。
　［※地震災害，津波災害，風水害，火山災害，雪害などを取り上げること。］
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ)　災害の種類や発生の位置や時期，防災対策などに着目して，国土の自然災害の状況を捉え，自然条件との関連を考え，表現すること。

〔第６学年〕
３
(1)　内容の(1)については，次のとおり取り扱うものとする。
ウ　アの(ｲ)の「国や地方公共団体の政治」については，社会保障，自然災害からの復旧や復興，地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。

生活科

〔第１学年及び第２学年〕
〔学校，家庭及び地域の生活に関する内容〕
(1)　学校生活に関わる活動を通して，学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達，通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ，学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり，楽しく安心して遊びや生活をしたり，安全な登下校をしたりしようとする。
(3)　地域に関わる活動を通して，地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ，自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり，それらに親しみや愛着をもち，適切に接したり安全に生活したりしようとする。

〔身近な人々，社会及び自然と関わる活動に関する内容〕
(4)　公共物や公共施設を利用する活動を通して，それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ，身の回りにはみんなで使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに，それらを大切にし，安全に気を付けて正しく利用しようとする。

図画工作科

第３
３　造形活動で使用する材料や用具，活動場所については，安全な扱い方について指導する，事前に点検するなどして，事故防止に留意するものとする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）より抜粋

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は，中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち，主各学校におかれては，それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で，本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則

第２の２
(2) 各学校においては，生徒や学校，地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し，豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成す課程の編成を図るものとする。

総則

第１
２　学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，第３の１に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り，生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
(3) 学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第５　学校運営上の留意事項
１　教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等
イ　教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第６　道徳教育に関する配慮事項
道徳教育を進めるに当たっては，道徳教育の特質を踏まえ，前項までに示す事項に加え，次の事項に配慮するものとする。
３　学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

保健体育科

〔体育分野　第１学年及び第２学年〕
２　内容
A　体つくり運動
(3) 体つくり運動に積極的に取り組むとともに，仲間の学習を援助しようとすること，一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとすること，話合いに参加しようとすることなどや，健康・安全に気を配ること。
［※「B器械運動」，「C陸上競技」，「D水泳」，「E球技」，「F武道」，「Gダンス」においても同様に記載。
また，第３学年の同領域においては，「健康・安全を確保すること」と記載。］
H　体育理論
(2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について理解すること。
(ｱ) 運動やスポーツを行う際は，その特性や目的，発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど，健康・安全に留意する必要があること。
イ　運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について，自己の課題を発見し，よりよい解決に向けて思考し判断するとともに，他者に伝えること。
ウ　運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての学習に積極的に取り組むこと。

〔内容の取扱い〕
エ　「D水泳」の(1)の運動については，（略）。なお，学校や地域の実態に応じて，安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また，泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお，水泳の指導については，適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが，水泳の事故防止に関する心得については，必ず取り上げること。また，保健分野の応急手当との関連を図ること。
カ　「F武道」については，（略）。また，武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに，学習段階や個人差を踏まえ，段階的な指導を行うなど安全を十分に確保すること。
(3) 内容の「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては，（略）。また，第３学年の領域の選択に当たっては，安全を十分に確保した上で，生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮すること。その際，（略）。
(5) 集合，整頓，列の増減，方向変換などの行動の仕方を身に付け，能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については，内容の「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。

〔保健分野〕
(3) 傷害の防止について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　傷害の防止について理解を深めるとともに，応急手当をすること。
(ｱ) 交通事故や自然災害などによる傷害は，人的要因や環境要因などが関わって発生すること。
(ｲ) 交通事故などによる傷害の多くは，安全な行動，環境の改善によって防止できること。
(ｳ) 自然災害による傷害は，災害発生時だけでなく，二次災害によっても生じること。また，自然災害による傷害の多くは，災害に備えておくこと，安全に避難することによって防止できること。
(ｴ) 応急手当を適切に行うことによって，傷害の悪化を防止することができること。また，心肺蘇生法などを行うこと。
［※包帯法，止血法など傷害時の応急手当も取り扱い，実習を行うものとする。また，効果的な指導を行うため，水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。］
イ　傷害の防止について，危険の予測やその回避の方法を考え，それらを表現すること。

特別の教科　道徳

第２
A　主として自分自身に関すること
［節度，節制］
望ましい生活習慣を身に付け，心身の健康の増進を図り，節度を守り節制に心掛け，安全で調和のある生活をすること。
D　主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること
［生命の尊さ］
生命の尊さについて，その連続性や有限性なども含めて理解し，かけがえのない生命を尊重すること。

資料

中学校

要なものを抜粋し，通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を，教科等横断的な視点で育成していくことができるよう，各学校の特色を生かした教育

社会科

〔地理的分野〕
C　日本の様々な地域
(1) 地域調査の手法
［※地域調査に当たっては，対象地域は学校周辺とし，主題は学校所在地の事情を踏まえて，防災，人口の偏在，産業の変容，交通の発達などの事象から適切に設定し，観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお，学習の効果を高めることができる場合には，内容のCの (3) の中の学校所在地を含む地域の学習や，Cの (4) と結び付けて扱うことができること。］
場所などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ア) 観察や野外調査，文献調査を行う際の視点や方法，地理的なまとめ方の基礎を理解すること。
(イ) 地形図や主題図の読図，目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ア) 地域調査において，対象となる場所の特徴などに着目して，適切な主題や調査，まとめとなるように，調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し，表現すること。
(2) 日本の地域的特色と地域区分
次の①から④までの項目を取り上げ，分布や地域などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。
①　自然環境　　②　人口　　③　資源・エネルギーと産業
④　交通・通信
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ア) 日本の地形や気候の特色，海洋に囲まれた日本の国土の特色，自然災害と防災への取組などを基に，日本の自然環境に関する特色を理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ア) ①から④までの項目について，それぞれの地域区分を，地域の共通点や差異，分布などに着目して，多面的・多角的に考察し，表現すること。
(イ) 日本の地域的特色を，①から④までの項目に基づく地域区分などに着目して，それらを関連付けて多面的・多角的に考察し，表現すること。
(3) 日本の諸地域
次の①から⑤までの考察の仕方を基にして，空間的相互依存作用や地域などに着目して，主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して，以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。
①　自然環境を中核とした考察の仕方
②　人口や都市・村落を中核とした考察の仕方
③　産業を中核とした考察の仕方
④　交通や通信を中核とした考察の仕方
⑤　その他の事象を中核とした考察の仕方
ア　次のような知識を身に付けること。
(ア) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について，その地域的特色や地域の課題を理解すること。
(イ) ①から⑤までの考察の仕方で取り上げた特色ある事象と，それに関連する他の事象や，そこで生ずる課題を理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ア) 日本の諸地域において，それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を，地域の広がりや地域内の結び付き，人々の対応などに着目して，他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し，表現すること。
(4) 地域の在り方
［※取り上げる地域や課題については，各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような，適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。］
空間的相互依存作用や地域などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識を身に付けること。
(ア) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。
(イ) 地域的な課題の解決に向けて考察，構想したことを適切に説明，議論しまとめる手法について理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ア) 地域の在り方を，地域の結び付きや地域の変容，持続可能性などに着目し，そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。
3
(1) 内容のA，B及びCについては，この順序で取り扱うものとし，既習の学習成果を生かすこと。
(5) 内容のCについては，次のとおり取り扱うものとする。
ア　(1) については，次のとおり取り扱うものとする。

理科

〔第２分野〕
(2) 大地の成り立ちと変化
ア　大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事物・現象と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。
(ア) 身近な地形や地層，岩石の観察
㋐　身近な地形や地層，岩石の観察
身近な地形や地層，岩石などの観察を通して，土地の成り立ちや広がり，構成物などについて理解するとともに，観察器具の操作，記録の仕方などの技能を身に付けること。
(イ) 地層の重なりと過去の様子
㋐　地層の重なりと過去の様子
地層の様子やその構成物などから地層のでき方を考察し，重なり方や広がり方についての規則性を見いだして理解するとともに，地層とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定できることを理解すること。
(ウ) 火山と地震
㋐　火山活動と火成岩
火山の形，活動の様子及びその噴出物を調べ，それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに，火山岩と深成岩の観察を行い，それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。
［※「火山」については，粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については，粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については，代表的な岩石を扱うこと。また，代表的な造岩鉱物も扱うこと。］
㋑　地震の伝わり方と地球内部の働き
地震の体験や記録を基に，その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに，地震の原因を地球内部の働きと関連付けて理解し，地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。
［※地震の現象面を中心に扱い，初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また，「地球内部の働き」については，日本付近のプレートの動きを中心に扱い，地球規模でのプレートの動きにも触れること。その際，津波発生の仕組みについても触れること。］
(エ) 自然の恵みと火山災害・地震災害
㋐　自然の恵みと火山災害・地震災害
自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ，これらを火山活動や地震発生の仕組みと関連付けて理解すること。
［※「火山災害と地震災害」については，記録や資料などを用いて調べること。］
イ　大地の成り立ちと変化について，問題を見いだし見通しをもって観察，実験などを行い，地層の重なり方や広がり方の規則性，地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見いだして表現すること。
(4) 気象とその変化
ア　気象要素と天気の変化との関係に着目しながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。
(ア) 気象観測
㋐　気象要素
気象要素として，気温，湿度，気圧，風向などを理解すること。また，気圧を取り上げ，圧力についての実験を行い，圧力は力の大きさと面積に関係があることを見いだして理解するとともに，大気圧の実験を行い，その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。
㋑　気象観測
校庭などで気象観測を継続的に行い，その観測記録などに基づいて，気温，湿度，気圧，風向などの変化と天気との関係を見いだして理解するとともに，観測方法や記録の仕方を身に付けること。
(イ) 天気の変化
㋐　霧や雲の発生
霧や雲の発生についての観察，実験を行い，そのでき方を気圧，気温及び湿度の変化と関連付けて理解すること。
㋑　前線の通過と天気の変化
前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて，その変化を暖気，寒気と関連付けて理解すること。
(ウ) 日本の気象
㋐　日本の天気の特徴
天気図や気象衛星画像などから，日本の天気の特徴を気団と関連付けて理解すること。
㋑　大気の動きと海洋の影響
気象衛星画像や調査記録などから，日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けて理解すること。
(エ) 自然の恵みと気象災害
㋐　自然の恵みと気象災害
気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ，これらを天

資料

［自然愛護］
自然の崇高さを知り，自然環境を大切にすることの意義を理解し，進んで自然の愛護に努めること。

総合的な学習の時間

第２
３
(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については，学校の実態に応じて，例えば，国際理解，情報，環境，福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題，地域や学校の特色に応じた課題，生徒の興味・関心に基づく課題，職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

特別活動

〔学級活動〕
(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
エ　心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや，事件や事故，災害等から身を守り安全に行動すること。

〔学校行事〕
(3) 健康安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進，事件や事故，災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するようにすること。

〔技術分野〕
A　材料と加工の技術
(2) 生活や社会における問題を，材料と加工の技術によって解決する活動を通して，次の事項を身に付ける
ア　製作に必要な図をかき，安全・適切な製作や検査・点検等ができること。
B　生物育成の技術
(2) 生活や社会における問題を，生物育成の技術によって解決する活動を通して，次の事項を身に付けるこ
ア　安全・適切な栽培又は飼育，検査等ができること。
C　エネルギー変換の技術
(2) 生活や社会における問題を，エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して，次の事項を身に付
ア　安全・適切な製作，実装，点検及び調整等ができること。
［※内容の「Cエネルギー変換の技術」の (1) については，電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する
┌※各内容における (1) については，次のとおり取り扱うものとする。
└イ　イでは，社会からの要求，安全性，環境負荷や経済性などに着目し，技術が最適化されてきたこ
┌※各内容における (2) 及び内容の「D情報の技術」の (3) については，次のとおり取り扱うものとする。
└エ　製作・制作・育成場面で使用する工具・機器や材料等については，図画工作科等の学習経験を踏

〔家庭分野〕
B　衣食住の生活
次の (1) から (7) までの項目について，課題をもって，健康・快適・安全で豊かな食生活，衣生活，
(3) 日常食の調理と地域の食文化
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し，適切にできること。
(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作
ア　製作する物に適した材料や縫い方について理解し，用具を安全に取り扱い，製作が適切にできるこ
(6) 住居の機能と安全な住まい方
ア　次のような知識を身に付けること。
(イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。
イ　家族の安全を考えた住空間の整え方について考え，工夫すること。
┌※内容の「B衣食住の生活」については，次のとおり取り扱うものとする。
│ク　(6) のアについては，簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また，ア及びイについては，
└　いても扱うこと。

第３
３　実習の指導に当たっては，施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用
家庭分野においては，幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について，事故の防止策及び事故発生
ものとする。

(ｱ) 地域調査に当たっては，対象地域は学校周辺とし，主題は学校所在地の事情を踏まえて，防災，人口の偏在，産業の変容，交通の発達などの事象から適切に設定し，観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお，学習の効果を高めることができる場合には，内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や，Cの(4)と結び付けて扱うことができること。
(ｲ) 様々な資料を的確に読み取ったり，地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また，課題の追究に当たり，例えば，防災に関わり危険を予測したり，人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には，縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い，その活用の技能を高めるようにすること。
ウ (3)については，次のとおり取り扱うものとする。
(ｳ) 地域の考察に当たっては，そこに暮らす人々の生活・文化，地域の伝統や歴史的な背景，地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。

〔公民的分野〕
A　私たちと現代社会
(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色
位置や空間的な広がり，推移や変化などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識を身に付けること。
(ｱ) 現代日本の特色として少子高齢化，情報化，グローバル化などが見られることについて理解すること。
［※「情報化」については，人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと関連付けたり，災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすること。］
B　私たちと経済
(2) 国民の生活と政府の役割
対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識を身に付けること。
(ｱ) 社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護について，それらの意義を理解すること。
D　私たちと国際社会の諸課題
(1) 世界平和と人類の福祉の増大
対立と合意，効率と公正，協調，持続可能性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ｱ) 日本国憲法の平和主義を基に，我が国の安全と防衛，国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。
［※「気象災害」については，記録や資料などを用いて調べること。］
イ　気象とその変化について，見通しをもって解決する方法を立案して観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈し，天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。
(7) 自然と人間
自然環境を調べる観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，自然環境を調べる観察，実験などに関する技能を身に付けること。
(ｱ) 生物と環境
㋐ 地域の自然災害
地域の自然災害について，総合的に調べ，自然と人間との関わり方について認識すること。
イ　身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察，実験などを行い，自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について，科学的に考察して判断すること。
［※地域の自然災害を調べたり，記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。］

第３
３　観察，実験，野外観察の指導に当たっては，特に事故防止に十分留意するとともに，使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

美術科

第３
３　事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

技術・家庭科

ことができるよう指導する。

とができるよう指導する。

けることができるよう指導する。

製品やシステムの安全な使用についても扱うものとする。］

とに気付かせること。］

まえるとともに，安全や健康に十分に配慮して選択すること。］

住生活に向けて考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

と。

内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び（3）との関連を図ること。さらに，アの(ｲ)及びイについては，自然災害に備えた住空間の整え方につ］

具，材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。（略）
時の対応策等を綿密に計画するとともに，相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また，調理実習については，食物アレルギーにも配慮する

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）より抜粋

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、高等学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

「高等学校学習指導要領（抄）」

第１章　総　則

第１款　高等学校教育の基本と教育課程の役割

２　学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，第３款の１に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り，生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第６款　学校運営上の留意事項

１　教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等
イ　教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第７款　道徳教育に関する配慮事項

３　学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに，就業体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第２章　各学科に共通する各教科

第２節　地理歴史

第２款　各　科　目

第１　地理総合
２　内　容
C　持続可能な地域づくりと私たち
(1) 自然環境と防災
人間と自然環境との相互依存関係や地域などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｱ)我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に，地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに，自然災害の規模や頻度，地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。
(ｲ)様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について，その情報を収集し，読み取り，まとめる地理的技能を身に付けること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ｱ)地域性を踏まえた防災について，自然及び社会的条件との関わり，地域の共通点や差異，持続可能な地域づくりなどに着目して，主題を設定し，自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し，表現すること。

３　内容の取扱い
(2) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとすること。
ウ　内容のCについては，次のとおり取り扱うものとすること。
(ｱ) (1)については，次のとおり取り扱うこと。
日本は変化に富んだ地形や気候をもち，様々な自然災害が多発することから，早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを，具体例を通して取り扱うこと。その際，地形図やハザードマップなどの主題図の読図など，日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けるとともに，防災意識を高めるよう工夫すること。
「我が国をはじめ世界で見られる自然災害」及び「生徒の生活圏で見られる自然災害」については，それぞれ地震災害や津波災害，風水害，火山災害などの中から，適切な事例を取り上げること。

第２　地理探究
２　内　容
A　現代世界の系統地理的考察
(1) 自然環境
場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識を身に付けること。
(ｱ)地形，気候，生態系などに関わる諸事象を基に，それらの事象の空間的な規則性，傾向性や，地球環境問題の現状や要因，解決に向けた取組などについて理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ｱ)地形，気候，生態系などに関わる諸事象について，場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して，主題を設定し，それらの事象の空間的な規則性，傾向性や，関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し，表現すること。

３　内容の取扱い
(2) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。
ア　内容のAについては，次のとおり取り扱うものとすること。
分析，考察の過程を重視し，現代世界を系統地理的に捉える視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。
(ｱ) (1)については，次のとおり取り扱うこと。
ここで取り上げる自然環境については，「地理総合」の内容のCの(1)の自然環境と防災における学習を踏まえた取扱いに留意すること。

第３節　公　民

第２款　各　科　目

第１　公　共
２　内　容
B　自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｴ)現実社会の諸課題に関わる諸資料から，自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し，読み取り，まとめる技能を身に付けること。
３　内容の取扱い
(3) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。
カ　内容のBについては，次のとおり取り扱うものとすること。
(ｷ)アの(ｴ)については，(ｱ)から(ｳ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い，情報に関する責任や，利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して，情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際，防災情報の受信，発信などにも触れること。

第３　政治・経済
２　内　容
A　現代日本における政治・経済の諸課題
(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究
社会的な見方・考え方を総合的に働かせ，他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる現代日本社会の諸課題を探究する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，地域社会の自立と政府，多様な働き方・生き方を可能にする社会，産業構造の変化と起業，歳入・歳出両面での財政健全化，食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現，防災と安全・安心な社会の実現などについて，取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察，構想し，よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明，論述すること。

第５節　理　科

第２款　各　科　目

第１　科学と人間生活
２　内　容
(2) 人間生活の中の科学
身近な自然の事物・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ，それらについての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　光や熱の科学，物質の科学，生命の科学，宇宙や地球の科学と人間生活との関わりについて認識を深めるとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。
(ｴ)宇宙や地球の科学
㋑自然景観と自然災害
自然景観と自然災害に関する観察，実験などを行い，身近な自然景観の成り立ちと自然災害について，人間生活と関連付けて理解すること。
イ　光や熱の科学，物質の科学，生命の科学，宇宙や地球の科学について，問題を見いだし見通しをもって観察，実験などを行い，人間生活と関連付けて，科学的に考察し表現すること。
３　内容の取扱い
(ｴ)の㋑については，地域の自然景観とその変化，自然災害を地域の地質や地形，気候などの特性や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて扱うこと。「身近な自然景観の成り立ち」については，身近な地域の自然景観が長い時間の中で変化してできたことを扱うこと。「自然災害」については，流水の作用や土石流などの作用，地震や火山活動によって発生する災害を扱うこと。また，防災にも触れること。

第８　地学基礎
２　内　容
(1) 地球のすがた
地球のすがたについての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　地球のすがたについて，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。
(ｲ)活動する地球
㋑火山活動と地震
火山活動や地震に関する資料に基づいて，火山活動と地震の発生の仕組みをプレートの運動と関連付けて理解すること。
(ｳ)大気と海洋
㋐地球の熱収支
気圧や気温の鉛直方向の変化などについての資料に基づいて，大気の

資料

構造の特徴を見いだして理解するとともに，太陽放射の受熱量と地球放射の放熱量がつり合っていることを理解すること。
イ　地球のすがたについて，観察，実験などを通して探究し，惑星としての地球，活動する地球，大気と海洋について，規則性や関係性を見いだして表現すること。
(2) 変動する地球
変動する地球についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　変動する地球について，宇宙や太陽系の誕生から今日までの一連の時間の中で捉えながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。また，自然環境の保全の重要性について認識すること。
(ｲ)地球の環境
㋑日本の自然環境
日本の自然環境を理解し，それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。
イ　変動する地球について，観察，実験などを通して探究し，地球の変遷，地球の環境について，規則性や関係性を見いだして表現すること。

3　内容の取扱い
内容の(1)のアの(ｲ)の㋑の「火山活動」については，プレートの発散境界と収束境界における火山活動を扱い，ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また，多様な火成岩の成因をマグマと関連付けて扱うこと。「地震の発生の仕組み」については，プレートの収束境界における地震を中心に扱い，プレート内地震についても触れること。(ｳ)の㋐については，温室効果に触れること。また，「大気の構造」については，大気中で見られる現象にも触れること。内容の(2)のアの(ｲ)の㋑の「恩恵や災害」については，日本に見られる気象現象，地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また，自然災害の予測や防災にも触れること。

第９　地学

2　内　容
(2) 地球の活動と歴史
(ｱ)地球の活動
㋑地震と地殻変動
世界の震源分布についての資料に基づいて，プレート境界における地震活動の特徴をプレート運動と関連付けて理解するとともに，それに伴う地殻変動などについて理解すること。
㋒火成活動
島弧－海溝系における火成活動の特徴を，マグマの発生と分化及び火成岩の形成と関連付けて理解すること。
(ｲ)地球の歴史
㋐地表の変化
風化，侵食，運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について，身近な地形と関連付けて理解すること。

イ　地球の活動と歴史について，観察，実験などを通して探究し，地球の活動の特徴と歴史の概要を見いだして表現すること。

(3) 地球の大気と海洋
地球の大気と海洋についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　地球の大気と海洋について，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。
(ｱ)大気の構造と運動
㋑大気の運動と気象
大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。
(ｲ)海洋と海水の運動
㋑海水の運動
海水の運動と循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。
イ　地球の大気と海洋について，観察，実験などを通して探究し，地球の大気と海洋の構造や運動の規則性や関係性を見いだして表現すること。

3　内容の取扱い
(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
イ　内容の(2)のアの(ｱ)の㋑の「地震活動の特徴」については，地震災害にも触れること。「地殻変動」については，活断層と地形との関係にも触れること。㋒の「火成活動の特徴」については，火山災害にも触れること。
(ｲ)の㋐については，段丘，陸上及び海底の堆積物も扱うこと。「地形の形成」については，土砂災害にも触れること。
ウ　内容の(3)のアの(ｱ)の㋑の「大循環」による現象については，偏西風波動と地上の高気圧や低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については，大気の安定と不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については，人工衛星などから得られる情報も活用し，大気の大循環と関連させて扱うこと。また，気象災害にも触れること。
(ｲ)の㋑の「海水の運動と循環」については，波浪と潮汐も扱うこと。また，高潮災害にも触れること。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第３章　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画作成上の配慮事項
指導計画の作成に当たっては，第２章第５節理科「第１　目標」及び「第２各科目の目標及び内容」に照らして，各科目の目標や内容ねらいが十分達成できるように次の事項に配慮する。
(7) 観察，実験，野外観察などの指導に当たっては，関連する法規等に従い，事故防止に十分留意するとともに，使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。

第６節　保健体育

第２款　各　科　目

第１　体　育
D　水　泳
(3) 水泳に主体的に取り組むとともに，勝敗などを冷静に受け止め，ルールやマナーを大切にしようとすること，役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすること，一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとすることなどや，水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。（なお，「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。）

第２　保　健
2　内　容
(1) 現代社会と健康について，自他や社会の課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
イ　現代社会と健康について，課題を発見し，健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに，それらを表現すること。

(2) 安全な社会生活について，自他や社会の課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　安全な社会生活について理解を深めるとともに，応急手当を適切にすること。
(ｱ)安全な社会づくり
安全な社会づくりには，環境の整備とそれに応じた個人の取組が必要であること。また，交通事故を防止するには，車両の特性の理解，安全な運転や歩行など適切な行動，自他の生命を尊重する態度，交通環境の整備が関わること。交通事故には補償をはじめとした責任が生じること。
(ｲ)応急手当
適切な応急手当は，傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には，正しい手順や方法があること。また，応急手当は，傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから，速やかに行う必要があること。
心肺蘇生法などの応急手当を適切に行うこと。
イ　安全な社会生活について，安全に関する原則や概念に着目して危険の予測やその回避の方法を考え，それらを表現すること。

3　内容の取扱い
(5) 内容の(2)のアの(ｱ)については，犯罪や自然災害などによる傷害の防止についても，必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。また，交通安全については，二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする。

(6) 内容の(2)のアの(ｲ)については，実習を行うものとし，呼吸器系及び循環器系の機能については，必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また，効果的な指導を行うため，「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第７節　芸　術

第２款　各　科　目

第４　美術Ⅰ
3　内容の取扱い
(10) 事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第５　美術Ⅱ
3　内容の取扱い
(3) 内容の取扱いに当たっては，「美術Ⅰ」の３の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。

第６　美術Ⅲ
3　内容の取扱い
(2) 内容の取扱いに当たっては，「美術Ⅰ」の３の(3)から(10)まで，「美術Ⅱ」の３の(1)と同様に取り扱うものとする。

第７　工芸Ⅰ
3　内容の取扱い
(9) 事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第８　工芸Ⅱ
3　内容の取扱い
(3) 内容の取扱いに当たっては，「工芸Ⅰ」の３の(2)から(9)までと同様に取り扱うものとする。

第９　工芸Ⅲ
3　内容の取扱い
(2) 内容の取扱いに当たっては，「工芸Ⅰ」の３の(2)から(9)まで，「工芸Ⅱ」の３の(1)と同様に取り扱うものとする。

第９節　家　庭

第１款　各　科　目

第１　家庭基礎
2　内　容
B　衣食住の生活の自立と設計
次の(1)から(3)までの項目について，健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために，実践的・体験的な学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(1) 食生活と健康

イ　食の安全や食品の調理上の性質，食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画，健康や環境に配慮した食生活について考察し，自己や家族の食事を工夫すること。

(2) 衣生活と健康
イ　被服の機能性や快適性について考察し，安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

(3) 住生活と住環境
ア　ライフステージに応じた住生活の特徴，防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し，適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。
イ　住居の機能性や快適性，住居と地域社会との関わりについて考察し，防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

C　持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について，持続可能な社会を構築するために，実践的・体験的な学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ　持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう，安全で安心な生活と消費について考察し，ライフスタイルを工夫すること。

第２　家庭総合
２　内　容
B　衣食住の生活の科学と文化
次の(1)から(3)までの項目について，健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために，実践的・体験的な学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(1) 食生活の科学と文化
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｱ)食生活を取り巻く課題，食の安全と衛生，日本と世界の食文化など，食と人との関わりについて理解すること。

(2) 衣生活の科学と文化
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｲ)ライフステージの特徴や課題に着目し，身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに，健康と安全，環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

(3) 住生活の科学と文化
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｲ)ライフステージの特徴や課題に着目し，住生活の特徴，防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し，住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(ｳ)家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し，快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。
イ　主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に応じた住居の計画，防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり，日本の住文化の継承・創造について考察し，工夫すること。

C　持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について，持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ　持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう，安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し，ライフスタイルを工夫すること。

第３款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

３　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

第４章　総合的な探究の時間

第２　各学校において定める目標及び内容
３　各学校において定める目標及び内容の取扱い
(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については，地域や学校の実態，生徒の特性等に応じて，例えば，国際理解，情報，環境，福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題，地域や学校の特色に応じた課題，生徒の興味・関心に基づく課題，職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

第５章　特別活動

第２　各活動・学校行事の目標及び内容
〔ホームルーム活動〕
(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
オ　生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや，事件や事故，災害等から身を守り安全に行動すること。

〔学校行事〕
２　内　容
(3) 健康安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進，事件や事故，災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、特別支援学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

【特別支援学校幼稚部教育要領（抄）】

第１章　総則

第３　幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
(1) 健康な心と体
幼稚部における生活の中で，充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ，見通しをもって行動し，自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
第４　教育課程の役割と編成等
６　全体的な計画の作成
各学校においては，教育課程と，学校保健計画，学校安全計画などとを関連させ，一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第７　幼稚部に係る学校運営上の留意事項
３　学校医等との連絡を密にし，幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた保健及び安全に十分留意するものとする。

第２章　ねらい及び内容

健康，人間関係，環境，言葉及び表現
健康，人間関係，環境，言葉及び表現のそれぞれのねらい，内容及び内容の取扱いについては，幼稚園教育要領第２章に示すねらい，内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが，指導に当たっては，幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第１章　総則

第２節　小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における体育・健康に関する指導を，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科），中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第６節　学校運営上の留意事項

１　教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

第７節　道徳教育に関する配慮事項

３　小学部においては，学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，集団宿泊活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，児童の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
５　中学部においては，学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

第２章　各教科

第１節　小学部

第２款　知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第１　各教科の目標及び内容
〔生 活〕
２　各段階の目標及び内容
○１段階
(2) 内　容
イ　安全
危ないことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ)身の回りの安全に気付き，教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること。
(ｲ)安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。
○２段階
(2) 内　容
イ　安全
遊具や器具の使い方，避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

資料

(ｱ)身近な生活の安全に関心をもち，教師の援助を求めながら，安全な生活に取り組もうとすること。
(ｲ)安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。
○３段階
⑵　内　容
イ　安全
交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ)日常生活の安全や防災に関心をもち，安全な生活をするよう心がけること。
(ｲ)安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

〔図画工作〕
３　指導計画の作成と内容の取扱い
⑵　２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
ア　造形活動においては，材料や用具の安全な使い方について指導するとともに活動場所を事前に点検するなどして，事故防止について徹底すること。

〔体　育〕
２　各段階の目標及び内容
○２段階
⑵　内　容
A　体つくり運動
ウ　簡単なきまりを守り，友達とともに安全に楽しく，基本的な体つくり運動をしようとすること。
※「B　器械・器具を使っての運動」，「C　走・跳の運動」，「D　水の中での運動」，「E　ボールを使った運動やゲーム」，「F　表現運動」　各段階同領域においても同様に記載
G　保健
健康な生活に必要な事柄について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　教師の支援を受けながら，健康な生活に必要な事柄をすること。
イ　健康な生活に必要な事柄に慣れ，感じたことを他者に伝えること。
○３段階
⑵　内　容
A　体つくり運動
ウ　きまりを守り，自分から友達と仲よく楽しく基本的な体つくり運動をしたり，場や用具の安全に気を付けたりしようとすること。
※「B　器械・器具を使っての運動」，「C　走・跳の運動」，「D　水の中での運動」，「E　ボールを使った運動やゲーム」，「F　表現運動」　各段階同領域においても同様に記載
G　保健
健康な生活に必要な事柄について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　健康や身体の変化について知り，健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。
イ　健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに，考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

第２節　中学部

〔社　会〕
２　各段階の目標及び内容
○１段階
⑵　内　容
ウ　地域の安全
(ｱ) 地域の安全に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
㋐　地域の安全を守るため，関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。
㋑　地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置，緊急時への備えや対応などに着目して，関係機関や地域の人々の諸活動を捉え，そこに関わる人々の働きを考え，表現すること。
○２段階
⑵　内　容
ウ　地域の安全
(ｱ) 地域の安全に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
㋐　地域の関係機関や人々は，過去に発生した地域の自然災害や事故に対し，様々な協力をして対処してきたことや，今後想定される災害に対し，様々な備えをしていることを理解すること。
㋑　過去に発生した地域の自然災害や事故，関係機関の協力などに着目して，危険から人々を守る活動と働きを考え，表現すること。

〔理　科〕
２　各段階の目標及び内容
○２段階
⑵　内　容
B　地球・自然
ア　雨水の行方と地面の様子
(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
㋐　水は，高い場所から低い場所へと流れて集まること。
㋑　水のしみ込み方は，土の粒の大きさによって違いがあること。
(ｲ) 雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について調べる中で，見いだした疑問について，既習の内容や生活経験を基に予想し，表現すること。
イ　天気の変化
(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
㋐　天気によって１日の気温の変化の仕方に違いがあること。
㋑　水は，水面や地面などから蒸発し，水蒸気になって空気中に含まれていくこと。
(ｲ) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で，見いだした疑問について，既習の内容や生活経験を基に予想し，表現すること。

〔美　術〕
３　指導計画の作成と内容の取扱い
⑵　２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
ア　「A表現」の指導に当たっては，材料や用具の安全な使い方について指導するとともに，活動場所を事前に点検するなどして，事故防止について徹底すること。

〔保健体育〕
２　各段階の目標及び内容
○１段階
A　体つくり運動
ウ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み，きまりを守り，友達と協力したり，場や用具の安全に留意したりし，最後まで楽しく運動をすること。
※「B　器械運動」，「C　陸上運動」，「D　水泳運動」，「E　球技」，「F　武道」，「G　ダンス」　各段階同領域においても同様に記載。
H　保健
健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　体の発育・発達やけがの防止，病気の予防などの仕方が分かり，基本的な知識及び技能を身に付けること。
イ　自分の健康・安全についての課題を見付け，その解決のための活動を考えたり，工夫したりしたことを他者に伝えること。
○２段階
A　体つくり運動
ウ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み，きまりを守り，友達と助け合ったり，場や用具の安全に留意したりし，自己の力を発揮して運動をすること。
H　保健
健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　体の発育・発達やけがの防止，病気の予防などの仕方について理解し，基本的な技能を身に付けること。
イ　自分やグループの健康・安全についての課題を見付け，その解決のために友達と考えたり，工夫したりしたことを他者に伝えること。

〔職業・家庭〕
２　各段階の目標及び内容
○１段階
⑵　内　容
職業分野
A　職業生活
イ　職業
(ｲ) 職業生活に必要な思考力，判断力，表現力等について，次のとおりとする。
㋑　作業に当たり安全や衛生について気付き，工夫すること。

○２段階
⑵　内　容
職業分野
A　職業生活
イ　職業
(ｲ) 職業生活に必要な思考力，判断力，表現力等について，次のとおりとする。
㋑　作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて，工夫すること。
家庭分野
B　衣食住の生活
オ　快適で安全な住まい方
住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 快適な住まい方や，安全について理解し，実践すること。
(ｲ) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き，工夫すること。

第５章　総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標，各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第５章又は中学校学習指導要領第４章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。
１　児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し，学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
２　体験活動に当たっては，安全と保健に留意するとともに，学習活動に応じて，小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
３　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において，探究的な学習を行う場合には，知的障害のある生徒の学習上の特性として，学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ，各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら，具体的に指導内容を設定し，生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

第６章　特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標，各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第６章又は中学校学習指導要領第５章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。
１　学級活動においては，適宜他の学級や学年と合同で行うなどして，少人数からくる種々の制約を解消し，活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
２　児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を育むために，集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流

及び共同学習を行ったり，地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際，児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して，活動の種類や時期，実施方法等を適切に定めること。

3　知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等に応じて，適切に指導の重点を定め，具体的に指導する必要があること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第１章　総則

第２節　教育課程の編成

第１款　高等部における教育の基本と教育課程の役割

2　学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，第３款の１に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り，生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科・科目，総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第６款　学校運営上の留意事項

1　教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等

(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第７款　道徳教育に関する配慮事項

3　学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに，就業体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第２章　各教科

第２節　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１款　各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔社　会〕

○１段階

(2) 内　容

ウ　我が国の国土の自然環境と国民生活

(ｱ) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや，自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。

㋑　災害の種類や発生の位置や時期，防災対策などに着目して，国土の自然災害の状況を捉え，自然条件との関連を考え，表現すること。

○２段階

ウ　我が国の国土の自然環境と国民生活

(ｱ) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。

㋑　国土の環境保全について，自分たちにできることなどを考え，表現すること。

3　指導計画の作成と内容の取扱い

(ｵ) ウについては，我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で，地震災害，津波災害，風水害，火山災害，雪害などの自然災害と，大気の汚染，水質の汚濁などの公害を取り上げ，自然災害や生活環境に関心をもち，日常生活の中で必要な注意事項を考えることにより，環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようにすること。

〔理　科〕

2　各段階の目標及び内容

○１段階

(2) 内　容

B　地球・自然

ア　流れる水の働きと土地の変化

流れる水の働きと土地の変化について，水の速さや量に着目して，それらの条件を制御しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　雨の降り方によって，流れる水の速さや量は変わり，増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。

イ　天気の変化

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　天気の変化は，雲の量や動きと関係があること。

㋑　天気の変化は，映像などの気象情報を用いて予想できること。

(3) 内容の取扱い

ウ　(2)の「B地球・自然」のアの「流れる水の働きと土地の変化」の(ｱ)の㋐については，自然災害についても触れること。

エ　(2)の「B地球・自然」のイの「天気の変化」の(ｱ)の㋑については，台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。

○２段階

ア　土地のつくりと変化

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　土地は，火山の噴火や地震によって変化すること。

(3) 内容の取扱い

ウ　(2)の「B地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については，次のとおり取り扱うものとする。

(ｲ) (ｱ)の㋐については，自然災害についても触れること。

〔保健体育〕

2　各段階の目標及び内容

○１段階

(2)　内　容

Ｉ　保健

健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに，健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。

イ　健康・安全に関わる自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

○２段階

Ｉ　保健

健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに，健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。

イ　健康・安全に関わる自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

〔家　庭〕

2　各段階の目標及び内容

○１段階

(2)　内　容

B　衣食住の生活

オ　住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｲ) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え，表現すること。

○２段階

B　衣食住の生活

オ　住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

(ｲ) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え，工夫すること。

第４章　総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の目標，各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第４章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。

1　生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し，学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。

2　体験活動に当たっては，安全と保健に留意するとともに，学習活動に応じて，中学部又は中学校までの学習を踏まえ，高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

3　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，探究的な学習を行う場合には，知的障害のある生徒の学習上の特性として，学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ，各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら，具体的に指導内容を設定し，生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

第５章　特別活動

特別活動の目標，各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第５章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。

1　指導計画の作成に当たっては，生徒の少人数からくる種々の制約を解消し，積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。

2　生徒の経験を広めて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を育むために，集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり，地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。

その際，生徒の障害の状態や特性等を考慮して，活動の種類や時期，実施方法等を適切に定めること。

3　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等に応じて，適切に指導の重点を定め，具体的に指導する必要があること。

資料

もし、子どもが飛び込んできたら・・・

～ 子どもたちを事件・事故から守るために ～

子ども110番の家 活動マニュアル

子どもは社会の宝です。次代を担う子どもたちを
犯罪・事故の被害から守るために御協力をお願いします。



石川県警察

子ども110番の家 Q&A

Q 「子ども110番の家」とは？

A 子どもたちが、登下校時や公園・広場などで不審者から、「声掛け・痴漢・つきまとい行為」などの被害を受けた時の緊急避難場所として、「民家・商店・事業所等」で通常在宅(所)している皆さんに、

子どもの保護（警察官が到着するまで） **110番通報など**

の協力をお願いするものです。
決して、犯人を追いかけたり、捕まえたりすることを求めているものではありません。



Q 子どもが駆け込んできたら、どうすればよいの？

A 自分が落ち着いて下さい！
子どもは、興奮していますので、それにあわせて自分もあわてたりしないように。



A 子どもを落ち着かせて下さい。
「もう大丈夫。落ち着いて。」とやさしく声をかけて、子どもを安心させて下さい。



A 子どもを安全な場所に保護して下さい。
犯人が追跡してくる場合が予想されます。玄関を施錠するなど、お子さんと自分自身の安全確保を第一に考えて行動して下さい。



Q 駆け込んできた子どもから、何を聞けばいいですか？

A 次の内容について、子どもから話を聞いて下さい。

❶ 何があったのか？(事案名)
「声をかけられた」
「痴漢にあった」
「追いかけられた」

❷ いつあったのか？(時間)
今あったのか。
何時何分頃なのか。

❸ どこであったのか？(場所)
事案のあった場所、地区、目標物は。

❹ どんなふうになったのか？(状況)
誰か連れ去られた子どもはいるのか。
他に被害にあった子どもはいるのか。

❺ 犯人(不審者)の特徴、車両は？(特徴)
人数、性別、年令、身長、体格、服装、車両ナンバー、車種、色等は。

❻ 逃げた方向は(逃走方向)
付近にまだいるのか。逃げたのか。
逃げた方向は。車で逃げたか。
徒歩で逃げたか。



Q 110番する時は、何を話せばよいですか？ 110番が終わった後はどうすればいいですか？

A
❶「子ども110番の家」(住所・氏名・電話番号)であることを伝える。
❷ 駆け込んできた子どもから聞いた内容を順序よく話して下さい。
❸ 警察官が到着するまで、その子どもを待たせて下さい。
❹ 警察官が到着したら、事情を説明して下さい。



Q 「子ども110番の家」として心がけることは？

A
❶ 子どものプライバシーを尊重し、秘密を守りましょう。
❷ 相手の立場にたった思いやりのある活動に心がけましょう。
❸ 無理な活動は決してしないようにしましょう。
❹ 事故防止には特に注意しましょう。

「子ども110番の家」対応要領

子どもの駆け込みがあった

↓

子どもを安全・確実に保護する
(怪我の有無の確認・状況に応じ110番、119番)

↓

何があったのかを聞く
(何が・いつ・どこで・犯人・車の特徴は)

事件の疑いがある
- ◆知らない人に
 - 声をかけられた
 - 車に乗せられそうになった
 - 追いかけられた
 - 痴漢にあった
- ◆友達が被害にあった

事件ではない
- ◆道に迷った
- ◆お腹が痛い
- ◆怪我をした
- ◆トイレを貸して
- ◆自転車がパンクした
- ◆水を飲ませて

↓

110番通報
または、お近くの警察署・交番・駐在所への通報
- 保護者への連絡
- 警察官到着までの安全な保護
- 負傷している場合には、救急車の要請

援助活動
- 保護者、学校等への連絡
- 場所の提供
- 電話の提供
- 病気、負傷の介護
- 状況に応じて、110番、119番をする



ご意見・ご要望は
最寄りの警察署・交番・駐在所、または石川県警察本部生活安全企画課
☎(076)225-0110 までお寄せ下さい。

資料

くいずで まなぼう！

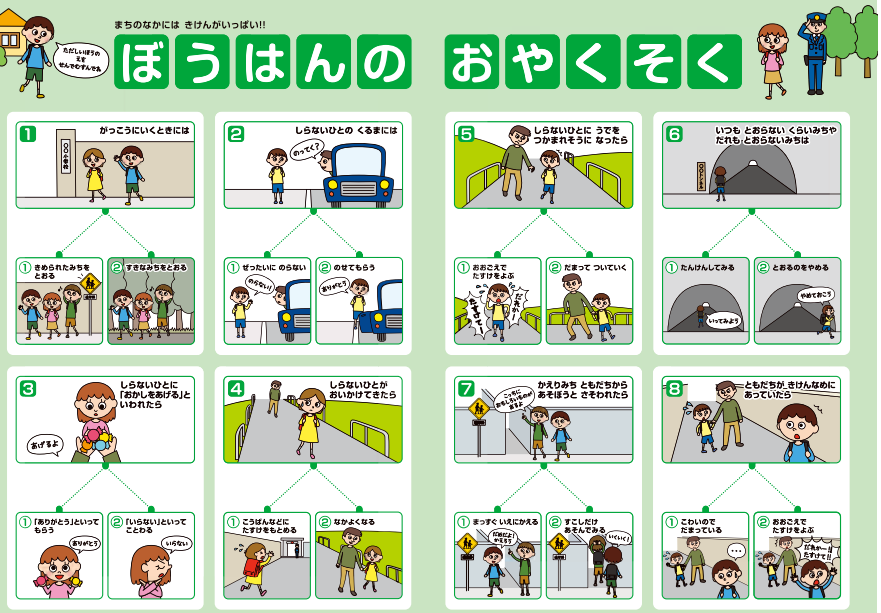
たいせつな いのちと あんぜん



もんぶかがくしょう
文部科学省

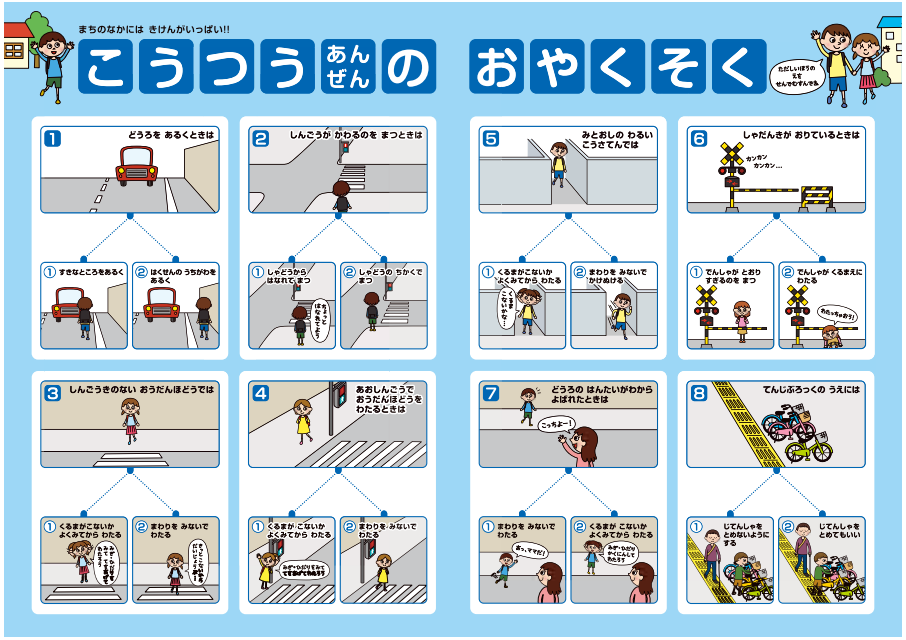
まちのなかには きけんがいっぱい!!

ぼうはんの おやくそく



まちのなかには きけんがいっぱい!!

こうつうあんぜんの おやくそく



まちのなかには きけんがいっぱい!!

ぼうさいの おやくそく



とうげこうじの あんぜんについて いえのひとと はなしあっておきましょう

たしかめておくこと

・とうげこうじに きけんなことが おきたら ひなんするばしょなどを かくにんして おこう

こども110ばんの いえ（　　）

こうばん（　　）

じしん［　　］

つなみ［　　］

かくにんしておくこと

・つうがくろでは［　　］
［　　］
［　　］に ちゅういする

・ぼうはんブザーは ちゃんとなる？　なる　ならない

・こまったときは ここにれんらくしよう
［　　］さんの でんわばんごう［　　］

●くいずのこたえ

［ぼうはんの おやくそく］1① 2① 3② 4① 5① 6② 7① 8②

［こうつうあんぜんの おやくそく］1① 2① 3① 4① 5① 6① 7② 8①

［ぼうさいの おやくそく］1① 2② 3① 4① 5② 6② 7① 8②

作成：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
（ダウンロード用URL）http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

「理科」や「総合的な学習」等でご活用ください。

急な 大雨・雷・竜巻から身を守ろう！



急な大雨により川の水が突然増えました。
水遊びをしていた子どもも大人も流され、５人が亡くなりました。

気象庁

音声コード

身近なところに、こんな危険が！

通学路のそばを流れる小川。友達と遊ぶ広場。家族でバーベキューをする川原。
ふだんは何でもない場所が、突然の大雨や雷で、命を落とす場所に変わることがあります。
たつまきがおそってくることだってあります。
「まさか！」と思うかもしれませんが、このような自然の現象で毎年のように人が亡くなっています。「自分はだいじょうぶ」と油断してはいけません。
みなさんの周りにもありますよね、こんな危険。



おだやかな小川が、急に激しい流れに変わります。



地下に水が流れこむと、逃げられなくなります。




雷に打たれる危険があります。たつまきが起きることもあります。



急に川の水が増し、川原に取り残されたり、流されたりします。

積乱雲には気をつけて！

こんな変化を感じたら、それは積乱雲（入道雲）が近づいてくるしるしです。
まもなく、激しい雨と雷がやって来ます。たつまきがおそってくるかもしれません。

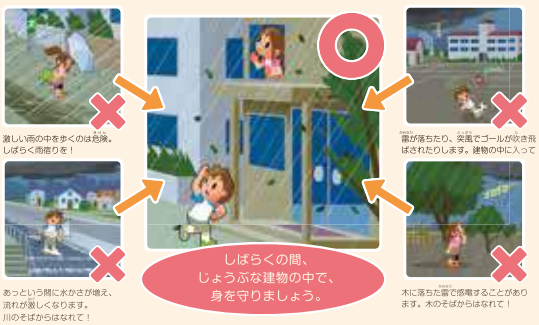

真っ黒い雲が近づいてきた

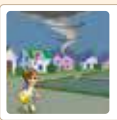

雷の音が聞こえてきた


急につめたい風が吹いてきた

すぐに危険な場所からはなれ、安全な場所にひなんしましょう！

まよっている時間はありません。「自分はだいじょうぶ！」「恥ずかしい！」という気持ちはすてて、すぐに危険な場所からはなれましょう。お父さんやお母さんにも声をかけて！




たつまきが近づくと、いろいろな物が猛スピードで飛んできます。
人や車も飛ばされます。じょうぶな建物へひなんして！

先生や保護者の皆さまへ

発達した積乱雲（雷雲）の下では、「急な大雨」「雷」「竜巻などの激しい突風」が発生します。
川や用水路の急な増水、道路の冠水、落雷、竜巻などの激しい突風などにより、子どもたちが危険にさらされます。これらによる災害や事故はちょっとした心がけと行動で防ぐことができます。
気象情報をこまめに確認するとともに、積乱雲が近づく兆しを感じたら、すぐに危険な場所から離れる、丈夫な建物などにしばらく避難するなど、「自分の身は自分で守る」ことが大切です。これらのことを子どもたちに教えてあげてください。
また、人には、「たぶん大丈夫」「自分は大丈夫」と自分に都合良く考えてしまう傾向があります（「正常化の偏見」といいます）。このような考えを捨てて、安全第一の対応をお願いします。





（例）14 時から 16 時に戸外で行動する場合



（※1）雷注意報では、「急な強い雨」「竜巻」への注意を呼びかける場合があります。

気象情報は、気象庁ホームページでご覧いただけます。スマートフォンにも対応しています。

気象庁
〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
ホームページ：http://www.jma.go.jp
電話：03-3212-8341（代表）
FAX：03-6689-2917（耳の不自由な方向け）

※ このリーフレットは、上記ホームページからダウンロードできます。

ナウキャストはこちら
スマートフォン
フィーチャーフォン（従来型携帯電話）

このリーフレットは、印刷時の紙へリサイクルできます。平成 26 年 11 月

資料

防災気象情報の伝え方が変わります

キキクル（危険度分布）のうす紫は警戒レベル４相当！
自ら避難の判断を！





それぞれの**警戒レベル**に相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
市町村からの**避難指示等の発令に留意**するとともに、避難指示等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。
警戒レベル５は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル３や４の段階で避難することが重要**です。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警戒等	警戒レベルに相当する気象庁等の情報		指定河川洪水予報
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	キキクル（危険度分布）		氾濫発生情報
				<警戒レベル４までに必ず避難！>		
4	・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。 危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報	極めて危険※2	非常に危険	氾濫危険情報
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※1 洪水警報	警戒（警報級）		氾濫警戒情報
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意（注意報級）		氾濫注意情報
1	災害への心構えを高める		早期注意情報（警報級の可能性）			

＊防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/alertlevel.html

※1　夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難（警戒レベル３）に相当します。
※2「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

気象庁
Japan Meteorological Agency
〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
TEL：03-6758-3900（代表）
FAX：03-3434-9085（耳が不自由な方向け）
ホームページ https://www.jma.go.jp/

出典：金沢海上保安部 HP（https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/kanazawa/）

離岸流に注意しましょう！

離岸流とは…海水が川のようになって沖へ戻る流れのことです。

※実際に海水に色を付けて撮影したものです。沖へ流れ出る様子が確認できると思います。

要注意場所の例



●離岸流はどこにでも発生する可能性があります

●特に、砂浜が削られている場所、人工構造物（突堤等）の付近では
離岸流が発生している可能性があります

●天候（特に沖からの風）の変化に注意してください

●離岸流に巻き込まれても慌てず、まず岸と平行に泳ぎ、脱出したら岸に向かって泳ぎましょう

▶離岸流情報の詳細はこちら（第九管区海上保安本部海洋情報部 HP）

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/ripcurrent/ripcurrent.htm

海水浴注意事項

●遊泳禁止区域では泳がない　●一人では海に行かない

●体調不良の時や飲酒後は泳がない　●自分の泳力を過信しない

●離岸流に注意　●波の高い日や遊泳禁止時には海に入らない



▶マリンレジャー安全推進室HPはこちら

http://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/keibikyuunanbu/marinehp/toppage.htm

JCG 第九管区海上保安本部・海上保安協会新潟地方本部

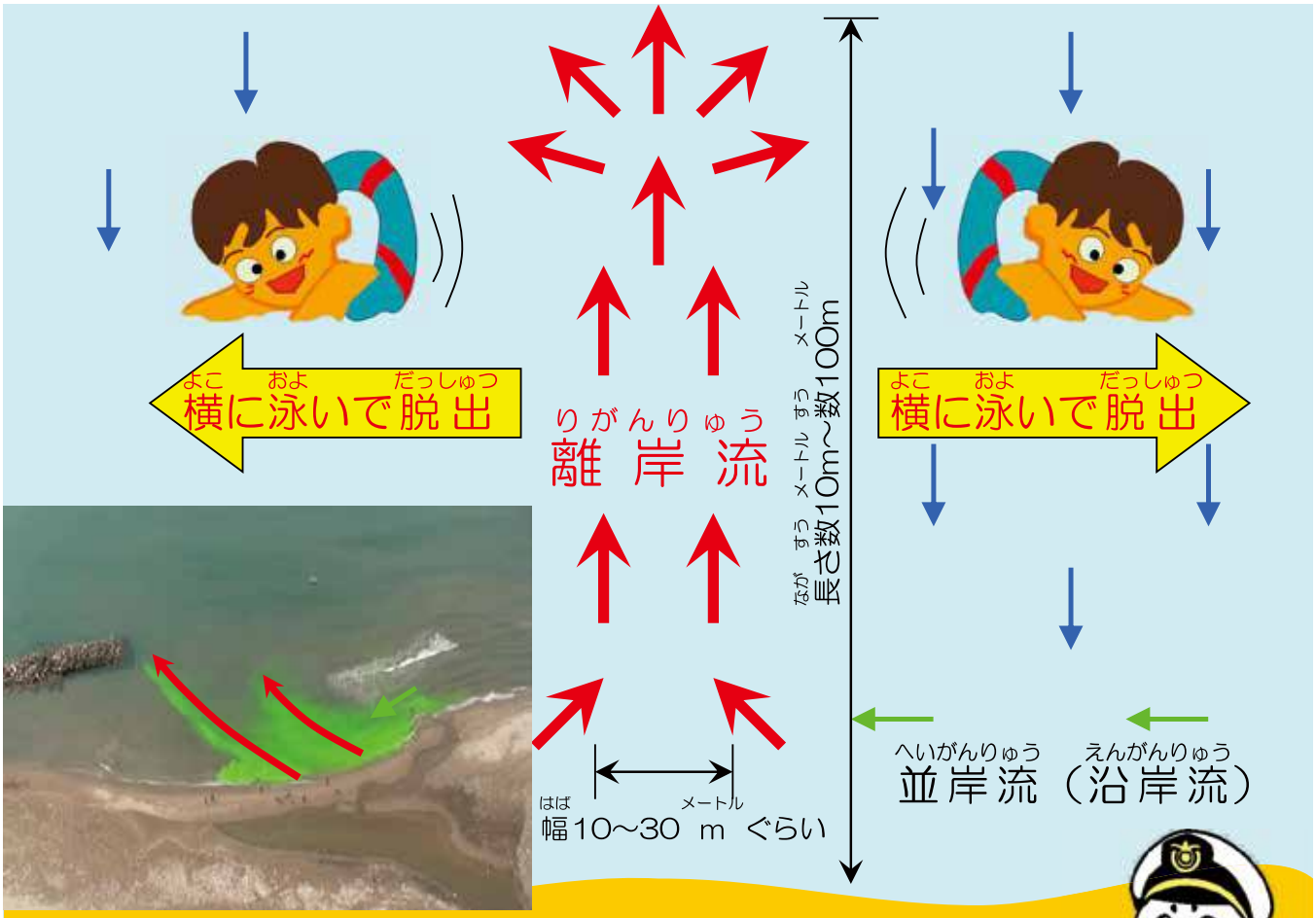
資料

離岸流にご注意ください！

離岸流とは

波は沖から海岸へ打ち寄せますが、水はどんどん岸にたまるので、どこかから沖にもどろうとします。 この時、岸から沖の方へ向かって流れる速い流れのことを離岸流と呼びます。

流れは１秒で２ｍ進むこともあり、これは水泳選手（男子１００ｍ自由形）の世界記録と同じくらいとても速い流れです。



離岸流からの脱出方法

1．まずは、落ち着く。（あわてない）
2．陸に向かって泳がない。
3．岸と平行に泳いで脱出する。
4．脱出できたら、岸に向かって泳ぐ。



海の事件事故は　118番

海で事件や事故に遭遇した場合は、
緊急通報用電話番号「１１８番」にご連絡下さい。

JCG 第九管区海上保安本部

資料

ツキノワグマの特徴



体　　長：120～145cm
体　　重：40～130kg
視　　力：あまり良くない
聴　　力：非常に優れている
嗅　　覚：人の気配も嗅いで識別できる

食べものは

雑食性ですが、おもに山菜や木の実などの植物が中心です。特に好きなのは、春はブナの花、夏はアリやハチ類、秋はブナやクリ、クルミなどの木の実などです。

行動範囲は

クマは大人になると30～70平方キロメートルの行動範囲をもっています。白山では1日に3キロメートルも移動した例があります。

よく集まるところは

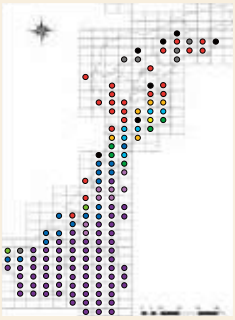
春は、沢沿い、初夏はサクラの実、夏はノイチゴの多い林やアリやハチの巣のあるところ、秋はクルミ、ドングリ、ヤマブドウなどの木の実の多い森です。人里近くの果実を食べるために出没することもあります。

活動する時間帯は

夏、一日の中で活発に活動するのは朝夕です。春、秋は昼もよく活動しています。人家の近くへは、夜間にやってくることもあります。

■石川県での分布

県内に約1,050頭が生息している。（H28～29の調査）



凡　例
- ～昭和54年までの生息地域
- ～平成15年までの生息拡大地域
- 平成16年新規出没地域
- 平成17～18年新規出没地域
- 平成19～20年新規出没地域
- 平成21～22年新規出没地域
- 平成23～24年新規出没地域
- 平成25～26年新規出没地域
- 平成27～28年新規出没地域
- 平成29～30年新規出没地域
- 令和元～2年新規出没地域

相談・お問い合わせ先

●クマの出没、農林水産物等の被害に関すること
市役所、町役場の環境または農林などの担当課

市　町　名	担　当　課	電話番号
小　松　市	農林水産課	0761-24-8081
加　賀　市	農林水産課	0761-72-7884
能　美　市	農　林　課	0761-58-2256
川　北　町	産業経済課	076-277-1111
白　山　市	森林対策課	076-272-1965
野々市市	産業振興課	076-227-6081
金　沢　市	森林再生課	076-220-2217
かほく市	産業振興課	076-283-7105
津　幡　町	産業振興課	076-288-6704
内　灘　町	地域産業振興課	076-286-6708
七　尾　市	農林水産課鳥獣被害対策室	0767-53-8422
羽　咋　市	農林水産課	0767-22-1116
志　賀　町	農林水産課	0767-32-9290
宝達志水町	農林水産課	0767-29-8240
中能登町	農　林　課	0767-72-3922
輪　島　市	農林水産課	0768-23-1141
珠　洲　市	獣害対策室	0768-82-7767
穴　水　町	地域整備課	0768-52-3670
能　登　町	農林水産課	0768-62-8524

農林総合事務所		電話番号
南　加　賀	の各企画調整室	0761-23-1707
石　　川		076-276-0528
県　　央		076-239-1750
中　能　登		0767-52-2583
奥　能　登		0768-26-2322

●クマの行動や生態に関すること
・石川県白山自然保護センター　TEL 076-255-5321
・石川県林業試験場　TEL 076-272-0673

●クマ出没時の緊急連絡は110番へ

R3年4月

クマによる事故を防ぐために

クマにご注意!!



出没情報をご連絡ください

連絡先は市役所又は町役場へ。「いつ」「どこで」見かけたか、「何をしていたか」などを、ご連絡ください。集団登下校など迅速な対応に役立ちます。

出没情報等をご覧いただけます

（お寄せいただいた情報は次のホームページから）

石川県　ツキノワグマ　防止　検索

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/kuma/navi01.html

石川県生活環境部自然環境課
〒920-8580　金沢市鞍月1-1
TEL：076-225-1477
FAX：076-225-1479
E-mail：e170500@pref.ishikawa.lg.jp

クマを引き寄せていませんか？

地域でできることは地域ぐるみで取り組みましょう

林を明るくしよう

集落や通学路近くの林は暗くありませんか？クマは身を隠すヤブがあると平気で人家近くまで出没します。地域内を点検し、ヤブ刈りし明るくしましょう。また、カキなどの実は放置せず早めにとりましょう。



ヤブ刈りを行った林

ゴミは捨てない、置かない

人家のまわりでは、むやみに生ゴミなどを捨てたり、置いたりしないでください。

ゴミにクマは誘われる

野菜くずや魚や肉などの生ゴミは、クマが好んで食べます。ゴミをクマに食べられないように、ゴミ箱とゴミの収集方法に充分気をつけてください。
（養鶏場、養魚場などは特に注意が必要です。）

ゴミの味を覚えたクマは危険！

ゴミの味を覚えたクマは、その周辺に定着します。集落周辺に住みついたクマは危険なため、捕獲されることになります。

■フン



7月　ハイマツの実を食べたフン



秋　カキの実を食べたフン

クマと出会わないために！

クマは本来、大変臆病でおとなしい動物です。過度に恐れることはありません。人とクマとの出会いを避けることが大切です。

音で知らせよう！

林に入るときは、たとえ人家近くでも鈴やラジオなどの音の鳴るものを身につけ人間の存在をクマに知らせ、クマとの接近や出会いを防ぎましょう。

夕暮れ時は注意！

暗くなるとクマは人と出会う機会が減るということを知っており、エサ探しに夢中になって人間の接近に気づきにくくなります。暗くなる前に山をおり、クマとの出会いを避けましょう。

ゴミは持ち帰ろう

キャンプや登山、つりなどで出たゴミは放置せず、必ず持ち帰ってください。
山野にある墓地の供え物なども持ち帰ってください。

山菜・キノコとり、渓流つりでは…

夢中になっているとクマに近づいてしまうことがあります。茂みにはいるときは十分注意しましょう。また、水音や風向きで、クマも人もお互いに気づきにくくなります。常に周囲に気を配りましょう。

■爪あと



カキの木に残った爪あと

■足あと



もし出会ってしまったら！

落ち着いて行動することが大切です



すみやかに遠ざかりましょう

刺激しないようにし、あわてないで静かに立ち去りましょう。決して走って逃げたりしてはいけません（逃げるものを追いかける習性があります）。

子グマを見かけたら

子グマがいても、かわいいからといって近寄ってはいけません。母グマが必ず近くにいます。
危険ですので、速やかに安全なところへ立ち去りましょう。

もし近づいてきたら

大声を出さず、クマの動きに注意しながら、ゆっくりと後退しましょう。

クマに襲われた場合

クマがその場からいなくなるまで、うつ伏せになって顔とお腹を守り、首の後ろは手を回して保護し、致命傷をさけてください。また、リュックなどがあれば、頭や首にのせて身を守る体勢をとってください。

資料

どんな時に発表するの？

最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して緊急地震速報（警報）を発表します。
以下の手段で専用の報知音とともに伝えられます。

テレビ・ラジオ　携帯電話・スマホ※　防災行政無線

この他、知りたい場所の震度や猶予時間を入手できる受信端末、スマートフォンのアプリなどのサービスもあります。
※一部対応していない機種があります

報知音

緊急地震速報の報知音をあらかじめ試聴しておき、聞いたときにとっさに身を守る行動がとれるようにしておきましょう。
報知音の主なものには
・テレビやラジオ、防災行政無線などで使用されている「チャイム音」
・携帯電話会社共通の「ブザー音」
があります。
気象庁ホームページ内には、報知音の試聴ページへのリンクを掲載しています。

「緊急地震速報を見聞きした時は」
https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/koudou/koudou.html

ご利用にあたって

- 震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがあります。
- 緊急地震速報で予想する震度は、±１階級程度の誤差を伴います。震源が観測点から遠い場合や深い場合は、誤差が大きくなることがあります。

ご注意ください！
気象庁が、国民のみなさまに受信端末の設置を義務づけたり、直接設置に伺ったりすることはありません！

※緊急地震速報は、公益財団法人鉄道総合技術研究所と気象庁による共同技術開発と、国立研究開発法人防災科学技術研究所による技術開発の成果により可能となりました

［お問い合わせ先］
気象庁
〒100-8122 東京都千代田区大手町１丁目３番４号
電話：(03)3212-8341（代表）
FAX：(03)6686-2917（真の不自由な方向け）
気象庁ホームページ　https://www.jma.go.jp/
緊急地震速報について https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/index.html

詳しくは　気象庁　緊急地震速報　検索

平成30年3月

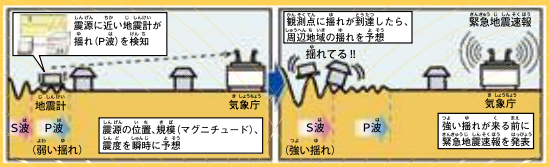
このリーフレットは、印刷用の紙へリサイクルできます。

ぼくたちの命をまもるおしらせだ
高知県　北岡七海 さんの作品

緊急地震速報

地震による強い揺れを事前にお知らせ

緊急地震速報のしくみ



気象庁

音声コード

緊急地震速報 利用の心得

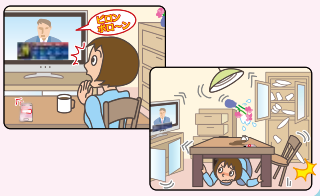
緊急地震速報を見聞きしたら…（揺れの揺れを感じなくても）

周囲の状況に応じて
あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら…（緊急地震速報がなくても）

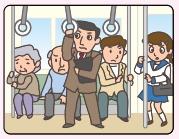
家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない



鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる



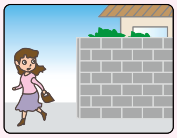
エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる



屋外（街）では

- ブロック塀の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意



自動車運転中は

- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす



上記のほか、訪れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

緊急地震速報の「警報」と「予報」

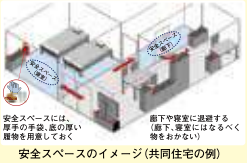
	【警　報】	【予　報】
入手手段	テレビ・ラジオ 携帯電話(緊急速報メール) 防災行政無線など 画像提供　NHK	専用受信端末 スマホ(アプリ)など ※民間事業者が提供
基準	震度５弱以上を予想 （震度４以上の地域に発表）	震度３以上を予想 マグニチュード３.５以上と推定
内容	震源地、強い揺れが予想される地域など	震源地、地震の規模、予想震度、強い揺れの到達予想時刻など
特徴	原則、一つの地震に対して１回発表 比較的規模の大きい地震では複数回発表	予想内容が変化する度に、複数回発表 知りたい場所の震度や猶予時間がわかる
	人が強い揺れから身を守るために活用	主に列車や機器の制御などに活用

日頃からの備え

①「安全スペース」を作っておきましょう

地震の揺れに備えて、寝室や居間など室内のよくいるところに“物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない”スペースを作っておきましょう。

詳細は東京消防庁ホームページ「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参照してください。



安全スペースのイメージ（共同住宅の例）

②訓練に参加しましょう

6月及び11月5日(津波防災の日)前後に緊急地震速報の訓練を実施しています。訓練を行うための動画やスマートフォンのアプリ*もありますので、これらの機会やお住まいの自治体が行う訓練に参加して、定期的に地震から身を守るための対応行動を身につけておきましょう。

＊緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など（気象庁ホームページ）→

シェイクアウト訓練

主催者（主に自治体）が、“科学的な地震災害のシナリオ（訓練の想定）と日時を決めて、「訓練会場」を限定しない”のが特徴の訓練です。参加者は、決められた日時に職場・学校・家庭等のいつも過ごす場所で、シナリオに合わせて地震から身を守るための訓練をします。
詳しくは下記ホームページをご覧ください。



地震発生時の安全確保行動 1-2-3（①まず低く ②頭を守り ③動かない）
出典：効果的な防災訓練と防災啓発構築会議

効果的な防災訓練と防災啓発（シェイクアウト）提唱会議　http://www.shakeout.jp/

警察署　一覧

警察署	〒	所　在　地	電　話
石川県警察本部	920-8553	金沢市鞍月１丁目１番地	076-225-0110
金沢中警察署	920-0993	金沢市下本多町六番丁１５番地１	076-222-0110
金沢東警察署	920-0842	金沢市元町２丁目１５番１号	076-253-0110
金沢西警察署	920-0336	金沢市金石本町イ１番地の１	076-266-0110
大聖寺警察署	922-0816	加賀市大聖寺東町１丁目１番地	0761-72-0110
小松警察署	923-0802	小松市上小松町乙１６３番地１	0761-22-0110
能美警察署	923-1124	能美市三道山町チ２８番地	0761-57-0110
白山警察署	924-0865	白山市倉光９丁目１１番地１	076-216-0110
津幡警察署	929-0325	河北郡津幡町字加賀爪ヌ４０番地３	076-289-0110
羽咋警察署	925-8567	羽咋市旭町ユ２０番地４	0767-22-0110
七尾警察署	926-0852	七尾市小島町九部４番地５	0767-53-0110
輪島警察署	928-0011	輪島市杉平町鬼田１番地の４	0768-22-0110
珠洲警察署	927-1215	珠洲市上戸町北方ろ１５番地１	0768-82-0110

石川県交通情報（IP メール）の登録

・会員登録をすると、メールで定期的に、県内の交通安全情報が届きます。
学校単位で登録ができますので、希望する学校は、石川県警察本部交通企画課に問い合わせて下さい。

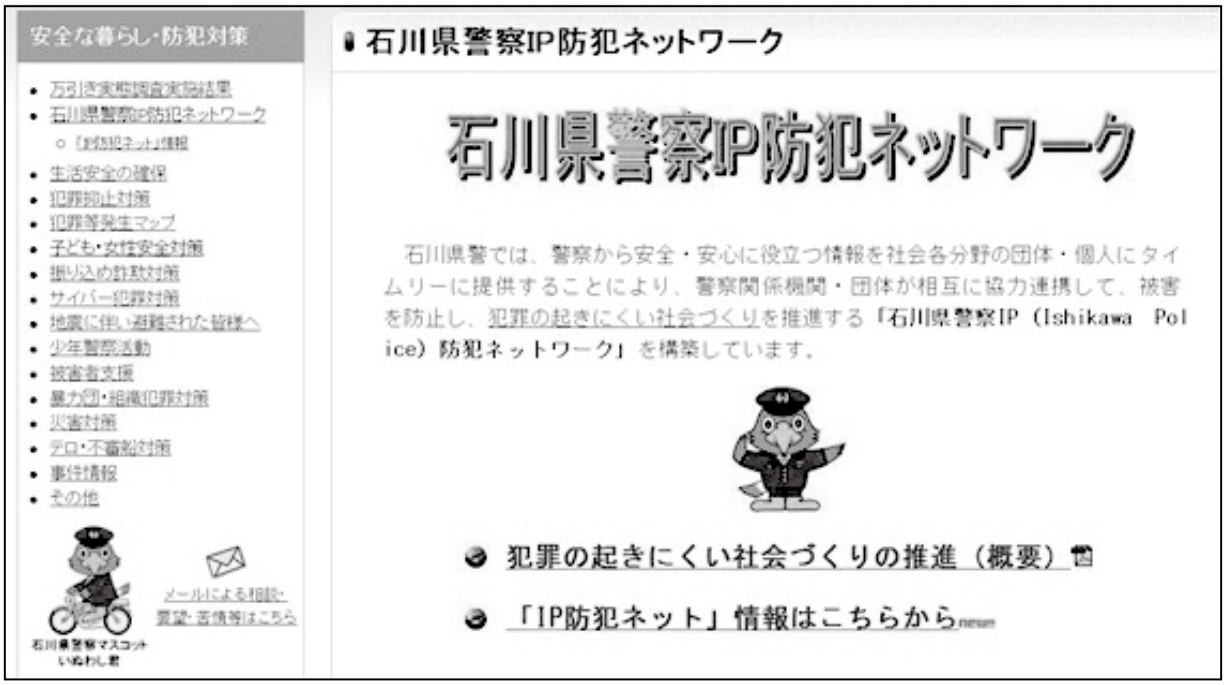
（問い合わせ先）

石川県警察本部交通部交通企画課　　〒920-8553　石川県金沢市鞍月１丁目１番地
TEL 076-225-0110

石川県警ＩＰ防犯ネットワーク

石川県警では、安全・安心に役立つ情報を提供しています。

http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/ security /security02/security01.html



子ども・女性安全対策

子供に対する犯罪は、前兆となる事案が発生していることがあります。例えば、「お母さんが交通事故に遭った。一緒に病院へ行こう。」などと声を掛けて子どもを誘う、いわゆる「声掛け事案」などは、その後、重大事案へ発展するおそれがあることから、前兆段階から警戒することが重要です。

石川県警では、これらの事案の発生状況をＨＰ上で公開し、情報提供しています。

・声掛け事案発生マップ　　・声掛け事案発生状況　　・子どもの安全対策

http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/ security /security08/security04.html

ツイッター・メール

○石川県警では、ツイッターにて、「犯罪発生情報」「特殊詐欺注意喚起情報」「不審者情報」「防犯対策情報」「防犯イベント情報」「交通安全情報」等を発信しています。

【石川県警察安全安心情報】@IP_anzen_anshin
【石川県警察交通安全情報】@IP_koutuu_anzen

不審者等　　交通安全

○県警本部、警察署、地区防犯協会からメールで各学校、ボランティア等へ不審者情報等を配信しています。（会員登録が必要→所管の警察署に問い合わせ）

資料

関係機関　一覧

（1）石川県交通事故相談

（組織の紹介）

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、無料で相談に応じ、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

■　相談業務

（支援概要）

損害賠償請求、示談の進め方、更生問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。また、相談内容によっては、弁護士による無料相談も受けられます。

（専門窓口）

石川県交通事故相談

○ 県庁１階相談コーナー　　〒920-8580　金沢市鞍月１－１

・相談電話　**076-225-1690**（月～金　9:00～17:00）

・弁護士相談（毎月　第３火曜日　13:00～15:00）（※要事前予約）

○ 奥能登行政センター　　〒929-2372　輪島市三井町洲衛１０部１１－１

・事前予約制　13:00～15:00

※土・日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）は、休業日です。

※弁護士相談での面接相談については、日程等が変更になることがありますので、事前に電話でご確認ください。

※奥能登行政センターでの面接相談については、事前に電話でご確認下さい。

（2）一般財団法人　石川県交通安全協会（石川県交通安全活動推進センター）

（組織の紹介）

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

■　交通事故相談活動

（支援概要）

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

（専門窓口）**（一財）石川県交通安全協会**　　〒920-0209　金沢市東蚊爪町２－１

TEL 076-238-0496（月～金 9:00～17:00）

（3）公益財団法人　日弁連交通事故相談センター 金沢相談所

（組織の紹介）

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による相談・面接を無料で行っています。

（窓口）**（公財）日弁連交通事故相談センター 金沢相談所**

〒920-0937　金沢市丸の内７－３６　金沢弁護士会館内

TEL 076-221-0242（面接・相談については、予約が必要です。）

受付時間／　毎週　月・金 10:00～12:30

※（公財）日弁連交通事故相談センターのホームページ

http://www.n-tacc.or.jp/

（4）公益財団法人 交通事故紛争処理センター 金沢相談室

（組織の紹介・支援概要）

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

（窓口）**（公財）交通事故紛争処理センター 金沢相談室**

〒920-0853　金沢市本町２－１１－７　フコク生命駅前ビル１２階

TEL 076-234-6650　FAX 076-234-6651（事前予約が必要です。）

電話受付時間／　平日 9:00～17:00

※（公財）交通事故紛争処理センターのホームページ

http://www.jcstad.or.jp/

（5）公益財団法人 交通遺児等育成基金

（組織の紹介）

交通事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて、安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

（問合せ先）　TEL 0120-16-3611 又は 03-5212-4511

※（公財）交通遺児育成基金のホームページ

http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm

（6）公益財団法人 交通遺児育英会

（組織の紹介）

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費について、奨学金を無利子で貸し付けます。

（専門窓口） **TEL 0120-521286 又は 03-3556-0773（奨学課・直通）**

※（公財）交通遺児育英会のホームページ

http://www.kotsuiji.com/

（7）北陸交通災害等遺児をはげます会

（組織の紹介）

交通事故により、一家の働き手を失った交通遺児に対して、援助活動を行うため発足した民間団体です。

現在は、犯罪被害者及び一般事故の遺児も援護の対象としています。

■ 援護活動支給内容

福祉事務所の母子自立支援員・母子福祉担当者の協力を得て援護の申請をしていただき、適当と認められ当会に登録された遺児を対象に援護を開始します。

◇ 支給内容

○ 特別援護金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥満 18 歳に達し登録遺児から除外される時　70,000 円

○ 小・中学入学、卒業祝い金‥小・中学入学及び中学卒業時　30,000 円

○ 進級祝い金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥小・中・高の進学時及び未就学児　10,000 円

○ 夏の手当て‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥夏休みの郊外活動の補助　10,000 円

○ 冬の手当て‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥年末の補助　10,000 円

○ 事故死者遺児見舞金‥‥‥‥‥遺児登録時（遺児一人当たり）　10,000 円

北陸交通災害等遺児をはげます会（事務局）

〒920-0964　金沢市本多町３－２－１　北陸放送会館内

詳細は事務局にお問合せください。

TEL 076-262-8111（内線 653）・直通 076-262-8656

（8）交通災害等遺児すこやか資金

県及び市に設置された福祉事務所の支援で、交通、労働、地震等の災害により父又は母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。

・支給額・・・・・児童一人当たり　50,000 円

・申請期間・・・遺児となった日から１年以内

（連絡先）県及び市の福祉事務所

福祉事務所名	〒	所　在　地	電　話	管轄地域
石川県健康福祉部 厚生政策課	920-8580	金沢市鞍月１－１	076-225-1414	
石川県南加賀 保健福祉センター	923-8648	小松市園町ヌ48	0761-22-0793	能美郡、加賀市 小松市、能美市
石川県石川中央 保健福祉センター	924-0864	白山市馬場２－７	076-275-2251	野々市市、河北郡 白山市、かほく市
福祉相談部	920-8557	金沢市本多町３－１－10	076-223-9552	
石川県能登中部 保健福祉センター	926-0021	七尾市本府中町ソ27－９	0767-53-2482	羽咋郡、鹿島郡 羽咋市、七尾市
石川県能登北部 保健福祉センター	928-0079	輪島市鳳至町畠田102－４	0768-22-2011	鳳珠郡、輪島市 珠洲市
金沢市社会福祉事務所	920-8577	金沢市広坂１－１－１	076-220-2294	金沢市
七尾市福祉事務所	926-0811	七尾市御祓町１（パトリア3F）	0767-53-8418	七尾市
小松市社会福祉事務所	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8051	小松市
輪島市福祉事務所	928-8525	輪島市二ツ屋町２－29	0768-23-1161	輪島市
珠洲市福祉事務所	927-1295	珠洲市上戸町北方１－６－２	0768-82-7748	珠洲市
加賀市福祉事務所	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7851	加賀市
羽咋市福祉事務所	925-8501	羽咋市旭町ア200	0767-22-3939	羽咋市
かほく市福祉事務所	929-1125	かほく市宇野気ニ71－２	076-283-7121	かほく市
白山市福祉事務所	924-8688	白山市倉光２－１	076-274-9509	白山市
能美市福祉事務所	923-1297	能美市来丸町１１１０	0761-58-2230	能美市
野々市市福祉事務所	921-8825	野々市市三納１－１	076-227-6061	野々市市

○児童・生徒の事故ならびに非行問題行動等の報告について

（昭和 42 年 1 月 14 日 教学発第 74 号
出先機関長、 県立学校長、 市町村
教育委員会教育長あて　　教育長）

［沿革］昭和 59 年 7 月 10 日教庶発第 463 号改正

このことについては、従前からもご配慮をお願いしているところではありますが、今後は、下記によりすみやかにご報告くださるよう願います。

記

1　報告すべき事項

（1）交通・水難・スポーツ関係の事故による死亡
学校の管理下・管理下外をとわず、児童・生徒が死亡しまたは相手を死亡させた場合はすべてを報告すること。

（2）交通事故による負傷
学校の管理下・管理下外をとわず、児童・生徒が負傷しまたは相手を負傷させ、あるいは物品を破損させた場合はすべてを報告すること。

（3）スポーツ・体育関係の事故による負傷
学校の管理下において発生したもので、全治１か月以上と診断されたものについて報告すること。

（4）非行・問題行動その他の事故
学校の管理下・管理下外をとわず、たとえば自殺・長期の家出または犯罪行為等について報告すること。ただし、軽度のぐ犯行為等は除く。

2　報告の内容

報告書には下記事項について記入すること。ただし、事故の種類、内容により若干の項目が省略されることもありうる。

（a）学校名
（b）事故者氏名・生年月日・性別
（c）学年
（d）事故発生日時・場所
（e）事故の種類・内容
（f）死亡要因・けがの状態
（g）事故の原因
（h）学校の管理下・管理下外の別
（i）児童生徒の家庭ならびに学校における生活態度等特記すべき事項
（j）事前指導の状況
（k）事故発生後の措置および指導した事項
（l）その他

3　報告の要領

（1）市町教育委員会は原則として教育事務所を経由して報告すること。
（2）緊急を要するものは、あらかじめ電話等で報告し、後刻その詳細を２の内容により報告すること。

備考
この報告は、非行・問題行動については学校指導課長、スポーツ・体育関係の事故及び交通・水難その他の事故についてはスポーツ健康課長を経て本職あて行うものとすること。ただし、県立学校の管理下における生徒等の事故見舞金等支給要綱（昭和 59 年 7 月 10 日付け教庶発第 463 号教育長通知）第 6 条に規定する事故の報告については、学校指導課長、スポーツ健康課長を経た上、庶務課長を経て行うものとすること。

参考資料「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」第５条２項

「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。
一　児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
二　児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
三　前２号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
四　児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
五　前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

（様式例）

○○○○第　　号
令和　　年　　月　　日

○○○教育委員会教育長　殿

校長名　　印

児　童　生　徒　の　事　故　報　告

標記のことについて、下記のとおり報告します。

学　校　名					
ふりがな 児童生徒氏名		学科 学年		性　別	男　・　女
				生年月日	年　月　日（　　歳）
保護者氏名		続柄		住　所	
管理下・ 管理下外の別	管理下・管理下外			事故の種類	
事故発生日時	年　月　日（　）　午前・午後　時　分頃				
事故発生場所					
けがの状態					
事故原因の概要					
児童生徒の家庭・学校における生活態度等の特記事項					
事前指導の状況					
事故発生後の措置及び指導した事項					
その他					

資料

学校での救急事例の取扱い

緊急度 高 → 低

分　　類	学校内の体制	症状など
１. 緊急に医療機関による処置が必要な場合	救急車を要請 ※緊急度が高いことを、学校長に報告 ※救急車の要請 ※救急車に教職員が同乗 ※保護者への連絡 ※受傷状況の確認 ※学校医に報告 ※周りにいる児童生徒への心理的ケアをおこなう。	・呼吸困難 ・意識喪失の持続 ・ショック症状の持続 ・けいれんの持続 ・激痛の持続 ・多量の出血 ・強度の骨、関節の変形 ・大きな開放創 ・広範囲の熱傷 ・その他、生命にかかわると思われるもの
２. 早急に専門的処置が必要な場合	保護者へ連絡 教職員が病院へ搬送 ※受診の必要性を学校長に報告 ※担任は保護者に連絡し、移送する医療機関を確認する。 ※傷病者を観察、応急処置	・骨折 ・脱臼 ・火傷 ・眼の外傷 ・頭部打撲 ・高熱 ・裂傷 ・外傷による意識喪失（ショック） ・けいれん　　等
３. 専門家の判断が必要な場合	保護者に連絡をとる ※受診の必要性を保護者に連絡	・骨折の疑いのある場合 ・急な腹痛など ・高熱 ・持続的な腹部症状　等
４. 軽度のけがや疾病の場合	（保健室で処置）	・擦過傷 ・切傷 ・鼻出血 ・軽度の腹痛　　等
	（学級等で処置）	・軽度の擦過傷 ・軽度の切傷　　等

ＤＭＡＴ (Disaster Medical Assistance Team)　石川県災害時医療救護対応マニュアル（H25.4）抄

災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

厚生労働省及び石川県では、災害時における医療救護体制の充実強化を図るため、県知事の要請により活動を行う災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」の配備を進めており、ここではその概要について紹介する。

○　構　　成：医師１名、看護師２名、業務調整員１名の４名を基本
○　DMAT登録者：厚生労働省等が実施する「日本ＤＭＡＴ隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者
○　活動範囲：(1) 石川県内外で発生した災害等の被災地内での活動
(2) 石川県内外で発生した災害等の被災地から広域医療搬送等が実施される場合の被災地外での活動
○　活動内容：現場活動、病院支援、域内搬送、広域医療搬送
○　出　　動：都道府県知事の要請により出動

１　石川ＤＭＡＴの待機要請

県は、石川ＤＭＡＴの出動基準（２の（１）～（３））に該当することが見込まれる場合は、石川ＤＭＡＴ指定病院に対して石川ＤＭＡＴの待機を要請する。

ただし、以下の場合においては、石川ＤＭＡＴ指定病院の長は、県の要請を待たずに、石川ＤＭＡＴを待機させるものとする。

ア　県内で震度５弱以上の地震が発生した場合
イ　東京都２３区で震度５強以上の地震が発生した場合
ウ　その他の地域で震度６弱以上の地震が発生した場合
エ　津波警報（大津波警報）が発表された場合
オ　東海地震注意報が発表された場合
カ　大規模な航空機墜落事故が発生した場合
キ　石川ＤＭＡＴが出動を要すると判断するような災害が発生した場合

２　石川ＤＭＡＴの出動要請

県は、以下の出動基準に照らし、石川ＤＭＡＴが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川ＤＭＡＴ指定病院に対して石川ＤＭＡＴの出動を要請する。

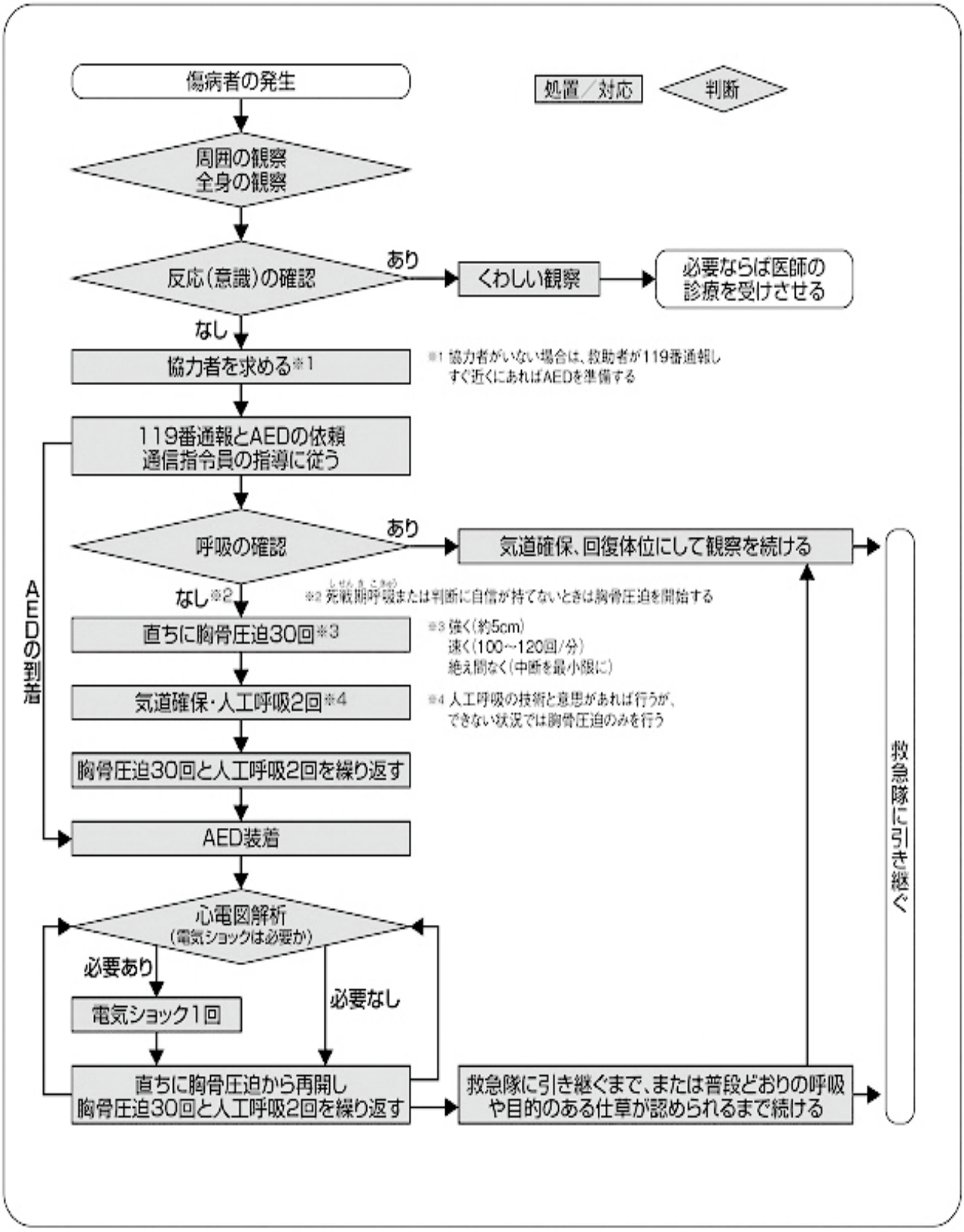
（１）県内で、災害等により２０名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
（２）（１）のほか、県内における災害等の被災者の救出に石川ＤＭＡＴが出動し対応することが効果的であると認められる場合
（３）国又は他の都道府県から石川ＤＭＡＴの出動要請があった場合

３　国、他の都道府県へのＤＭＡＴの派遣要請

県は、震度６強又は２０名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる地震の場合は、国及び他の都道府県にＤＭＡＴの派遣を要請する。

出典：日本赤十字社ＨＰ「一次救命処置の手順」（http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/process/）

一次救命処置の手順



出典：日本赤十字社ＨＰ「心肺蘇生」（http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/airway/）

心肺蘇生の手順

（1）反応（意識）の確認

大きな声をかけ、肩を軽くたたき、反応（意識）の有無を確認します。反応（意識）がなかったり鈍い場合は、まず協力者を求め、119番通報とＡＥＤの手配を依頼します。

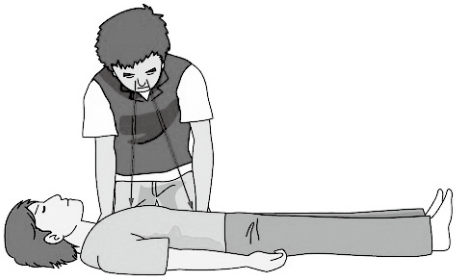


（2）呼吸の確認

傷病者が心停止を起こしているかを判断するために呼吸を確認します。

① 呼吸を確認するために、傷病者の胸部と腹部の動きの観察に集中します。

② 普段どおりの呼吸がない場合、あるいはその判断に自信が持てない場合は、胸骨圧迫を開始します。このとき、呼吸を確認するのに10秒以上かけないようにします。



（3）胸骨圧迫

心臓が痙攣したり停止したりして血液を送り出せない場合に、心臓のポンプ機能を代行するために行います。

① 傷病者を固い床面に上向きで寝かせる。

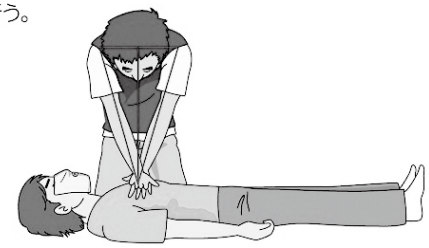
② 救助者は傷病者の片側、胸のあたりに両膝をつき、傷病者の胸骨の下半分（目安は胸の真ん中）に片方の手の手掌基部を置き、その上にもう一方の手を重ね、上に重ねた手の指で下の手の指を引き上げます。

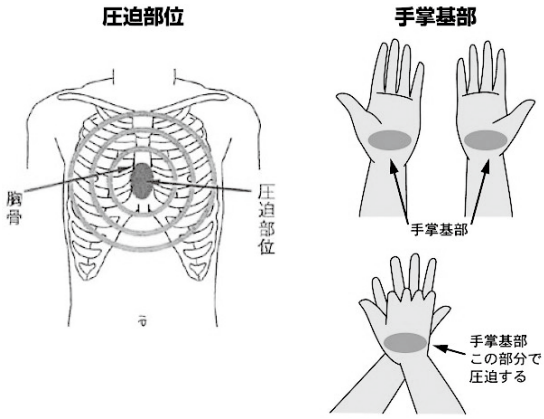
③ 両肘を伸ばし、脊柱に向かって垂直に体重をかけて、胸骨を約5cm（成人の場合※ただし、6歳以上の子どもを含む）押し下げる。

④ 手を胸骨から離さずに、速やかに力を緩めて元の高さに戻す。

⑤ 胸骨圧迫は1分間あたり100～120回のテンポで30回続けて行う。





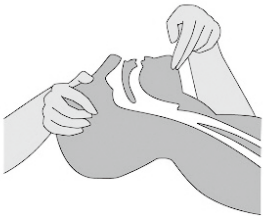


（4）気道確保（頭部後屈あご先挙上法）

一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先に当て、下あごを引き上げるようにして、頭部を後方に傾けます。（頭部後屈あご先挙上法）

頸椎損傷が疑われる場合は、特に注意して静かに行います。





（5）人工呼吸（呼気吹き込み法）

① 救助者は、気道を確保したまま、額に置いた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。

② 救助者は自分の口を大きく開けて、傷病者の口を覆う。

③ 約１秒かけて傷病者の胸が上がるのがわかる程度の吹き込みを行う。これを２回続けて行う。（１回吹き込んだらいったん口を離し換気させる）

④ 人工呼吸を行った途端に呼吸の回復を示す変化がない限りは、直ちに次の胸骨圧迫に移ります。



※人工呼吸には特別な用具を必要としませんが、一方向弁付き呼気吹き込み用具などの使用が可能であれば、使用します。

(6) 胸骨圧迫と人工呼吸

心肺蘇生を効果的に行うために胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせて行います。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。ＡＥＤを使用するとき以外は、心肺蘇生（特に胸骨圧迫）を中断なく続けることが大切です。人工呼吸をする技術または意思を持たない場合は、胸骨圧迫だけでも構いません。

子どもに対する心肺蘇生

子どもに対する心肺蘇生は、基本的には成人の場合と同じですが、年齢によって体の大きさや体型が異なるために、多少手技の違いがあります。

また、子どもは大人に比べ、窒息や溺水など呼吸器系の障害によって起きる心停止の割合が多く、この場合は人工呼吸がより重要となります。

★注意事項

○胸骨圧迫

幼児は、片手または両手で胸の厚さの約1/3くぼむ程度、乳児は、中指と薬指で胸の厚さの約1/3くぼむ程度、押し下げる。圧迫のテンポは成人と同じ。

○気道確保

子どもの首は柔らかいので、後方に傾け過ぎないようにする。

○人工呼吸

肺容量が少ないので、吹き込む量の目安は、子どもの胸が上がるのがわかる程度にする。



（幼児の場合）



（乳児の場合）

「日本赤十字社では、「一次救命処置（BLS）-心肺蘇生とAED -」の動画をweb 上で公開しています。詳しくは、日本赤十字社ホームページ内の「講習の内容について」をご覧ください。」

ＵＲＬ：http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/

【参考及び引用文献】

学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開　　文部科学省

学校防災マニュアル
（地震・津波災害）作成の手引き　　文部科学省

学校安全参考資料
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育　　文部科学省

子どもの心のケアのために
－災害や事件・事故発生時を中心に－　　文部科学省

学校の危機管理マニュアル作成の手引き　　文部科学省

学校の「危機管理マニュアル」等の
評価・見直しガイドライン　　文部科学省

石川県地域防災計画　　石　川　県

石川の学校安全管理指針　　石川県教育委員会

石川の学校安全管理指針　－補足版－
学校における地震災害対応マニュアル　　石川県教育委員会

学校における原子力防災マニュアル　　茨城県教育委員会

「石川の学校安全指針」

令和４年２月　改訂

石川県教育委員会

石川の学校安全指針

―かけがえのない子どもたちの命を守ろう―

石川県教育委員会